

南相馬市地域防災計画

【総則・災害予防対策編】

目 次

第1部 総則

第1章 計画の目的及び方針	1
第1節 計画の目的及び位置付け	1
第2節 基本方針及び活動目標	2
第3節 計画の運用	6
第2章 市、防災関係機関、市民及び事業所の役割	7
第1節 市及び防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱	7
第2節 市民・事業所の責務	13
第3章 市の防災環境	15
第1節 市の概況	15
第2節 災害の発生状況	17
第3節 災害の想定	20
第4節 減災効果	25

第2部 災害予防計画

第1章 災害に強いまちづくり	29
第1節 都市の防災機能の強化	29
第2節 建築物・文化財災害等の安全対策	31
第3節 水害・土砂災害予防対策	34
第4節 津波災害予防対策	38
第5節 火災予防対策	41
第6節 危険物等の災害予防対策	44
第7節 事故災害の予防対策	46
第2章 災害応急対策への備え	52
第1節 防災体制の充実	52
第2節 情報収集伝達体制の整備	53
第3節 医療（助産）救護・防疫体制の整備	54
第4節 緊急輸送体制の整備	55
第5節 避難施設・体制の確立	56
第6節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備等	60
第7節 廃棄物処理体制の整備	62
第8節 ライフライン施設災害予防対策	63
第9節 災害時相互応援協定の締結	66
第3章 市民の防災活動の促進	67
第1節 防災教育の推進	67
第2節 防災訓練の充実	70
第3節 自主防災組織等の育成	72
第4節 要配慮者の安全確保	74
第5節 ボランティア等との連携	78

第 1 部 総則

第 1 章 計画の目的及び方針

第 1 節 計画の目的及び位置付け

第 1 計画の目的

南相馬市地域防災計画（以下「本計画」という。）は、南相馬市で発生する風水害、地震、津波、原子力災害等に対処するため、市及び防災関係機関が相互に緊密な連携を取りつつ、その有する全機能を有効に発揮して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

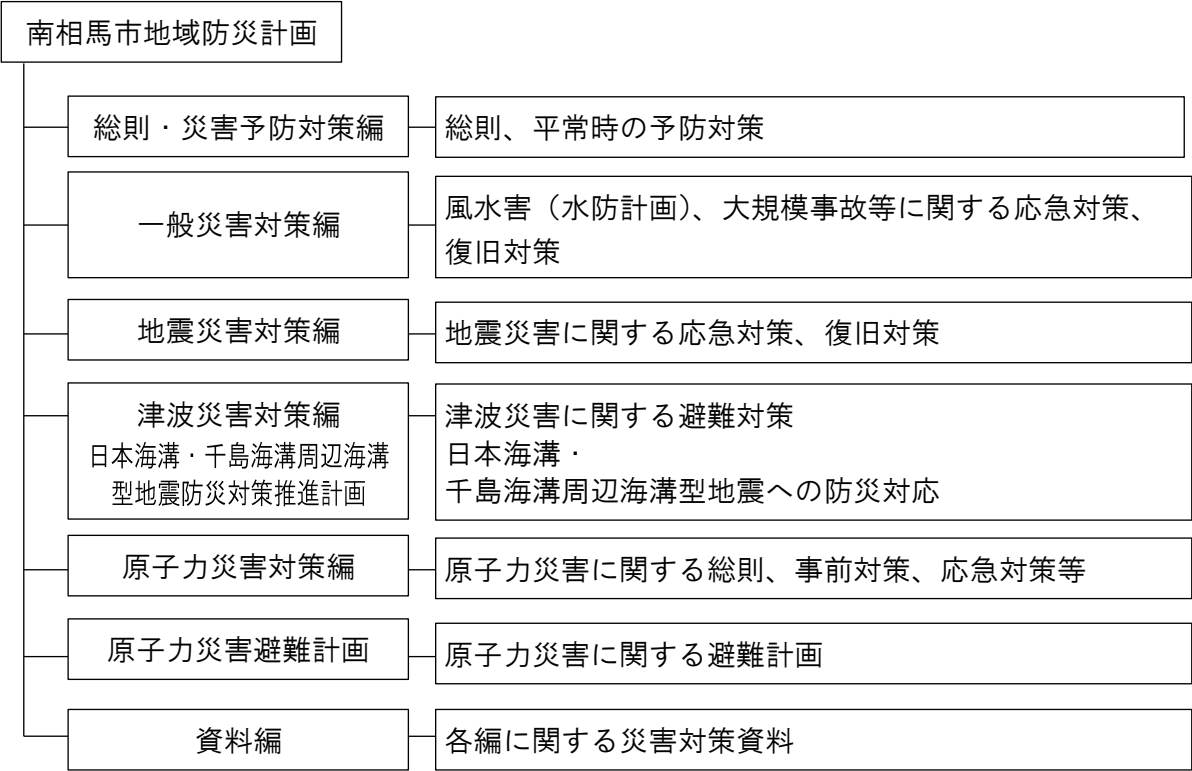
第 2 計画の位置付け

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、南相馬市防災会議（以下「市防災会議」という。）が作成するものであり、国の防災基本計画、防災関係機関の防災業務計画及び福島県地域防災計画との連携を有した計画である。

また、水防法（昭和 24 年 6 月 4 日）第 33 条の規定に基づき、水防管理者である市が作成する水防計画を兼ねる。

第 3 計画の構成

本計画は、次の各編で構成する。



第2節 基本方針及び活動目標

第1 災害対策の基本理念

災害対策は、災害対策基本法で定める以下の事項を基本理念として行われるものであり、本計画もこの基本理念に基づき策定するものとする。

- 1 我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- 2 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人ひとりが自ら行う防災活動及び自主防災組織その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- 3 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- 4 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- 5 被災者による主体的な取り組みを阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障がいの有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
- 6 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

第2 基本方針

1 「減災」に向けた対策の推進

東日本大震災や令和元年東日本台風等では、これまでの想定をはるかに超える地震・津波や水害・土砂災害が発生し、多くの方々の犠牲や甚大な被害をもたらしているため、激甚化・頻発化する自然災害への対策が重要である。

このため、本市においても、東日本大震災の教訓を踏まえ、国の防災基本計画で人命が失われないことを最重視するなどとした「減災」の考え方を防災の基本方針とし、「災害に強い安全・安心なまち～南相馬」を目指して、自助・共助・公助一体による地域防災力の強化に努め、ハードとソフトを組み合わせることで一体的に減災に向けた対策を推進する。

国の防災基本計画では、東日本大震災の教訓を踏まえ、「災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る『減災』の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていかなければならない」とした。

2 災害対策本部の初動体制強化

自然災害による被害を最小化するためには、災害が発生し又は災害発生のおそれがある場合、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧を実施するための備えを十分に行う必要がある。

このため、東日本大震災、令和元年東日本台風等の教訓から作成した「災害時職員行動マニュアル」のほか、災害事象別に部課別の災害応急対策マニュアルなどを作成し、特に風水害では、防災行動計画（タイムライン）を参考に、災害対策本部の初動体制強化に取り組む。

3 防災情報収集伝達手段の多重化・多様化

災害が発生し又は災害発生のおそれがある場合、市民を安全な避難場所へ誘導するためには、避難情報を確実に伝達することが重要である。

このため、被災しても情報収集・伝達が困難とならないよう、防災行政無線等の更新等、情報収集伝達手段の多重化・多様化に取り組む。

4 避難対策の充実・強化

災害が発生し又は災害発生のおそれがある場合、迅速に安全な場所へ避難することが人命を守る上で重要である。また、大規模災害発生時や休日・夜間の災害の場合、市職員の配置には限界がある。

このため、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」の改訂等を踏まえ、避難指示等の発令基準の明確化、避難場所・避難所指定や避難所設備の改善、そして避難所となる施設の管理者や行政区・自主防災組織等とともに避難所開設運営について協議検討し、避難所運営マニュアル更新等、避難対策の充実・強化を図る。

5 地域防災力の向上

災害時における被害を最小化するためには、行政による「公助」のみならず、自らの命、身体、財産を守る「自助」、地域の安全は自分たちで守る「共助」の取り組みが重要である。

このため、自助としての個人・家庭での知識習得や備蓄、共助としての地域に住むよう配慮者への支援、公助としての自主防災活動への支援等により、地域防災力の向上を図る。特に、事前の予想が可能な台風等の風水害では、事前の備えが極めて重要であり、災害から身を守る意識醸成の促進等により、台風等による死者ゼロを目指す。

6 男女双方の視点に配慮した防災対策

大規模災害では、避難所での生活において、生活環境、物資の供給、避難所業務の役割における女性への配慮等について様々な課題があげられている。このため、防災に関する施策・方針決定の過程や防災の現場における女性の参画の拡大など、男女双方の視点に配慮した防災対策に取り組む。

7 要配慮者の避難支援

災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（要配慮者）への支援が必要である。このため、要配慮者の安全確保に努め、避難行動要支援者の避難支援体制の構築や、避難生活への配慮等、要配慮者の避難支援に取り組む。

8 原子力災害対策の推進

東日本大震災での福島第一原子力発電所事故により、本市には避難指示区域が設定され、多くの住民が避難生活を余儀なくされた教訓を踏まえ、原子力災害の被害を防止し、生活の継続と復旧を図るため、市及び防災関係機関が取るべき措置を定めた原子力災害対策を推進する。

第3 活動目標

被害の様相は、発災直後からの時間の経過とともに刻々と変化する。そのため、優先すべき災害対策活動の目標も段階的に変化する。

風水害については、気象情報等の分析により災害発生の危険性の予測が可能なことから、被害を軽減するために情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の活動が重要である。

防災関係機関等の様々な防災主体が、相互に連携しながらスムーズな災害対策活動を実施するためには、各主体に共通の活動目標が基本として存在していることが重要であるため、発災直前及び発災後の基本的な事項について活動目標を整理する。

なお、実際の運用に当たっては、災害の態様、状況に応じた配慮が必要となる。

【風水害】

活動区分	活動目標
直前対応	■災害直前活動 ・気象情報、警報等の伝達 ・避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・水防活動やダム、せき、水門等の適切な操作等の災害未然防止活動の実施
緊急対応	■初動体制の確立 ・対策活動要員の確保（非常参集） ・対策活動空間と資機材の確保 ・被災情報の収集・解析・対応 ■生命・安全の確保 ・初期消火、救助・救出等活動の展開 ・迅速な避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・広域的な応援の要請、広域的な救助・救急活動の遂行 ・給食、給水の実施 ・災害の拡大防止及び二次災害の防止関連対策
応急対応	■被災者の生活の安定 ・ライフラインの早期復旧等 ・救援物資等の調達と配給 ・通勤・通学等環境の早急な回復
復旧対応	■地域・生活の回復 ・被災者の生活再建等ケア ・災害廃棄物等の撤去
復興対応	■地域・生活の再建・強化 ・被災者の生活再建の推進 ・都市復興計画の推進 ・都市機能の回復・強化

【地震・津波】

発災後の 時間経過	段階名	活動目標
直後	即時対応期	■初動体制の確立 ・対策活動要員の確保（非常参集） ・対策活動空間と資機材の確保 ・被災情報の収集・解析・対応
直後～ 数時間以内		■生命・安全の確保（瞬時の対応） ・初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開 ・火災延焼の阻止活動、津波・火災延焼に対応した住民避難誘導活動等 ・広域的な応援活動の要請
1日目～ 3日目	緊急時対応期	■生命・安全の確保（72時間以内の対応） ・専門部隊等も加えた本格的な行方不明者の捜索、救出活動、災害医療等の生命の安全に関わる対策 ・広域的な協力による火災消火対策活動、地盤崩壊対策活動等の遂行 ・道路啓開、治安維持に関する対策 ・有毒物・危険物の漏洩対策等の二次災害の防止関連対策 ・給食、給水、避難所の開設と運営、救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等代替サービスの提供
4日目～ 1週間	応急対応期Ⅰ	■被災者の生活の安定（最低限の生活環境） ・ライフラインの早期復旧等
1週間～ 1か月	応急対応期Ⅱ	■被災者の生活の安定（日常活動環境） ・通勤・通学等環境の早急な回復
1か月～ 数か月	復旧対応期	■地域・生活の回復 ・被災者の生活再建等ケア ・災害廃棄物等の撤去
数か月以降	復興対応期	■地域・生活の再建・強化 ・被災者の生活再建の推進 ・都市復興計画の推進 ・都市機能の回復・強化

第 3 節 計画の運用

第 1 計画の習熟

市及び防災関係機関等は、普段から研究、教育、訓練及びその他の方法により本計画及び関連する他の計画の習熟に努めなければならない。

また、各種防災訓練、防災の出前講座、防災マップの活用等によって、市民に周知徹底を図るものとする。

第 2 計画の修正

市防災会議は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、本計画について毎年検討を加え、必要があると認められるときは、市防災会議に諮り修正する。

また、市は、水防法第 33 条の規定に基づく水防計画について毎年検討を加え、必要があると認められるときは、南相馬市水防協議会に諮り修正する。

第 3 計画の推進

本計画は、防災に関する基本的事項を示しているものである。

市及び防災関係機関は、災害対応を円滑に実施するため、主要な応急対策業務についての具体的な行動手順等を行動マニュアルに定めるとともに、必要に応じてこれに修正を加え、災害時に有効な活動ができるよう努める。

第2章 市、防災関係機関、市民及び事業所の役割

第1節 市及び防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

第1 計画における市及び防災関係機関の実施責任

市及び防災関係機関は、災害対策の基本理念に則り、災害対策を実施する責務を有する。

1 南相馬市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、消防機関、公共的団体その他防災に関する団体及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市の有する全ての防災機能を十分に発揮する。

2 福島県

県は、市を包括する広域的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 その他公共的団体等

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 市及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 南相馬市

事務又は業務の大綱
(1) 市防災会議の事務 (2) 防災組織の整備及び育成指導 (3) 防災知識の普及及び教育 (4) 防災訓練の実施 (5) 防災施設の整備 (6) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備 (7) その他の応急措置 (8) 避難対策

第1部 総則

第2章 市、防災関係機関、市民及び事業所の役割

- (9) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (10) 被災者に対する救助及び救護の実施
- (11) 保健衛生
- (12) 文教対策
- (13) 被災施設の復旧
- (14) その他の災害応急対策
- (15) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

2 相馬地方広域消防本部

機関の名称	事務又は業務の大綱
南相馬消防署 小高分署 鹿島分署	(1) 消防用設備等 (2) 危険物の安全及び規制 (3) 災害の警戒及び防除 (4) 消防活動 (5) 災害情報 (6) 市地域防災計画に基づく訓練 (7) 救助及び救護

3 相馬地方広域水道企業団

機関の名称	事務又は業務の大綱
相馬地方広域水道企業団	(1) 鹿島区への水道供給に係る水道施設の整備に関する事 (2) 鹿島区への水道供給に係る水道施設の災害予防及び災害復旧対策の実施に関する事 (3) 鹿島区への応急給水に関する事

4 福島県

機関の名称	事務又は業務の大綱
相双地方振興局 相双保健福祉事務所 相双農林事務所 相双家畜保健衛生所 相双建設事務所 相双教育事務所 南相馬警察署	(1) 防災組織の整備 (2) 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整 (3) 防災知識の普及及び教育 (4) 防災訓練の実施 (5) 防災施設の整備 (6) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備 (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 (8) 緊急輸送の確保 (9) 交通規制、その他社会秩序の維持 (10) 保健衛生 (11) 文教対策 (12) 市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援 (13) 災害救助法に基づく被災者の救助 (14) 被災施設の復旧 (15) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

5 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
福島労働局 (相馬労働基準監督署)	(1) 工場事業場における労働災害の防止
東北農政局 (福島県拠点)	(1) 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業並びに災害防止事業の指導並びに助成

	(2) 農業関係被害情報の収集報告 (3) 農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病虫害の防除指導 (4) 被害農林漁業者等に対する災害融資のあっせん・指導 (5) 排水・かんがい用土地改良機械の緊急貸付け (6) 野菜、乳製品等の食料品、飼料、種もみ等の供給対策 (7) 応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡
関東森林管理局 (磐城森林管理署、 原町森林事務所、原 町治山事務所)	(1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成 (2) 災害復旧用材（国有林材）の供給
東北地方整備局 (磐城国道事務所、 原町維持出張所)	(1) 災害情報等の収集・提供、応急対策及び災害復旧等の支援 (2) 直轄公共土木施設の整備と防災管理 (3) 洪水予警報等の発表及び伝達 (4) 水防活動の支援 (5) 災害時における通行規制及び輸送の確保 (6) 被災直轄公共土木施設の復旧 (7) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
仙台管区气象台 (福島地方气象台)	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその結果の収集、発表 (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 県や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
第二管区海上保安本部 (福島海上保安部)	(1) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 (2) 災害時における管内防災関係機関との連携 (3) 海難救助、治安の維持及び海上交通安全の確保 (4) 海洋環境の汚染防止、海上交通安全等の災害復旧・復興対策 (5) 防災に関する啓発活動、訓練

6 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
自衛隊 福島駐屯地 第 44 普通科連隊	(1) 県、市町村、その他の防災関係機関が実施する応急的な災害対策の支援協力

7 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本郵便（株）	(1) 災害時における郵便事業運営の確保 (2) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
日本赤十字社	(1) 医療、助産等救護の実施 (2) 義援金の募集 (3) 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
日本放送協会	(1) 気象・災害情報等の放送 (2) 県民に対する防災知識の普及
東日本高速道路（株）	(1) 道路の耐災整備 (2) 災害時の応急復旧 (3) 道路の災害復旧
東日本旅客鉄道（株）	(1) 鉄道施設等の整備及び防災管理 (2) 災害対策に必要な物資及び人員の緊急輸送の協力

	(3) 災害時における応急輸送対策 (4) 被災鉄道施設の復旧
通信事業者（東日本電信電話（株）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株）、（株）NTTドコモ、KDDI（株）、ソフトバンク（株））	(1) 電気通信施設の整備及び防災管理 (2) 災害非常通信の確保及び気象予警報の伝達 (3) 被災電気通信施設の復旧
運輸業者（日本通運（株）、福山通運（株）、佐川急便（株）、ヤマト運輸（株）、西濃運輸（株））	(1) 災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
電力事業者（東北電力（株）、東北電力ネットワーク（株）相双電力センター）	(1) 電力供給施設の整備及び防災管理 (2) 災害時における電力供給の確保 (3) 被災電力施設の復旧
東京電力ホールディングス（株）	(1) 原子力施設の防災管理 (2) 放射能災害対策の実施

8 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
バス機関（（公社）福島県バス協会、福島交通（株））	(1) 被災地の人員輸送の確保 (2) 災害時における避難者等の緊急輸送の協力
放送機関（福島テレビ（株）、（株）福島中央テレビ、（株）福島放送、（株）テレビユー福島、（株）ラジオ福島、（株）エフエム福島）	(1) 気象（津波）予報、警報等の放送 (2) 災害状況及び災害対策に関する放送 (3) 放送施設の保安 (4) 県民に対する防災知識の普及
新聞社（（株）福島民報社、福島民友新聞（株））	(1) 災害状況及び災害対策に関する報道
運輸業者（（公社）福島県トラック協会）	(1) 災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
（一社）福島県医師会、（公社）福島県歯科医師会、（一社）福島県薬剤師会、（公社）福島県看護協会、（公社）福島県診療放射線技師会	(1) 医療助産等救護活動の実施 (2) 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供 (3) 防疫その他保健衛生活動の協力
（一社）福島県LPガス協会	(1) 災害時におけるLPガスの安全対策の実施
社会福祉法人福島県社会福祉協議会	(1) 災害時のボランティアの受入れ (2) 生活福祉資金の貸付

(一社) 福島県警備業協会	(1) 災害時における警戒警備業務及び交通誘導への協力
---------------	-----------------------------

9 公共的団体及び防災上重要な機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
ふくしま未来農業協同組合	(1) 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力 (2) 農作物災害応急対策の指導 (3) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん (4) 被災組合員に対する融資のあっせん
相馬地方森林組合	(1) 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力 (2) 被災組合員に対する融資のあっせん
相馬双葉漁業協同組合鹿島支所	(1) 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力 (2) 被災組合員に対する融資のあっせん (3) 漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立 (4) 漁具及び漁家生活資材の確保、あっせん
原町商工会議所、小高商工会、鹿島商工会、商工業関係団体	(1) 県、市町村が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力 (2) 災害時における物価安定についての協力 (3) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
金融機関	(1) 災害時における業務運営の確保及び非常金融措置の実施
(一社) 相馬郡医師会、相馬歯科医師会、相馬薬剤師会	(1) 医療助産等救護活動の実施 (2) 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供 (3) 防疫その他保健衛生活動の協力
社会福祉法人南相馬市社会福祉協議会	(1) 災害時のボランティアの受入れ (2) 生活福祉資金の貸付
病院等医療施設の管理者	(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施 (2) 災害時における受入者の保護及び誘導 (3) 災害時における病人等の受入及び保護 (4) 災害時における被災負傷者の治療及び助産
社会福祉施設等の管理者	(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施 (2) 災害時における入所者の保護及び誘導
学校法人	(1) 避難施設の整備及び避難訓練 (2) 災害時における応急教育対策計画の確立と実施
燃料供給業者	(1) 施設の安全管理 (2) 燃料の備蓄及び緊急車両、重要施設等への燃料の優先的な供給
危険物施設及び高圧ガス施設の管理者	(1) 安全管理の徹底 (2) 防護施設の整備 (3) 災害応急対策及びその復旧対策の確立
ガス供給事業者 (相馬ガス(株)、原町地区エルピーガス保安協議会)	(1) 安全管理の徹底 (2) ガス施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立
自治組織 (行政区自主防災会、南相馬市女性消防隊)	(1) 地域における住民の避難誘導、被災者の救護、感染症予防物資の配給及び防犯等に対する協力に関すること (2) 市が実施する応急対策についての協力に関すること
南相馬市原町建設業組合、南相馬市小高建設業組合、南相馬	(1) 防災対策資機材及び人員の確保に対する協力に関すること (2) 災害時における緊急輸送路の確保、障害物撤去、応急仮設住宅の建設及びその他応急復旧対策に対する協力に関すること

市鹿島建設業組合	
南相馬市管工事協同組合等	(1) 災害時における上下水道管応急復旧対策に対する協力に関すること
多数の者が出入りする事業所等	(1) 避難誘導、消火施設等の点検整備の実施に関すること (2) 従事者等に対する防災知識の普及及び避難訓練等の実施に関すること
相馬地方防火安全協会	(1) 防火対象物の消火、通報及び避難の訓練に関すること (2) 避難施設等の維持管理・案内に関すること (3) 危険物による火災の防止及び防火思想を普及高揚するための啓発宣伝に関すること (4) 危険物に関する諸法規の研究・手続きの指導並びに危険物取扱者及び防火責任者の教育指導に関すること (5) 会員相互の協力援助に関すること (6) 危険物取扱いに関する功労者の表彰に関すること (7) 消防行政への協力援助に関すること (8) その他防火上必要な事項に関すること

第2節 市民・事業所の責務

第1 市民の責務

1 市民の責務

市民は、災害対策の基本理念に則り、食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めるものとする。

また、「自らの命は自らが守る」意識を持ち、状況に応じて避難行動や命を守る行動をとるものとする。

平常時の準備	(1) 家具などの転倒防止対策の実施 (2) ブロック塀やガスボンベの補強・固定 (3) 家庭内備蓄の実施（最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水） (4) 非常持出品（救急用品、貴重品、懐中電灯、ラジオ等）の準備 (5) 消火器の設置と点検 (6) 災害時の行政からの情報を入手する手段の確認 (7) 災害時の指定緊急避難場所及び指定避難所・避難路・避難方法の確認 (8) 災害時の家庭内の連絡方法の確認 (9) 自宅周辺の危険箇所の把握 (10) 隣近所との協力体制の確保
応急対策活動への協力	(1) 正しい情報を入手する手段の確保 (2) 自らの身を守るための避難等の適切な行動 (3) 自宅や自宅周辺の状況確認と火災の初期消火 (4) 近隣の負傷者や要配慮者の行動の補助 (5) 指定避難所の運営への協力 (6) 市民相互の協力や市の防災事業への協力 (7) 公共機関、自主防災組織及びボランティア等の活動への協力

2 自主防災組織の責務

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感を持ち、市民が協力して消火、救助活動できる地域の実情に即した自主防災体制の確立を図る。

平常時の準備	(1) 防災知識の普及 (2) 地域の災害危険の把握 (3) 防災訓練の実施 (4) 火気使用設備器具等の点検 (5) 防災用資機材の整備 (6) 地区防災計画の作成
応急対策活動への協力	(1) 地域の災害情報の収集・伝達 (2) 出火防止・初期消火 (3) 住民の避難誘導 (4) 負傷者の救出・救護 (5) 給食・給水等の活動 (6) 市の防災事業への協力

第2 事業所の責務

事業所は、防火管理体制を強化するとともに、各種の災害に備えた計画的な防災体制の充実を図り、事業所内の従業員、利用者等の安全を確保する。

また、発災直後の応急措置や帰宅困難となる場合に備え、防災資機材、食料、飲料水の備蓄に努める。

さらに、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、災害に強いまちづくりのため、地域の防災活動に積極的に協力する。

第3章 市の防災環境

第1節 市の概況

第1 自然的条件

1 位置及び面積

本市は、平成18年1月1日に旧小高町、旧鹿島町及び旧原町市の1市2町が合併して誕生した。東北地方の南東部、福島県浜通り地方の北部に位置し、面積398.58平方kmである。北は相馬市、西は飯舘村、南は浪江町に接し、東は太平洋に面している。東京からの距離は292kmで、いわき市と宮城県仙台市のほぼ中間にある。

2 地形及び地質

本市は、東は太平洋、西は阿武隈高地に接し、阿武隈高地東縁の山地と福島県浜通り低地帯から構成され、標高656mから海岸部に至る。山地部では、山頂に残る平坦面・緩斜面と、深く開析する小高川・宮田川・新田川・太田川・真野川等の谷底があり、その比高（起伏量）は300mを超えるところが多い。主な山は八丈石山、八森山、国見山がある。

地質構成も多種多様で変化に富む。中央部を南北に走る双葉断層東側の地域には、断層に接して中生代の固結堆積物が発達している。その東側の丘陵地域には、新第三紀中新世から鮮新世の固結堆積物や半固結堆積物が分布している。

また、丘陵地の一部やその間の平地には、段丘や海岸平地を構成する第四紀の未固結堆積物が分布している。双葉断層西側の隣接地域には、古生代の固結堆積物、中生代の火山性堆積物、花崗岩質岩石などが分布している。

3 気象

本市の気候は、太平洋の影響を受け夏は涼しく、冬は温暖な海洋性気候で、過去30年の平均値(1991～2020年)では、年平均気温が12.7℃（観測点：相馬）、年降水量は1,387.9mm（観測点：原町）となっている。風は、10月から4月が北西、5月から9月が東よりとなっている。降雨は、梅雨時と台風シーズンが多い。冬には降雪も少なく晴天の日が多いため極端に降水量が少なくなる。

4 活断層

阿武隈高地東縁部には、複数の活断層が認められており、本市の中心には双葉断層が走っている。双葉断層は、すでに先第四紀に形成された断層帯の一部が再活動したもので、阿武隈高地東縁部では、断層線に沿って河川、山脚の横ずれ変異が認められている。

また、新田川以北では、活断層の存在を表す指標である確実度がⅠ、活断層の過去（第四紀）における活動を表す指標である活動度がB、長さ18kmであり、新田川以南では確実度Ⅱ、活動度B、長さ37kmに及ぶ。

一般に、地震の規模が大きいほど、活断層の長さは長くなる傾向があり、「双葉断層の長期評価について」（地震調査研究推進本部 平成17年）によれば、双葉断層全体が1つの区間として活動する場合、マグニチュード6.8-7.5程度の地震が発生する可能性がある。

第2 社会的条件

1 人口

本市の居住人口・世帯数は、令和6年1月31日現在、56,580人、24,332世帯である。

【地区別人口及び世帯数】

区名	世帯数（世帯）	人口（人）	男（人）	女（人）
小高区	2,623	6,321	3,086	3,235
鹿島区	3,688	9,742	4,847	4,895
原町区	18,021	40,517	20,299	20,218
計	24,332	56,580	28,232	28,348

出典：南相馬市 統計情報 （令和6年1月31日現在）

年齢3区分別人口は次のとおりであり、令和6年1月31日現在、65歳以上の老年人口は21,158人となっている。

【年齢3区分別人口】

区名	人口（人）	年少人口 （人） 0～14歳	生産年齢人口 （人） 15～64歳	高齢人口 （人） 65歳以上
小高区	6,321	336	3,047	2,938
鹿島区	9,742	926	5,080	3,736
原町区	40,517	3,712	22,321	14,484
合計	56,580	4,974	30,448	21,158

出典：南相馬市 統計情報 （令和6年1月31日現在）

2 交通

（1）道路

浜通りの基軸である国道6号及び常磐自動車道が市域を南北に貫いている。東西には、県道原町川俣線、県道原町浪江線が本市と中通りとを結んでいる。

（2）鉄道

JR常磐線がいわき市と仙台市とを結んでいる。本市には、鹿島駅、原ノ町駅、磐城太田駅、小高駅、桃内駅の5駅がある。

3 土地利用

本市の土地利用は、山林が42.68%と最も広い面積を占め、次いで田が16.48%、畑が6.34%となっている。

【地目別土地利用面積】

地目	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
面積(ha)	65,638	25,266	22,718	170,044	6,645	12,770	95,294
構成比(%)	16.48	6.34	5.70	42.68	1.67	3.21	23.92

出典：南相馬市統計集 まちDス 2022（令和4年）

第2節 災害の発生状況

第1 風水害

1 風水害の傾向

新田川、太田川、小高川、真野川、宮田川等流域の低地では、低平な土地のため氾濫の危険性が高いが、段丘上にある市街地でも、排水不良による内水氾濫によって浸水被害が繰り返して発生している。

特に、近年の浸水履歴では、1時間降水量が20mmを越えると頻繁に内水氾濫による被害が発生しており、場合によっては1時間降水量が15mm程度であっても被害が発生している。

昭和50年以降の災害履歴から、本市の風水害の発生件数を月ごとに整理すると、8月から10月に風水害の発生が多く、その主な気象要因は台風である。

また、近年、全国の各地で短時間に降雨が集中するいわゆるゲリラ豪雨による被害も見られており、台風に限らず水害が発生している。

2 令和元年台風第19号

(1) 気象状況

10月6日3時に南鳥島近海で発生した台風第19号は、西へ進みながら急速に発達し、猛烈な勢力を維持したまま北上し、12日19時前に伊豆半島に上陸、勢力を維持したまま関東地方を北東へ進み、13日未明には福島県を通過、明け方には宮城県沖に抜け、13日12時に北海道の南東海上で温帯低気圧となった。

福島県では、10月11日から雨が降り出し、12日には台風の接近により昼過ぎから激しい雨が降り、特に台風の接近・通過に伴い、12日夕方から13日未明にかけては非常に激しい雨となった。

原町観測点では、10月13日の最大24時間降水量が271.0mm(13日01時20分)となった。

(2) 被害

この被害により新田川等の河川で溢水が発生、住家の全壊5棟、半壊153棟、一部破損227棟の被害が発生した。

また、水源地の水没等により鹿島区全域、原町区の一部で断水となった。

3 令和5年台風第13号

(1) 気象状況

福島県では、日本の南で発生した台風第13号及び台風第13号から変わった熱帯低気圧の影響により温かく湿った空気が流れ込み、9月8日から9日にかけて大気の状態が非常に不安定となった。このため、浜通りを中心に8日夜から9日朝にかけて断続的に激しい雨や非常に激しい雨が降り、局地的に猛烈な雨が降った。8日夜には線状降水帯が発生した。

原町観測点では、最大1時間降水量が71.0mmと、観測史上1位の値を更新し、8日9時から9日12時までの総雨量は186.0mmと、9月の平年の月降水量に匹敵する大雨となった。

(2) 被害

この被害により主に小高区・原町区で内水氾濫が発生、住家の半壊17棟、一部破損21棟の被害が発生した。

第2 土砂災害

土砂災害としては、崩壊、地すべり、土石流等が挙げられる。土砂災害は、降雨、融雪、地震等の現象を誘因として発生する。

本市には、土砂災害警戒区域及び土砂災害警戒特別区域として180地区が指定されている。

また、地すべり危険箇所が2箇所、土石流危険渓流が54渓流、急傾斜地崩壊危険箇所が94箇所、山腹崩壊危険地区91箇所（民有林90箇所・国有林1箇所）、地すべり危険地区3箇所（民有林における農水省指定3箇所）、崩壊土砂流出危険地区131箇所（民有林123箇所・国有林8箇所）が存在している。

なお、令和元年台風第19号では、原町区大原地内で土砂流入により住家1棟が全壊となった。

第3 地震・津波災害

1 東日本大震災

平成23年3月11日14時46分に発生した東北地方太平洋沖地震はマグニチュード9.0の地震で、市内では最大震度6弱の揺れを観測した。この地震により、浜通り沿岸に大津波が押し寄せ、鹿島区では津波最大浸水深15mを記録した。南相馬市全域では津波により全壊1,165世帯、地震により全壊66世帯等、4,532世帯の住家被害を受けた。（平成26年3月31日現在：南相馬市資料）

また、同年4月11日には浜通りを震源として、マグニチュード7.0の余震が発生し、いわき市等では震度6弱を、本市でも震度4を観測した。

これらの影響で本市は、福島県内でも最も多い死者1,050名、行方不明者111名、負傷者59名（令和5年3月1日現在：総務省消防庁 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）について（第163報））の人的被害を蒙った。

2 その他の地震

（1）令和3年福島県沖の地震

令和3年2月13日23時7分に福島県沖でマグニチュード7.3の地震が発生し、南相馬市では震度6弱を観測した。この地震により軽傷者4人、住家の全壊1棟、大規模半壊4棟、準半壊5棟、一部破損478棟の被害が発生した。（南相馬市 令和4年3月31日現在）

（2）令和4年福島県沖の地震

令和4年3月16日23時36分に福島県沖でマグニチュード7.4の地震が発生し、南相馬市では震度6強を観測した。鹿島区では停電及び水道管の損壊により断水が発生、軽症者5人、全壊4棟、大規模半壊14棟、中規模半壊19棟、半壊141棟、準半壊274棟、一部破損3,323棟の被害が発生した。（福島県 令和5年8月28日現在）

第4 原子力災害

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による地震・津波により、東京電力（株）福島第一原子力発電所では、全交流電源が喪失して原子炉冷却に支障が発生し、炉心溶融やそれに伴う格納容器の破損等により放射性物質が漏えいする原子力事故が発生した。

平成23年3月12日18時25分に原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から、福島第一原子力発電所から半径20km圏内の住民に「避難指示」が出され、同年3月15日11時には福島第一原

子力発電所から半径 20km から 30km 圏内の住民に「屋内退避指示」が出された。

その後、同年 4 月 21 日 11 時の原子力災害対策本部長からの指示により、同年 4 月 22 日 0 時から福島第一原子力発電所から半径 20km 圏内が「警戒区域」として設定された。

また、福島第一原子力発電所から半径 20km から 30km 圏内の住民に出されていた「屋内退避指示」は解除されたものの、20km 圏外に「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」が設定された。

平成 24 年 3 月 30 日に警戒区域、計画的避難区域を含む避難指示区域等を見直すことが決定し、同年 4 月 16 日には、警戒区域は解除され、新たに「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」、「帰還困難区域」が設定された。

これにより、区域への立入りが可能となったが、自由に自宅等での宿泊ができない等、引き続き、多くの住民等が避難生活を余儀なくされた。

その後、平成 28 年 7 月 12 日午前 0 時をもって帰還困難区域を除く避難指示区域が解除された。

第3節 災害の想定

第1 風水害

真野川、新田川、太田川、小高川の浸水被害について、県が最大規模の降雨を想定したシミュレーションを実施し、市は、その結果を基に令和5年6月に、浸水想定区域、令和元年台風第19号等の浸水範囲等を示した「南相馬市防災マップ」を作成し配布している。

これによると、河川沿いの低地を中心に浸水を想定している。

第2 土砂災害

土砂災害警戒区域及び土砂災害警戒特別区域、地すべり危険箇所、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所において、斜面崩壊、地すべり、土石流等の土砂災害の発生が想定される。このうち、避難等が必要な土砂災害警戒区域及び土砂災害警戒特別区域については、「南相馬市防災マップ」に示している。

第3 地震・津波災害

県は、令和元年から令和4年にかけて津波・地震が発生した場合の被害を想定し、「福島県地震・津波被害想定調査報告書」（令和4年11月）を公表した。

この調査では、県に大きな被害をもたらす地震として、3地震及び市町村庁舎直下で発生する地震を想定している。

1 地震

（1）想定地震等

想定地震は、次のとおりである。

また、想定される被害が異なる3種類のシーン（冬5時・夏12時・冬18時）を設定して行っている。

【想定地震の概要】

地震名	マグニチュード※
① 福島盆地西縁断層帯を震源とする地震	Mj7.8、Mw7.1
② 会津盆地東縁断層帯を震源とする地震	Mj7.7、Mw7.0
③ 想定東北地方太平洋沖地震	Mj9.0、Mw9.0
④ 各市町村直下の地震	Mj7.3、Mw6.8

※ Mj：気象庁マグニチュード Mw：モーメントマグニチュード

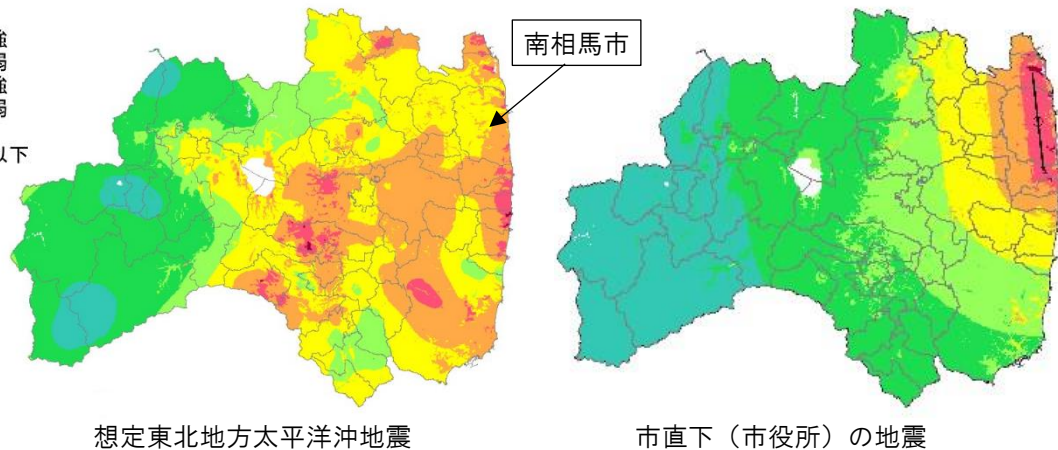
（2）地震動・液状化

それぞれの地震による市域の想定最大震度は、次のとおりである。

【想定最大震度】

地震名	想定最大震度
① 福島盆地西縁断層帯を震源とする地震	5 弱
② 会津盆地東縁断層帯を震源とする地震	5 弱
③ 想定東北地方太平洋沖地震	6 強
④ 各市町村直下の地震	7

震度階級



なお、右上図は市役所の直下に Mw6.8 の地震が発生した時の震度分布及びその想定震源断層（黒線）を示す。

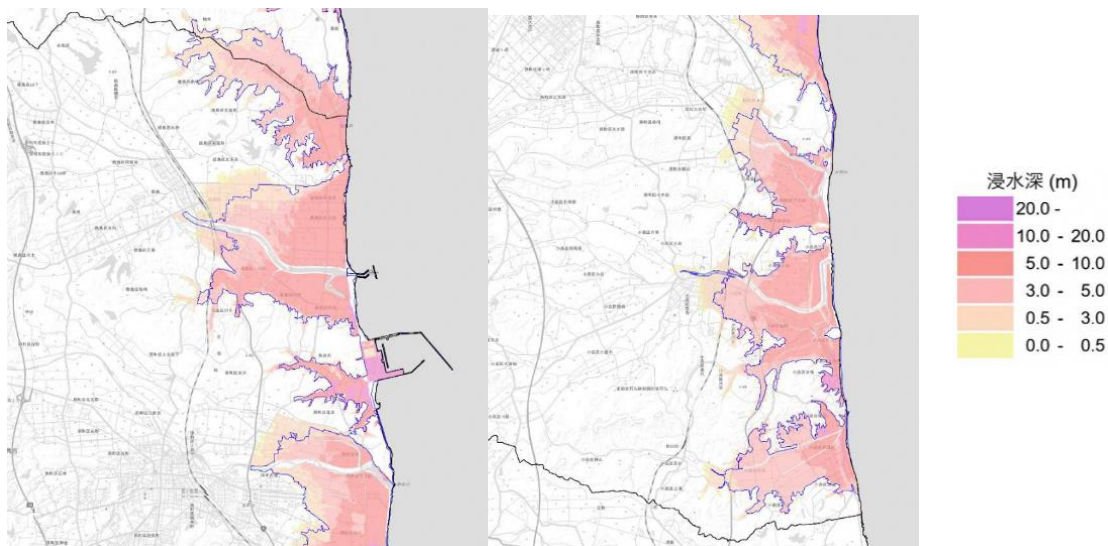
また、液状化危険度は、河川沿いの低地で、「高い」と想定された。

2 津波

想定東北地方太平洋沖地震津波による津波の浸水深は、次のとおりである。

津波の到達範囲は、東北地方太平洋沖地震と比較して、河川沿いの低地でやや拡大している。

項目	鹿島海岸	原町海岸・小高海岸
影響開始時間	13 分	13 分
第一波到達時間	49 分	44 分
浸水面積	4,418ha	



想定東北地方太平洋沖地震による津波の浸水深

また、津波浸水による影響人口は、次のとおりである。

項目		影響
海岸から 2km 程度内陸までの 30cm 浸水時間		40～70 分
津波浸水による影響人口	浸水深 30cm 未満	180 人
	浸水深 30cm 以上 1m 未満	450 人
	浸水深 1m 以上	2, 180 人

3 被害

3つの想定地震のうち、福島盆地西縁断層帯を震源とする地震及び会津盆地東縁断層帯を震源とする地震は、震度が5弱程度のため、被害はほとんど予測されなかった。

一方、想定東北地方太平洋沖地震は、震度6強の揺れにより建物全壊・焼失 1269 棟、半壊 3, 105 棟、死者 96 人等の大きな被害が予測された。

被害の詳細は、次のとおりである。

【想定東北地方太平洋沖地震の被害】

時刻・時季			冬・5 時	夏・12 時	冬・18 時
風速			8m/s	8m/s	8m/s
建物被害	全壊	液状化	116 棟	116 棟	116 棟
		揺れ	126 棟	126 棟	126 棟
		急傾斜地	5 棟	5 棟	5 棟
		津波	912 棟	912 棟	912 棟
		火災	0 棟	0 棟	110 棟
	合計		1, 159 棟	1, 159 棟	1, 269 棟
	半壊	液状化	620 棟	620 棟	620 棟
		揺れ	1, 799 棟	1, 799 棟	1, 799 棟
		急傾斜地	10 棟	10 棟	10 棟
		津波	676 棟	676 棟	676 棟
	合計		3, 105 棟	3, 105 棟	3, 105 棟
火災	出火件数	全出火	1 件	2 件	3 件
		炎上出火	0 件	1 件	1 件
		残出火	0 件	0 件	1 件
人	死者	建物倒壊	4 人	2 人	4 人

的被害		(うち屋内収容物等)	1人	1人	1人
		急傾斜地崩壊	*人	*人	*人
		津波	91人	81人	87人
		火災	0人	0人	4人
		ブロック塀等	*人	*人	*人
	合計		96人	83人	96人
	負傷者	建物倒壊	225人	196人	198人
		(うち屋内収容物等)	25人	20人	19人
		急傾斜地崩壊	1人	*人	*人
		津波	12人	7人	10人
		火災	0人	0人	50人
		ブロック塀等	*人	*人	*人
	合計		237人	204人	258人
	重傷者	建物倒壊	6人	10人	8人
		(うち屋内収容物等)	5人	4人	3人
		急傾斜地崩壊	*人	*人	*人
		津波	6人	4人	5人
		火災	0人	0人	20人
		ブロック塀等	*人	*人	*人
	合計		13人	14人	33人
	要配慮者				
	死者	建物倒壊	1人	*人	1人
		(うち屋内収容物等)	*人	*人	*人
		急傾斜地崩壊	*人	*人	*人
		津波	17人	15人	17人
		火災	0人	0人	1人
		ブロック塀等	*人	*人	*人
	合計		18人	16人	18人
	負傷者	建物倒壊	43人	37人	38人
		(うち屋内収容物等)	5人	1人	4人
		急傾斜地崩壊	*人	*人	*人
		津波	2人	1人	2人
		火災	0人	0人	10人
ブロック塀等		*人	*人	*人	
合計		45人	39人	49人	
重傷者	建物倒壊	1人	2人	1人	
	(うち屋内収容物等)	1人	1人	1人	
	急傾斜地崩壊	*人	*人	*人	
	津波	1人	1人	1人	
	火災	0人	0人	4人	
	ブロック塀等	*人	*人	*人	
合計		2人	3人	6人	
要救助者（地震）		9人	11人	11人	
要救助者（津波）		149人	79人	101人	
ライフライン被害	電力停電率		66.9%		
	断水率		27.8%		
	下水道機能支障率		18.0%		
	都市ガス供給停止率		0.0%		
	L P ガス機能支障率		1.2%		
	通信不通率		66.9%		
避難者数（被災1日後）		3,395人	2,975人	3,259人	
要配慮避難者数（被災1日後）		648人	568人	622人	
災害廃棄物		346,770 t	346,770 t	444,883 t	
津波堆積物		1,034,083 t	1,034,083 t	1,034,083 t	

* わずか、0 被害なし

一方、市直下の地震で予測された被害は、次のとおりである。

【市直下の地震の被害】

建物被害	全壊棟数	4,668 棟					
	全壊率	9.0%					
	半壊棟数	10,938 棟					
	半壊率	21.1%					
人的被害	時刻・時季	夏			冬		
		5 時	12 時	18 時	5 時	12 時	18 時
	死者	239 人	112 人	199 人	239 人	112 人	199 人
	負傷者	2,141 人	1,764 人	1,735 人	2,141 人	1,764 人	1,735 人
	重傷者	351 人	261 人	280 人	351 人	261 人	280 人

第4 原子力災害

原子力災害は、廃止措置が決定された福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所において重大な事故等が発生し、それに伴う放射性物質又は放射線の放出により生じる災害を想定する。

第4節 減災効果

今後、市民による建物耐震化や防災知識の向上等の対策行動が進展することにより、建物被害及びそれによる人的被害、津波からの迅速な避難による人的被害の軽減が期待できる。

想定東北地方太平洋沖地震の被害について、これらの減災効果を次に示す。

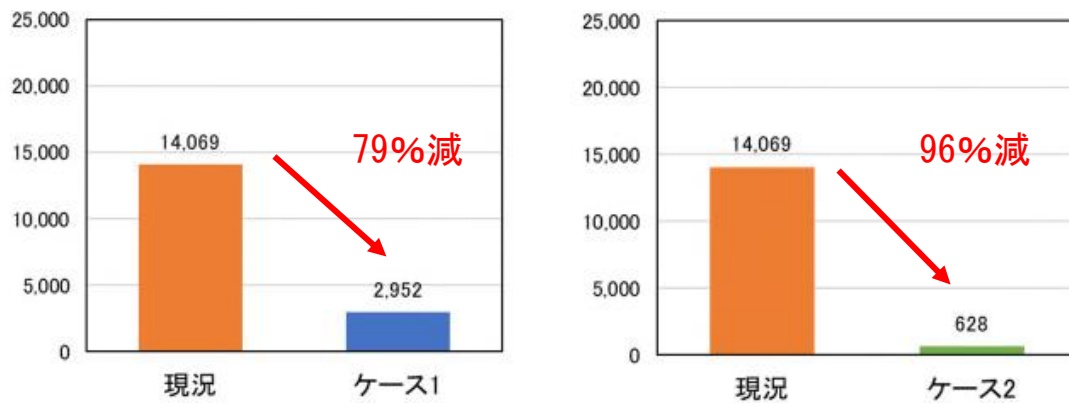
第1 建物の耐震化による効果

建築基準法の耐震基準は昭和56年（1981年）6月に大幅に見直されており、過去の大規模地震では、この見直し以前の耐震基準の建物に被害が多く発生している。

これらの建物の耐震化が行われた場合、減災効果は次のとおりとなる。

ケース1：現況の旧耐震基準（1980年以前）の建物が、全て耐震対策を行い新耐震基準相当の建物になった場合

ケース2：木造の全ての建物が2002年以降の建物に建て替わった場合

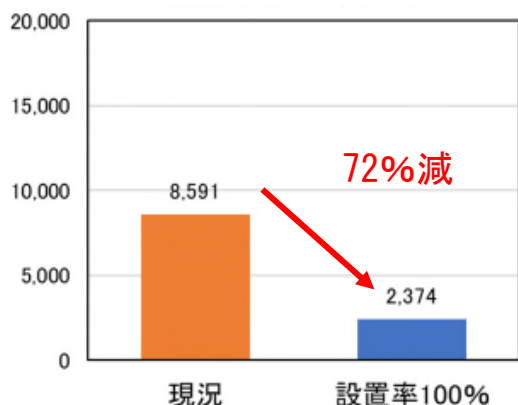


揺れによる全壊棟数の比較（冬）

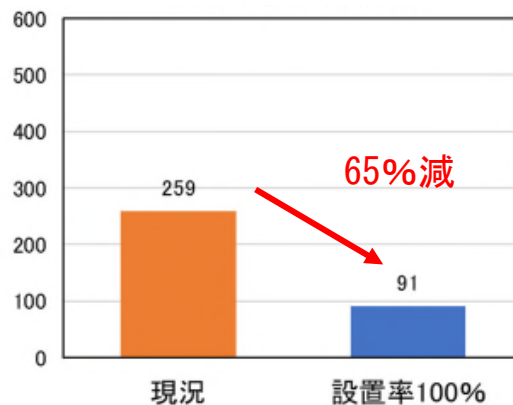
第2 感震ブレーカーの設置による効果

地震時の電気火災の要因を解消するには、ブレーカーを落とす等の電気の遮断が有効であるが、居住者自身が行うことには困難が伴うと考えられる。そこで、「感震ブレーカー」を設置することで、自動的に電気を遮断でき、電気火災を減らすことが期待されている。さらに、倒壊によって出火した家屋内における死者、延焼拡大時の逃げまどいによる死者を減少させることが可能である。

感震ブレーカーを設置した場合、火災による焼失棟数及び死者数の減災効果は、次のとおりとなる。



感震ブレーカー設置率 100%時の
火災による焼失棟数の比較（冬 18 時）

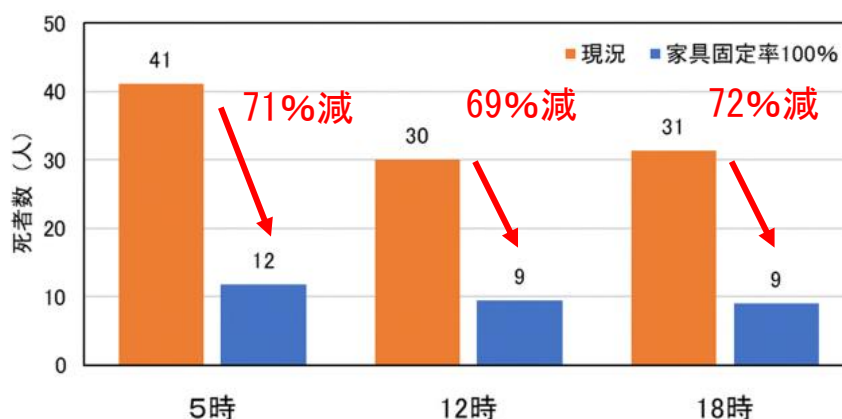


感震ブレーカー設置率 100%時の
火災による死者の比較（冬 18 時）

第3 屋内収容物等の転倒防止対策による効果

大規模地震では、固定していない家具等の移動や転倒、その他の落下物による死者が発生する。

家具等の転倒、落下防止対策の実施率（家具固定率）が 100%になった場合、減災効果は次のとおりとなる。

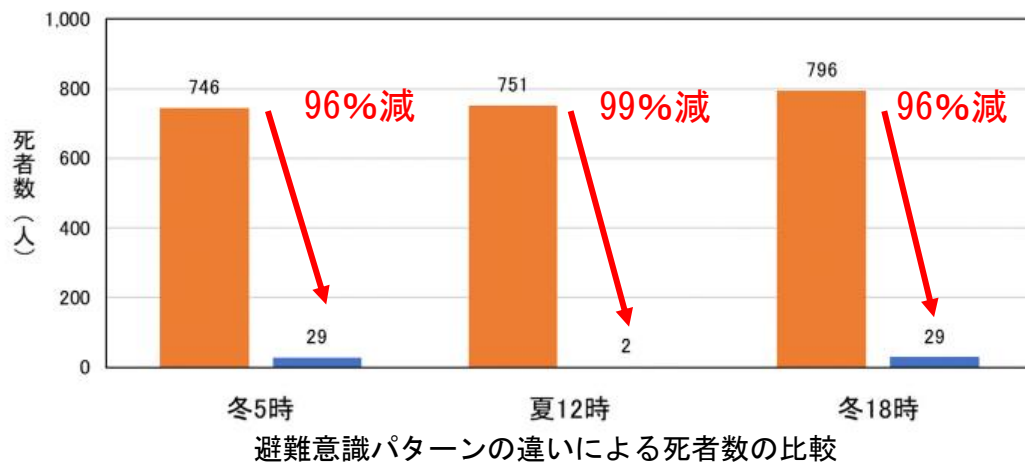


家具固定率 100%時の屋内収容物等による死者数の比較

第4 津波に対する避難意識向上による効果

地域で津波避難訓練を定期的に行い、津波に対する避難への意識向上と早期避難行動の実施が進めば、人的被害を減らせることができると考えられる。

避難意識が向上した場合、人的被害の減災効果は次のとおりとなる。



第 2 部 災害予防計画

第1章 災害に強いまちづくり

第1節 都市の防災機能の強化

担当	【市】復興企画部・建設部・関係各課・施設管理課
----	-------------------------

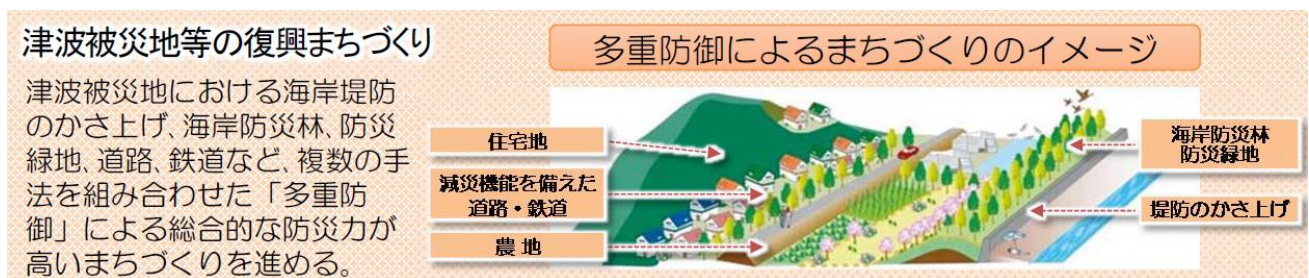
第1 市街地の整備

1 災害に強い土地利用の推進

市（企画課・都市計画課）は、災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な土地利用を基本に、事前防災、減災等の観点を踏まえ、安全で安心なまちづくりを推進する。

津波被災地域では、防潮堤、道路の嵩上げ、海岸防災林の一部高盛土整備等の多重防御により防災機能の向上を図る。

また、令和元年東日本台風等の経験を踏まえ、主要河川の氾濫等による浸水被害を防止・軽減するため、河川改修、堤防強化、土砂浚渫等の取組を推進する。



【津波被災地の復興まちづくりのイメージ】

出典：南相馬市都市計画マスタープラン（平成30年3月）

2 市街地の整備

市（都市計画課）は、市街化区域の防災機能を向上させるため、「南相馬市都市計画マスタープラン」等に基づき、民間の建築活動を適切に誘導し、建物の防火・不燃化や老朽住宅の建て替えの促進、生活道路の拡幅整備及び公共空地の確保等の施策推進に努める。

第2 防災空間の確保

1 自然的災害の防止や緩和に資する緑地

市（都市計画課）は、「南相馬市都市計画マスタープラン」等に基づき、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害危険箇所、保安林等の指定区域を積極的に保全する。

2 都市公園等の整備

都市公園等は、災害時の延焼防止、避難場所あるいは応急活動の拠点として防災上重要な役割を担っている。

市（都市計画課・施設管理課）は、避難場所となる近隣公園や、集合場所となる身近な街区

公園などを、その配置や規模等の検討を行いながら整備する。

3 道路の整備

市（土木課）は、災害時の避難路ネットワークとともに、緊急支援物資の輸送、救急及び消防等の緊急活動に効果を発揮する幹線道路ネットワークを計画的に整備する。

整備にあつては、十分な道路幅員の確保、電線類の地中化、緑化等により、災害に強い構造とするとともに、複数の経路でどの地域にもアクセスできるダブルネットワーク化を検討する。

また、橋梁長寿命化修繕計画（令和4年4月改訂）に基づき、将来にわたって持続的かつ効率的な維持管理を行う。

4 オープンスペースの確保

市（関係各課）は、災害時に、住民の避難場所、物資の輸送拠点、応援部隊の活動拠点、資材置場、仮設住宅の建設用地、がれきの仮置場等に活用できる公園、グラウンド、河川敷、農地等のオープンスペースについて、定期的に調査を実施しその把握に努める。

第2節 建築物・文化財災害等の安全対策

担当	【市】復興企画部・建設部・教育委員会事務局・施設管理課 【関係機関】相馬地方広域消防本部
----	---

第1 建築物等の耐震対策

1 建築物の耐震性の強化

(1) 耐震改修促進計画

市（危機管理課・建築住宅課）は、南相馬市耐震改修促進計画（令和3年7月）に基づき、建築物の耐震化率を令和7年度までに95%とすることを目標として耐震化を促進する。市が実施する支援策等の概要は次のとおりである。

ア 耐震診断、耐震改修及びブロック塀等の安全対策の促進を図るための支援策

市民に対し建築物の耐震診断、耐震改修及びブロック塀等の安全対策について普及啓発に努める。

また、木造住宅の耐震診断、住宅の耐震改修、ブロック塀等の撤去・改築等に対し、費用の一部を負担する事業を実施する。

イ 耐震診断のための環境整備

地域の建築士及び大工・工務店の連携体制の整備、技術向上に努める。

また、市広報紙や行政区長会議等市主催の各種会議等で、啓発活動に努める。

ウ ハザードマップの公表等

地震のゆれやすさ等の被害範囲や避難場所等を図示し、公表している「地盤のゆれやすさマップ」により啓発を図る。

また、県が作成したパンフレットを活用し、普及啓発を図る。

エ 相談体制の整備

建築相談の窓口を設置し、市民からの建築相談に応じる体制の整備に努める。

(2) 建築物の耐震性の強化

市（建築住宅課）は、県と連携して特定既存耐震不適格建築物について、耐震診断の実施等を促し、診断結果の公表や指導・助言を行う。

(3) 公共建築物の耐震化等

市（施設管理課）は、公共建築物の地震や火災、災害に対する安全性の確保と、被害を未然に防止するため、建築基準法第12条の規定により、定期的に資格を有する者に建築物及び建築設備の状況を点検させ、耐震性・耐火性の向上のための補修・補強又は改善を行うなど、建築物の適切な維持管理を図る。

また、南相馬市公共施設等総合管理計画（令和4年3月一部追加）に基づき、全市的・長期的な視点を持って、公共施設等の見直し・配置の最適化と効率的な施設の保全管理を行う。

2 被災建築物の応急危険度判定制度の整備

市（建築住宅課）は、県と連携して、地震により被災した建築物（一般住宅を含む）が、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定活動を民間の建築士等の協力を得て行うため、「福島県地震被災建築物応急危険度判定士認定制度」による判定活動体制の構築を行う。

3 窓ガラス等の落下物防止対策

市（建築住宅課）は、県と連携して、地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため、次の対策を講ずる。

- （1）容積率 400%以上の地域内に存する建築物及び市地域防災計画において定められた避難場所までの避難路等に面する建築物で、地階を除く階数が3以上のものを対象に落下物の実態調査を行う。
- （2）実態調査の結果、落下物のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改善を指導する。
- （3）建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

4 ブロック塀の倒壊防止対策

市（建築住宅課）は、南相馬市耐震改修促進計画（令和3年7月）による対策のほか、県と連携して、地震によるブロック塀（石塀を含む）の倒壊を防止するため、次の施策を推進する。

- （1）住民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し、啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。
- （2）市街地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。
なお、実態調査は通学路、避難路及び避難場所等に重点を置く。
- （3）ブロック塀を設置している住民に対して、日ごろから点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては取り壊し改修又は建て替えを奨励する。
- （4）ブロック塀を新設又は改修しようとする市民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

5 建築物の不燃化の促進

（1）防火・準防火地域の指定

市（都市計画課）は、建築物が密集し、火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域を防火地域又は準防火地域に指定し、耐火建築物、準耐火建築物その他建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を推進する。

（2）建築物の防火の促進

市（建築住宅課）は、新築、増改築等建築物については、建築基準法に基づき県と協力し指導を行うとともに、既存建築物については、次の法制度体系を通じ事業の推進を図る。

ア 既存建築物に対する改善指導

学校、病院、大型店舗等の不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の防災性を常時確保するため、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度を活用し、建築物の安全性確保と施設改善を指導する。

また、大規模な既存特殊建築物及び中小雑居ビルに対して、防火及び人の避難の安全を確保するため、必要な防火避難施設の改善を指導する。

イ 防火対象物定期点検報告制度

消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）が実施する「防火対象物定期点検報告制度」に基づき、必要に応じ連携して防火避難施設の改善指導を行う。

第2 文化財災害予防対策

1 文化財保護の防災に関する普及啓発

文化財に対する防火意識の普及及び火災予防の徹底を図るため、市教育委員会（文化財課）は、文化財保護強調週間（11月1日～7日）及び文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じて、住民の防火・防災意識の高揚を図る。

2 防災設備等の整備強化

文化財所有者・管理者（文化財課）等は、火災報知設備、非常警報設備、防火壁、消火栓、消火用水及び避雷設備等の防災設備の整備に努めるとともに、定期的な保守点検を実施する。

3 火災予防体制の強化

文化財所有者・管理者（文化財課）等は、文化財収蔵場所及び周辺における火気使用の制限、焚火、禁煙区域の設定等の防火措置を徹底するとともに、非常の際の迅速な連絡通報体制の整備に努める。

4 予防査察の徹底

消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、市教育委員会と連携を図り、文化財施設について定期的に予防査察を実施し、文化財所有者・管理者等に対し改善点を指導するとともに、防火管理体制の徹底を期するものとする。

5 訓練の実施

市教育委員会（文化財課）、消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）及び文化財所有者・管理者は、相互に協力し、火災発生時等における消火活動の円滑な対応を図るため、防火訓練あるいは図上訓練を随時実施するものとする。

第3節 水害・土砂災害予防対策

担当	【市】復興企画部・健康福祉部・こども未来部・農林水産部・建設部・農業委員会事務局 【関係機関】相双建設事務所・相双農林事務所
----	---

第1 河川の災害予防対策

1 河川整備

(1) 二級河川の整備

県は、小高川水系、宮田川水系、真野川水系、新田川水系及び太田川水系の全体計画に基づいた改修整備を推進し、都市化による雨水流出量の増大に対処する。

また、流域での保水・遊水機能を向上するため、治水緑地、多目的遊水池などを整備する。

(2) 市管理河川

市（土木課）は、雨水排水計画を策定し、公共下水道との整合を図りながら雨水排水整備を図る。

2 水防体制の整備

(1) 水防体制の確立

市（危機管理課・土木課）は、一般災害対策編第3部に定める「南相馬市水防計画」に基づき、水防体制の確立を図るとともに、関係機関・団体にその周知徹底する。

(2) 情報伝達体制・避難体制の確立

市（危機管理課・土木課・農林整備課）は、大雨による洪水被害やダムの緊急放流、ため池の決壊等が予想される場合の監視、情報伝達体制及び避難体制について、住民及び関係者に周知徹底する。

3 避難体制の整備

(1) 洪水浸水想定区域等の公表

市（危機管理課・土木課）は、県から洪水浸水想定区域が指定・公表された場合、洪水ハザードマップを作成し、洪水予報等や避難情報等の伝達経路、避難場所等の避難措置について、地域住民への周知徹底を図る。

(2) 要配慮者利用施設等の避難体制の整備

市（危機管理課・社会福祉課・長寿福祉課・関係各課）は、主として、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を必要とする要配慮者が利用する施設や迅速な避難を確保する必要がある施設については、電話、ファクシミリ等による当該施設の利用者の洪水時の円滑な洪水予報等の伝達体制を定める。

また、洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設で、避難確保が必要な施設の名称及び所在地を地域防災計画に定め、避難確保計画の作成のための助言等を行う。

当該施設の管理者等は、利用者の避難を確保するため必要な事項を定めた避難確保計画を作成し、避難確保計画に基づき避難訓練を実施するとともに、その訓練結果を市長に報告する。

第2 高潮・浸食等の予防対策

1 海岸の保全

県は、海岸保全基本計画を策定し総合的な海岸管理を実施する。

- (1) 砂浜海岸においては、高潮による越波災害や海岸侵食を防ぐため、堤防の強化・面的防護施設の整備を図るとともに、安定した海浜を確保する。
- (2) 侵食の著しい崖海岸においては、消波堤の整備を図り、侵食の防止を図る。
- (3) 老朽化により海岸保全施設の機能が著しく低下し、甚大な被害が発生するおそれがある海岸においては、老朽化対策を計画的に推進し、施設の機能強化、回復を図る。

2 避難体制の整備

市（危機管理課）は、県から浸水想定区域が指定・公表された場合、高潮ハザードマップを作成に努め、洪水と同様の避難体制を整備する。

第3 下水道の予防対策

1 下水道の整備

市（下水道課）は、大雨等による市街地における浸水等の防止を図るため、雨水幹線排水路、雨水排水施設（ポンプ等）の整備を推進する。

また、施設の耐震診断や耐震工事、耐水化を計画的に推進する。

2 避難体制の整備

市（危機管理課・下水道課）は、想定される最大規模の雨水出水（内水）によって排水が困難となり、浸水が想定される区域を指定する。雨水出水浸水想定区域を指定した場合は、雨水出水（内水）ハザードマップを作成し、避難体制を整備する。

第4 その他施設の維持補修

市（農林整備課）は、大雨等による堤防の決壊を未然に防止するため、各ため池について定期的に危険度等についての点検を行い、緊急性の高いため池について県に報告し、その整備促進を図る。

なお、市（農林整備課）は、ため池緊急点検マニュアルを整備し点検する。

また、防災重点農業用ため池について、決壊した場合に想定される浸水範囲等を図示した、ため池ハザードマップを作成し、周知する。

第5 土砂災害の予防対策

1 土砂災害警戒区域等の指定

(1) 基礎調査の実施

県は、おおむね5年ごとに土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定、土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として、土砂災害の発生のおそれがある土地の利用状況等に関する調査を実施し、土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表する。

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

県は、市長の意見を聴いて、土砂災害が発生するおそれのある区域を土砂災害警戒区域

及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

2 土砂災害警戒区域における対策

(1) 警戒避難体制の整備

市（危機管理課）は、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

(2) 要配慮者利用施設利用者のための警戒避難体制

市（危機管理課・社会福祉課・長寿福祉課・関係各課）は、地域防災計画において、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で、土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）の名称及び所在地について定め、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達、避難確保計画の作成のための助言等を行う。

また、当該施設の管理者等は、利用者の避難を確保するため必要な事項を定めた避難確保計画を作成し、避難確保計画に基づき避難訓練を実施するとともに、その訓練結果を市長に報告する。

(3) 土砂災害ハザードマップによる周知の徹底

市（危機管理課・土木課）は、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所、避難経路等についてハザードマップを作成し、住民に周知する。

3 土砂災害特別警戒区域における対策

県は、土砂災害特別警戒区域について、特定の開発行為に対し対策工事の計画が安全を確保するために必要な技術的基準に従っていると判断した場合に限り許可し、建築物の構造の規制、建築物の移転等の勧告を行う。

4 治山対策

県は、災害による崩壊地の復旧整備及び山地災害危険地区の予防対策により、山地に起因する災害から生命、財産を守るとともに、良好な生活環境の保全形成を図り、安全で潤いのある県土を形成するため、治山事業（治山ダムの設置、山腹崩壊箇所の復旧等）を柱として計画的に実施する。

特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫等、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進する。

また、治山施設の整備等のハード対策と山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施及び地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図る。

5 宅地防災対策

(1) 宅地造成に伴う災害防止の周知

県は、梅雨期及び台風期に備えて、住民及び事業者に注意を促し、宅地造成等規制法及び都市計画法に基づき必要な防災対策を行うよう指導する。

(2) がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊等（土石流及び地すべりを含む。）の災害から住民の生命、財産を守るため、危険区域※に存在する既存の不適格住宅の移転を促進するために、国、県、市（建築住宅課）が一体となって移転について指導し、移転を実施する者には補助金を交付する。

※建築基準法第39条第1項又は第40条に基づく条例により建築が制限される区域若し

くは土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条に基づき指定された「土砂災害特別警戒区域」

(3) 液状化対策等

市（都市計画課）は、大規模盛土造成地の位置や規模等を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

第6 盛土による災害防止対策

県及び市（農林整備課・土木課・都市計画課・農業委員会事務局）は、今後、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。

また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画及び避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。

第4節 津波災害予防対策

担当	【市】復興企画部・農林水産部・建設部・関係各課 【関係機関】相馬地方広域消防本部・相双建設事務所・相双農林事務所・福島海上保安部
----	---

第1 海岸保全施設の整備

県は、高潮や津波等の浸水を防止するため、今後も海岸保全施設の新設・強化を推進する。

また、市（農林整備課・土木課）は、津波発生時の迅速な対応が可能となるよう、定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確認等、施設管理の徹底を行う。

第2 津波避難施設等の整備

1 津波監視体制の整備

市（危機管理課）は、次により津波監視体制の整備を図る。

（1）津波監視の方法

津波監視を行う際は、監視カメラ等の遠隔監視設備による無人監視体制の整備に努めるものとし、やむを得ず有人監視を行う場合は、最大クラスの津波であっても安全を確保できる高台や堅牢な建物等において実施し、監視者の安全確保を図る。

（2）津波監視担当者の選任

有人監視を行う場合は、地震発生後等に速やかに津波監視を開始できる者を津波監視担当者として、あらかじめ選任する。

（3）津波監視場所の情報伝達手段の確保

有人監視を行う場合は、津波監視場所の情報伝達手段として、地震や停電等の災害時にも使用可能な無線通信施設等の整備を図る。

2 指定緊急避難場所の指定・周知

（1）指定緊急避難場所の指定

市（危機管理課）は、津波浸水想定等により津波の危険が予想される地域について、地形、標高等の地域特性や収容人数等を十分に配慮した、津波を対象とする指定緊急避難場所をあらかじめ指定する。

（2）指定緊急避難場所の周知

市（危機管理課）は、ハザードマップ、ホームページ等により、指定緊急避難場所を居住者等に周知する。

また、現地の地理に不案内な観光客や海浜利用者等に対して周知するため、海浜地への立看板の設置、パンフレットやチラシの配布、緊急避難場所を示す標識を設置する。その場合、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、津波に対応することを示すものとする。

第3 津波情報伝達体制の整備

1 防災無線施設の維持

市（危機管理課）は、海岸地域に整備した防災行政無線屋外拡声子局の維持管理を行い、緊

急時に機能するよう定期的に点検を実施する。

2 情報伝達体制の整備

津波情報が住民や海浜利用者に伝達できるよう、消防団等と協力して、体制を整備する。

第4 津波避難計画の周知等

1 津波ハザードマップの作成及び災害危険区域等の指定

(1) 津波ハザードマップの作成

市（危機管理課）は、東日本大震災の津波浸水区域及び県が提供する浸水想定区域図等を踏まえ、避難対象地域や緊急避難場所、避難路等を明示した津波ハザードマップを作成し、公表するとともに、立て看板や避難訓練等を通じて、地域住民への周知徹底を図る。

(2) 津波災害危険区域の指定

市（危機管理課）は、建築基準法第39条第1項の規定に基づき、条例で津波の危険が著しい区域を災害危険区域として指定することができる。

この場合、災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、条例で定めるものとする。

(3) 津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定

県は、津波防災地域づくり法第53条の規定に基づき、津波が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定することができる。

また、同法第72条の規定に基づき、津波災害警戒区域のうち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物の建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域を、津波災害特別警戒区域として指定することができる。

2 津波避難計画

(1) 津波避難計画の周知

市（危機管理課・関係各課）は、津波発生時における迅速かつ円滑な避難を実施するため、住民、自主防災組織、消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）、消防団、警察、学校等の多様な主体の参画により、具体的かつ実践的な津波避難計画を津波災害対策編に位置付け、その内容の住民等への周知徹底を図る。

(2) 避難行動要支援者

避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿の情報をあらかじめ自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の避難支援者に提供し、対象者の把握や避難の連絡方法、避難補助の方法等を確認しておく。

また、避難後の支援方策の検討に努める。

3 津波避難訓練の実施

市（危機管理課）は、県、海岸及び港湾の管理者や防災関係機関と協力・連携し、要配慮者を含めた市民の参加による情報伝達訓練や避難訓練を積極的に実施する。

第5 その他の対策

1 福島県沿岸地震・津波対策連絡会の開催

県、警察本部、市（危機管理課）、沿岸消防本部及び福島海上保安部は、福島県沿岸地震・津波対策連絡会を開催し、次の事項について、情報交換、調査及び検討を行う。

- （1）津波警報発表時の警戒体制
- （2）津波警報の住民への伝達体制
- （3）住民の避難等
- （4）被害時の応急対策
- （5）震災に対する住民の意識の啓発及び防災知識の普及方法
- （6）沿岸地域の危険性の把握
- （7）その他連絡会が必要と認める事項

2 相談窓口の設置

市（危機管理課）は、地震・津波対策の実施上の相談を受けるために必要な窓口を設置するとともに、その旨の周知徹底を図るものとする。

第5節 火災予防対策

担当	【市】復興企画部・建設部 【関係機関】相馬地方広域消防本部・相双建設事務所・相双農林事務所・福島海上保安部
----	--

第1 消防力の強化

1 消防力の強化

消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、「消防力の整備指針」に基づき、国庫補助制度、防災対策事業等を活用して消防機械の充実強化を図る。相馬地方広域消防の通信施設等については、その運用に支障を来たすことがないように、広域消防及び他構成自治体との連携を図り、適宜、整備を行うこととする。また、消防職員及び消防団員については、技術の向上と組織の活性化を図りながら、地域の実情に応じた配置を検討する。

2 消防水利の整備

市（危機管理課）は、「消防水利の基準」に基づき、防火水槽の設置及び耐震化を推進するほか、プール、河川、ため池等の自然水利を活用して水利の多様化を図る。

3 救助体制の整備

消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、高性能の救助工作車や、高度救助用資機材を整備し、各種災害に対応できるよう訓練を充実する。

市（危機管理課）は、自主防災組織にコミュニティ資機材整備による救助用資機材を整備し、かつ訓練を行うなど初期救助の体制整備を図る。

第2 広域的な応援体制の整備

市（危機管理課）及び消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、隣接市町村及び隣接消防本部等と消防相互応援協定の締結を促進するとともに、既存の相互応援協定についても随時見直しを行い、円滑な応援体制の整備を図る。

第3 火災予防対策

1 火災予防思想の普及啓発

市（危機管理課）及び消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、春・秋季の全国火災予防運動をはじめとする各種火災予防運動等を通じ、火災予防思想の普及徹底活動を積極的に推進する。

また、ライフラインの復旧時に出火する通電火災について、感震ブレーカーの設置や地震発生時のブレーカー遮断及びガスの元栓閉鎖など、避難時における対応についての普及啓発を図る。

2 住宅防火対策の推進

市（危機管理課）及び消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、一般住宅からの火災発生を防止するため住宅防火診断の実施や住宅用防災機器等（火災警報器）の普及に努める。

また、住宅防火診断等を通じ、各家庭における火気使用設備・器具の適切な使用方法を指導する。

特に、住宅火災による被災の危険性が高い要介護又は一人暮らしの高齢者、身体障がい者の家庭について優先的に住宅防火診断等を実施する。

3 防災管理者制度の効果的運用

火災による人的、物的損害を最小限度に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火の防止、出火の際の早期通報、初期消火及び避難誘導を確実にできる体制を確立する必要がある。

消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、防火管理者講習等を開催するとともに、設置義務のある防火対象物には必ず防火管理者が置かれるように選任、解任届を励行させる。

4 予防査察指導の強化

火災の未然防止には、建物及び消防用設備の維持管理が重要である。

消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、年間計画に基づき予防査察を計画的に実施するとともに、特に、病院、大型店舗等不特定多数の者が出入りする施設については、立入検査を励行し管理権原者に対する防火体制の徹底について指導する。

5 火災原因調査

消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、火災原因の究明を行い、その調査結果を火災予防対策に反映させる。

第4 初期消火体制の整備

1 消火器等の普及

市（危機管理課）及び消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、災害発生時における初期消火の実行性を高めるために、各家庭における消火器等の普及に努めるとともに、住宅火災の早期避難に有効な住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理についても指導する。

また、消火器の設置義務がない事業所等においても、消火器等の消火器具の積極的な配置を行うよう指導する。

2 自主防災組織の初期消火体制

市（危機管理課）及び消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、地域ぐるみの初期消火体制確立のため、自主防災組織を中心とし、消火訓練や防火防災講習会などを通じて、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

3 家庭での初期消火

市（危機管理課）及び消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、家庭における火災発生時の初期消火の重要性及びその方法について啓発指導するため、一般家庭を対象として消火器具の使用法、初期消火の具体的方法等について広報及び講習会を実施する。

第5 火災拡大要因の除去計画

1 道路等の整備

市（土木課・都市計画課）及び県は、計画的に道路網、緑地帯及び公園施設の整備を推進し、延焼の効果的な抑止を図るとともに、緊急輸送路・避難路の確保及び円滑な消防活動環境の確

保に努める。

2 建築物の防火対策

市（建築住宅課）及び県は、公共建築物は原則として耐火構造とするが、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律及び「ふくしま県産材利用推進方針」の目的等を十分に鑑みた上で、耐火構造の要否を判断するものとする。

公共建築物以外の建築物については、広報等により不燃化及び耐火建築物の建設の推進を啓発指導する。

3 薬品類取扱施設対策

消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）及び県は、教育施設、研究施設、薬局等における薬品類の延焼又は落下等による発火、爆発を防止するため、これらの施設に対し、薬品類の管理及び転落防止について指導する。

第6節 危険物等の災害予防対策

担当	【関係機関】相馬地方広域消防本部・福島県
----	----------------------

第1 防災体制の確立

危険物取扱事業者は、危険物取扱施設の不備を除去し、災害による危険物の漏洩、延焼等の二次被害の発生防止に努め、また、二次災害が発生した場合に対処するため、初動措置として実施すべき事項を明確にする。

第2 危険物施設の災害予防対策

1 施設強化計画

危険物取扱事業者は、災害発生時における事故防止のため、日常点検、定期点検等により、危険物取扱施設が消防法等に規定する技術上の基準に適合し維持されるよう管理を徹底し、また、危険物の漏洩、落下、延焼等の防止が図られるよう施設の改善に努める。

2 予防教育計画

危険物取扱事業者は、事業所従事者に対し、災害時の危害防止対策や防災体制等についての災害予防教育を実施し、災害発生時の被害の減少を図る。

3 防災資機材等の整備等

危険物取扱事業者は、災害防止作業に必要な防災資機材等を常に使用可能な状態とするための整備、点検を行う。

4 防災訓練の実施

危険物取扱事業者は、災害発生後に迅速かつ的確に防災活動を行えるよう、できる限り実践に即した訓練を実施する。

5 関係事業者の自主保安体制

市及び県は、関係事業所の自主保安体制を向上させ、災害時の事故発生を抑止するため、次の措置を講ずる。

(1) 危険物取扱者制度の効果的運用

ア 危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させる。

イ 危険物取扱保安講習の受講について関係機関の協力を得て、個別通知等により受講率の向上を図る

(2) 施設の維持管理及び危険物取扱い等の安全確保

ア 危険物施設保安員の選任を指導する。

イ 危険物の取扱い等について技術の基準を遵守するよう指導する。

ウ 危険物取扱い等の安全確保のため予防規定の作成及び必要に応じて見直しを指導する。

第3 安全対策の強化

消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）及び県は、災害発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、保安体制の確立、適正な施設の維持管理及び貯蔵取扱

い基準の遵守を図り、危険物取扱施設、公道上での移動タンク貯蔵所等の予防査察指導の強化、効率化を図る。

第7節 事故災害の予防対策

担当	【市】復興企画部・健康福祉部・農林水産部・建設部・関係各課・施設管理課 【関係機関】相馬地方広域消防本部・相双建設事務所・相双農林事務所・関東森林管理局・福島海上保安部
----	---

第1 海上災害予防対策

1 海上交通の安全の確保

(1) 海上交通の安全のための情報の充実

福島海上保安部は、海図、水路書誌等水路図誌の整備を図るとともに、水路通報、航行警報、気象通報等船舶交通の安全に必要な情報提供体制の整備を図る。

(2) 船舶の安全な運航の確保

福島海上保安部は、船舶に対し、船舶安全法、港則法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等船舶の安全及び海上災害の予防に関する法令の遵守について指導監督する。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 防災情報通信網等の整備

ア 海上運送事業者をはじめとする民間事業者（以下この節において「関係事業者」という。）は、海上災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧のための体制を整備する。

イ 県は、福島県総合情報通信ネットワークを利用した迅速かつ的確な情報の収集伝達及び衛星通信を利用した携帯電話の導入等により不感地帯に対応した通信機器の整備、充実に努めるとともに、必要に応じてその他通信連絡網の整備・活用を図る。

ウ 市（危機管理課）は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

(2) 応援協力体制の整備

関係事業者は、応急活動、復旧活動、資機材の調達に関し、各関係機関及び関係事業者団体相互において、応援協定の締結等による相互応援体制の整備を推進し、連携の強化に努める。

県、市（危機管理課）は、災害に備え、協定締結や協定運用について必要な準備を整える。

(3) 救助・救急及び医療（助産）救護

関係事業者、県、市（健康政策課）は、消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）、医療機関等との連絡・連携体制の整備を図る。

(4) 防災体制の強化

関係事業者、県、市（危機管理課）は、必要に応じた資機材の整備に努めるほか、関係機関との連携に努める。

(5) 福島県沿岸排出油等防除協議会

福島海上保安部は、福島県沿岸海域において大量の油等が流出し、沿岸に漂着又はそのおそれがある場合の防除活動等の推進を図るため、福島県沿岸排出油等防除協議会の体制の充実に努める。

県及び市（危機管理課）は、海上災害等の発生予防のため、防除協議会など各種協議会等の機関の運営に協力し、災害時に関係機関が連携して対応できるよう努める。

（6）危険物等の大量流出時における防除活動

市（危機管理課）は、化学消火薬剤等消火機材及びオイルフェンス、油処理剤、油吸着剤等の排出油防除用資機材等の整備に努める。

消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、消防用資機材の整備に努める。

（7）防災訓練の実施

県、市（危機管理課）、防災関係機関は、大規模災害を想定し、より実践的な防災訓練を実施する。

3 啓発活動等の実施

福島海上保安部は、防災講習会等を通じて、関係者等に対し海上災害防止思想の普及に努める。

第2 鉄道災害予防対策

1 鉄道交通の安全の確保

（1）鉄道交通の安全のための情報の充実

東日本旅客鉄道（株）は、鉄道交通の安全のため、気象庁等と連携して、気象、地象、水象に関する予報及び警報の伝達、情報の収集等に必要な気象観測設備、通信連絡設備等の整備充実に努める。

（2）鉄道の安全のための施設、設備等の整備充実

ア 東日本旅客鉄道（株）は、事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講じ、被害の拡大を防止するため、異常時における列車防護及び列車防護用具の整備、運行管理体制の充実、乗務員及び保安要員の教育訓練に努め、安全な運行の確保を図る。

また、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護施設の点検、整備に努める。

イ 県、市（土木課）、道路管理者、東日本旅客鉄道（株）等は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

（1）防災情報通信網等の整備

東日本旅客鉄道（株）は、通信設備等を整備し、事故発生時の迅速かつ的確な情報の収集・連絡するための体制整備を図る。

また、県、市及び関係機関と密接に情報の収集・連絡するために必要な措置を講ずる。

（2）応援協力体制の整備

第7節第1に準ずる。

（3）救助・救急及び医療（助産）救護

第7節第1に準ずる。

（4）消防力の強化

東日本旅客鉄道（株）は、火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努める。

（5）防災訓練の実施

第7節第1に準ずる。

3 防災知識の普及・啓発

県及び東日本旅客鉄道（株）は、国と連携し、踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の事故を防止するため、全国交通安全運動等を通じ、ポスターの掲示、チラシの配布等により、事故防止に関する知識の普及・啓発に努める。

4 要配慮者対策

第2部第3章第4節に準ずる。

第3 道路災害予防対策

1 道路交通の安全のための情報の充実

道路管理者及び警察本部は、道路交通の安全確保のための情報収集、連絡体制の整備を図るとともに、道路利用者に道路施設等の異常に関する情報を迅速に提供する体制の整備に努める。

2 道路施設等の整備

- (1) 道路管理者は、道路パトロール等により道路施設等の点検を行い現況把握に努める。
- (2) 道路管理者は、道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。
- (3) 道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、落石防止、法面对策、迂回路やバイパスの整備等を計画的かつ総合的に実施する。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

- (1) 防災情報通信網等の整備
道路管理者は、道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び災害復旧のための体制の整備に努める。その他は第7節第1に準ずる。
- (2) 応援協力体制の整備
第7節第1に準ずる。
- (3) 救助・救急及び医療（助産）救護
第7節第1に準ずる。
- (4) 消防力の強化
第5節第1に準ずる。
- (5) 危険物等の流出時における防除活動
道路管理者等は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努める。
- (6) 防災訓練の実施
第7節第1に準ずる。

4 防災知識の普及・啓発

道路管理者は、道路をまもる月間、道路防災週間等を通じ、道路利用者に対して、災害発生時にとるべき行動等知識の普及・啓発に努める。

4 要配慮者対策

第2部第3章第4節に準ずる。

第4 危険物災害予防対策

第6節に準ずる。

第5 大規模な火事災害予防対策

1 災害に強いまちづくりの形成

第1節に準ずる。

2 大規模な火事災害防止のための情報の充実

(1) 気象情報の収集及び伝達

県及び市（危機管理課）は、大規模な火事災害防止のため、福島県総合情報通信ネットワーク、市防災行政無線等を利用し、福島地方気象台等と連携のうえ、気象特別警報・気象警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずるものとする。

(2) 火災気象通報の伝達及び火災警報等

ア 消防法第22条の規定により、福島地方気象台は、気象の状況が火災予防上危険と認められるとき、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一の基準により、「火災気象通報」を県に通報する。

イ 県は、前項の通報を受けたときは、直ちにこれを市町村に伝える。

ウ 市長は、前項の通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、火災に関する警報を発することができる。

エ 前項の規定による警報が発せられたときは、警報が解除されるまでの間、その市の区域内に在る者は、市条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 防災情報通信網等の整備

第7節第1に準ずる。

(2) 応援協力体制の整備

第7節第1に準ずる。

(3) 救助・救急及び医療（助産）救護

第7節第1に準ずる。

(4) 消防力の強化

第5節第1に準ずる。

(5) 避難対策

市（危機管理課・施設管理課）は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所等を指定し、住民への周知徹底に努める。

(6) 防災訓練の実施

第7節第1に準ずる。

4 防災知識の普及・啓発

県、市（危機管理課・建築住宅課）及び防災関係機関は、全国火災予防運動、防災週間、建築物防災週間等を通じ、住民等に対して、大規模な火事の被害想定などを示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発に努める。

4 要配慮者対策

第2部第3章第4節に準ずる。

第6 林野火災予防対策

1 林野の特性

林野火災は、その発火地点等、山林の特殊性による火災の早期発見の困難、現場到着の遅延から生ずる初期消火の困難及び水利の不便等もあり、一般火災に対する消火活動とは著しく異なっている。

また、その被害は、単に森林資源の焼失にとどまらず、人家の焼失、人畜の損傷、森林の水資源かん養機能や土砂流出防止機能等の喪失等をも招くことがあり、その影響は極めて大きいものがある。

2 林野火災に強い地域づくり

(1) 市（危機管理課・農林整備課）は、県と協議して、その地域の特性に配慮した林野火災特別地域対策事業計画を作成し、林野火災対策事業を集中的かつ計画的に実施する。

また、市（危機管理課・農林整備課）は、地勢、風土、気象条件等を考慮し必要と認める場合には、消防計画及び地域防災計画に林野火災対策計画を策定し、その推進を図る。

(2) 森林所有者、地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理運動を推進するよう努める。

(3) 県及び市（危機管理課・農林整備課）は、警報発表等林野火災発生のおそれがあるときは、監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応、消防機関の警戒体制の強化等を行うものとする。

3 林野火災防止のための情報の充実

県及び市（危機管理課・農林整備課）は、林野火災防止のため、福島県総合情報通信ネットワーク、市防災行政無線等を利用し、福島地方气象台と連携のうえ、気象警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずる。

4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 防災情報通信網等の整備

第7節第1に準ずる。

(2) 応援協力体制の整備

第7節第1に準ずる。

(3) 救助・救急及び医療（助産）救護

第7節第1に準ずる。

(4) 消防力の強化

市（危機管理課）及び消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、次の対策に努める。

ア 防火線、防火林及び防火林道等林野火災の防火施設並びに林野火災用消防資機材を整備するとともに、標識板、警報旗等の防火施設の整備を推進するものとする。

イ 「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。

ウ 消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

(5) 避難対策

第7節第5に準ずる。

(6) 防災訓練の実施

消防職員、消防団員等を対象とした空中消火資機材の取扱いに関する講習等を実施するほか、第7節第1に準ずる。

5 防災知識の普及・啓発

- (1) 県は、福島県山火事防止運動実施要領に基づき、山火事防止強調月間等を通じて、関東森林管理局、市、林業関係機関、林業関係団体及び防災関係機関と協力して広報活動を行い、林野周辺住民及び入山者等の防災意識の啓発に努める。
- (2) 消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、林野火災の未然防止のため予防査察を計画的に実施するとともに、立入検査を励行し管理権原者に対する防火体制の徹底について指導する。
- (3) 関東森林管理局は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、標識板、警報旗及びポスター等によって森林火災予防思想の普及に努める。

6 要配慮者対策

第2部第3章第4節に準ずる。

第2章 災害応急対策への備え

第1節 防災体制の充実

担当	【市】復興企画部・関係各課・施設管理課
----	---------------------

第1 防災体制の整備

1 非常参集体制の整備

市（関係各課）は、災害発生時に必要な職員を動員するため、各部課で非常参集体制を定める。

なお、参集に当たっては「職員の安全が確保できて初めて市民に貢献できる」を災害対応の基本原則とし、安全への意識を徹底するため「災害時職員行動マニュアル」を遵守する。

また、交通の途絶等を想定した参集訓練等により行動の習熟と啓発を図る。

2 活動マニュアルの作成

市（関係各課）は、災害対策について、詳細な手順や役割等を定めた活動マニュアルを作成し、また、個別訓練や市組織の変更等を踏まえて見直しを実施する。

特に、発生当初の避難場所の開設や防災備蓄倉庫からの物資の搬出等の初動対応における明確化を図る。

3 業務継続計画の作成・修正

市（危機管理課・関係各課）は、大規模災害時において、災害対策業務及び重要な通常業務を継続して行うために、「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（内閣府 令和5年）等に基づき業務継続計画（BCP）を修正し、平常時からの業務継続のための環境づくりを推進する。

第2 庁舎機能の確保

市（施設管理課）は、市庁舎の建設等にあわせて、市役所が災害拠点として機能するよう、非常電源装置の設置、災害対策本部室の設備、通信設備等の充実を図る。

また、区役所等の防災拠点においても、非常電源の整備等の機能を強化する。

第3 消防団の強化

市（危機管理課）は、地域防災力の要として重要な役割を担う消防団の強化を図るため、消防団への加入促進、企業との連携、消防資機材等の整備を行う。

また、消防団に対する地域理解の醸成、将来にわたり持続可能な消防団組織の構築・災害即応体制の強化を図るものとする。

第2節 情報収集伝達体制の整備

担当	【市】復興企画部
----	----------

第1 防災行政無線の整備

市（危機管理課）は、住民へ情報を伝達するため、沿岸部や難聴地域を中心に、防災行政無線屋外拡声子局を整備する。

第2 その他の通信設備の整備

市（危機管理課・デジタル推進課）は、防災行政無線以外に情報を伝達するために、防災メールサービスへの登録促進や戸別受信機の配布等に努める。

また、アマチュア無線団体との連携を図る。

第3 最新の情報通信関連技術の導入

市（デジタル推進課）は、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図る。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

第3節 医療（助産）救護・防疫体制の整備

担当	【市】健康福祉部・総合病院
----	---------------

第1 医療（助産）救護体制の整備

市（健康政策課・健康づくり課・総合病院）は、災害時における迅速な医療（助産）救護を実施するため、次の事項を含めた医療（助産）救護体制の確立を図る。

1 救護所の指定及び整備と住民への周知

市（健康政策課・総合病院）は、総合病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会等との協議により救護所を事前に指定し、広報紙等により住民に周知を図る。

2 救護班の編成体制の整備

市（健康政策課・健康づくり課・総合病院）は、医師会、歯科医師会、薬剤師会等との協議により、救護班の編成や救護所への配置、医療コーディネーターの選任等を事前に取り決めるなど、医療救護体制を整備する。

3 医薬品等の供給体制の整備

市（健康政策課・総合病院）は、災害時の救護活動に必要な医薬品・衛生材料等について、県が定めた「福島県災害時医薬品等備蓄事業実施要項」・「福島県災害時衛生材料等備蓄事業実施要項」・「福島県災害時医薬品等提供マニュアル」に基づき、調達計画を策定するほか、薬剤師会や医薬品販売事業者等と連携を図る。

4 訓練の実施

市（健康政策課・健康づくり課・総合病院）は、医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携して、総合防災訓練等において傷病者のトリアージや搬送について訓練を行う。

第2 防疫体制の整備

市（健康政策課・健康づくり課・総合病院）は、防疫用薬剤及び資機材の備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図る。

第4節 緊急輸送体制の整備

担当	【市】復興企画部・商工観光部・施設管理課
----	----------------------

第1 緊急輸送路等の指定

1 緊急輸送路の指定

県は、県庁、地方振興局、市町村災害対策本部等、物資受入れ港、福島空港及び隣接県の主要路線と接続する路線等を緊急輸送路として指定している。

2 臨時ヘリポートの指定

市（危機管理課・施設管理課）は、ヘリコプター臨時離着陸場として使用可能な施設について、管理者等と活用方法について協議して指定する。

第2 配送体制の整備

1 地域内輸送拠点の指定

市（商工労政課・施設管理課）は、救援物資を受入れるため地域内輸送拠点を指定する。地域内輸送拠点は、重量物の集積やフォークリフト等の活用が可能な場所とする。

2 民間事業者との連携

市（商工労政課）は、物資の受入れ、配送について、物流事業者と協定を締結している。この協定に基づき的確に運用が行えるよう役割分担や連絡方法等について検討し、連携を強化する。

第5節 避難施設・体制の確立

担当	【市】復興企画部・健康福祉部・こども未来部・総合病院・教育委員会事務局・施設管理課
----	---

第1 避難計画の策定

市（危機管理課）は、災害発生時又は災害発生のおそれがある場合に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項を内容とした避難計画を策定する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 避難指示等を発令する基準 (2) 避難指示等の伝達方法 (3) 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者 (4) 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法 (5) 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 (6) 指定避難所の管理に関する事項 (7) 指定避難所の整備に関する事項 (8) 要配慮者に対する救援措置に関する事項 (9) 広域避難に関する事項 (10) 避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項 |
|--|

第2 指定緊急避難場所・指定避難所の指定等

1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定

(1) 施設の指定

市長（危機管理課・施設管理課）は、住民等の避難のために、法令等による一定の基準を満たす施設を指定緊急避難場所及び指定避難所として指定する。

指定緊急避難場所	・居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所 ・異常現象の種類ごとに指定
指定避難所	・災害の危険性があり避難した住民等を、災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討する。

(2) 管理者の同意等

市長（危機管理課・施設管理課）は、指定緊急避難場所・指定避難所を指定するときは、当該施設の管理者の同意を得る。

(3) 知事への通知等

市長（危機管理課）は、指定緊急避難場所・指定避難所の指定をしたときは、その旨

を知事に通知するとともに、公示する。

(4) 管理者の届出義務

指定緊急避難場所・指定避難所の管理者は、当該指定緊急避難場所・指定避難所を廃止し、又は改築その他の事由により現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届ける。

(5) 指定の取消

市長（危機管理課）は、指定緊急避難場所・指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消し、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

2 指定した施設等の整備

(1) 施設の整備等

市（施設管理課）は、指定した施設に次の設備の整備、備蓄等を行うよう努める。

- | | |
|---|---|
| ア | 避難生活の環境を良好に保つための換気、照明等の設備 |
| イ | 貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、段ボールベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等 |
| ウ | 空調、洋式トイレ等の要配慮者にも配慮した施設・設備 |
| エ | テレビ、ラジオ等の情報入手手段 |
| オ | 食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄 |

(2) 誘導標識等の整備

市（危機管理課）は、指定緊急避難場所・指定避難所周辺に誘導標識を設置する。その場合、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示する。

また、災害種別一般図記号を用いた標識の見方について周知する。

3 緊急避難場所・避難所を指定する場合の留意点

(1) 地域との事前協議

災害発生時に指定緊急避難場所等の施設開放を地域や自主防災組織で実施できるようにするなど、避難者を速やかに受け入れるための体制の整備を地域と協議のうえ進める。

(2) 学校を指定する場合の措置

学校を指定緊急避難場所及び指定避難所として指定する場合は、基本的に教育施設であることに留意しながら、指定緊急避難場所や指定避難所として機能させるため、教育委員会及び学校と使用施設の優先順位、避難所運営方法（教職員の役割を含む。）等について事前に協議する。

(3) 県有施設の利用

市（危機管理課）は、地域の実情等を考慮し、県有施設を緊急避難場所又は避難所として指定するときは、運営方法について運営管理者及び財産管理者とあらかじめ協議する。

(4) その他の施設の利用

市（危機管理課）は、指定した避難所で不足する場合や避難が長期化する場合又は新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、内閣府と協議の上、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により避難所を開設することも可能であるため、あらかじめ協定締結などの連携を図る。

なお、市（危機管理課）は、災害発生時又は水害に備えた早期避難時における妊産婦等

特段の配慮が必要な者の避難のために宿泊施設の提供等について南相馬市旅館ホテル組合と協定を締結し、その利用方法の周知に努める。

4 指定福祉避難所の指定

市（危機管理課・社会福祉課・長寿福祉課・関係各課）は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者の生活を確保するため、指定福祉避難所を指定する。指定福祉避難所を指定する際には、必要に応じて受入れ対象者を特定して公示する。

また、指定福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、避難の際に指定福祉避難所へ直接避難できるよう努める。

さらに、在宅医療患者（医療的ケア児を含む）等で医療機器の使用を必要とする者の避難に備え、医療機器等稼働のための電源を確保する。

5 地域避難所の設置

（1）地域避難所の位置づけ

指定避難所等から距離がある、あるいは避難経路に危険箇所等があるなど避難時のリスクが大きい地域について、避難時の安全を確保する観点から住民の身近な場所に地域避難所を設置する。

地域避難所は、指定緊急避難場所に準じるものとし、指定避難所等を補完するものとする。

（2）地域避難所の設置

行政区や自主防災組織は、地域避難所の設置を検討し、市との協定により設置を行うことができる。

（3）地域避難所の運営

地域避難所の運営は、行政区や自主防災組織が主体的に行う。

（4）地域避難所の物資

市（危機管理課）は、地域避難所に水・毛布などの物資を配備する。

第3 指定緊急避難場所・指定避難所の周知

市（危機管理課）は、ハザードマップ、市ホームページ等で住民等に指定緊急避難場所・指定避難所について周知する。

第4 学校、病院等における避難計画の作成

学校、病院、工場及びその他防災上重要な施設の管理者（健康政策課・こども育成課・総合病院・学校教育課・関係各課）は、それぞれ作成する消防計画の中に以下の事項に留意して避難に関する計画を作成し、避難対策の万全を図る。

なお、社会福祉施設及び病院においては、広域避難も想定する。

1 学校等の避難計画

学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策をたてる。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> （1）避難実施責任者 （2）避難の順位 （3）避難誘導責任者及び補助者 |
|---|

- (4) 避難誘導の要領及び措置
- (5) 避難場所、経路、時期及びその指示伝達方法
- (6) 避難場所の選定、受入施設の確保及び教育、保健、衛生並びに給食の実施方法等
- (7) 避難者の確認方法
- (8) 児童、生徒等の父母又は保護者等への引渡方法
- (9) 通学時に災害が発生した場合の避難方法

2 社会福祉施設等における避難計画

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性を考慮するとともに、対象者の活動能力等についても十分配慮して避難計画を定める。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置（自動車の活用による搬出等）
- (5) 避難の時期（事前避難の実施等）及びその指示伝達方法
- (6) 避難所及び避難経路の設定並びに受入方法
- (7) 避難先として他の施設等への措置替えについても検討する。
- (8) 避難者の確認方法
- (9) 家族等への連絡方法
- (10) 避難時の近隣住民等の協力体制の確保

3 病院における避難計画

病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、次の事項を検討して避難計画を定める。

- (1) 被災時における病院施設内の保健、衛生の確保
- (2) 入院患者の移送先施設の確保
- (3) 転送を要する患者の臨時受入場所
- (4) 搬送のための連絡方法と手段
- (5) 病状に応じた移送方法、搬送用車両の確保
- (6) 通院患者に対する緊急避難場所及び避難所の周知方法

第5 平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」の取組

住民が迅速に避難するためには、住民が平時から自分の避難行動について考えておくことが重要である。市（危機管理課）は、住民に対して、平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」について、次の事項の周知啓発を図る。

- (1) 自宅及び職場の自然災害の危険性について、ハザードマップ等で確認すること。
- (2) 指定避難場所・指定避難所、避難先として安全な親戚・知人宅等、実際に避難する場所について検討しておくこと。
- (3) 避難の際に持ち出す物及び避難経路を確認すること。
- (4) 上記についてマイ避難計画として整理するとともに、家族で共有しておくこと。

第6節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備等

担当 【市】総務部・復興企画部・建設部・施設管理課

第1 食料、生活物資等

1 食料、生活必需物資の備蓄

(1) 家庭内備蓄の啓発

市（危機管理課）は、防災週間や防災関連行事、ホームページ等を通じ、住民に対し、最低3日間、推奨1週間分の備蓄に努めるよう啓発を図る。

(2) 公的備蓄の推進

市（危機管理課）は、次の備蓄目標を定め、公的備蓄を行う。

備蓄目標	対象者：想定東北太平洋沖地震の想定避難者約4,500人
備蓄品の例	食料：クラッカー、缶詰、乳児用粉・液体ミルク、即席麺及びアルファ化米等、保存期間が長く、かつ調理不要のものとする。 ※食物アレルギーにも配慮 応急活動用資機材：エンジンカッター、発電機、投光器、ブルーシート、土のう袋、ロープ等

(3) 備蓄倉庫の管理

市（危機管理課・施設管理課）は、集中備蓄のため萱浜地区に防災備蓄倉庫を設置している。備蓄食料・生活必需物資の管理を継続するとともに、災害発生時の鍵の開錠、搬出や配送等について方法を定める。

また、夜間や災害時の物資配送が困難な場合に備え、各指定緊急避難場所等の既存の倉庫や空きスペース等の活用のほか必要に応じて倉庫を建設し、指定避難場所等開設初期の避難者受入れに必要な物資等の分散備蓄を行う。

なお、物資の効率的な管理のため物資管理システムの導入について検討する。

また、備蓄物資及び物資拠点を物資調達・輸送調整等支援システムに登録するよう努める。

2 協定の締結

市（危機管理課）は、食料、生活必需物資の供給を受けられるよう、生産者、販売業者等との協定締結により、調達体制を構築する。

第2 飲料水等の確保

1 飲料水の確保

(1) 家庭内備蓄の啓発

市（危機管理課）は、防災週間や防災関連行事、ホームページ等を通じ、住民に対し、1人1日3リットルの飲料水の備蓄に努めるよう啓発を図る。

(2) 公的備蓄の推進

市（危機管理課）は、食料・生活必需品と同様に、想定避難者数を対象として、災害発生後3日分の飲料水の備蓄に努める。

2 資機材の確保

市（危機管理課・水道課）は、応急給水資器材（給水タンク車、給水タンク、ろ過装置、ポリ容器、ポリ袋等）の整備（備蓄）に努める。

第3 防災資機材等の活用

市（危機管理課）は、備蓄している応急活動用資機材を使い、地域で救助活動が実施できるよう、自主防災組織の訓練や研修を実施する。

第4 罹災証明書交付体制の整備

市（税務課）は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査及び罹災証明書の交付の担当部局を定め、調査担当者の育成、応援協定の締結、応援受入体制の構築等、罹災証明書の交付体制の整備に努める。

また、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

第7節 廃棄物処理体制の整備

担当	【市】市民生活部
----	----------

第1 災害廃棄物処理体制の整備

市（生活環境課）は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、市災害廃棄物処理計画を策定する。策定後は、定期的に見直しを行う。

第2 し尿処理体制の整備

市（生活環境課）は、断水や下水道の被害によりトイレが使えない場合を想定し、組み立て式の簡易トイレを備蓄するとともに、事業者との協定締結により調達体制を確立する。

第8節 ライフライン施設災害予防対策

担当	【市】建設部 【関係機関】東北電力（株）・東北電力ネットワーク（株）・相馬ガス（株）・東日本電信電話（株）
----	--

第1 上水道施設予防対策

1 水道施設等の整備

市（水道課）は、水道施設のより一層の耐震化を図り、水道水の安定供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備を図るものとする。

- （1）水道施設の耐震化を効果的・効率的に進めるため、既存施設の耐震診断等を行い、順次計画的に耐震化を進める。
- （2）基幹施設の分散や系統多重化により補完機能を強化するとともに、配水系統のブロック化により、地震被害の軽減等を図る。
- （3）施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の電気機械設備について耐震化を図る。
- （4）水道施設の耐震化事業に対し、市の一般会計による支援を受けるなど、必要経費の確保を図る。

2 応急復旧用資機材の確保

市（水道課）は、応急復旧用資機材の現状を把握し備蓄を図る。

3 相互応援

市（水道課）は、応急復旧作業を迅速に進めるための人員等の確保のため、隣接水道事業体等、その他同時被災を免れると思われる水道事業体等と応急復旧等の応援活動に関する応援協定を締結する。

第2 下水道施設予防対策

1 下水道施設の整備

市（下水道課）は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たり、立地条件に応じ、地震に対して、次の対策を実施する。

- （1）ポンプ場及び処理場内の重要施設について耐震計算を行い、その他の施設については、ある程度の地震被害を想定し、施設の複数化、予備の確保等により機能の確保を図り、また、補修の容易な構造とするなど、復旧対策に重点をおいた整備を図る。
- （2）ポンプ場及び処理場では、地震時においても最小限の排水機能が確保されるよう整備を図る。
また、停電及び断水に対して速やかに対応できるよう考慮する。
- （3）地震の程度により排水機能に支障を来す場合があるので、緊急用として重要な管渠及び処理場については、バイパス等の整備の検討を行う。
- （4）液状化対策として、主要な管渠工事に当たっては、事前に地質調査を実施するとともに、埋戻しに液状化が起こりにくい材料を使用するなど工法の検討を行う。
- （5）ポンプ場及び処理場内での各種薬品、重油及びガス等の燃料用設備の設置に当たっては、

地震による漏洩、その他の二次災害が発生しないよう考慮する。

- (6) 施設の維持管理においては、定期点検等による危険箇所の早期発見とその改善を行い、施設の機能保持を図る。

2 応急復旧用資機材の確保等

市（下水道課）は、復旧工事を速やかに施工するため、必要な資機材の備蓄に努めるとともに、資機材の優先調達を図る。

また、地震発生時にすぐ対応できるように、下水道台帳とともに維持管理記録を一体として整理し、さらに優先的に調査する必要がある箇所をあらかじめ特定するなどの備えを行う。

3 要員の確保

市（下水道課）は、応急復旧に必要な要員の配備計画を定め、必要な人員を確保するため、施設の施工業者、管理委託業者及び他の下水道事業者等と災害時の応援協定等の締結を進める。

第3 電力施設災害予防対策

東北電力（株）及び東北電力ネットワーク（株）は、電力施設の防災性能の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施し、災害時の被害を最小限に留め、安定した電力の供給の確保を図るため予防措置を講ずる。

1 防災体制の確立

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、災害組織を整備し、防災体制を確立しておくとともに、その組織の運営方法及び関係機関との連携・協調の体制についても定める。

2 事業計画

- (1) 施設の耐震性等防災性能の強化計画
- (2) 電気工作物の調査・点検等
- (3) 災害対策用資機材（移動電源車等）の確保
- (4) 災害対策用資機材の輸送体制の確立
- (5) 防災訓練等の実施

第4 ガス施設災害予防対策

相馬ガス（株）は、ガス施設の耐震性等防災性能の強化及び被害の軽減のため、供給系統のブロック化等の諸施策を実施し、災害時の被害を最小限に留め、安定したガスの供給の確保を図るため予防措置を講ずる。

1 防災体制の確立

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、初動措置段階における組織についての災害対策に関する規定に基づく体制を整備し、実施すべき事項を明確にする。

2 事業計画

災害応急対策に係る措置を円滑に実施することによって、二次災害の防止や供給停止の早期復旧を図るための防災計画を策定し、これを段階的に推進する。

- (1) 設備の耐震性等の強化計画
- (2) 情報収集のための無線等通信設備の整備
- (3) 防災資機材の管理等

- (4) 有資格者の情報共有
- (5) 復旧計画の策定
- (6) 防災訓練の実施
- (7) 防災関係機関との相互協力

第5 電気通信施設災害予防対策

東日本電信電話（株）は、災害時においても通信の確保ができるよう、平常時から設備の防災構造化を実施する。

また、災害が発生した場合に備えて、迅速かつ的確な措置を行えるよう、電源の確保等の万全の体制を期する。

1 実施計画

電気通信施設を確保するために次の諸施策を計画し、実施する。

- (1) 公共機関等の加入者の必要な通信を確保するため、ケーブルの2ルート化と回線の分散収容を図る。
- (2) 通信が途絶するような最悪の場合でも、最小限度の通信ができるよう、必要な場所に特設公衆電話を設置し、一般市民の使用に供する。
- (3) 指定避難所（各小中学校、生涯学習センター等）に電話用モジュージャックを設置し、災害時に電話を接続して無料の公衆電話として開設する。
- (4) 架空ケーブルは、地震及び地震による二次災害（火災）に比較的弱いので、地下化の望ましい区間は地下化を促進する。
- (5) 交換機設置ビル相互間を結ぶケーブルは、経路の分散化を推進する。
- (6) 商用電源が停止した場合の対策として、通信保持する蓄電池容量の適正化を図り、発電用予備エンジンを常備する。
- (7) 災害時の通信確保及び復旧対策として、移動電源車、衛星通信システム装置及び非常用可搬型交換装置等を主要地域に配備するとともに、大規模災害時はレスキュー隊及び応急復旧隊による広域応援体制の発動を行う。

2 防災訓練

災害予防措置及び災害応急対策措置等を円滑かつ迅速に実施できるよう次の訓練を、単独又は共同するなどして実施する。

- (1) 気象に関する情報伝達訓練
- (2) 災害時における通信疎通訓練
- (3) 電気通信設備等の災害応急復旧訓練
- (4) 消防及び水防の訓練
- (5) 避難及び救助訓練

第9節 災害時相互応援協定の締結

担当	【市】総務部・復興企画部
----	--------------

第1 自治体間の相互応援協力

市（危機管理課）は、県内外の市町村との相互応援協力に関する協定を締結し、要員、資機材の提供や、広域避難における避難者の受入れ等での協力体制を構築する。

また、自治体スクラム支援会議における災害時相互援助協定を締結している市及び8自治体は、自治体スクラム支援会議における災害時の受援・支援計画に基づき支援が相互に円滑に行われるよう、平時からの連携に努める。

また、協定の有無に関わらず、これまで支援を受けた自治体への支援については、本計画に準じ、各対策担当課において対応するものとする。

第2 民間事業者・団体との災害時応援協定

市（危機管理課）は、災害発生時、支援物資やサービスが緊急に必要な場合に備えて、物資や役務の供給力を持つ民間事業者・団体と応援協定を締結する。

第3 受援体制の整備

市（総務課）は、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、役割分担・連絡調整体制等について必要な準備を整えるなど、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制（受援計画）を整備する。

また、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、適切な空間の確保に配慮する。

また、国が所管する応急対策職員派遣制度を活用した受入れについて習熟を図る。

第3章 市民の防災活動の促進

第1節 防災教育の推進

担当	【市】復興企画部・教育委員会事務局・関係各課
----	------------------------

第1 防災知識の普及啓発

市（危機管理課）は、県及び防災関係機関と連携して、災害予防運動期間や災害が発生しやすい時期等を通じて、各種講演会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。

1 実施期間

防災教育は、次の期間を中心に実施する。

防災教育の内容	実施時期	
風水害予防に関する事項	水防月間	5月～9月 5月1日～5月31日
土砂災害予防に関する事項	土砂災害防止月間 がけ崩れ防災週間 山地災害防止キャンペーン	6月1日～6月30日 6月1日～6月7日 5月～6月
火災予防に関する事項	春季全国火災予防運動 秋季全国火災予防運動	3月1日～3月7日 11月9日～11月15日
雪害予防に関する事項	雪崩防災週間	12月～3月 12月1日～12月7日
地震・津波災害に関する事項	防災とボランティア週間 防災とボランティアの日 防災週間 防災の日 津波防災の日	1月15日～1月21日 1月17日 8月30日～9月5日 9月1日 11月5日

2 普及の内容

普及する防災知識は、次のとおりである。

ア	災害の特性
イ	最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレ ト紙等
ウ	非常持出品（救急用品、貴重品、懐中電灯、ラジオ等）の準備
エ	家具・ブロック塀等の転倒防止対策、耐震診断・耐震改修
オ	感震ブレーカーの設置等の火災対策
カ	飼い主による家庭動物との同行避難における準備（餌、ケージ等）
キ	保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
ク	避難場所、応急救護方法、住宅内外の危険箇所の把握
ケ	警報等の気象情報、高齢者避難、避難指示等の意味
コ	警報等発表時や避難指示等の発令時にとるべき行動

- サ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、指定緊急避難場所や指定避難所での行動
シ 平時から自分の避難を考える「マイ避難」の取組
ス 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルール等）の取り決め

3 普及の方法

普及の方法は、次のとおりである。

- | | | |
|-------------|-----------|------------|
| ア 各種防災訓練 | イ 防災講座・講話 | ウ 広報みなみそうま |
| エ ハザードマップ | オ 市ホームページ | カ SNS |
| キ 防災マニュアル 等 | | |

第2 防災上重要な施設における防災教育

県、市（危機管理課・関係各課）及び防災関係機関は、病院、社会福祉施設等、ホテル、旅館等の不特定多数の者を受け入れる施設においては、災害発生時において特に大きな人的被害が発生しやすいため、管理者等に対し、各種講習会等を通じて防災教育の徹底を図るとともに、疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用する。

また、災害発生時における適切な判断及び速やかな災害対応業務の実施、各種防災活動の円滑な実施を確保するため、防災担当職員だけでなく、各機関に属するすべての職員に対し、実践的な訓練や講習会、研修会等を定期的に開催するなど、必要な防災教育を実施することにより、災害対策に即応できる人材の育成に努め、災害に強い組織を作り上げる。

各施設の管理者等は、施設の利用者に対してもチラシ等を通じて、避難方法等について啓発を図る。

第3 職員に対する教育・啓発

市（危機管理課）は、全ての市職員に対し、次の防災教育を実施することにより、災害対策に即応できる人材の育成に努め、災害に強い組織を作り上げる。

- 1 新任研修において、市の防災対策や災害対策従事者としての心構え等の教育を行う。
- 2 学識経験者等を講師として招き、防災講習会等を開催する。
- 3 応急危険度判定、住家被害認定等の研修会に参加する。
- 4 災害時の図上訓練等を実施する。
- 5 災害時行動マニュアルの徹底

第4 学校教育における防災教育

市教育委員会（学校教育課）は、学校教育を通じて、学校種別や児童生徒の発達段階に応じて防災教育を行う。

1 学校行事における防災教育

消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）、消防団等との連携により、体験的・実践的な避難訓練や疑似体験、保護者への引き渡し訓練など、防災をテーマとした学校行事を実施する。

2 教科等による防災教育

社会科、理科、保健体育科及び総合的な学習の時間において、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険、負傷に対する応急処置等についての教育を行う。

3 教職員に対する防災研修

教職員の防災に係る知識を習得させるための研修を定期的実施する。

また、学校内においては防災委員会や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識を高揚するとともに、災害発生時の児童生徒に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

第5 災害教訓の伝承

1 災害教訓の収集、公開

市（文化財課）及び県は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

2 災害教訓の伝承の取組

住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。

市（文化財課）及び県は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第2節 防災訓練の充実

担当	【市】復興企画部・関係各課 【関係機関】相馬地方広域消防本部
----	-----------------------------------

第1 総合防災訓練

市（危機管理課・関係各課）は、大規模な地震、津波、風水害等の発生を想定し、防災関係機関、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体等の参加の下に、実践的で総合的な防災訓練を実施するように努める。

訓練項目は、概ね次のとおりである。

- （1）非常招集及び自主参集、災害対策本部設置、情報収集、意思決定
- （2）避難誘導（要配慮者誘導を含む）
- （3）地域住民による初期消火、救助
- （4）避難所設置、給水、給食（炊き出し）
- （5）道路等の障害物除去、道路応急架橋、無線通信
- （6）上下水道施設応急復旧、水質検査、電力施設応急復旧、電信電話施設応急復旧、都市ガス施設応急復旧、LPガス施設応急復旧
- （7）救援物資輸送及び受入れ・仕分け、備蓄品の供与等
- （8）応急医療救護（トリアージ）

第2 個別訓練

1 自主防災組織等の自主防災訓練

市（危機管理課）は、消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）及び消防団と連携して、自主防災組織や行政区等を単位とした自主防災訓練を支援する。主な訓練内容は、次のとおりである。

- | | | |
|-----------------|-----------|--------------|
| （1）避難誘導訓練 | （2）初期消火訓練 | （3）救出・応急手当訓練 |
| （4）救助訓練 | （5）給食給水訓練 | （6）安否確認訓練 |
| （7）避難所設置・運営訓練 等 | | |

2 事業所（防火管理者）の訓練

学校、病院、工場、事業所、大型店舗及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき、訓練を毎年定期的に実施する。

また、地域の一員として、事業所の特性に応じた防災対策行動により、市、消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）及び地域の防災組織の行う防災訓練への積極的な参加に努める。

3 市の個別訓練

市（危機管理課・関係各課）は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等の機会をとらえ、職員の参集・動員訓練、水防訓練、災害対策本部運営訓練等を実施し、各部各班が自ら判断し行動できる体制を構築する。訓練の実施後においては、地域防災計画、各種の行動マニュアル等にその結果を反映させて見直しを図るとともに、次回の訓練にも反映させる。

- | | | |
|----------------|----------------|-------------|
| (1) 水防訓練 | (2) 通信訓練 | (3) 参集・動員訓練 |
| (4) 災害対策本部運営訓練 | (5) 避難所設置・運営訓練 | (6) 避難訓練 等 |

第3節 自主防災組織等の育成

担当	【市】復興企画部 【関係機関】相馬地方広域消防本部
----	------------------------------

第1 自主防災組織の育成・強化

1 自主防災組織の編成促進

市（危機管理課）は、自主防災組織が未結成の地区において、行政区単位の規模で自主防災組織を結成するよう働きかける。

組織の編成に当たっては、次の点に留意するものとする。

- （1）大規模な組織については、地域の実情を踏まえ適正規模の地域単位となるよう努める。
- （2）他地域への通勤等により昼間人口が減少する地域においては、日中の活動が確保できる規模とする。
- （3）地域内に事業所がある場合は、事業所と協議の上、事業所内の自衛消防組織を地域の自主防災組織に積極的に位置付けを図る。
- （4）自主防災組織は防災活動実施のため、基本的事項について規約等を設け、その活動内容を明確にする。

2 自主防災組織の活動支援

市（危機管理課）は、自主防災組織の活動を充実するため次の対策を行う。

（1）研修会

県が主催する自主防災組織のリーダー研修会や自主防災活動促進事業に参加するよう広報活動を行う。

（2）自主防災組織への支援

地域での防災訓練や資機材整備等の支援を行う。

3 自主防災活動

自主防災組織は、平常時に次の活動を実施する。

- （1）自主防災計画（地区防災計画・自主防災組織図）の作成
- （2）防災知識の普及啓発
- （3）地域の安全点検（危険箇所、避難場所、井戸等）
- （4）避難行動要支援者の確認
- （5）防災訓練
- （6）資機材の整備、点検

第2 企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・改善するよう努める。

また、防災体制の整備、防災訓練、設備の耐震化、各計画・マニュアルの作成、見直し等を継続的に実施する事業継続マネジメント（BCM）の取組も通じて、防災活動の実施に努める。

市（危機管理課）は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等へ参加

呼びかけ、防災に関するアドバイス等を行う。

第3 地区防災計画の作成

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、防災力の向上を図るため、共同で防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案する。

市（危機管理課）は、地区防災計画の提案を受けた場合、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を位置付ける。

第4節 要配慮者の安全確保

担当 【市】復興企画部・健康福祉部・こども未来部・総合病院・施設管理課

第1 避難行動要支援者の避難支援

市（社会福祉課・長寿福祉課・関係各課）は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（避難行動要支援者）について、避難行動要支援者名簿を作成し避難支援体制を構築する。

1 避難行動要支援者名簿の作成

（1）避難支援等関係者となる者

市、消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）、警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、行政区、福祉事業者、自主防災組織とする。

（2）避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は次の者とし、その取扱いについては本計画のほか、南相馬市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例及び同施行規則に定める。

- ア 介護保険の要介護3以上の認定を受けている者
- イ 身体障がい者（身体障害者手帳を所持している者）
- ウ 知的障がい者（療育手帳を所持している者）
- エ 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳を所持している者）
- オ 難病患者
- カ 常に特別の医療などを必要とする在宅で療養している者
- キ 乳幼児
- ク 妊産婦
- ケ 外国人
- コ その他市長が特に認める者

（3）名簿作成に必要な個人情報及び入手方法

避難行動要支援者名簿の記載事項は、次のとおりである。個人情報は、市の行政データ等を活用する。

- | | | | |
|---------------------------------------|-----------------|------|----------|
| ア 氏名 | イ 生年月日 | ウ 性別 | エ 住所又は居所 |
| オ 電話番号その他の連絡先 | カ 避難支援等を必要とする事由 | | |
| キ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項 | | | |

（4）名簿の更新に関する事項

名簿は、1年に1回以上更新する。

（5）情報漏洩を防止するための措置

適正な情報管理が行われるよう、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき遵守を徹底する。

また、クラウドでのデータ管理や県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を構築する。また、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも保管する。

名簿を避難支援等関係者に提供する場合は、誓約書提出や協定等を締結する。

(6) 名簿の提供先

災害時要支援者名簿は、次の関係者へ提供する。

ア 南相馬市関係課	イ 民生委員・児童委員	ウ 社会福祉協議会
エ 行政区（行政区長）	オ 自主防災組織	カ 消防団
キ 女性消防隊	ク 福祉施設等関係事業所	

- (7) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
災害発生時は、緊急かつ着実に避難指示等が伝達されるよう、防災行政無線（戸別受信機）や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用した緊急情報等メールサービスなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。

(8) 避難支援等関係者の安全確保

津波発生時等の退避ルール等を定める。

2 避難行動要支援者名簿に係る作成・活用方針等

市（社会福祉課・長寿福祉課・関係各課）は、令和3年の災害対策基本法改正等を踏まえた取組の実施にあたり、避難行動要支援者の避難支援等についての考え方を整理し、避難行動要支援者名簿に係る作成・活用方針等を整理する。

3 個別避難計画の作成

(1) 個別避難計画の作成

市（社会福祉課・長寿福祉課・関係各課）は、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織や行政区、福祉事業者等と協力して、避難行動要支援者一人ひとりの支援に関する個別避難計画を作成するよう努める。

なお、作成に当たっては、避難行動要支援者名簿と同様に、支援者への提供、支援体制等を検討する。

また、地区防災計画と整合させ、訓練等に当たっては両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

(2) 個別避難計画を優先して作成する者の範囲等

個別避難計画作成を優先すべき対象は次のとおりとし、令和8年度を目途に作成を行う。

居住地が洪水・津波・土砂災害等のハザードにかかる者で、かつ、次のいずれかに該当する者とする
ア 介護保険の要介護3以上の認定を受けている者
イ 身体障がい者（身体障害者手帳を所持している者）
ウ 難病患者

(3) 個別避難計画の記載事項

個別避難計画には、避難行動要支援者名簿の記載事項に加え、次の事項を記載する。

ア 避難支援等実施者の氏名または名称
イ 避難支援等実施者の住所または居所
ウ 避難支援等実施者の電話番号その他の連絡先
エ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

4 個別避難計画の提供と活用

市（社会福祉課・長寿福祉課・関係各課）は、避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意等がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。

また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

なお、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難浸透が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

5 避難した要配慮者の振り分け基準等の検討

市（社会福祉課・長寿福祉課・関係各課）は、避難した要配慮者について、避難所の福祉避難スペース、福祉避難所、医療機関に振り分けるための判断基準や実施体制について検討し、関係機関等と共有するとともに、訓練等を通じて検証を行う。

第2 社会福祉施設等における対策

1 施設等の整備

社会福祉施設等の管理者は、施設の耐震化や防災設備の整備等、施設の安全性を高めることに努める。

また、大規模停電に備え72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

2 組織体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ防災組織を整備し、施設職員の役割分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にする。

特に、夜間における通報連絡や入所者の避難誘導體制には、十分に配慮する。

また、市と連携して地域との協力体制が得られるような体制や、施設間の協定締結により相互での受入れができるように努める。

3 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や入所者が災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育及び防災訓練を実施する。

第3 在宅者に対する対策

1 情報伝達体制の整備

市（関係各課）は、一人暮らし高齢者、要介護高齢者、障がい者等の安全を確保するため、情報伝達体制の整備に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、住宅用自動消火装置、住宅用火災警報機等の設置など必要な補助・助成措置を検討する。

2 防災知識の普及・啓発

市（関係各課）は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配付するとともに、地域の防災訓練等への参加も考慮するなど、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。

また、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、避難行動についての啓発を行う。

第4 病院入院患者等対策

市（総合病院）は、市立病院における患者等の安全を確保するために、避難計画等を作成するなどの対策を行う。

第5 外国人に対する防災対策

市（危機管理課・施設管理課）は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人も要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速、的確な行動ができるよう、次のような条件、環境づくりに努める。

- ア 「やさしい日本語」を含む多言語による広報の充実
- イ 指定緊急避難場所、避難標識等の災害に関する表示板の多言語化・ピクトグラム表示
- ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育
- エ 外国人の雇用又は接触する機会の多い企業、事業所等に対する防災教育等の指導、支援

第6 避難所の配慮

市（危機管理課・施設管理課）は、指定緊急避難場所・指定避難所に指定が想定される公共施設を整備する場合、多目的トイレやスロープの設置など、ユニバーサルデザイン化に配慮する。

また、避難生活において特別の配慮を必要とする者が生活できるような機能等を有した施設等を、福祉避難所として指定する。

第5節 ボランティア等との連携

担当	【市】健康福祉部 【関係機関】市社会福祉協議会
----	----------------------------

第1 ボランティア活動の啓発

市（社会福祉課）は、「防災とボランティアの日」（毎年1月17日）及び「防災とボランティア週間」（毎年1月15日～21日）を中心に、災害ボランティアの意義や参加、ボランティア保険等について啓発に努める。

第2 ボランティア団体の把握・登録

市（社会福祉課）は、日本赤十字社福島県支部、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会などと連携を図りながら、ボランティア団体及び専門的な知識、技能をもつボランティアの把握に努める。

第3 ボランティアの体制整備

市社会福祉協議会は、ボランティアセンターの設置、運営体制について検討するとともに、ボランティアコーディネータの研修会等に職員やボランティアを参加させるなど養成に努める。

南相馬市地域防災計画

【一般災害対策編】

目 次

第1部 災害応急対策計画

防災行動計画	79
第1章 応急活動体制	83
第1節 動員配備	83
第2節 活動体制	86
第2章 情報の収集・伝達	89
第1節 災害情報の収集・伝達	89
第2節 通信の確保	95
第3節 広報・広聴活動	97
第3章 応援の要請	99
第1節 行政機関等への応援要請	99
第2節 自衛隊の災害派遣要請	102
第4章 水防活動・土砂災害応急対策	105
第1節 水防活動	105
第2節 土砂災害応急対策	106
第5章 消火及び救助・救急活動	108
第1節 消火活動	108
第2節 救助・救急活動	110
第6章 避難対策	112
第1節 避難活動	112
第2節 緊急避難場所・避難所の設置・運営	117
第3節 帰宅困難者対策	121
第7章 医療（助産）救護活動	122
第1節 医療救護体制の確保	122
第2節 医療救護活動	124
第8章 飲料水・食料・生活必需品等の供給	126
第1節 自助・共助による飲料水等の確保	126
第2節 飲料水の供給	127
第3節 食料の供給	129
第4節 生活必需品の供給	131
第5節 物資の受入れ	133
第9章 緊急輸送対策	134
第1節 緊急輸送路等の確保	134
第2節 緊急輸送活動	136
第10章 警備活動	138
第1節 災害警備活動	138
第2節 交通規制措置	140
第3節 海上警備活動等	141
第11章 障害物の除去及び災害廃棄物等の処理	142
第1節 障害物の除去	142
第2節 災害廃棄物の処理	144

第3節	し尿の処理	146
第12章	防疫及び保健衛生	147
第1節	防疫	147
第2節	保健活動	149
第13章	応急住宅対策	151
第1節	応急仮設住宅等の供与	151
第2節	住家の被害認定調査	154
第14章	遺体対策	155
第1節	遺体の捜索	155
第2節	遺体の収容及び遺体対策	156
第3節	遺体の火葬・埋葬	157
第15章	生活関連施設の応急対策	158
第1節	上水道施設の応急対策	158
第2節	下水道施設の応急対策	159
第3節	電力供給施設の応急対策	160
第4節	ガス供給施設の応急対策	161
第5節	通信施設の応急対策	162
第6節	鉄道施設の応急対策	163
第16章	文教対策	164
第1節	小中学校の応急対策	164
第2節	幼稚園・保育園の応急対策	166
第3節	文化財の応急対策	167
第17章	要配慮者対策	168
第1節	要配慮者対策	168
第2節	児童対策	170
第3節	外国人対策	171
第18章	ボランティアとの連携	172
第1節	ボランティアの受入れ	172
第2節	ボランティア活動の種類と需給の調整	173
第19章	危険物施設等の応急対策	174
第1節	危険物施設応急対策	174
第2節	火薬類施設応急対策	175
第3節	高圧ガス施設応急対策	176
第4節	毒物劇物施設応急対策	177
第20章	災害救助法の適用	179
第1節	災害救助法の適用	179
第2節	救助の種類等	181
第21章	事故災害対策	182
第1節	危険物等災害対策	182
第2節	大規模な火事災害対策	185
第3節	林野火災対策	187
第4節	雪害対策	190
第5節	海上災害対策	191

第6節	鉄道災害対策	196
第7節	道路災害対策	198
第8節	航空機災害対策	200
第2部	災害復旧計画	
第1章	施設の復旧対策	203
第1節	災害復旧事業計画の作成	203
第2節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	204
第3節	激甚災害の指定	206
第4節	災害復旧事業の実施	207
第2章	被災地の生活安定	208
第1節	被災者の支援	208
第2節	事業者への支援	211
第3節	被災者台帳の作成	212
第3部	水防計画	
第1章	総則	215
第1節	目的	215
第2節	用語の定義	216
第3節	水防の責任等	217
第4節	水防計画の作成及び変更	218
第5節	津波における留意事項	219
第6節	安全配慮	220
第2章	水防組織	221
第3章	重要水防箇所	222
第4章	予報及び警報	223
第1節	気象庁が行う予報及び警報	223
第2節	洪水予報河川における洪水予報	225
第3節	水位周知河川における水位到達情報	226
第4節	水防警報	227
第5章	水位等の観測、通報及び公表	232
第1節	水位の観測、通報及び公表	232
第2節	雨量の観測及び通報	233
第6章	気象予報等の情報収集	234
第7章	ダム・水門等の操作	235
第1節	ダム・水門等	235
第2節	操作の連絡	236
第3節	連絡系統	237
第8章	通信連絡	238
第1節	通信連絡系統	238
第2節	災害時優先通信の取扱い	239
第3節	その他の通信施設の使用	240
第9章	水防施設及び輸送	241
第1節	水防倉庫及び水防資器材	241
第2節	輸送の確保	242

第10章	水防活動	243
第1節	水防配備	243
第2節	巡視及び警戒	244
第3節	水防作業	246
第4節	緊急通行	247
第5節	警戒区域の指定	248
第6節	避難のための立退き	249
第7節	決壊・漏水等の通報及びその後の措置	250
第8節	水防配備の解除	251
第11章	水防信号、水防標識等	252
第1節	水防信号、水防標識	252
第2節	身分証票	253
第12章	協力及び応援	254
第1節	河川管理者の協力及び援助	254
第2節	警察官の援助要求	255
第3節	自衛隊の派遣要請	256
第4節	国県等との連携	257
第5節	企業（地元建設業等）との連携	258
第6節	住民、自主防災組織等との連携	259
第13章	費用負担と公用負担	260
第1節	費用負担	260
第2節	公用負担	261
第14章	水防報告等	263
第1節	水防記録	263
第2節	水防報告	264
第15章	水防訓練	265
第16章	浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	266
第1節	洪水、内水、高潮対応	266
第2節	津波対応	268
第17章	水防協力団体	270
第1節	水防協力団体の指定	270
第2節	水防協力団体の業務	271
第3節	水防協力団体と消防団等の連携	272
第4節	水防協力団体の申請・指定及び運用	273

第 1 部 災害応急対策計画

防災行動計画

章 (第1部)	対応業務	事前配備 (風水害の場合)	初動段階(発災当日)		応急段階	
			2時間以内	24 時間以内	3日以内	7日以内
1	災害対策本部体制	☐ 風水害発生のおそれがある場合、災害対策本部等の設置・運営	☐ 第1回本部員会議開催 ☐ 関係機関へ通知 ☐ 災害対策本部等の運営(代替庁舎確保)	☐ 第2回本部員会議開催(以降適時開催)		
1	職員の動員	☐ 配備検討会議等で決定 ☐ 指定職員が事務局参集 ☐ 避難所従事予定者へ周知 ☐ 各部課による動員・配備	☐ 通常業務の縮小 ☐ 職員登庁 ☐ 職員安否確認	☐ 交代要員の確保	☐ 災害対策要員への補給 ※災害対策要員が自ら確保できない場合	
2	災害情報の収集・伝達	☐ 気象情報、警報等の伝達	☐ 被害情報の調査・収集 ☐ 県への被害情報報告	☐ 定期的な被害情報の収集・調査と報告		
2	通信の確保	☐ 停電に備え、可搬型発電機・ポータブルバッテリーの保管場所再点検・準備	☐ 防災行政無線の確認 ☐ 電話回線の確保 ☐ インターネット回線の確保		☐ 停電時応急電源(移動電源車)の東北総合通信局への貸与要請	
2	災害広報	☐ 防災メール・防災行政無線等による情報発信	☐ 緊急速報メールや防災行政無線等による情報発信 ☐ 広報車による情報発信	☐ 被害速報マスコミ提供 ☐ 災害対応ホームページ掲載		
2	災害相談対策	☐ 相談窓口の開設検討 ☐ ワンストップ窓口の開設検討	☐ 相談窓口体制の検討	☐ 相談窓口の開設・周知 ☐ 被災者支援制度関係課への動員要請	☐ 相談窓口の受付開始 ☐ 被災者支援制度の市民説明会開催日の周知	☐ 市民説明会の開催 ☐ ワンストップ窓口の受付開始
3	相互応援協力 自衛隊災害派遣	☐ 県へ気象情報を踏まえた自衛隊派遣要請の可能性伝達		☐ 県への応援要請 ☐ 他区市町村への応援要請 ☐ 県経由で自衛隊派遣要請	☐ 広域応援の受入準備 ☐ 民間事業者への応援要請 ☐ 災害派遣部隊の受入準備	
5	消防・水防活動 救急・救助		☐ 地域による活動 ☐ 消防団による活動 ☐ 消防本部による活動 ☐ ヘリコプターによる消火・救助活動の要請	☐ 消防の広域応援要請		

注:各項目の〇〇(時間・日)以内は、期限までにやればよいということではなく、できるだけ早い対応が求められることに留意すること。

章 (第1部)	対応業務	事前配備 (風水害の場合)	初動段階(発災当日)		応急段階	
			2時間以内	24 時間以内	3日以内	7日以内
6	避難・避難所	☐ 避難指示等発令見込みの周知 ☐ 自主避難の呼び掛け・高齢者等避難・避難指示の発令 ☐ 避難場所の確保 ☐ 自主避難所の開設・周知	☐ 緊急安全確保の発令 ☐ 県への報告 ☐ 住民への周知・誘導 ☐ 避難所の運営	☐ 福祉避難所への移送が必要な者の調査 ☐ 警戒区域の設定		☐ 災害規模に応じた避難所の集約及び閉鎖 ☐ 広域一時滞在の要請 ☐ 安否情報の提供
7	医療救護			☐ 医療救護本部の設置 ☐ 医療救護班の編成・派遣 ☐ 医薬品等の確保 ☐ 救護所の設置	☐ 人工透析の供給確保	☐ 避難所救護所の設置 ☐ 巡回医療活動
8	救援(給水・食料・生活物資)	☐ 避難所用防災倉庫の物資数量再点検(水・毛布)	☐ 避難所用防災倉庫から備蓄品(水・毛布等)の供給	☐ 応急給水活動の開始	☐ 協定事業者等からの生活必需品の確保 ☐ 地域内輸送拠点の選定	☐ 救援物資受入れ ☐ 民間物流事業者の活用
9	緊急輸送		☐ ヘリコプター臨時離着陸場の確保	☐ 車両・燃料等の確保 ☐ 緊急輸送路等の確保	☐ 緊急通行車両等確認申請書の提出	
9	道路応急対策		☐ 被害状況の調査	☐ 交通規制の周知 ☐ 被害状況の周知	☐ 緊急輸送路等の応急復旧作業	
10	警備活動・交通規制		☐ 避難誘導 ☐ 救助活動	☐ 交通規制の実施・周知	☐ 緊急通行車両証明書発行	
11	障害物の除去			☐ 道路啓開	☐ 住宅関係障害物の撤去	☐ 河川における障害物の除去
11	廃棄物処理	☐ 災害がれき等仮置き場確保	☐ 災害がれき等処理体制の検討 ☐ 受付開始見込み日の検討	☐ 受付開始日の伝達	☐ 受付開始 ☐ がれきの種類別の分別指導 ☐ し尿処理関連事業者への人員、資機材等の確保の要請 ☐ 生活ごみ・避難所ごみの処理 ☐ 仮設トイレの設置	☐ し尿処理が困難な場合の県への要請
12	防疫・保健活動			☐ 給水、炊き出し等食品衛生指導 ☐ （断水時）入浴支援の検討	☐ 被災地の消毒 ☐ 避難所の衛生指導 ☐ 入浴サービスの提供	☐ 精神保健活動 ☐ 栄養指導 ☐ 保健指導 ☐ 動物救護対策

注：各項目の〇〇（時間・日）以内は、期限までにやればよいということではなく、できるだけ早い対応が求められることに留意すること。

章 (第1部)	対応業務	事前配備 (風水害の場合)	初動段階(発災当日)		応急段階	
			2時間以内	24 時間以内	3日以内	7日以内
13	応急住宅対策				☐ 応急住宅の供与検討	☐ 住家の被害認定調査準備 ☐ 罹災証明書等の交付準備 ☐ 応急修理の準備
14	遺体対策			☐ 遺体、行方不明者の搜索 ☐ 遺体収容所の設置 ☐ 遺体の搬送	☐ 遺体の検案 ☐ 遺体の引き渡し ☐ 火葬場の調整	☐ 身元不明遺体の火葬
15	上水道応急対策		☐ 被害状況の調査	☐ 被害情報の広報 ☐ 重要施設からの応急復旧作業		
15	下水道応急対策		☐ 被害状況の調査	☐ 被害情報の広報 ☐ 重要施設からの応急復旧作業		
16	児童生徒等の保護	☐ 臨時休業・休園の検討 ☐ 保護者への伝達 ☐ 自主避難所の開設・伝達	☐ 児童・生徒等安全な避難 ☐ 被害状況調査	☐ 授業方針の検討・周知 ※避難所開設期間中含む		☐ 応急教育対策
17	要配慮者対策	☐ 地域による要配慮者への声かけ ☐ 避難誘導の要請	☐ 安否の確認対象者検討 ※避難行動要支援者名簿	☐ 福祉避難所の開設検討 ☐ 安否の確認開始	☐ 福祉避難所の開設 ☐ 社会福祉施設等への受入要請	
18	ボランティアの受入れ			☐ ボランティアセンターの開設検討	☐ ボランティアセンターの設置 ☐ 受付開始	☐ 活動状況報告
19	危険物施設等の対策	☐ 緊急措置等対策人員の確保	☐ 被害状況の調査	☐ 二次災害防止のための措置		
20	災害救助法の適用	☐ 災害が発生するおそれがある場合の救助法適用に係る県との連絡・調整 ☐ おそれ段階で適用となった場合の避難所・福祉避難所の開設実施状況の県への情報提供		☐ 適用基準に該当した場合又は見込みである場合の県への情報提供	☐ 被災者の救出費用の確認	☐ 避難所(福祉避難所含む)供与費用の確認 ☐ 炊き出し等食品供与費用の確認 ☐ 飲料水の供給費用の確認
第2部 2	救援(義援物資・義援金)			☐ 義援金の受入周知 ☐ 義援金受入口座の公表		

注：各項目の〇〇(時間・日)以内は、期限までにやればよいということではなく、できるだけ早い対応が求められることに留意すること。

第1章 応急活動体制

第1節 動員配備

第1 配備体制の確立

市域内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、被害を最小限に留めるために災害応急対策を迅速・適切に実施する必要がある。

災害対策のために一般の業務の範囲を強化して対策に取り組む必要があるときは、「各部対応体制」又は「警戒配備体制」をとり、災害情報の把握、調査及び市民の避難や応急処理等、小規模な災害の発生に対処する体制をとる。

さらなる配備体制強化の必要があるときは、「第一次非常配備体制」又は「第二次非常配備体制」をとり、職員の動員配備を行うとともに「災害対策本部」を設置して、総合的な活動体制を確立する。

1 配備体制

市の配備体制は、次のとおりである。

配備体制	配備基準	組織	配備要員
各部対応体制	- 災害対策関係部課で決定 [目安] - 気象警報（暴風、大雪）の発表又は発表の見込みのとき - 水防団待機水位（新田川）に達したとき	災害対策関係部課	災害対策関係部課で定める。
警戒配備体制	- 配備検討会議で検討し市長が決定 [目安] - 自主避難所を設置したとき - 気象警報の発表又は発表の見込みのとき - 延焼火災のおそれがあるとき - 氾濫警戒情報（新田川）の発表又は発表の見込みのとき - 市長が必要と認めたとき	災害対策関係部課 ※災害対策本部組織に準じ各課連携して対応	災害対策関係部課で定める。
第一次非常配備体制[災害対策本部設置]	- 配備検討会議で検討し市長が決定 [目安] - 広範囲にわたる災害のおそれがあるとき - 避難指示等を発令したとき - 避難所を開設したとき - 氾濫危険情報（新田川 4.00m）が発表されたとき - 土砂災害警戒情報が発表されたとき - 市長が必要と認めたとき	災害対策本部の組織	各班で定める。 [目安] 概ね 12 時間交代で応急対策が実施できる体制とする。
第二次非常配備体制[災害対策本部設置]	- 配備検討会議若しくは災対本部会議で検討協議し市長が決定 [目安] - 全域にわたる災害のおそれがあるとき - 特別警報が発表されたとき - 市長が必要と認めたとき	災害対策本部の組織	市の総力を挙げて対処する体制とする。（全職員）

2 配備の決定

(1) 配備検討会議

防災担当部長又は防災担当課長は、気象情報等により、災害の発生するおそれがあると認める場合、又は各部課長から要請があった場合、配備検討会議を開催し、配備体制及び対策について検討する。

【配備検討会議】

構成	議長：防災担当部長 ※代理順位：(1) 危機管理課長、(2) 災害対策担当課長 委員：危機管理課長、災害対策担当課長、総務課長、秘書課長、社会福祉課長、スポーツ推進課長、農政課長、農林整備課長、土木課長、都市計画課長、水道課長、下水道課長、各区地域振興課長、教育総務課長、生涯学習課長
検討事項	・ 配備体制、職員の動員 ・ 避難に関する事項（高齢者等避難の発令、避難場所の開設、避難区域、避難情報の伝達） ・ 災害対策活動

(2) 配備体制の決定

各配備体制は、配備検討会議で検討又は災害対策本部で協議し、市長が決定する。ただし、市長から別に指示がある場合はこの限りでない。

第2 動員

1 動員の方法

各部各班は、配備体制ごとの動員対象者（参集者）を年度当初にあらかじめ定めて危機管理課へ報告するとともに、緊急時の所属職員との連絡方法について平常時から定めておく。

(1) 配備体制の伝達

危機管理課は、庁内メール、SNS、チャットアプリ及び電話連絡等により、部長、課長に配備体制の伝達を行う。

(2) 職員の動員・配備

各部長、課長は、配備体制に基づき、必要な職員の動員・配備を行う。

なお、勤務時間外の地震発生等にあつては、「災害時職員行動マニュアル」に基づき、配備体制の伝達がなくても、職員の動員・配備を行うこと。

2 参集場所

勤務時間内及び勤務時間外ともに、参集場所は各自の勤務場所又は指定場所とする。参集した職員は、所属単位に危機管理課に参集報告を行う。

参集に危険が伴う場合等については、「災害時職員行動マニュアル」の定めによる。

3 参集時の装備

職員は、参集時の装備について自己完結の心構えで参集する。

- ・ 名札、身分証明書、災害対応に適した服装、雨具、食料及び飲料水、懐中電灯、ラジオ、携帯電話、モバイルバッテリーなど

4 職員の安全確保

「災害時職員行動マニュアル」に基づき、「職員の安全が確保できて初めて市民に貢献できる」を災害対応の基本原則とし、安全への意識を徹底する。

災害発生時の参集は元より、帰宅時においても行動基準を遵守し、夜間等の移動のリスクが高い状況下においては、施設内での仮眠等の帰宅以外の選択肢を用意する。

また、職員の交代の時期や帰宅について、安全確保を第一に、慎重に判断する。

災害対応は、「職員の安全確保」を第一としながら、「適切な災害対応」と両立できるよう、十分に市民の理解と協力が得られるよう様々な機会を捉えて説明を尽くすものとする。

各所属長は、職員に対し「災害時職員行動マニュアル」の理解、遵守を徹底するとともに、各職員の安全確保を最優先とするとの認識の下、指示し、行動しなければならない。

第3 通常業務の縮小

災害対策のための配備に伴い、通常業務は、計画的に縮小・休止の措置をとる。

縮小・休止の業務は、別に定める「南相馬市業務継続計画」等の定めによるほか、災害対応の交代要員確保を考慮し各部課で定めるものとする。

第2節 活動体制

第1 各部対応体制

災害発生に備え、情報伝達、水防活動等を実施するため、関係する部課を配備する。

第2 警戒配備体制

災害発生に備え、避難場所の開設、情報伝達、水防活動等を実施するため、情報・水防・避難場所に関係する部課を配備する。運営は、災害対策本部に準ずる。

第3 災害対策本部の設置・解散

1 災害対策本部の設置

市長は、大規模な災害の発生するおそれがあり、又は災害が発生し、その対策を要する場合は、災害対策本部を設置する。

2 本部の設置場所

災害対策本部は、本庁舎2階正庁に設置する。正庁が使用できない場合は、本庁舎3階第一会議室に設置する。

本庁舎が使用できない場合は、業務継続計画に規定する次の候補施設から災害状況等を勘案して移設場所を選定する。

鹿島区役所、中央図書館、防災センター

3 災害対策本部設置の通知

災害対策本部を設置したときは、その旨を県、南相馬警察署、南相馬消防署に通知するほか、Lアラート、市ホームページ等を通じて公表する。

4 災害対策本部の解散

本部長は、市域に災害の発生するおそれなくなった場合、又は当該災害に係る応急対策が概ね完了したと認められるときは、災害対策本部を解散する。

第4 災害対策本部の運営

1 本部の指揮

本部長は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

本部の設置及び指揮は、本部長の権限により行われるが、本部長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任したものとする。

第1位 副市長	第2位 教育長	第3位 防災担当部長
---------	---------	------------

2 災害対策本部員会議

本部長は、災害情報を分析し、対策の基本方針を協議するため、本部員会議を開催する。本部員会議は、本部長、副本部長、本部員で構成する。

本部員が出席できない場合は、当該部の次席責任者が代理として出席する。

防災関係機関のうち警察署長、消防署長、消防団長については、必要に応じて本部長付とし

て本部員会議に出席を求めるものとする。

本部員会議の協議事項は、次のとおりである。

- ア 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- イ 災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成並びに当該方針に沿った災害予防及び災害応急対策の実施に関すること。
- ウ 県及び他の市町村への応援要請に関すること。
- エ 自衛隊の災害派遣要請の要求、防災関係機関等に対する応援要請に関すること。
- オ 災害対策の調整に関すること。
- カ その他重要な防災に関すること。

3 防災関係機関連絡室

災害対策本部を設置した場合、必要に応じて、関係機関連絡室のスペースを確保し、防災関係機関の連絡員の派遣を求める。

各部班は、関係機関の連絡員、自衛隊派遣部隊の長等と調整を行う。

4 本部機能等の維持

(1) 庁舎機能

庁舎建物及びライフライン機能の点検を行い、非常電源用の燃料確保、仮設トイレの設置等の本部機能を維持する。

(2) 災害対策要員の補給

災害対策要員の仮眠・休憩場所の確保、食料・飲料水・資機材等の供給を行う。

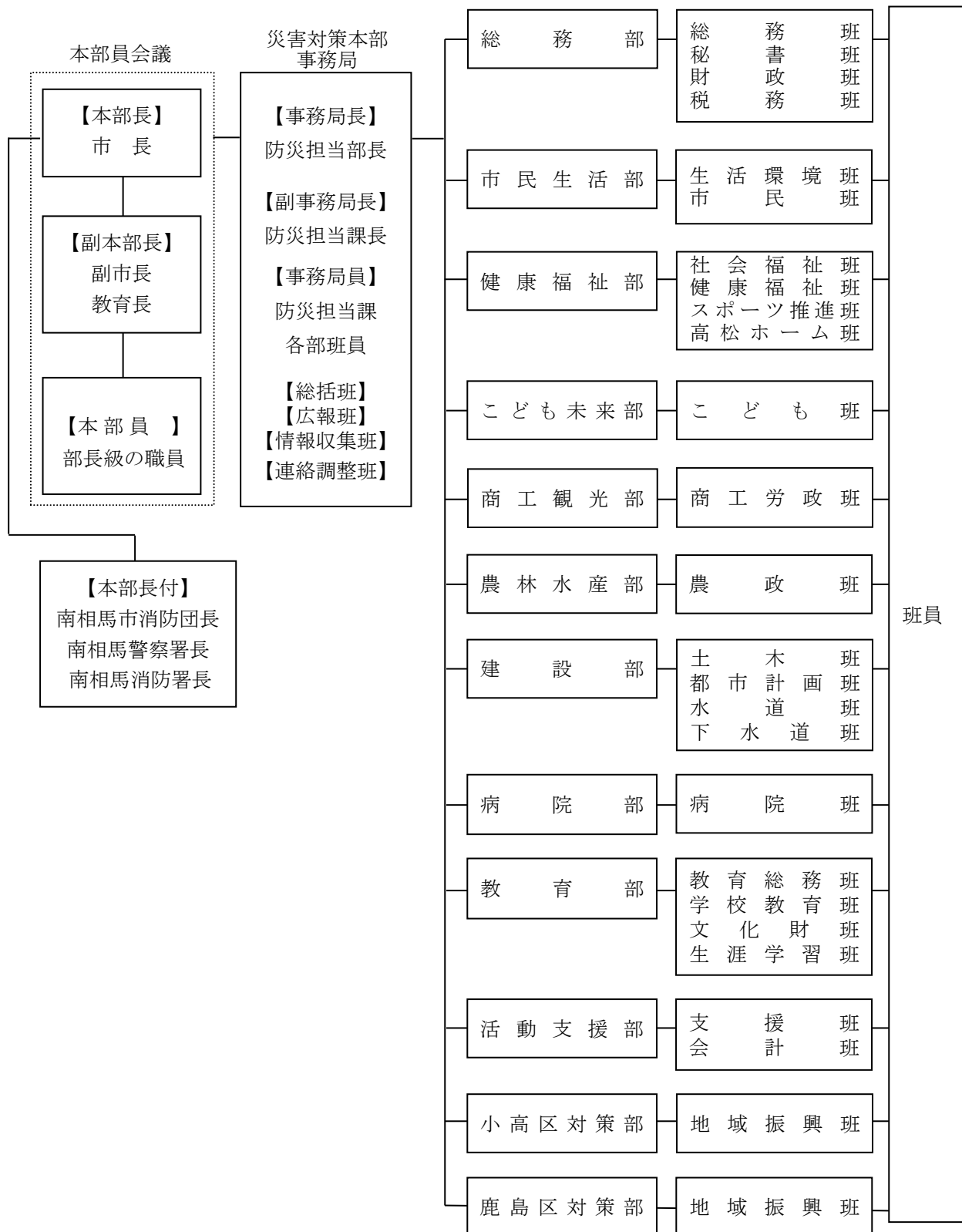
なお、食料・飲料水の供給は、流通が機能しないなど災害対策要員自らが食料等を確保できない場合等を行うことを原則とする。

第5 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、次のとおりである。

なお、災害応急対策の実施に当たって、職員不足等により十分な対応が困難な場合は、災害対策本部員会議等で調整の上、本部長の命により臨機な人員配置を行うものとする。

●本部組織



第2章 情報の収集・伝達

第1節 災害情報の収集・伝達

担当	【市】復興企画部・関係各課・施設管理課 【関係機関】相馬地方広域消防本部・福島県・南相馬警察署・福島地方気象台
----	--

第1 気象情報等の収集・伝達

1 気象特別警報・警報・注意報等

気象庁から発表される気象情報は、次のとおりである。

本市が属する予報区は、浜通り（一次細分区域名）、浜通り北部（市町村等をまとめた地域）である。

（1）特別警報

大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報である。

気象特別警報	大雨特別警報、大雪特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報
	高潮特別警報、波浪特別警報

（2）警報

大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害が発生するおそれがある場合、その旨を警告して行う予報である。

気象警報	暴風警報・暴風雪警報・大雨警報・大雪警報
	高潮警報、波浪警報、洪水警報、海上警報

（3）注意報

大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により災害が発生するおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報である。

気象注意報	風雪注意報、強風注意報、大雨注意報、大雪注意報、濃霧注意報、雷注意報、融雪注意報、乾燥注意報、なだれ注意報、着水・着雪注意報、霜注意報、低温注意報
	高潮注意報・波浪注意報・洪水注意報

（4）福島県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表される。大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出しのみの福島県気象情報が発表される場合がある。

なお、大雨特別警報が発表された場合は、その内容を補足する「記録的な大雨に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が速やかに発表される。

また、大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常

に激しい雨が同じ場所で降り続いている場合、「顕著な大雨に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が発表される。この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル4相当以上の状況で発表される。

(5) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている場合に、天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津、中通り、浜通り）で気象庁から発表される。

なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津、中通り、浜通り）で発表される。

この情報の有効期間は、発表から1時間である。

(7) 火災気象通報

消防法第22条により、気象の状況が火災の予防上危険と認められる場合、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一の基準により福島地方気象台が福島県知事に対して通報し、県を通じて市町村や消防本部に伝達される。

(8) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高][中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津、中通り、浜通り）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（福島県）で発表される。大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(9) キキクル（危険度分布）

土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）は、大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報で2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。土砂キキクルの黒（災害切迫）は、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当する。紫（危険）は危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。赤（警戒）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当する。黄（注意）は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当する。

浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）は、短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報で

1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。浸水キキクルの黒（災害切迫）は、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当する。

洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）は、指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報である。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。洪水キキクルの黒（災害切迫）は、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当する。紫（危険）は、危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。赤（警戒）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当する。黄（注意）は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当する。

(10) 流域雨量指数の予測値

各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて色分けした時系列で示す情報である。

流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて、10分ごとに更新している。

2 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった場合、市町村長の避難指示の発令判断及び住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、県と福島地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

3 洪水予報

福島地方気象台と県相双建設事務所が新田川の水位を示した洪水予報を共同して発表する。

河川名	観測所名	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
新田川	原町	原町区北新田字本町	1.30m	2.10m	3.50m	4.00m

4 水位情報の周知

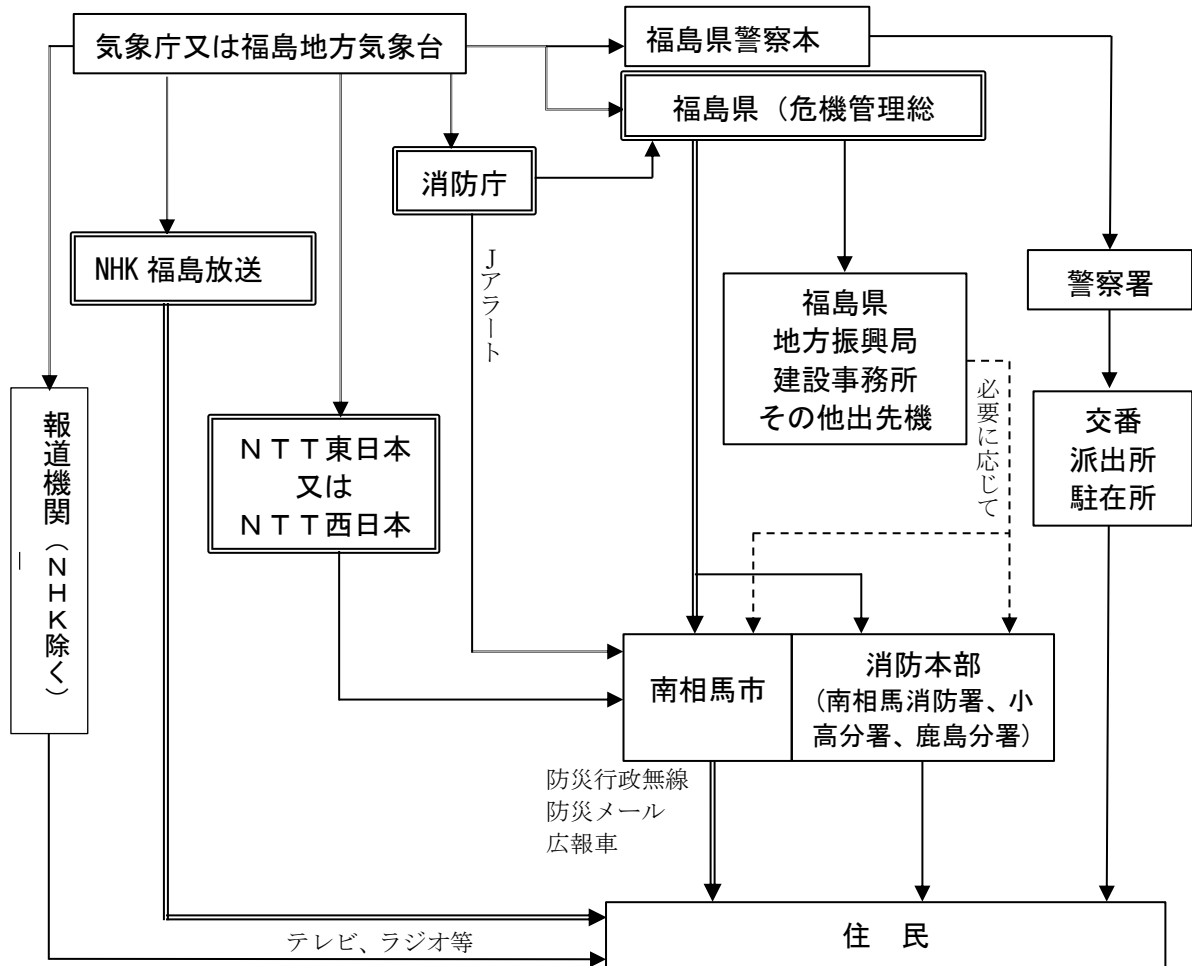
県相双建設事務所は、小高川及び真野川が所定の水位に達したときに水位到達情報を発表する。

河川名	観測所名	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
小高川	小高	小高区小高	1.80m	2.50m	2.80m	3.00m
真野川	小島田堰	鹿島区鹿島	2.50m	3.20m	3.60m	4.30m

第2 気象情報の伝達

気象情報の伝達系統は、次のとおりである。

市（危機管理課）は、住民に対し、防災行政無線、防災メール等で伝達する。特に、特別警報の情報を受けたときは、直ちに周知の措置をとる。



※二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先

※二重線の経路は、気象業務法第15条の二によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

※NTT東日本が被災等で受信できない場合は、NTT西日本が代わりに受信して伝達

第3 被害情報の収集・伝達

1 異常現象の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに市長又は警察官に通報する。異常現象の通報を受けた市長（危機管理課）は、その旨を県、関係機関等に通報する。

2 被害情報の収集

市の各班（関係課・施設管理課）は、次の情報を収集し、本部事務局でとりまとめる。

なお、被害報告の収集は、災害発生 of 初期においては、人的被害及び住民の生活維持に直接関係する住家、医療衛生施設、電力・水道・通信等の生活関連施設の被害の状況を優先して収

集する。

災害の規模・状況が判明次第、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を速やかに調査・収集する。

また、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステム（総合防災情報システム及びS I P 4 D（基盤的防災情報流通ネットワーク：Shared Information Platform for Disaster Management））に集約できるよう努める。

把握する内容		実施担当	関係機関
人的被害	死者、行方不明者の状況 負傷者の状況	情報収集班	南相馬警察署、南相馬消防署 陸上自衛隊、医師会
	罹災世帯及び罹災者の把握	情報収集班	
住家被害	全壊・半壊・一部損壊の状況 床上浸水・床下浸水の状況	税務班	
	建築物応急危険度判定	都市計画班	
非住家被害	公共建物	財政班、所管施設を管理する班	
	その他(倉庫、車庫等)	市民班	
その他被害	田畑の被害状況 農林水産業施設の被害状況 農産・畜産・水産被害の状況	農政班	農業協同組合（JA ふくしま未来）、 森林組合、相馬双葉漁業協同組合、 土地改良区等関係団体
	商工被害の把握	商工労政班	商工会議所等関係団体
	文教施設の被害状況	教育総務班	
	医療機関の被害状況	健康福祉班	医師会
	道路、橋りょうの被害状況	土木班	県
	河川、水路の被害状況	土木班	県
	上水道施設の被害状況	水道班	
	下水道施設の被害状況	水道班	
	ごみ処理施設等の被害状況	生活環境班	
	危険物施設の被害状況	連絡調整班	消防本部（南相馬消防署、小高分署、 鹿島分署）、県
	土砂災害の被害状況	土木班	県
	電気、ガス、電話、鉄道の被害状況	連絡調整班	東北電力ネットワーク（株）相双電力センター ガス供給事業者 東日本電信電話（株）福島支店 東日本旅客鉄道（株）

3 被害状況の報告

(1) 県への報告

市（危機管理課）は、福島県総合情報通信ネットワークの「防災事務連絡システム」により、被害情報を県に報告する。

被災等により「防災事務連絡システム」が使用できない場合、電話、FAX、電子メール等により県災害対策地方本部へ被害情報を報告する。

(2) その他

市（危機管理課）は、大規模な災害等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）への通報が殺到する場合は、その状況を直ちに総務省消防庁及び県に報告する。

【県への報告先】

危機管理 総室	N T T回線		024-521-7194	(FAX) 024-521-7920
	総合情報通信 ネットワーク	衛星系	TN-8-10-201-2632、2640	(FAX) TN-8-10-201-5524
		地上系	TN-8-11-201-2632、2640	(FAX) TN-8-11-201-5524
相双地方振 興局	N T T回線		0244-26-1144 (内線 266・267・269)	0244-26-1120

【国（消防庁）への報告先】

区分		平日（9:30～18:30） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
N T T回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	90-49013	90-49102
	FAX	90-49033	90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電話	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102
	FAX	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

(3) 留意事項

市（被災者支援課・コミュニティ推進課）は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）に連絡する。

4 報告の種類等

市（危機管理課）は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況を連絡し、応援の必要性等を連絡する。県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。報告の種類及び様式は次のとおりとする。

(1) 報告の種類

ア 概況報告（被害即報）

被害が発生した場合に直ちに行う報告

イ 中間報告

被害状況を掌握した範囲でその都度行う報告。なお、被害が増加する見込みのときは、集計日時を明記する。

ウ 確定報告

被害の状況が確定した場合に行う報告

(2) 報告の様式

ア 報告様式は別に定める被害報告様式による。

イ 概況報告及び中間報告は、確定報告の様式に準じた内容により行う。

第2節 通信の確保

担当	【市】総務部・復興企画部
----	--------------

第1 通信手段の確保

市（秘書課・危機管理課）は、次の通信手段を活用し、情報の収集・伝達を行う。

なお、大規模災害時に電話の輻輳（通信殺到から設備を守るため、通信制限により一般電話や携帯電話が繋がりにくくなること）が発生した場合においては、SNS 活用も含め、職員への連絡手段等として活用する。

通信システム		内 容
一般電話（災害時優先電話）		・職員との連絡、県及び関係防災機関との連絡に活用する。
防災行政無線	同報系 （戸別受信機を含む）	・災害時における住民への広報活動等に利用する。
	移動系	・災害時における各班及び市内の各防災関連施設等との連絡に活用する。
衛星携帯電話		・職員との連絡、県及び防災関係機関との連絡等に活用する。
電子メール		・一般電話が繋がりにくい場合に、防災関係機関との連絡手段として活用する。 ・指定避難所や災害現場等移動中の職員との連絡手段として携帯電話の電子メールを活用する。
緊急速報メール（エリアメール）		・市から住民へ情報を一斉配信する手段として活用する。
防災メール		・市から住民へ情報を一斉配信する手段として活用する。
災害情報共有システム		・市から住民へ情報を一斉配信し、システム登録者から被害情報を収集する手段として活用する。
Ｌアラート		・メディアを活用して住民へ情報を一斉配信する手段として利用する。
福島県総合情報通信ネットワーク		・衛星回線と地上系無線回線及び有線回線の複数ルートで構成され、県、国、市町村、消防本部等との連絡に活用する。

第2 各種通信施設の利用

1 非常無線通信の利用

市（企画課）は、一般電話及び防災行政無線等が使用不能になったときは、次の非常無線施設を利用する。

- （１）東北地方非常通信ルートに基づく東北地方整備局・警察本部・東北電力ネットワーク（株）福島支社
- （２）（一社）日本アマチュア無線連盟福島県支部、アマチュア無線赤十字奉仕団及び南相馬アマチュア無線クラブ

2 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の利用

市（企画課）は、災害応急対策に必要な通信機器及び通信設備の電源供給停止時の応急電源

(移動電源車)について、必要に応じ、東北総合通信局に貸与を要請する。

第3節 広報・広聴活動

担当	【市】総務部・復興企画部・市民生活部・関係各課
----	-------------------------

第1 広報活動

1 広報手段

市（秘書課・危機管理課・生涯学習課）は、次の手段で広報活動を行う。

- | | | |
|-------------------|--------------------|-------------|
| (1) 防災行政無線及び戸別受信機 | (2) 防災メール | (3) 緊急速報メール |
| (4) ホームページ | (5) SNS | (6) 広報紙 |
| (7) 広報車 | (8) 指定避難所、区役所等での掲示 | |

2 広報内容

広報内容は、次のとおりである。

なお、住民の必要とする情報は、災害発生からの時間の経過に伴い変化するため、必要性に即した情報を的確に提供することに留意する。

- | |
|----------------------------------|
| (1) 地域の被害状況に関する情報 |
| (2) 避難に関する情報 |
| ア 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保に関すること |
| イ 緊急避難場所、避難所の開設に関すること |
| ウ 指定された避難所以外に避難した被災者への支援情報 |
| (3) 地域の応急対策活動に関する情報 |
| ア 救護所の開設等、医療に関すること |
| イ 交通機関及び道路の復旧に関すること |
| ウ 電気、水道の復旧に関すること |
| (4) 安否情報、義援物資の取扱いに関する情報 |
| (5) その他住民に必要な情報（二次災害防止に関する情報を含む） |
| ア 給水及び給食に関すること |
| イ 電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること |
| ウ 防疫に関すること |
| エ 臨時災害相談所の開設に関すること |
| オ 災害廃棄物に関すること |
| カ 被災者への支援策に関すること |

3 要配慮者への広報

市（秘書課・社会福祉課）は、社会福祉協議会の協力により、手話通訳等のボランティアによる広報活動を実施する。

避難所等においては、避難者に要配慮者への伝達を要請する。

第2 報道機関への情報提供

1 災害情報共有システム（Lアラート）

市（危機管理課）は、災害情報共有システム（Lアラート）に被害情報や避難指示等の発令、

避難所開設などの災害情報等を発信し、報道機関を通じて住民へ伝達する。

2 報道発表

市（秘書課）は、本部員会議で諮った事項などについて、適宜、記者発表を行う。

3 報道機関への要請

市（秘書課）は、報道機関からの取材活動の受付等調整を行う。取材は、本部長の許可を得た者のみとし、電話による取材要請には対応しないことを基本とする。

第3 被災者相談

1 相談窓口の設置

市（市民課）は、被災者の生活再建を迅速かつ円滑に実施し、早期の生活復興を実現するため、被災者の不安軽減を目的として、専用の電話回線を市役所又は区役所に設置する。

被災者台帳の整備や災害ケースマネジメントの取り組みにつなげるため、電話による問合せ対応を行うとともに、災害救助法の適用や被害状況等に応じて、生活再建に係るワンストップの特設相談窓口を可能な限り設置し、被災者への効果的・効率的な支援・相談対応を実施する。

2 相談窓口の設置体制

罹災証明、家庭からの災害廃棄物、被災住宅の応急修理、消毒薬の配布など、複数課（班）の体制とし、1窓口あたり職員2名での対応を基本とする。

3 特設相談窓口の設置場所

特設相談窓口を設置する場合、設置場所については、施設の被害状況等を早期に把握した上で、原則、次の施設とする。なお、大規模災害時には、生活支援制度に係る市民説明会の開催も検討する。

小高区 浮舟文化会館

鹿島区 万葉ふれあいセンター

原町区 原町生涯学習センター

第3章 応援の要請

第1節 行政機関等への応援要請

担当	【市】総務部・復興企画部・商工観光部・関係各課 【関係機関】相馬地方広域消防本部・南相馬市消防団
----	---

第1 県への応援要請

1 知事への要請

市長（危機管理課）は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に応援（若しくは応援のあっせん）を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。（災害対策基本法第68条）

2 要請手続き

市長（危機管理課）は、次に掲げる事項について口頭又は電話をもって要請し、後日文書により処理する。

- | | |
|----------------------|-------------------|
| (1) 災害の状況及び応援を求める理由 | (2) 応援を要請する機関名 |
| (3) 応援を要請する職種別人員、物資等 | (4) 応援を必要とする場所、期間 |
| (5) その他必要な事項 | |

3 情報連絡員（県リエゾン）の派遣

県は、市が災害対策本部を設置した場合や派遣が必要と認める場合は、相双地方本部又は県災害対策本部から情報連絡員を派遣する。

第2 国等への応援要請

1 職員の派遣、あっせんの要求

市長（総務課）は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、知事に対し、次の職員の派遣、あっせんを求める。

内 容	根拠法令
指定地方行政機関、指定公共機関※の職員の派遣	災害対策基本法第29条第2項
指定地方行政機関、指定公共機関※の職員の派遣あっせん	災害対策基本法第30条第1項
地方自治法第252条の17の規定による職員の派遣、特定地方独立行政法人法第124条第1項の規定による職員の派遣あっせん	災害対策基本法第30条第2項

※その業務の内容その他の事情を勘案して、市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとして、それぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するものに限る。「特定公共機関」という。

2 要請手続き

市長（総務課）は、次に掲げる事項について口頭又は電話をもって要請し、後日文書により処理する。

なお、派遣された職員の身分の取扱いに関しては、災害対策基本法施行令第17条に定めるとおりである。

- | | |
|--------------------------|------------------------|
| (1) 派遣を要請する理由 | (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数 |
| (3) 派遣を必要とする期間 | (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件 |
| (5) その他職員の派遣について必要とされる事項 | |

第3 区市町村への応援要請

1 市町村への要請

市長（総務課）は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求める。（災害対策基本法第67条）

2 協定による区市町村への要請

市長（総務課）は、災害時相互応援協定に基づき、区市町村に応援を要請する。

3 自治体スクラム支援

市長（総務課）は、「自治体スクラム支援会議における災害時の受援・支援計画」に基づき、スクラム自治体に対し、応援を要請する。

なお、構成自治体で震度5弱以上の揺れが発生し、かつ、当該自治体と連絡がとれない場合は、計画に基づきプッシュ型の先遣隊派遣等が行われる。

構成自治体は、次のとおりである。

北海道名寄市、福島県北塩原村、新潟県小千谷市、群馬県東吾妻町、東京都杉並区、東京都青梅市、山梨県忍野村、静岡県南伊豆町、福島県南相馬市

第4 消防の広域要請

1 緊急消防援助隊の派遣要請

市長（危機管理課）又は消防長は、大規模な災害等に際し、自らの消防力では対応できず、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると判断した場合は、「福島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、次の事項を明らかにして、知事に応援を要請する。

- | | |
|----------------------|--------------------|
| (1) 火災の状況及び応援要請の理由 | (2) 緊急消防援助隊の派遣要請期間 |
| (3) 応援要請を行う消防隊の種別と人員 | (4) 市への進入経路及び集結場所 |

2 消防本部の相互応援

消防長は、福島県広域消防相互応援協定等に基づき、県内消防本部に応援を要請する。

3 消防団の相互応援

本部長又は消防団長は、相馬地方市町村消防団相互応援協定書に基づき、相馬地方の消防団に応援を要請する。

第5 民間事業者等への応援要請

市（関係各課）は、災害応援協定に基づき、民間事業者・団体等に応援を要請する。

第6 応援の受入れ

1 応援調整

市（総務課・商工労政課・観光交流課・移住定住課）は、応援を要請した場合、応援要員の職種、人数、必要資機材等について応援先と調整を行う。

2 受援体制の構築

市（総務課）は、効果的に応援を受入れるため、受援体制を構築する。

3 応援の受入れ

（1）受入れ拠点の確保

市（総務課）は、応援隊を受け入れるため駐車可能な集結地を指定する。集結地は、道の駅南相馬自動車駐車場、馬事公苑とする。

（2）食料・資機材等の確保

応援職員の食料・資機材等は、原則として応援側に確保を要請する。

（3）宿泊施設の確保

宿泊施設は、原則として応援側に確保を要請するが、可能な範囲で公共施設等を提供する。提供する公共施設等については、あらかじめ選定しておくものとする。

4 消防の応援の受入れ

消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、応援を受け入れる場合は、担当者を明確にし連絡体制を整える。

（1）緊急消防援助隊の誘導方法

（2）緊急消防援助隊の人員、機材数、応援都道府県隊長等の確認

（3）緊急消防援助隊に対する給食、仮眠施設等の手配

なお、緊急消防援助隊の受入場所は、南相馬消防署、小高分署、鹿島分署とする。

第2節 自衛隊の災害派遣要請

担当	【市】復興企画部
----	----------

第1 災害派遣要請の要求

1 知事への要求

市長（危機管理課）は、市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊災害派遣の要請をするよう求める。

要求に当たっては、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要し、文書をもってするいとまがない場合は電話等により、直接知事に要求し、事後、文書を送達する。この場合、速やかに相双地方振興局長へ連絡する。

提出（連絡）先	県危機管理部危機管理総室、災害対策本部総括班
提出部数	2部
記載事項	（1）災害の状況及び派遣を要する事由 （2）派遣を希望する期間 （3）派遣を希望する区域及び活動内容 （4）その他参考となるべき事項

2 部隊への通知

市長（危機管理課）は、前項の要求ができない場合は、福島駐屯地司令に対して災害の状況を通知する。この場合、市長は、速やかにその旨を知事に通知する。

担当窓口	陸上自衛隊福島駐屯地 陸上自衛隊第44普通科連隊第3科
連絡先	TEL 024-593-1212 内線 235 （県総合情報通信ネットワーク 811-280-01） 時間外 福島駐屯地当直司令 内線 302（811-280-02） （県総合情報通信ネットワーク 811-280-02）

第2 災害派遣の自主派遣

災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事（災害対策本部総括班）の要請を待ついとまがないときは、駐屯地司令の職にある部隊長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することができる。

第3 災害派遣の範囲

知事が自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、災害時における人命又は財産の保護のため必要があり、かつ、緊急性、公共性があるもので、他の機関の応援等により対処できない場合とし、概ね次による。

なお、特に人命にかかわるもの（救急患者、薬等の緊急輸送等）については、災害対策基本法に規定する災害以外であっても、災害派遣として行う。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の捜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動（空中消火を含む。）
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 給食及び給水
- (10) 入浴支援
- (11) 物資の無償貸付及び譲与（防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令第13条、第14条）
- (12) 危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物の保安措置及び除去）
不発弾の処理は県警本部（南相馬警察署）が窓口となる。
- (13) 予防派遣（災害に際し被害が客観的に推定され、かつ急迫している場合でやむを得ないと認められる場合）

第4 災害派遣部隊の受入れ等

1 作業計画・資機材の準備

市（危機管理課）は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、次の事項について計画を作成するとともに、諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮する。

また、自衛隊の活動が円滑にできるように常に関係情報を収集し、作業実施に必要な十分な資料（災害地の地図等）を準備するとともに、作業区ごとに責任ある連絡員をあらかじめ定める。

作業計画	(1) 作業箇所及び作業内容 (2) 作業の優先順位 (3) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
野営場所	道の駅南相馬自動車駐車場、馬事公苑

2 自衛隊との連絡体制

市（企画課）は、災害対策本部事務局に關係機関連絡室を設置し、部隊長又は連絡員の派遣を要請する。

また、災害現場に近い区役所に自衛隊との連絡所を設置する。

3 活動の調整

市（企画課）は、自衛隊、警察、消防等の活動が競合重複することのないよう、最も効率的な分担となるよう調整する。

また、補償問題等発生の際の相互協力、現地資材等の使用等に関して協力を図る。

4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市長に通知しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
- (2) 他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 住民等を応急措置の業務に従事させること

また、自衛隊法の規定により、災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、警告及び避難等の措置をとることができる。

第5 部隊の撤収

1 部隊の撤収

市長（危機管理課）は、災害派遣の目的を達し、部隊が派遣の必要がなくなつたと認めた場合に、知事と撤収について協議する。

2 経費の負担区分

災害派遣に要した経費の負担区分は、次のとおりとする。

ただし、その区分を定めにくいものについては、県、市、部隊が相互調整の上、その都度決定する。

(1) 県、市の負担

災害予防、災害応急対策、災害復旧等に必要な資材、施設の借上料及び損料、消耗品、電気、水道、汲取、通信費及びその他の経費

(2) 部隊の負担

部隊の露営、給食及び装備、器材、被服の整備、損耗、更新並びに災害地への往復等の経費

第4章 水防活動・土砂災害応急対策

第1節 水防活動

担当	【市】復興企画部・建設部 【関係機関】南相馬市消防団・相双建設事務所
----	---------------------------------------

第1 水防組織

水防に関係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、内水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなつたと認められるときまで、市（危機管理課・土木課）は、市役所に災害対策本部又はこれに準じた組織（一般災害対策編第1部第1章応急活動体制を参照）を設置し、事務を処理する。

第2 水防活動

水防活動については、第3部 水防計画による。

第2節 土砂災害応急対策

担当	【市】復興企画部・健康福祉部・こども未来部・建設部 【関係機関】相双建設事務所
----	--

第1 土砂災害警戒情報

1 土砂災害警戒情報

1 km メッシュ毎に、土砂災害の急迫した危険を予想するため土砂災害発生危険基準線（以下「CL」という。）を設定し、当該区域に係る 60 分雨量及び土壌雨量指数の予測がCLを超え、土砂災害発生の危険性が高まったときには、避難指示等の判断に資するため、県（河川港湾総室）は、福島地方気象台と共同して、県内市町村に土砂災害警戒情報を発表する。

また、避難指示等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害危険度情報（土砂災害警戒情報を補足する情報）の提供に努めるものとする。

2 避難指示等

市（危機管理課）は、県から伝達された土砂災害警戒情報、気象情報等をもとに、避難指示等を発令する。避難の詳細については、第6章を準用する。

第2 土砂災害・斜面災害応急対策

1 応急対策の実施

市（危機管理課・土木課）は、住民等から土砂災害等の通報を受けたとき及びパトロール等により土砂災害等を確認したときは、県及び関係機関へ連絡する。

また、住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難のための指示及び避難誘導等を実施する。

県は、土砂災害等の被害拡大や二次災害を防止するため、市及び関係機関と情報の共有化を図るとともに、応急対策を実施する。

2 要配慮者利用施設への対応

市（関係各課）は、土砂災害等により、要配慮者が利用する施設に被害が及ぶおそれがある場合は、当該施設のほか、消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）、消防団、警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等に、避難情報等を伝達し、避難支援活動を行う。

3 土砂災害等の調査

（1）土砂災害の調査

ア 国、県、市（土木課）は、土砂災害等の被災状況を把握するため、被災概要調査を行い、被害拡大の可能性について確認する。

イ 被害拡大の可能性が高い場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、応急対策の実施を検討する。

ウ 被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。

エ 重大な土砂災害が想定される場合は、土砂災害防止法第28条及び第29条に基づく緊急調査を実施する。

（2）調査結果の通知等

- ア 国、県は、被災概要調査結果及び状況の推移を市及び関係機関等に連絡する。
- イ 緊急調査を行った場合は、土砂災害防止法第31条に基づき、結果を土砂災害緊急情報として市に通知する。
- ウ 市（土木課）は、土砂災害緊急情報、被災概要調査結果及び状況の推移を関係住民等に連絡する。

4 応急対策工事の実施

国、県、市（土木課）は、被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。

また、異状時に関係住民へ通報するシステムについても検討する。

5 避難指示等

市（危機管理課）は、土砂災害緊急情報や被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告するとともに、避難指示等及び避難誘導等を実施する。

第5章 消火及び救助・救急活動

第1節 消火活動

担当	【市】復興企画部 【関係機関】相馬地方広域消防本部・南相馬市消防団
----	--------------------------------------

第1 消防本部の消防活動

消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、消防団等と連携し有効な対策を行い、次のとおり活動する。

1 災害情報収集活動優先の原則

同時多発火災などの災害状況の迅速な把握と的確な対応のため、消防車等の管内巡回による災害情報の収集を行う。

2 避難場所及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所及び避難路確保の消防活動を行う。

3 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

4 消火可能地域優先の原則

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して行う。

5 市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。

6 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

7 火災現場活動の原則

- (1) 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。
- (2) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。
- (3) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

第2 消防団による活動

消防団は、消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）と連携をとりながら、次の活動を行う。

1 情報収集活動

管内の災害情報の収集を積極的に行う。

2 出火防止

火災等の災害発生が予測された場合は、居住地周辺の住民に対し、出火防止の広報を行い、出火した場合には住民と協力して初期消火を図る。

3 消火活動

消防隊が到着するまでは、率先して消火活動を行う。

4 救助活動

消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）による活動を補佐し又は自らが積極的に活動し、要救助者の救助救出と負傷者に対して簡易な応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

5 避難誘導

避難指示等がなされた場合には、住民に伝達し関係機関と連絡をとりながら、住民を安全に避難誘導する。

第2節 救助・救急活動

担当	【市】復興企画部 【関係機関】相馬地方広域消防本部・南相馬市消防団
----	--------------------------------------

第1 消防本部による救助・救急活動

消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、次の原則のとおり救助・救急活動を行う。

1 救助・救急活動

- （1）救助・救急は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者に対しては、できる限り、消防団員、自主防災組織及び付近住民の協力を求めて、自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携の上、救助・救急活動を実施する。
- （2）延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。
- （3）延焼火災が少なく、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に、効果的な救助・救急活動を行う。
- （4）同時に小規模な救助・救急を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救助・救急活動を行う。

2 救助・救急における出動

- （1）救助・救急の必要な現場への出動は、救命効率を確保するため、努めて救助隊と救急隊が連携して出動する
- （2）救助活動を必要としない現場への出動は、救急隊のみとし、救命を要する重症者を優先に出動する。

3 活動調整

消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、災害対策本部に連絡員を派遣し、自衛隊、警察等の救助隊と活動重複がないよう調整を図る。

第2 市の救助活動

市（企画課・危機管理課）は、消防団を動員し、救助活動を実施する。

また、災害対策本部に派遣された消防、自衛隊、警察の連絡員に情報を提供し、救助区域について活動区域が重複しないよう調整を図る。

救助活動において、建設機械等が必要な場合は、（一社）福島県建設業協会相馬支部等に要請する。

なお、救助活動を実施することが困難な場合、県に対し救助活動の実施を要請する。

第3 自主防災組織、事業所等による救助活動

自主防災組織、事業所の防災組織及び住民は、次により自主的な救助活動を行う。

- 1 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- 2 救助活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。
- 3 自主救助活動が困難な場合は、消防又は警察等に連絡し早期救助を図る。

- 4 救助活動を行うときは、可能な限り市、消防、警察と連絡を取り、その指導を受けるものとする。

第6章 避難対策

第1節 避難活動

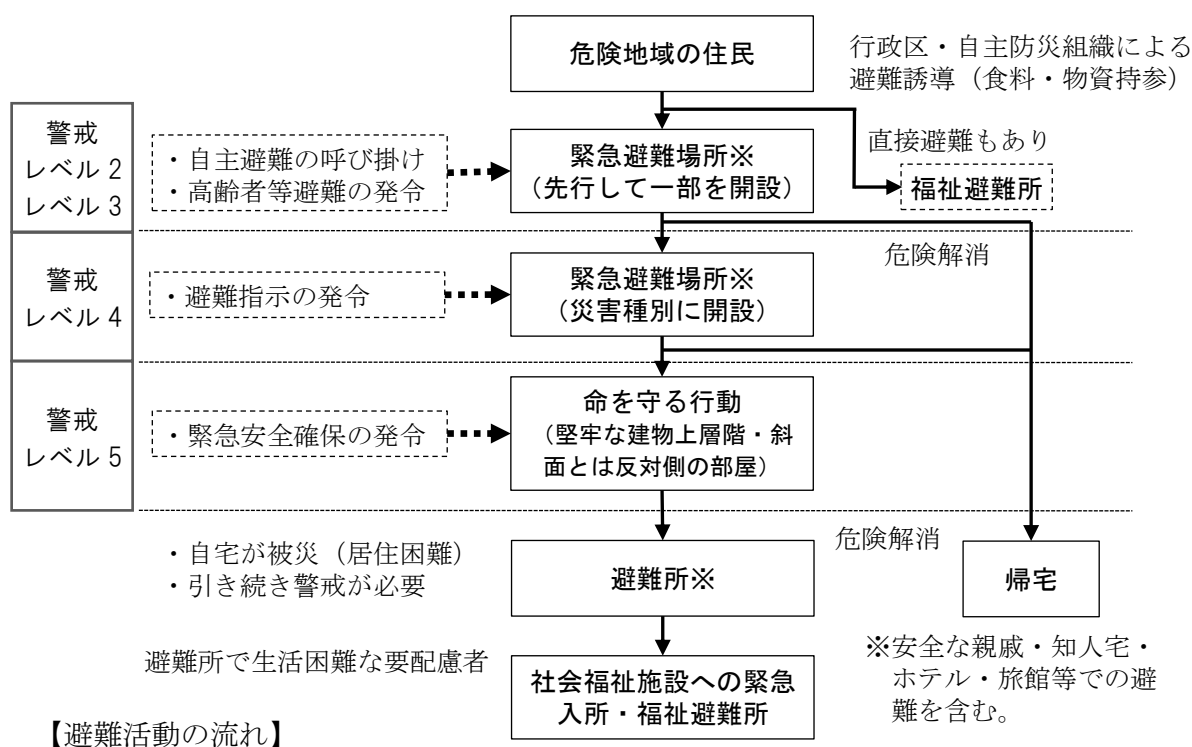
担当	【市】総務部・復興企画部・健康福祉部・こども未来部・教育委員会事務局
----	------------------------------------

第1 避難の基本

1 避難行動

避難活動は、次を基本とする。

- (1) 台風接近等により自主避難の呼び掛け又は高齢者等避難を発令した場合は、先行して一部の緊急避難場所を開設する。(概ね警戒レベル2又は3)
- (2) 土砂災害、河川の氾濫等の危険がある場合は、危険区域の住民に対して、避難指示を発令する。その場合は、災害の種別に対応した緊急避難場所を開設する。(警戒レベル4)
- (3) 危険が切迫した場合は、緊急安全確保を発令する。その場合は、直ちに堅牢な建物の上層階・斜面とは反対側の部屋等への移動を促す。(警戒レベル5)
- (4) 危険が解消した場合は、緊急避難場所を閉鎖する。避難者は帰宅の措置をとる。
- (5) 災害により住家が被災した場合は、避難所を開設し避難者を受け入れる。



2 避難先

避難先は、次のとおりである。

なお、避難先は、市指定避難場所等のみならず、避難者自らが親戚・知人宅、ホテル・旅館等を確保し、避難することも考慮する。

- (1) 自主避難の段階は、先行して一部避難場所を開設する。
- (2) 高齢者等避難及び避難指示を発令した段階は、指定避難場所を開設する。
- (3) 自宅で居住が不可能な場合は、市の指定避難所に収容する。

第2 自主避難

市（秘書課・危機管理課・教育総務課）は、台風の接近等により危険が想定される場合は、時間的な余裕をもって避難が可能なように先行して開設する避難場所を開放し、早めの避難（自主避難）を呼び掛ける。

なお、その場合に必要な食料、生活必需品等は、避難者自らが確保し、持参することとする。

第3 避難指示等の発令

1 避難指示等の発令

市長（危機管理課）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難指示等を発令する。

避難指示等の種類は、次のとおりである。

種類	内容
高齢者等避難 【警戒レベル3】	避難指示に先立ち、住民の避難準備及び避難行動要支援者等の避難を促すために、高齢者等避難を発令する。 ●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：高齢者等は危険な場所から避難、高齢者以外も必要に応じ避難の準備・自主的に避難する。
避難指示 【警戒レベル4】	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示する。 ●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難する。
緊急安全確保 【警戒レベル5】	避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。 ●発令される状況：災害発生又は切迫 ●居住者等がとるべき行動：すでに安全な避難ができず命が危険な状態であり、直ちに身の安全を確保する。（ただし、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。）

なお、避難指示等の発令の権限者は、次のとおりである。

第1部 災害応急対策計画
第6章 避難対策

発令権者	指示を行う要件	根拠法令
市長	・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第60条第1項
知事	・災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第60条第6項
警察官 海上保安官	・市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき ・市長から要求があったとき	災害対策基本法第61条
警察官	・人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	・人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき	自衛隊法第94条
知事又は知事の命を受けた県職員	・洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
	・地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条
水防管理者	・洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条

2 避難指示等の基準

避難指示等の基準は、資料編●ページに示す。

なお、市（危機管理課）は、避難の指示又は緊急安全確保を指示する場合、福島地方気象台、県に対し助言を求めることができる。

3 避難指示等の内容

避難指示等を実施する者は、次の内容を明示して行うものとする。

(1) 避難対象地域	(2) 避難先	(3) 避難経路
(4) 避難指示等の理由	(5) その他必要な事項	

4 避難措置の周知等

(1) 知事への報告

市長（危機管理課）は、避難指示又は緊急安全確保を指示したときは、次の事項について速やかにその旨を知事に報告する。住民が自主的に避難した場合も同様とする。

ア 避難指示、緊急安全確保の指示の有無	
イ 避難指示、緊急安全確保の指示の発令時刻	
ウ 避難対象地域	エ 避難場所及び避難経路
オ 避難責任者	カ 避難世帯数、人員
キ 経緯、状況、避難解除帰宅時刻等	

また、避難及び緊急安全確保の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示（多様な手段で居住者等へ周知）するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

(2) 住民への周知

市（秘書課・危機管理課）は、次の手段で避難指示等の内容を周知する。

ア 防災行政無線及び戸別受信機	イ 防災メール	ウ 緊急速報メール
エ SNS	オ ホームページ	カ Lアラート

キ 広報車

5 避難指示等の解除

市（秘書課・危機管理課）は、避難指示等の解除に当たって、関係機関から必要な助言を受け、安全性の確認に十分努める。

第4 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定

市長（危機管理課）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは人の生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

2 警戒区域設定の周知

市（秘書課・危機管理課）は、警戒区域を設定した場合、住民等に周知する。周知は、避難指示等と同様とする。

第5 避難の誘導

住民等の避難誘導は、自主防災組織等による自主的な避難誘導を原則とする。危険地域においては、消防団等が安全な避難方向等について誘導を行う。

第6 避難行動要支援者対策

1 避難情報の伝達

（1）要配慮者利用施設

市（関係各課）は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設に、避難に関する情報を伝達する。要配慮者利用施設の管理者は、職員及び入所者に対し情報を伝達する。

（2）在宅の避難行動要支援者

市（関係各課）は、防災行政無線等により避難に関する情報を伝達する。

また、必要に応じて、直接電話で伝達するほか、消防団、民生委員・児童委員、自主防災組織等の協力により伝達する。

2 避難誘導

（1）要配慮者利用施設

要配慮者利用施設の管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員が入所者を避難所に誘導する。

（2）在宅の避難行動要支援者

消防団、民生委員・児童委員、自主防災組織等の協力により、避難誘導を行う。

第7 広域的な避難対策

1 広域避難

市（危機管理課）は、災害対策基本法第61条の4に基づき、避難指示等を発令時に、市内で避難所確保が困難となった場合、県内の他の市町村への住民の受入れについて、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を

求める。

2 広域一時滞在

市（危機管理課）は、災害対策基本法第86条の8及び第86条の9に基づき、災害が発生し、市内での居住場所の確保が困難となり、市外での一時的滞在（避難所又は応急仮設住宅等）が必要と判断した場合には、県内の他の市町村への受入れについて、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求める。

3 避難調整

大規模災害により、市域を越えた避難が必要な場合、市（危機管理課・被災者支援課・コミュニティ推進課）は、県に受入先確保の要請を行う。

また、市（危機管理課・被災者支援課・コミュニティ推進課）は、広域避難の際、同一市町村及び同一地域コミュニティ単位で避難所に入所できるよう、住民に対して避難先の割り当てを周知するとともに、避難するための手段を持たない被災者のために、県と協力し輸送手段を調達する。

また、開設した避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。

第8 安否情報の提供等

1 照会による安否情報の提供

市（被災者支援課・コミュニティ推進課）又は県は、被災者の安否情報について照会があったときは、被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮し、回答することができる。

なお、配偶者からの暴力等の危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合には、加害者等に居所が知られることのないよう、当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

また、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

2 被災者の同意又は公益上必要と認める場合

市（被災者支援課・コミュニティ推進課）又は県は、提供について被災者が同意をしている安否情報については、同意の範囲内で提供することができる。

また、公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、被災者に係る安否情報を提供することができる。

3 安否不明者の氏名等公表

市（被災者支援課・コミュニティ推進課）は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、県、警察、消防から情報収集を行う。

また、県等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、安否不明者の絞り込みに努める。

第2節 緊急避難場所・避難所の設置・運営

担当	【市】総務部・復興企画部・市民生活部・健康福祉部・こども未来部・商工観光部・教育委員会事務局・関係各課・施設管理課
----	---

第1 緊急避難場所の開設

1 緊急避難場所の開設

(1) 緊急避難場所（自主避難所）の開放

市（危機管理課・関係各課・施設管理課）は、台風の接近等により危険が想定される場合は、気象警報発表の有無に関わらず、時間的な余裕をもって避難が可能なように先行して開設する避難場所（自主避難所）を開放する。

(2) 緊急避難場所（先行避難所）の開設

市（危機管理課・関係各課・施設管理課）は、気象警報発表や高齢者等避難を発令した場合、一部の指定緊急避難場所（先行避難所）を先行して開設する。

(3) 緊急避難場所（避難所）の開設

市（危機管理課・関係各課・施設管理課）は、避難指示等を発令した場合、緊急避難場所（避難所）を開設する。

なお、市（危機管理課・教育総務課・関係各課・施設管理課）は開設した緊急避難場所（避難所）の避難者数の実数を把握し、必要に応じて速やかに追加開設する。

2 緊急避難場所での対応

緊急避難場所を事前に開設した場合は、原則として、食料、毛布等の物資は、避難者自らが確保するものとする。

危険な状況が解消された後は帰宅の措置をとる。住家が被災した場合は、市が開設した避難所へ移動する。

なお、避難者の受入れに当たっては、地域住民のみならず、避難してきた者を適切に受け入れることとする。

第2 避難所の設置

1 避難所の開設

(1) 指定避難所の開設

市（危機管理課・施設管理課）は、住家が被災し居住が困難となった被災者に対し、生活の場として避難所を開設する。開設する場合は、原則として各避難所に市職員等を維持、管理のため配置し、施設管理者と連携して避難所の運営を支援する。

(2) その他の施設の利用

市の施設では不足する場合又は感染症対策として必要がある場合、あらかじめ指定した施設以外の施設についても管理者の同意を得て避難所として開設する。

また、内閣府と協議の上、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借上げ等により避難所を開設するよう努める。

2 避難所開設の周知

(1) 県への報告

市（危機管理課）は、避難者に係る情報の把握に努め、開設報告及びその受入状況を毎日県に報告し、必要帳簿類を整理する。開設時の報告事項は、次のとおりである。

ア 避難所開設の日時及び場所	イ 箇所数及び受入人員
ウ 開設期間の見込み	

（2）住民への周知

市（秘書課・危機管理課）は、避難所を開設した場合に、速やかに地域住民に周知するとともに、警察、消防に連絡する。周知の方法は、避難指示等の周知と同様とする。

なお、市ホームページ、防災メール等の多様な手段を活用して、避難所の混雑状況を周知し、混雑の解消及び避難の円滑化に努める。

第3 避難所の運営

1 避難所の運営主体

（1）避難所運営組織

避難所の運営は、自主防災組織、行政区等の住民組織を母体とした避難者による自治を基本とし、避難所運営組織を立ち上げて対応する。市（総務課）は、避難所に市職員等を配置し、避難所を管理し、運営を支援する。

その場合、女性、若年、高齢者等様々な立場の方の参画を求めるとともに、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点や性的マイノリティ、若年・高齢者など多様な背景をもつ方の意見を反映できるよう配慮する。

（2）外部支援者等との連携

市（総務課）及び避難所運営組織は、施設管理者、防災士、NPO・ボランティア等の避難所運営に専門性を有した外部支援者等の協力を得て、避難所の運営を行う。

2 避難所の運営

（1）住民の避難先の把握

市（教育総務課）は、安否情報の提供や支援制度の案内等に役立てるため、避難者の情報を把握する。

（2）設備の整備

市（危機管理課・環境政策課）は、必要に応じて、次の設備や備品を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等、生活環境の改善対策を講じる。

入浴支援については自衛隊への災害派遣要請を原則とし、不足する場合は、南相馬市旅館ホテル組合をはじめとした入浴サービスが再開可能な公衆浴場等に対し、被災者への入浴サービス提供の協力を要請する。

ア 畳、マット、カーペット、段ボールベッド	イ 間仕切り用パーティション
ウ 冷暖房機器	エ 洗濯機・乾燥機
オ 仮設風呂・シャワー	カ 仮設トイレ（バリアフリートイレ）
キ テレビ・ラジオ	ク インターネット情報端末
ケ 簡易台所、調理用品	コ その他必要な設備・備品 等

（3）スペースの確保

市（施設管理課）は、避難所運営組織とともに、避難所のスペースを確保する。

特に、要配慮者、女性、児童・生徒等の状況に応じた環境に配慮する。

ア 救護所	イ 乳幼児のいる家庭、単身女性等の専用スペース
ウ 男女別更衣室・物干場	エ 授乳室 オ 女性用仮設トイレ
カ 相談ルーム	キ 談話室 ク 児童・生徒の学習場所 等

(4) 避難所の警備

警察署は、避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官を配置する。

(5) 生活の支援

市（関係各課・施設管理課）は、避難者に対し、次の生活支援を行う。

ア 給水	イ 食料の供給	ウ 医療救護
エ 生活必需品の供給	オ 情報提供	カ 各種相談業務 等

(6) 安全への配慮

市（生涯学習課）は、警察・病院・各支援団体等と連携して、性暴力・DV・ハラスメント等についての注意喚起、被害者への相談窓口に関する情報提供等、避難者の安全に配慮するよう努める。

(7) 感染症予防対策

市（健康づくり課）は、感染症対策として、避難所レイアウトを整理するなどの対策を講じる。

3 要配慮者対策

市（社会福祉課・長寿福祉課・健康づくり課・こども家庭課）は、県、関係機関等の協力を得て、次の要配慮者対策を行う。

(1) 医療・救護、介護・援護措置

要配慮者を支援が受けられる避難所に受け入れる。

また、介護や救護を福祉団体等に要請する。

(2) 健康支援

保健師等による巡回健康相談及び指導、精神科医等によるメンタルヘルスケア（相談）を行う。

(3) 栄養・食生活支援

管理栄養士等により、妊産婦、乳幼児、糖尿病・アレルギー等の食事療法が必要な者等に、栄養相談を実施する。

また、乳児、妊産婦、病者等に配慮した食品の手配、調理方法の相談を行う。

(4) 福祉避難所への受入れ

一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を市が指定した福祉避難所に移送する。

なお、福祉避難所は、公共施設及び社会福祉施設のみならず、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を確保し、福祉避難所として開設するよう努める。

4 指定避難所以外の被災者への支援

(1) 避難者の把握

市（被災者支援課・コミュニティ推進課）は、在宅、親戚・知人宅で生活する被災者や車中・テント等で生活を余儀なくされている被災者の所在を、消防団や行政区・自主防災

組織等と連携して把握する。

(2) 生活支援

市（企画課・危機管理課）は、指定避難所以外に避難している被災者に対し、広報紙の配布、防災メール等で、市の支援情報を提供する。

また、当該地域の指定避難所にて、避難所生活者と同様に食料、物資の供給、トイレ等の設備の利用を受けられるよう配慮するとともに、施設管理者の了解が得られれば避難所として追加指定する。

なお、災害対策活動の拠点となる施設（市役所庁舎等）に避難した者については、各種の支援措置の円滑化を確保する観点からも、指定避難所に移転するよう求める。

(3) 避難所の追加指定

市（危機管理課・施設管理課）は、民間の施設等に避難している場合は、施設管理者の了解を得て、避難所として追加指定する。

第4 避難所の閉鎖

市（危機管理課）は、避難者の状況を勘案しつつ、避難所の集約及び閉鎖を行う。避難所を閉鎖した場合は、県に報告する。

第3節 帰宅困難者対策

担当	【市】商工観光部
----	----------

第1 一時滞在

市（商工労政課・観光交流課・移住定住課）は、道路の被害や公共交通機関が途絶し、市外への移動ができない通過者や観光客等（帰宅困難者）の状況を把握し、その状況に応じて、一時滞在施設を指定し受け入れる。

また、ホテル等の事業者には施設への受入れを要請する。

なお、一時滞在施設を選定する際には、受入れ時の混乱を防ぐため可能な限り住民の避難場所とは分けるよう配慮する。

第2 帰宅支援

市（商工労政課・観光交流課・移住定住課）は、帰宅困難者に対し、状況に応じて、飲料水、食料等の供給、情報の提供を行う。

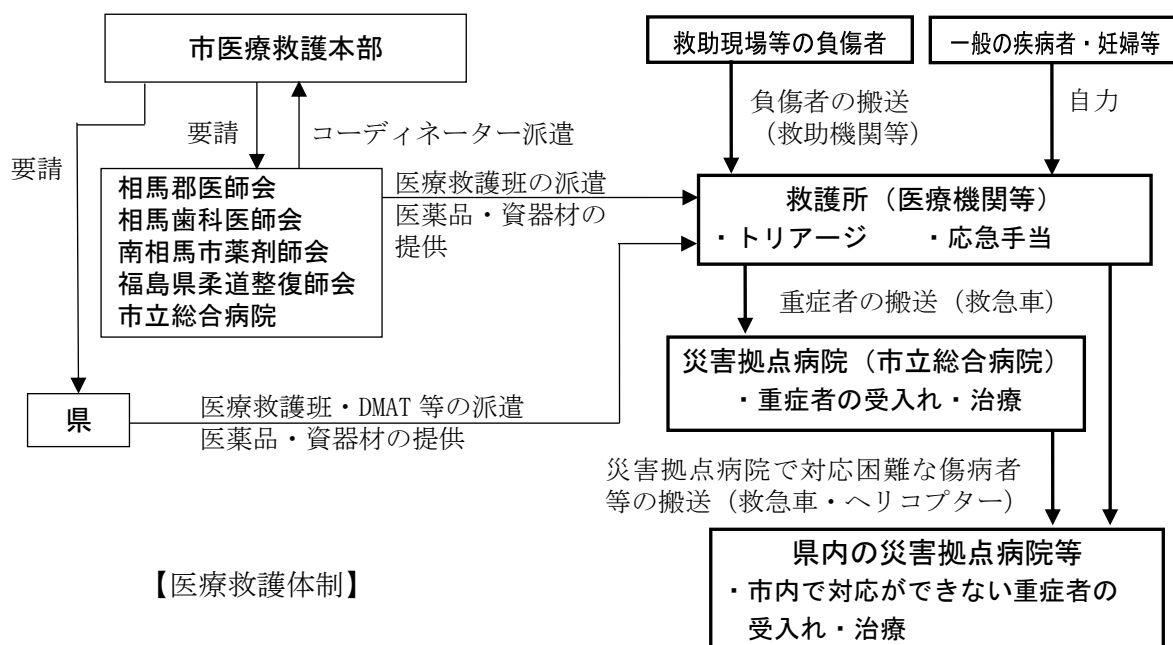
なお、県と小売店、飲食店やフランチャイズ事業者等との応援協定により、大規模な災害発生時に交通機関が麻痺した場合などは、災害情報や休憩場所等が提供される。

第7章 医療（助産）救護活動

第1節 医療救護体制の確保

担当	【市】健康福祉部・総合病院 【関係機関】相馬地方広域消防本部・相双保健福祉事務所・相馬郡医師会・相馬歯科医師会・南相馬市薬剤師会・福島県柔道整復師会
----	---

市（健康政策課・総合病院）は、災害が発生し、通常の医療体制では対応できない場合、福島県災害医療行動計画等に基づき医療救護体制を確保する。



第1 医療救護本部体制

1 医療救護本部の設置

市（健康政策課・総合病院）は、災害対策本部に医療救護本部を設置し、医師会、歯科医師会及び薬剤師会から医療コーディネーターを派遣するよう要請する。

医療救護本部では、傷病者の情報から災害医療全般の指揮・調整を行う。

2 医療救護班の編成

市（健康政策課）は、医師会、歯科医師会及び薬剤師会に対し、医療救護班の編成及び救護所への派遣を要請する。

災害救助法が適用された後の医療（助産）救護の必要がある場合、又は市の体制では十分でない場合は、県に、災害派遣医療チーム（DMAT）、医療救護班等の派遣を要請する。医療救護班の業務は、次のとおりである。

ア 診療（死体検案・身元確認を含む。） イ 応急処置、その他の治療及び施術

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| ウ 分娩の介助及び分娩前後の処置 | エ 薬剤又は治療材料の支給 |
| オ 医療施設への搬送要否（主に重症患者）の決定 | |
| カ 看護 | キ その他医療救護に必要な措置 |

第2 市立総合病院の医療体制

市立総合病院は、医療救護本部と連携して、傷病者を受け入れる体制を準備する。

第2節 医療救護活動

担当	【市】健康福祉部・建設部・総合病院 【関係機関】相馬地方広域消防本部・相双保健福祉事務所・相馬郡医師会・相馬歯科医師会・南相馬市薬剤師会・福島県柔道整復師会
----	---

第1 応急医療救護

1 救護所の設置

市医療救護本部（健康政策課・総合病院）は、多数の傷病者が発生、又は医療機関の機能が低下した場合は、救護所を設置する。救護所は、次の施設（入口付近）に設置する。

ア 市立総合病院	イ 小高診療所	ウ 鹿島厚生病院
エ 小野田病院	オ 大町病院	カ 医療救護本部が指定した場所

2 救護所での活動

救護所では、医療救護班により次の医療救護活動等を行う。

ア 傷病者のトリアージ	イ 応急処置
ウ 助産	エ 死亡の確認（検案・身元確認を含む）

第2 傷病者の搬送

1 傷病者の搬送

（1）救出現場からの搬送

救出現場から救護所までの搬送は、救助活動を実施した機関、自主防災組織等が搬送する。

（2）救護所から医療機関への搬送

救護所から医療機関への搬送については、医療救護班の班長が市医療救護本部又は消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）等に搬送用車両の手配を要請して行う。

なお、重症者の場合は、市（総合病院）は、必要に応じて県に消防防災ヘリコプター、県ドクターヘリ、自衛隊等のヘリコプターを要請する。

種別	医療機関名
基幹災害拠点病院	福島県立医科大学附属病院
地域災害拠点病院	福島赤十字病院、南相馬市立総合病院、いわき市医療センター、会津中央病院、福島県立南会津病院、太田総合病院附属太田西ノ内病院、白河厚生病院、枳記念病院、公立岩瀬病院、総合南東北病院、福島県ふたば医療センター附属病院

2 医療スタッフ等の搬送

市救護本部（健康づくり課）は、医療（助産）救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班等の搬送に当たっては、搬送手段の優先的な確保など特別な配慮を行う。

第3 医薬品等の確保

1 医薬品等の確保

市医療救護本部（健康政策課）は、薬剤師会、民間事業者から救護所で必要な医薬品等を確保する。

不足する場合は、「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」により、県に供給要請を行う。

2 血液製剤の確保

市医療救護本部（健康づくり課）は、医療機関から血液製剤の供給要請があった場合、日本赤十字社福島県支部に供給要請を行う。

第4 人工透析の供給確保

市医療救護本部（健康政策課・水道課）は、人工透析医療機関（市立総合病院、大町病院、小野田病院）の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び医療機関等へ提供する。

市内の人工透析医療機関の機能が低下している場合は、県を通じて、他地域の稼働状況を把握し、移動手段の確保や受入れ等を調整する。

第5 健康管理

1 避難所救護所の設置

市医療救護本部（健康づくり課）は、避難所の避難者の健康を管理するため、応急医療救護終了後、必要に応じて避難所に救護所を設置する。

2 巡回医療活動

市医療救護本部（健康づくり課）は、救護班を各避難所に派遣し巡回医療を実施する。

なお、相双保健福祉事務所と連携して、保健師を中心とした保健衛生活動との連携をとる。

第8章 飲料水・食料・生活必需品等の供給

第1節 自助・共助による飲料水等の確保

第1 家庭内・事業所内備蓄の活用

発災直後の飲料水・食料・生活必需品等の確保は、市民の責務である家庭内備蓄及び事業所の責務である事業所内備蓄により充当することを原則とする。

第2 市が実施する飲料水等供給への協力

住民、自主防災組織、その他、地域の多様な主体は、市が実施する飲料水等供給に対して積極的に協力する。

第2節 飲料水の供給

担当	【市】商工観光部・建設部・施設管理課 【関係機関】相馬地方広域水道企業団
----	---

第1 飲料水の供給

1 給水の準備

市（水道課）は、水の供給が停止したときは、給水活動のため、次の準備を行う。

（1）情報の収集

給水活動の規模を決定するため、断水地域、人口、重要施設等の所在等、需要の把握を行う。

（2）給水資器材等の確保

給水活動に使用する給水車、給水タンク等の資器材、給水要員等を確保する。また、被災者が必要な給水袋等も確保する。

（3）給水拠点の設定

給水拠点は、応急給水栓等が整備されている箇所のほか、次の施設の駐車場等を候補地として速やかに設定する。候補地が使用できない場合や不足する場合は、給水車や給水を受ける住民の動線などを考慮し、避難所、公園、集会場等を活用し設定する。

小高区：浮舟文化会館、小高保健福祉センター、小高片草運動場、就業改善センター

鹿島区：鹿島生涯学習センター、かしま交流センター、セデッテかしま

原町区：石神第二小学校、原町保健センター、道の駅南相馬、各生涯学習センター

（4）応援要請

市（水道課）は、市のみでは給水実施困難な場合、県、協定自治体、南相馬市管工事協同組合、他の水道事業体、自衛隊に応援を要請する。自衛隊への要請方法は第3章第2節を参照のこと。

2 給水活動

市の給水活動は、次のとおりである。

（1）優先給水

医療施設、医療救護所、要配慮者利用施設等に優先的に給水を行う。

（2）ペットボトル飲料水の供給及び公共施設の外水栓（水道）解放

給水体制に不足が生じる場合は、ペットボトル飲料水の確保や、断水していない市公共施設（生涯学習センター等）の外水栓を開放する等により被災者に供給する。

（3）給水活動

給水拠点まで、給水車、給水タンク積載車で飲料水を運搬する。給水拠点では、被災者が持参したポリタンク、バケツ等に給水する。給水拠点では、避難所の自主運営組織、行政区、自主防災組織等の協力を得て、給水を行う。

（4）給水量の基準

給水量は、1人1日あたり3リットルとする。

第2 生活用水の供給

市（水道課）は、復旧活動の長期化に備え、飲料水以外の生活用水の確保に努める。その場合は、仮設給水栓による給水等の措置をとる。

給水量の目安は、次のとおりである。

経過日数	目標給水量	用途
災害発生～3日	3リットル/人・日	生命維持に必要最低限の水
4日～5日	20リットル/人・日	調理、洗面等最低生活に必要な水
2週目	50～100リットル/人・日	調理、洗面及び最低の浴用、洗濯に必要な水
3週目	150～250リットル/人・日	被災前と同様の生活に必要な水

第3 相馬地方広域水道企業団との連携

1 給水活動の要請

市（水道課）は、鹿島区において水の供給が停止したときは、相馬地方広域水道企業団に対し、給水活動の要請を行う。給水活動に当たっては、市と相馬地方広域水道企業団が情報共有を行い、連携を図る。

なお、市（水道課）と相馬地方広域水道企業団は、災害時相互応援協定の締結や緊急連絡管の整備について検討する。

2 給水拠点の設定

相馬地方広域水道企業団が鹿島区内に設置する給水拠点は、市に準じるものとする。

第3節 食料の供給

担当	【市】商工観光部・農林水産部
----	----------------

第1 食料供給の準備

市（商工労政課・観光交流課・移住定住課・農政課）は、被害発生後に流通が機能しない場合は、食料の供給のため、次の準備を行う。

1 食料供給の対象者

食料供給の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 避難所生活者※
- (2) 住家が被害を受け、炊事の不可能な者
- (3) 旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段のない者
- (4) その他、本部長が必要と認めた者

※避難所以外の施設や車中泊、テント泊をしている被災者も対象とする。

自主避難の呼び掛け、高齢者等避難の発令により、事前に緊急避難場所に避難した場合は、避難者が自力で確保するものとする。

2 需要の把握

市（商工労政課・観光交流課・移住定住課・農政課）は、避難所の避難者情報から供給対象者数を取りまとめる。

第2 食料の供給

1 食料の確保

市（商工労政課・観光交流課・移住定住課・農政課）は、次の方法で食料を確保する。

(1) 市の備蓄の活用

市（商工労政課・観光交流課・移住定住課・農政課）は、災害発生直後の家庭内備蓄を補完するために、家庭内備蓄を持参できなかった被災者に市の備蓄を供給する。市の備蓄は、避難所からの情報に基づき配分し、備蓄倉庫から避難所に搬送する。

(2) 食料の確保

市（商工労政課・観光交流課・移住定住課・農政課）は、次の方法で食料を確保する。

ア パン、缶詰、弁当等の供給を協定事業者等に要請する。

イ 自治体や団体からの救援物資を受け入れ活用する。

ウ 県に供給を要請する。

エ 自衛隊の炊き出しを要請する。

(3) 食料供給への配慮

食料の供給に当たっては、避難の長期化に対応して、時間の経過とともにメニューの多様化、適温食の提供、栄養のバランスの確保、要配慮者や宗教上の理由を有する方、アレルギー等への配慮に努める。

2 食料の搬送

市（商工労政課・観光交流課・移住定住課・農政課）は、パン、弁当等の供給を事業者に要請した場合は、直接、避難所等に搬送するよう調整する。

救援物資は、物資集積拠点で受入れ、輸送業者の協力を得て避難所に搬送する。

自衛隊の炊き出しによる食料の搬送は、自衛隊又は輸送業者に要請する。

避難所での被災者への配布は、避難所運営組織等に委任する。

3 炊き出し

避難所等の調理設備等を活用した炊き出しは、避難者の自主的な活動として位置付ける。

市（商工労政課・観光交流課・移住定住課・農政課）は、避難所運営組織等から炊き出しの申し出があった場合、可能な限り炊き出し用の調理器具や、食材の確保に努める。

また、食中毒の発生に注意し、衛生的な食品の取扱いを考慮する。

第4節 生活必需品の供給

担当	【市】商工観光部
----	----------

第1 生活必需品供給の準備

市（商工労政課・観光交流課・移住定住課）は、被害発生後に流通が機能しない場合は、生活必需品の供給のため、次の準備を行う。

1 生活必需品供給の対象者

生活必需品供給の対象者は、住家の被害により生活上必要な被服、寝具その他日用品等を失い、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

自主避難の呼び掛け、高齢者等避難の発令により、事前に緊急避難場所に避難した場合は、避難者が自力で確保するものとする。

2 生活必需品の範囲

生活必需物資等の範囲は、次のとおりとするが、女性や乳幼児、高齢者等要配慮者の特有のニーズ（紙おむつ、生理用品等）を踏まえた生活必需物資等の供給に留意する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> （1）被服や寝具及び身の回り品：洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等 （2）日用品：石けん、歯磨き、歯ブラシ、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等 （3）炊事用具及び食器：炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸、食品用ラップフィルム等 （4）光熱材料：ライター、プロパンガス等 |
|--|

3 需要の把握

市（商工労政課・観光交流課・移住定住課）は、避難所の避難者情報から供給対象者数を取りまとめる。

第2 生活必需品の供給

1 生活必需品の確保

市（商工労政課・観光交流課・移住定住課）は、次の方法で生活必需品を確保する。

（1）市の備蓄の活用

市（商工労政課・観光交流課・移住定住課）は、災害発生直後の家庭内備蓄を補完するために、家庭内備蓄を持参できなかった被災者に市の備蓄を供給する。市の備蓄は、避難所からの情報に基づき配分し、避難所に搬送する。

（2）生活必需品の確保

市（商工労政課・観光交流課・移住定住課）は、次の方法で生活必需品を確保する。

- ア 生活必需品の供給を協定事業者等に要請する。
- イ 自治体や団体からの救援物資を受け入れ活用する。
- ウ 県に供給を要請する。

2 生活必需品の搬送

市（商工労政課・観光交流課・移住定住課）は、生活必需品を地域内輸送拠点で受け入れ、輸送業者の協力を得て避難所に搬送する。

3 生活必需品の配布

避難所での被災者への配布は、避難所運営組織等に委任する。

在宅の被災者に配布する場合は、市役所・区役所その他、生涯学習センター等の配布スペースが確保できる施設で配布する。

第5節 物資の受入れ

担当	【市】総務部・商工観光部
----	--------------

第1 救援物資の受入れ

1 情報の発信

市（秘書課）は、災害対策で必要な物資等を受け入れるため、市ホームページ、報道機関等を通じて、救援物資の要請を行う。

2 救援物資の受入れ方法

市（商工労政課・観光交流課・移住定住課）は、東日本大震災等の教訓に鑑みて、次の対応を行う。

- （1）個人等からの小口の物資、生鮮品等の保存期間が短い食品及び古着等は受入れの対象外とし、市（商工労政課・観光交流課・移住定住課）はその旨をホームページ等で速やかに公表する。
- （2）自治体、企業、団体等からのまとまった量の救援物資は、申し出があった時点で登録し、その物資が必要となった場合は、申し出者に品目、数量等を連絡して供給を受ける。

第2 物資受入れ体制の構築

1 地域内輸送拠点の確保

市（商工労政課・観光交流課・移住定住課）は、次の施設から適当な施設をそれぞれ地域内輸送拠点として確保し、受入れのために複数の職員を配置する。

地域内輸送拠点は、防災備蓄倉庫、わんぱくキッズ広場、かしまわんぱく広場、小高体育センター等から選定する。

2 民間物流事業者の活用

市（商工労政課・観光交流課・移住定住課）は、被災者へ物資を大量に供給する必要があり、地域内輸送拠点では対応が困難な場合、民間の物流事業者のノウハウを早期に活用できるよう、民間物流事業者の施設の活用、物資の受入れ、仕分作業、払い出し作業及び避難所への配送を委託する。

第9章 緊急輸送対策

第1節 緊急輸送路等の確保

担当	【市】復興企画部・建設部・施設管理課 【関係機関】相双建設事務所・磐城国道事務所
----	---

第1 緊急輸送路の確保

1 緊急輸送路の確保

道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者（以下「道路管理者等」という。）は、応急対策を円滑に実施するため、指定された第1次確保路線から開通作業を実施し、交通の確保を図る。

なお、地域によって第1次確保路線から確保することが困難な場合は、第2次確保路線以下の路線から確保する。

また、被害の状況により指定路線の確保が困難な場合は、指定路線以外の道路を緊急輸送路として確保する。

種別		路線名（区間）
第1次確保路線	県内の広域的な輸送に不可欠な高速自動車道、国道等の主要幹線道路で、最優先に確保すべき路線	国道6号（茨城県境～宮城県境） 常磐自動車道（茨城県境～宮城県境）
第2次確保路線	県災害対策地方本部、市町村災害対策本部等の主要拠点と接続する幹線道路で、優先的に確保すべき道路	主要地方道原町川俣線（全線） 主要地方道原町二本松線（相馬浪江線～原町浪江線） 主要地方道相馬浪江線（原町川俣線～原町二本松線） 主要地方道原町海老相馬線（原町浪江線～小浜字町線） 県道草野大倉鹿島線（浪江鹿島線～相馬浪江線） 県道浪江鹿島線（草野大倉鹿島線～烏崎江垂線、幾世橋小高線～南相馬市小高区役所） 県道烏崎江垂線（国道6号～浪江鹿島線） 県道小浜字町線（原ノ町駅～原町海老相馬線） 県道北泉小高線（国道6号～浪江鹿島線） 県道小高停車場線（浪江鹿島線～小高駅） 県道下渋佐南新田線（国道6号～南相馬警察署） 県道大芦鹿島線（浪江鹿島線～南相馬市役所鹿島区役所） 市道駅東12号線（原町川俣線～相双地方振興局）
第3次確保路線	第1次、第2次確保路線以外の緊急輸送路	市道南町北町線（原町川俣線～東北電力相双営業所）

2 車両の移動

道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。

第2 ヘリコプター臨時離着陸場の確保

市（企画課・施設管理課）は、災害時の航空輸送を円滑に行うため、自衛隊等と連携して、次の候補地からヘリコプター臨時離着陸場を確保する。

鹿島生涯学習センター、鹿島中学校、小高片草運動場、
萱浜ニュースポーツ広場、南相馬市サッカー場、雲雀ヶ原祭場地

第2節 緊急輸送活動

担当	【市】総務部・復興企画部・施設管理課
----	--------------------

第1 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は、概ね、次のとおりである。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 被災者の避難（被災者の避難の副次的輸送を含む）(2) 医療及び助産における輸送(3) 被災者の救出のための輸送(4) 飲料水の供給のための輸送(5) 救済用物資の運搬のための輸送(6) 遺体の捜索のための輸送(7) 遺体の処理（埋葬を除く）のための輸送(8) その他、特に応急対策上必要と認められる輸送 |
|--|

第2 輸送手段の確保

1 輸送手段等の確保

市（公有財産管理課・危機管理課）は、物資、人員の輸送のため、民間事業者に輸送を要請する。調達が困難な場合は、県に対して要請及び調達・あっせんを依頼する。ヘリコプター、鉄道、船舶による輸送が必要な場合も、県に要請する。

また、公用車、応援部隊の車両、輸送車両に必要な燃料は、燃料販売業者から調達する。

2 県消防防災ヘリコプターの受入れ

市（企画課・施設管理課）は、消防防災ヘリコプターによる緊急運航を要請した場合、消防防災航空センターとの連絡連携のもと、必要に応じて次の受入体制を整備する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) ヘリコプター臨時離着陸場の確保及び安全対策の実施(2) 傷病者等の搬送先の緊急離着陸場所の確保や病院等への搬送の手配(3) 空中消火用資機材の資機材集積場所及び水利の確保(4) その他必要な事項 |
|--|

第3 緊急通行車両の確認

1 緊急通行車両の確認

市（公有財産管理課）は、既に事前届出を提出し、標章及び証明書の交付を受けている場合は、当該車両に標章及び証明書を備え付ける。

また、事前届出をしていない車両や、災害対策を行う他機関、団体の使用する車両について、緊急通行車両等確認申請書を県又は公安委員会（警察署）に提出し、標章及び確認証明書の交付を受ける。

交付を受けた標章は当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、証明書は当該車両に備え付ける。

2 規制除外車両の確認

医療関係機関、建設事業者等は、規制除外車両について緊急通行車両の確認と同様の措置をとる。

第10章 警備活動

第1節 災害警備活動

担当	【関係機関】南相馬警察署
----	--------------

第1 災害警備体制

警察本部は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察本部及び警察署に所要の規模の災害警備本部等を設置するものとする。

第2 災害警備活動

警察本部は、次の活動を実施する。

1 災害情報の収集

多様な手段により災害による被災状況、交通状況等の情報収集活動に当たる。

2 救出救助活動

把握した被害状況に基づき、災害警備部隊を迅速に被災地へ出動させるとともに、消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）等の防災関係機関と連携して救出救助活動を行う。

3 避難誘導活動

避難誘導を行うに当たっては、市等と緊密な連携の下、被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握した上で安全な避難経路を選定し、避難誘導を実施する。

4 身元確認等

市等と協力し、検視・死体調査の要員・場所等を確保するとともに、遺体の身元確認に資する資料の収集・確保、医師等との連携に配意し、迅速かつ的確な検視・死体調査、身元確認、遺族等への遺体の引き渡し等に努める。

5 二次災害防止措置

二次災害の危険箇所等を把握するため、住宅地域を中心に調査を実施するとともに、把握した危険場所等について、市災害対策本部等に伝達し、避難指示等の発令を促すなど二次災害の防止を図る。

6 社会秩序の維持

被災地及びその周辺におけるパトロール等を強化するとともに、地域の自主防犯組織等と連携するなどして、被災地の社会秩序の維持に努める。

7 被災者等のニーズに応じた情報伝達活動の実施

被災者等のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等の適切な伝達に努める。

8 相談活動の実施

市等と連携して、行方不明者相談所、消息確認電話相談窓口等の設置に努めるとともに、避難所への警察官の立ち寄り等による相談活動に努める。

9 ボランティア活動の支援

自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行う。

第2節 交通規制措置

担当	【関係機関】南相馬警察署
----	--------------

第1 交通状況の把握

警察本部は、災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合において、道路管理者と連携し、道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、交通対策を迅速かつ的確に推進する。

第2 交通規制

警察本部は、被害の状況を把握、必要な交通規制を迅速かつ的確に実施し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、迂回路の設定、交通情報の収集及び提供、車両の使用自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行う。

なお、隣接又は近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合等においても、交通規制を行う場合がある。

第3節 海上警備活動等

担当	【関係機関】福島海上保安部
----	---------------

福島海上保安部は、海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇及び航空機等により、次に掲げる措置を講ずる。

- | |
|---|
| (1) 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
(2) 警戒区域又は重要施設の周辺海域において監視・警戒を行う。 |
|---|

第11章 障害物の除去及び災害廃棄物等の処理

第1節 障害物の除去

担当	【市】復興企画部・農林水産部・建設部 【関係機関】相馬地方広域消防本部・相双建設事務所・磐城国道事務所・福島海上保安部・相馬双葉漁業協同組合
----	---

第1 住宅関係障害物の除去

1 住宅関係障害物の除去

がけ崩れ、浸水等によって宅地内に運ばれた障害物の除去で、次のいずれかに該当する場合は、市がその障害物の除去を行う。

除去は市が保有する機械等を使用するほか、隣接市町村又は県の建設事務所への派遣（応援）要請、協定事業者への協力要請等、災害の規模等を踏まえ適切な方法により実施する。

- （1）住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- （2）緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- （3）その他、公共的立場から除去を必要とする場合

2 災害救助法適用による障害物の除去

（1）対象者

市（土木課）は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、災害救助法に基づきその除去を行う。対象者は次のとおりとする。

- （1）当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの
- （2）住家の被害程度は、半壊又は床上浸水したもの
- （3）自らの資力をもってしては障害物の除去ができないもの

なお、第13章第1節に規定する「応急仮設住宅等の供与」との併給は認められない。

（2）実施期間及び対象経費

災害救助法により障害物の除去ができる期間は原則として災害発生の日から10日以内、支出できる経費は、必要な機械、器具等の借上費又は購入費、並びに輸送費及び賃金職員等雇上費等であることに留意すること。

第2 道路における障害物の除去

道路管理者は、道路交通に著しい被害を及ぼしている障害物について、その所有する機械等又は協定事業者等に要請して除去し、交通の確保を図る。

第3 河川における障害物の除去

河川法に規定する河川管理者、水防法に規定する水防管理者（危機管理課・関係各課）、消防組織法に規定する消防機関の長は、河川区域内の障害物の除去を行う。作業は、道路と同様とする。

第4 漁港の航路等における障害物の除去

市（農政課）及び相馬双葉漁業協同組合は、真野川漁港区域内の航路等について、沈船・漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、県等に報告するとともに、障害物除去による航路啓開等に努める。

福島海上保安部は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、その旨を県等に報告し、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずる。

第2節 災害廃棄物の処理

担当	【市】市民生活部
----	----------

第1 住宅の解体撤去

災害により被災した建物の解体撤去は、原則として所有者が行う。

解体撤去が国庫補助の対象となった場合は、市が民間業者に解体撤去と仮置場への搬送を発注して行う。

第2 処理体制の確立

1 作業計画の策定

市（生活環境課）は、ごみの種類別に排出量を推定し、南相馬市災害廃棄物処理計画（令和3年6月）に基づき、作業計画を策定する。

なお、事業者における廃棄物の処理は、災害の有無にかかわらず自らの責任で行うものとする。

対象とする災害廃棄物の種類は、次のとおりである。

区分		種類
災害がれき等	災害がれき	木くず、廃プラ、廃タイヤ、廃石綿等、可燃粗大ごみ、可燃その他、コンクリートがら等、ガラス陶磁器くず等、金属くず、不燃粗大ごみ、不燃その他
	有害廃棄物	有害性、爆発性、危険性等のおそれがある化学物質等
	取扱に配慮が必要となる廃棄物	廃家電製品等、廃自動車等、腐敗性廃棄物、施設園芸用具、家畜等
避難所ごみ		避難所ごみ
し尿・汚泥		し尿（仮設トイレ・汲み取り槽）、浄化槽汚泥

2 処理のための体制の確保

市（生活環境課）は、収集処理のため、（一社）福島県産業資源循環協会相双方部地域協議会、民間事業者の等の協力を得て、体制を構築する。

また、広域的な相互協力体制として、災害協定等を締結している市町村、県、国、D.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）等の協力・支援を要請する。

第3 処理対策

1 仮置場の設置

大量にがれき等が発生した場合は、防災集団移転跡地等から候補地を選定する。

仮置場では、今後の処理及び再生利用を考慮し、可能な限り分別を行う。

また、周辺等における生活環境への影響を防止するため、環境モニタリング、火災防止対策を行う。

2 廃棄物の収集

がれきの仮置場への搬入は、被災者が行うものとする。市（生活環境課）は、仮置場で住民が搬入する際に、がれきの種類に応じて分別するよう指導する。

なお、被災者による搬入が困難な場合、がれきが道路際や空地に集積されている場合は、市が、廃棄物収集業者等に収集作業を要請して収集する。

3 収集処理

市（生活環境課）は、仮置場で分別されたがれきをクリーン原町センターへ搬入し処理する。クリーン原町センターが被害を受けた場合は、近隣施設に要請する。

処理能力を超えるがれきが発生する場合は、仮置場にて、選別、焼却、破碎等の処理が可能な施設を設置し、運用する。

なお、処理に当たっては、可能な限りリサイクルに努め、廃棄物処理法等の規定に従い、適正に処理を行う。

市のみでは、処理が困難な場合は、県に支援を要請する。

4 環境大臣による廃棄物処理の代行

市が環境大臣に廃棄物処理特例地域として指定された場合には、災害廃棄物の処理の代行を国に要請することができる。

5 生活ごみ・避難所ごみの処理

避難所においては、廃棄物の搬出が容易に行えるよう、あらかじめ保管場所を選定し分別を徹底する。生活ごみの収集については、平常時と同様に収集する。

6 粉じん等の公害防止策

市（生活環境課）及び県は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、必要に応じ、事業者に対し、大気汚染防止法及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

県、市（生活環境課）又は事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

第3節 し尿の処理

担当	【市】市民生活部
----	----------

第1 処理体制の確立

1 し尿排出量の推定

市（生活環境課）は、断水地域や浸水した地区の被災者数等から、必要な仮設トイレ数等を推計し、南相馬市災害廃棄物処理計画に基づき、作業計画を作成する。

2 収集体制の確保

市（生活環境課）は、平時の収集許可業者へ協力を要請し、収集・運搬車両の確保に努める。ただし、車両や委託業者の被災により、確保できる車両が不足する場合は、県や他自治体に支援を要請する。

第2 処理対策

1 仮設トイレの設置

市（生活環境課）は、備蓄している簡易トイレのほか、民間のリース会社等から必要となる数量の仮設トイレを確保し避難所、断水地域の公園・集合住宅敷地内等に配置する。

なお、設置に当たっては、要配慮者、女性等に適したトイレの確保や配置を行うよう配慮する。

2 し尿の収集・処理

市（生活環境課）は、し尿収集業者に要請してし尿の収集・処理を行う。収集・処理が困難な場合には、県等に応援を要請する。

第12章 防疫及び保健衛生

第1節 防疫

担当	【市】市民生活部・健康福祉部 【関係機関】相双保健福祉事務所・相馬郡医師会・相馬歯科医師会
----	--

第1 防疫活動

1 県の活動

県は、災害防疫対策本部を設置し、被災地域、被災状況等を迅速に把握の上、災害に即応した防疫対策を企画し、次の防疫活動を推進する。

- (1) 健康診断
- (2) 患者等に対する措置
 - ア 就業制限 イ 入院の勧告、措置、退院 ウ 入院患者の医療
 - エ 移送 オ その他の手続き
- (3) 消毒その他の措置
 - ア 感染症の病原体に汚染された場所の消毒の命令、指示
 - イ ねずみ族、昆虫等の駆除の命令、指示、実施
 - ウ 物件に係る措置の命令、指示、実施
 - エ 遺体の移動制限等
 - オ 生活の用に供される水の使用制限等
 - カ 建物に係る措置
 - キ 交通の制限又は遮断の措置
 - ク その他の手続き
 - ケ 臨時の予防接種の命令、実施

2 市の活動

市（環境政策課・健康づくり課・水道課）は、災害防疫対策本部を設置し、県の指導のもとに市内の防疫対策の企画、推進に当たる。

(1) 予防教育及び広報活動

パンフレット、リーフレットの配布や保健師等を通じて、感染症予防や消毒等に関する広報活動や指導を行う。また、報道機関を活用して広報活動を強化する。

(2) 消毒の実施

薬剤を調達し、避難所運営組織、行政区等を通じて配布する。
また、事業者等に要請して浸水地区等の消毒を行う。

(3) ねずみ族、昆虫等の駆除

住民に薬剤の配布や必要な捕獲器等の貸出し等により駆除を支援する。

(4) 生活の用に供される水の供給

衛生的処理について配慮して給水活動を行う。給水活動は、第8章を参照のこと。

(5) 臨時の予防接種

知事の命令により保健福祉事務所、医師会等と連携して予防接種を行う。

(6) 避難所の防疫指導等

県防疫担当職員の指導のもとに、避難所運営組織と協力して衛生状況を把握し、改善を図る。

また、巡回健康相談、口腔ケアの指導等を実施し、健康状態の把握に努める。

(7) 県への被害状況の報告

関係機関の協力を得て被害状況を把握し、被害状況の概要、患者発生の有無、ねずみ族、昆虫類駆除の地域指定の要否、災害救助法適用の有無、その他参考となる事項について、保健福祉事務所長を通じて知事に報告する。

第2 食品衛生監視

県は、食品衛生監視班を編成し、保健福祉事務所長の指揮下で次の活動を行う。

- | |
|---|
| (1) 炊き出し等の食品の監視指揮及び試験検査
(2) 飲料水の簡易検査
(3) その他の食品に起因する危害発生の防止 |
|---|

第2節 保健活動

担当	【市】市民生活部・健康福祉部・総合病院 【関係機関】相双保健福祉事務所・相馬郡医師会
----	---

第1 栄養指導

1 栄養指導班の編成及び派遣

県及び市（健康づくり課）は、栄養指導班を編成し、被災地への管理栄養士等の派遣、保健指導班と連携した避難所、仮設住宅及び被災家庭等の巡回により、被災者の栄養・食生活支援を行う。

また、県及び市では対応できない場合は、必要に応じて県を通じて国に、栄養・食生活支援チームの派遣を要請する。

2 栄養指導活動内容

（1）食事提供（炊き出し等）の栄養管理指導

炊き出し実施現場を巡回して炊き出し内容等の確認を行い、必要に応じて実施主体や給食業者等への提案、助言、調整等の栄養管理指導を行う。

（2）巡回栄養相談の実施

避難所、仮設住宅及び被災家庭等を巡回して、被災者の健康状態、食料の共有状況等を把握しながら栄養相談を実施する。

（3）食生活相談者への相談・指導の実施（要配慮者への食生活支援）

妊婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行う。

（4）特定給食施設等への指導

被害状況を把握し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理用の問題を生じないよう指導し、給食の早期平常化を支援する。

第2 保健指導

県・市（健康づくり課）の保健師・管理栄養士・栄養士・歯科衛生士等は、災害の状況によっては、避難所、被災家庭、仮設住宅等を巡回し、上記の栄養指導とともに、被災者の健康管理面からの保健指導を行う。

また、県及び市では対応できない場合は、必要に応じて県を通じて国に、保健師チーム等の派遣を要請する。

実施に当たっては、避難所を巡回する医療救護班と連携をとる。

第3 精神保健活動

1 被災者のメンタルヘルスケア

市医療救護本部（健康づくり課・総合病院）は、精神保健上の問題に対応するため、避難所を保健師等が巡回する際に、被災者のメンタルヘルスの把握に努める。

また、市立総合病院・医師会による医療救護班を避難所救護所に派遣し、メンタルヘルスケア

アを実施する。市では対応できない場合は、必要に応じて県に災害派遣精神医療チーム（D P A T）の派遣を要請する。

2 精神科入院病床及び搬送体制の確保

市医療救護本部（健康政策課）は、入院医療及び保護を必要とする被災者がいる場合、県に精神科病床及び搬送体制の確保を要請する。

第4 動物（ペット）救護対策

1 避難所におけるペット対策

市（環境政策課）は、指定する避難所において同行避難した被災動物（ペット）に対し指定避難所敷地内にペットの収容スペースを確保し、県にペットフードや飼育用品の供給及びケージ等の確保の支援を要請する。

なお、盲導犬、介助犬等を除いたペットの建物内への持ち込みは、原則として禁止する。

同行避難したペットの飼養管理は、原則としてペットの所有者が行い、ペット同行避難マニュアル等により周知・啓発を図る。

2 被災動物（ペット）の保護

市（環境政策課）は、福島県動物愛護センター相双支所と連携して、放置動物の保護、負傷動物の治療等のため、保護施設等を設置し、獣医師会やボランティア等の協力を得て管理に努める。

第13章 応急住宅対策

第1節 応急仮設住宅等の供与

担当	【市】建設部
----	--------

第1 建設型応急住宅

1 実施機関

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の設置は、知事が行うが、戸数、場所等の建設に関する計画の立案について、市と共同する。

災害救助法適用が本市のみである場合は、知事は建設を市長に委任することができる。

2 応急住宅の供与

(1) 入居対象者

原則として、災害により被災し、次のア又はイに該当し、かつウに該当する者とする。

- ア 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。
- イ 居住する住宅がない者又は避難指示等により長期にわたり自らの住居に居住できない者であること。
- ウ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること。
- なお、ウについては、災害の混乱時には十分な審査が困難であり、一定額による厳格な所得制限等はなじまないため、資力要件については制度の趣旨を十分に理解して運用する。

(2) 入居者の選定

応急住宅の入居者の選定は、県が市長の協力を求めて行う。

ただし、県から事務委任された場合は、市が実施する。

(3) 規模・構造

災害救助法の定めによる。

ただし、可能な限り、障害を排除したユニバーサルデザイン仕様や気象環境に配慮する。

(4) 建設場所

応急住宅の建設予定地は、次に掲げるうちから災害の状況により選定する。学校の敷地を選定する場合には、教育活動に十分配慮する。

また、相当数の世帯が集団的に居住する場合は、交通の便や教育等の問題も考慮する。

- | | | |
|-------------|----------------|-------------|
| ア 都市計画公園予定地 | イ 公営住宅敷地内空地 | ウ 公園、緑地及び広場 |
| エ 県有施設敷地内空地 | オ 国・市が選定供与する用地 | |

(5) 集会所の設置

仮設住宅における地域コミュニティと住民自治機能の維持のため、同一敷地内又は近接する地域内に10戸以上の仮設住宅を設置する場合、内閣総理大臣と協議の上、集会所や談話室といった施設を設置することができる。

(6) 福祉仮設住宅の設置

高齢者、障がい者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することができる。

3 応急住宅の管理運営

県及び市（建築住宅課）は、応急住宅の適切な運営管理を行う。この際、次の点に留意する。

- (1) 応急住宅の防犯対策
- (2) 孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア
- (3) 入居者によるコミュニティの形成及び運営（特に、女性の参画等、女性をはじめとする多様な生活者の意見の反映に配慮）
- (4) 家庭動物の受入れ

第2 賃貸型応急住宅

1 賃貸型応急住宅の供与

県は、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、建設型応急住宅のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げ、賃貸型応急住宅として供与する。

2 公営住宅等のあっせん

県及び市（建築住宅課）は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等を把握し、あっせんする。

3 管理運営等

賃貸型応急住宅の入居者の選定、管理運営等は、建設型応急住宅と同様とする。

第3 被災住宅の応急修理

1 実施機関

災害救助法を適用した場合の被害住家の応急修理は、知事が行うが、対象とする住家の選定は、市と共同して行う。知事は修理を市長に委任することができる。

2 修理の実施

(1) 応急修理対象者

応急修理の対象者は、次のとおりである。

ア 次の要件を全て満たす者とする

(ア) 準半壊以上の被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。
ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、対象として差し支えない。

また、全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないが、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りではない。

(イ) 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれ

ること。

(ウ) 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと。

ただし、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であつて、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については災害発生の日から原則6か月に限り、応急修理完了までの間、応急仮設住宅の使用が認められる。

イ 準半壊、半壊の被害を受けた者については、自らの資力では応急修理をすることができない者であること。

(2) 修理の範囲

応急修理の対象範囲は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行う。市が実施する場合、原則として建設事業者との請負契約により実施する。

第2節 住家の被害認定調査

担当	【市】市民生活部 【関係機関】相馬地方広域消防本部
----	------------------------------

第1 住家の被害認定調査

市（税務課）は、住家の被害状況の把握及び罹災証明書を発行するために、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）を参考とし、住家等の被害認定調査を行い、罹災台帳を作成する。

火災により焼失した住家については、消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）が焼損状況の調査を行う。

（1）判定の区分

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）、被害なし

（2）調査方法

ア 一次調査：外観目視による全壊か否かを判断する。

イ 二次調査：全壊以外を対象に、外観又は立入調査を実施する。

ウ 再調査：被災者等からの申し出により再調査する。

なお、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するよう努める。

第2 罹災証明書等の交付

1 罹災証明書の交付

市（税務課）は、市役所、区役所において、被災者の申請に基づき罹災証明書を交付する。

2 被災証明書の交付

市（市民課）は、住家以外の被害について、被災者の届出に基づいて届出があったことを証明する被災証明書を交付する。

第14章 遺体対策

第1節 遺体の搜索

担当	【市】復興企画部・市民生活部 【関係機関】相馬地方広域消防本部・南相馬警察署・南相馬市消防団・福島海上保安部
----	---

第1 遺体の搜索

市（危機管理課）は、県、警察、消防、自衛隊の協力を得て、遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推測される者の搜索を実施する。

市（市民課）は、行方不明者の届け出等の受付窓口を市役所及び区役所に設置し、住民からの情報を収集するとともに、安否情報の一元化に努める。

第2 遭難者の搜索

福島海上保安部は、海上における遭難船舶の乗組員及びその他の行方不明者の申告があった場合は、所要事項を聴取のうえ、必要と認めるときは巡視船艇及び航空機等により搜索する。

第2節 遺体の収容及び遺体対策

担当	【市】市民生活部・総合病院・施設管理課 【関係機関】相馬地方広域消防本部・南相馬警察署・南相馬市消防団・相馬郡医師会・相馬歯科医師会
----	---

第1 遺体の搬送

市（生活環境課）は、警察官又は海上保安官による検視及び医師による検案を終えた遺体を、検視場所から遺体収容所まで搬送する。

なお、市（生活環境課）は、必要に応じて、福島県葬祭業協同組合及び福島県霊柩自動車組合との災害協定に基づき、葬祭用品の調達、遺体の処理及び搬送等への協力を要請する。

第2 遺体収容所の設置

市（生活環境課・施設管理課）は、公共施設等に遺体収容所を開設し、遺体を収容する。収容所に遺体収容のための建物がない場合は、天幕及び幕張り等を設置する。

また、遺体を安置するため、ビニールシート、棺、ドライアイス等の納棺用品等を葬祭業者から確保する。納棺作業についても葬祭業者の協力を得る。

第3 遺体の扱い

1 遺体の検視

警察は、市と協議の上、検視場所を開設する。市（生活環境課・施設管理課）は、遺体収容場所付近で水道・電気等の設備を有する施設を検視場所として確保する。

遺体の検視は、警察官又は海上保安官が、各種法令に基づいて行う。

2 遺体の検案等

市（生活環境課・総合病院）は、遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理、検案・身元確認を、医療救護班に要請する。

3 遺体の引き渡し

検視、検案が終了した遺体は、身元を確認し遺族等に引き渡す。

市（生活環境課・総合病院）は、遺体収容所等で警察と連携し、遺留品等を保管し遺族等への相談や身元確認の立会い等に対応する。

第3節 遺体の火葬・埋葬

担当	【市】市民生活部
----	----------

第1 遺体の火葬

遺族に引き渡した遺体は、通常と同じ手続きで火葬を実施する。

身元が判明しない遺体は、市が火葬を実施し、遺骨及び遺留品を保管し、身元が判明しだい縁故者に引き渡す。

第2 火葬場の調整

市（生活環境課）は、火葬許可に当たっては、原町斎場をはじめ、近隣の火葬場の能力、遺体の搬送距離等を勘案し、適正に処理できるよう火葬場を指示する。

また、市（生活環境課）は、広域火葬が必要と判断したときは、福島県広域火葬計画に基づき、県に広域火葬の応援を要請する。

第15章 生活関連施設の応急対策

第1節 上水道施設の応急対策

担当	【市】総務部・建設部 【関係機関】相馬地方広域水道企業団
----	---------------------------------

市（水道課）は、災害発生時における応急給水用飲料水の確保を行うとともに、次により水道施設の復旧対策を実施する。

第1 被害状況調査及び復旧計画の策定

発災後直ちに施設の被害状況調査を実施し、給水状況の全容を把握するとともに、応急復旧に必要な人員体制及び資機材（調達方法）、施設復旧の手順、方法及び完了目標等を定めた応急復旧計画を策定し、計画的に応急復旧対策を実施する。

1 被害状況調査

災害が発生した場合、被災した地域を中心に水道管等の被害状況調査を実施する。

2 復旧のための人員・資機材の確保

応急復旧のために必要な資機材・人員等については、市内の管工事協同組合等の協力を得て確保する。

3 応急復旧の順位

断水地域における応急復旧の順位は、次の順位により行うものとする。

- （1）医療機関、要配慮者利用施設
- （2）避難所
- （3）防災拠点となっている公共施設

第2 応急復旧のための支援要請

市（水道課）は、協定自治体、県等に支援を要請する。

第3 情報伝達・広報活動

市（秘書課・水道課）は、県及び関係機関に対し、施設の被災状況、施設復旧の完了目標等について、随時、情報を伝達する。

また、住民に対しては、復旧の順序や地区毎の復旧完了予定時期等についての情報の提供・広報を行う。

第2節 下水道施設の応急対策

担当	【市】総務部・建設部
----	------------

市（下水道課）は、災害が発生した場合、公共下水道等の構造を勘案して、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、損傷その他の異常がある施設及び二次災害のおそれがあるものについて、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道の機能を維持するために必要な応急措置や応急復旧を行う。

第1 被害状況調査及び復旧計画の策定

発災後直ちに施設の被害状況調査を実施し、下水道被害の全容を把握するとともに、応急復旧に必要な人員体制及び資機材（調達方法）、施設復旧の手順、方法及び完了目標等を定めた応急復旧計画を策定し、計画的に応急復旧対策を実施する。

1 被害状況調査

被災地域を中心に下水道の被害調査を行う。

2 復旧のための人員、資機材の確保

応急復旧のために必要な資機材・人員等については、市内の土木建設業者等の協力を得て確保する。

3 応急計画の策定

管路施設、ポンプ場及び処理場施設によって態様が異なるが、次の事項等を配慮した復旧計画の策定に努めるものとする。

- | | |
|------------------|------------------|
| (1) 応急復旧の緊急度及び工法 | (2) 復旧資材及び作業員の確保 |
| (3) 設計及び監督技術者の確保 | (4) 復旧財源の措置 |

第2 応急復旧のための支援要請

市（下水道課）は、他の下水道事業者、県等に支援を要請する。

第3 広報活動

市（秘書課・下水道課）は、下水道施設が被災した地域に対して、下水道の使用停止を広報する。

また、施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、利用者の生活排水に関する不安の解消に努める。

第3節 電力供給施設の応急対策

担当	【市】総務部・復興企画部 【関係機関】東北電力（株）・東北電力ネットワーク（株）
----	---

第1 緊急対応

- 1 東北電力（株）及び東北電力ネットワーク（株）は、災害発生後速やかに電力供給施設の被害調査を行い、二次災害防止等の対策を行う。
- 2 市（企画課）は、病院等の緊急に電力供給を必要とする施設に対する応急復旧を依頼する。

第2 応急復旧

東北電力（株）及び東北電力ネットワーク（株）は、あらかじめ定めた各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を考慮して、供給上復旧効果の最も大きなものから復旧を行うものとする。

なお、復旧順位については人命に関わる箇所、災害応急・復旧対策の中核となる官公署庁舎等を優先することとし、必要に応じて県災害対策本部と協議調整を行うものとする。

第3 広報

災害が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況、停電地域及び復旧見通しについての広報を行うものとする。

また、住民の感電事故を防止するため、次の事項を中心に広報活動を行うものとする。広報の方法は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

- （1）無断昇柱、無断工事をしないこと。
- （2）電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等の設備の異常を発見した場合は、速やかに会社事業所に通報すること。
- （3）断線、垂下している電線には絶対に触れないこと。
- （4）浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。
- （5）屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- （6）その他事故防止のため留意すべき事項。

第4節 ガス供給施設の応急対策

担当	【市】総務部・復興企画部 【関係機関】相馬ガス（株）
----	-------------------------------

第1 緊急対応

相馬ガス（株）は、災害時においても原則として供給を継続するが、被害状況から供給の継続が困難と判断された場合には、供給停止等の措置を講ずる。

また、災害発生後速やかにガス供給施設の被害調査を行い、ガスの供給停止等二次災害防止の対策を行う。

第2 応急復旧

相馬ガス（株）は、復旧作業計画を策定し、応急復旧を行い、安全を確認した上で早期のガス供給の開始に努める。

第3 広報

災害が発生した場合には、ガス漏れによる火災発生防止、再使用の際の安全対策等二次災害防止に重点をおいて広報する。

第5節 通信施設の応急対策

担当	【市】復興企画部 【関係機関】東日本電信電話（株）
----	------------------------------

第1 応急措置

東日本電信電話（株）は、災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- | | |
|-------------------|---------------------|
| (1) 通信の利用制限 | (2) 非常通話、緊急通話の優先・確保 |
| (3) 無線設備の使用 | (4) 非常用公衆電話の設置 |
| (5) 臨時電報、電話受付所の開設 | (6) 回線の応急復旧 |

第2 応急復旧

災害等により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた順位にしたがって実施する。

第6節 鉄道施設の応急対策

担当	【市】総務部・復興企画部・健康福祉部・関係各課 【関係機関】東日本旅客鉄道（株）
----	---

災害等により鉄道施設に被害が発生した場合の対策は、第21章第6節を準用する。

第16章 文教対策

第1節 小中学校の応急対策

担当	【市】教育委員会事務局
----	-------------

第1 児童生徒等保護対策

校長は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め的確な指揮に当たる。児童生徒等については、教職員の指導の下に、気象情報等により事前に全員を帰宅させることを原則とし、屋外の移動が危険な場合は学校で保護する。

ただし、児童生徒等のうち障がい児については、学校等において保護者等に引き渡す。

また、留守家庭等の児童生徒等のうち帰宅できない者については、状況を判断し学校などが保護する。

その他、初期消火、救護、搬出活動の防災活動を行う。

第2 応急教育対策

1 応急教育の実施

県教育委員会及び市教育委員会（学校教育課）等は、災害時において、学校教育の実施に万全を期するため、教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

2 心身の健康に関する実態把握及び対応

市教育委員会（学校教育課）は、次の対応を行う。

- （1）各校の児童・生徒・教職員の心身の健康状態について調査し実態を把握する。
- （2）調査の結果、必要のある時は、関係行政機関や専門機関及び専門家を統括している機関との連絡体制の確立等の措置を講ずる。
- （3）必要のある時に、児童・生徒・教職員の心の健康に関する相談窓口を開設する。
- （4）災害後も必要に応じて継続的に、児童・生徒・教職員の心身の健康に関する実態把握をする。

3 教育施設の確保

市教育委員会（教育総務課）は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

なお、避難所に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能な場合についての対応についても検討しておく。

- （1）被害箇所及び危険箇所の応急修理
- （2）授業の早期再開のための公立学校の相互利用
- （3）仮設校舎の設置
- （4）授業の早期再開のための公共施設の利用

4 教員の確保

県教育委員会及び市教育委員会（学校教育課）は、災害により通常の実施することが不可能となった場合の応急対策として、県による教員の配置指示や退職教員の活用により教員を確保する。

5 学用品の給与

市教育委員会（学校教育課）は、災害救助法に基づき学用品を喪失又は毀損した児童・生徒に給与するために、種類、数量を調査し県に報告する。市で確保が困難な場合は、県に要請する。

6 避難所として使用される場合の措置

避難所が設置された場合、学校機能部分と避難所部分を明示するとともに、避難所運営についての学校側の担当職員を定め、市担当、地域住民等と協議を行いながら、避難所の運営にあたる。

7 児童及び生徒のメンタルヘルス対策

学校機能が再開した場合において、大規模災害によって不安定になりがちな児童及び生徒に対し、カウンセラーを学校に派遣し、心のケアを行う。

第2節 幼稚園・保育園の応急対策

担当	【市】こども未来部
----	-----------

園長は、気象情報等の把握に努め、事前に全員を帰宅させることを原則とする。

留守家庭等の園児のうち帰宅できない者については、状況を判断し園内に保護し、保護者等へ引き渡す。

その他、初期消火、救護、搬出活動の防災活動を行うほか、第16章第1節第2に準じた対応とする。

第3節 文化財の応急対策

担当	【市】教育委員会事務局
----	-------------

指定等文化財が被災した場合には資料の保存に努め、市教育委員会（文化財課）は、県教育委員会及び周辺の大学・博物館等の専門機関に報告し指示を受ける。

- 1 被害の大小に関わらず、文化財の周囲に防御柵を設けるなどして、現状保存を図る。
- 2 被害が大きい場合は、損壊の拡大防止措置とともに安全措置を優先的に講ずる。
- 3 建造物等が被災した場合は、崩壊損壊・崩落する危険性が高いが、被害の程度によっては復旧が可能であることから、部材の保全に留意する。
- 4 美術工芸品が被災破損した場合は、状況を確認の上、現状保全に努めるとともに専門家の指導を仰ぎ処置する。美術工芸品の保管場所が損壊した場合には、所有者・管理者と速やかに連絡を取り合い、管理体制及び保管環境の整った公共施設に一時的に保管させる。

第17章 要配慮者対策

第1節 要配慮者対策

担当	【市】健康福祉部・こども未来部 【関係機関】南相馬市社会福祉協議会
----	--------------------------------------

第1 在宅の要配慮者対策

1 安否確認

避難時には、避難行動要支援者名簿等を活用し、地域で避難誘導を行う。

市（社会福祉課・長寿福祉課・関係各課）は、避難直後に緊急避難場所において、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、行政区、自主防災組織等による安否確認を要請する。安否が確認できない場合は、市職員等が確認作業を行う。

2 避難所での支援

（1）要配慮者の把握調査

市（社会福祉課・長寿福祉課・関係各課）は、要配慮者への福祉サービスを再開できるよう、発災後2～3日目から、全ての避難所を対象として、要配慮者の把握調査を実施する。調査に当たっては、包括支援センターの職員を中心に社会福祉協議会等の協力を得て実施する。

（2）生活支援

市（社会福祉課・長寿福祉課・関係各課）は、避難所の要配慮者のために、介護職員の派遣、専用スペースの指定、車椅子・障がい者用携帯便器、医療的ケア児・者などの医療用機器の非常電源等の資器材、ガイドヘルパーや手話通訳等の確保、食料への配慮等を行う。

また、居宅における生活が可能な場合にあっては、必要な在宅支援を実施する。

市で実施が困難な場合は、県に災害派遣福祉チーム員による要配慮者のスクリーニングや福祉ニーズの把握、応急的な介護支援を要請する。

3 福祉避難スペースの確保

市（社会福祉課・長寿福祉課・関係各課）は、避難所に福祉避難スペースを確保し、一般の避難スペースでの生活が困難な要配慮者を受け入れる。

4 福祉避難所への緊急入所

市（社会福祉課・長寿福祉課・関係各課）は、協定等に基づき、社会福祉施設を福祉避難所に指定し、常時、介護等が必要な要配慮者の緊急入所を施設管理者に要請する。

第2 社会福祉施設対策

1 避難活動

社会福祉施設の管理者は、気象情報や市の避難指示等に基づき、入所者の安全を確保する。

2 支援要請

社会福祉施設の管理者は、施設が被災した場合、水、食料品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数について把握し、近隣施設、市、県等に支援を要請する。

市（社会福祉課・長寿福祉課・関係各課）は、次の点に重点を置いて社会福祉施設の支援を行う。

- （1）ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者に要請する。
- （2）復旧までの間、水、食料品等の必須の日常生活用品の確保のための措置を講ずる。
- （3）ボランティアへの情報提供などを含め、マンパワーの確保に努める。

第2節 児童対策

担当	【市】こども未来部・教育委員会事務局
----	--------------------

第1 要保護児童の把握・援護

1 要保護児童の把握

市（こども家庭課・こども育成課・学校教育課）は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の把握を行う。

- （1）市（こども家庭課・こども育成課・学校教育課）は、避難所の責任者等を通じ、児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握する。
- （2）市（こども家庭課・こども育成課・学校教育課）は、被災者台帳等による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児の実態把握を行う。

2 要保護児童の援護

市（こども家庭課・学校教育課）は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族に提供し、受け入れの可能性を探るとともに、児童養護施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。

また、孤児、遺児については、県の母子・父子福祉資金の貸し付け、年金事務所における遺族年金の早期支給手続きを行うなど、社会生活を営む上での支援を行う。

第2 児童の保護等のための情報伝達

市（こども家庭課）は、被災者に対し、掲示板、広報紙、報道機関の協力等により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかける。

また、子育て家庭に対して、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等について情報提供を行う。

第3節 外国人対策

担当	【市】商工観光部 【関係機関】南相馬市多文化共生センター
----	---------------------------------

市（商工労政課）は、南相馬市多文化共生センターを通じて、外国人コミュニティから安否情報や要望等を聴取する。

また、南相馬市多文化共生センターを通じて通訳ボランティアを確保し、広報内容の翻訳、相談窓口での通訳、SNS等を活用して、外国語や「やさしい日本語」による情報提供等の対応を行う。

第18章 ボランティアとの連携

第1節 ボランティアの受入れ

担当	【市】復興企画部・健康福祉部 【関係機関】南相馬市社会福祉協議会
----	-------------------------------------

第1 ボランティアセンターの設置

市社会福祉協議会は、市との協定に基づき、被災状況等を踏まえて社会福祉協議会（原町区福祉サービスセンター）にボランティアセンターを設置し、県のボランティアセンター等と連携を図り、災害ボランティアを受け入れる。

また、必要に応じて、鹿島区福祉サービスセンター、小高区福祉サービスセンターに地区の活動拠点を設置する。

第2 ボランティアの受入れ・運営

1 ボランティアセンターの運営

市社会福祉協議会は、ボランティアの受入れ、ボランティアニーズの把握、活動のコーディネート、情報提供等の運営を行う。

また、被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置し、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

なお、ボランティア活動についてはその自主性を尊重し、活動方針や運営についてはボランティアセンター自らの決定に委ねる。

2 市の支援

- （1）市（危機管理課）は、災害ボランティア用防災倉庫の整備及び資機材の配備により、ボランティアの活動を支援する。
- （2）市（危機管理課）は、ボランティアセンターの活動支援の担い手となりうる市協力防災士に登録した防災士の情報を市社会福祉協議会に提供する。
- （3）市（危機管理課）は、市外から災害ボランティアを募集する必要がある場合には、災害ボランティアが高速道路の無償措置を受けることができるよう、県に対して高速道路事業者へ調整を要請する。
- （4）市（危機管理課・社会福祉課・長寿福祉課）は、ボランティア活動と市等が実施する救助の調整事務について、災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

第2節 ボランティア活動の種類と需給の調整

担当	【市】健康福祉部・建設部 【関係機関】南相馬市社会福祉協議会
----	---

ボランティア活動には、大別して一般ボランティアと専門職ボランティアの2種類が想定される。

市（社会福祉課・建築住宅課）は、平時から専門職ボランティア団体等との連携を図るとともに、総合相談窓口等で聞き取った被災者の災害ボランティアのニーズをボランティアセンター等へ共有するなどして、ボランティア活動を希望する方とボランティアを必要とする方との需給調整に努める。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 炊き出し、その他の災害救助活動
- (3) 医療、看護
- (4) 高齢者介護、看護補助、手話通訳、外国語通訳
- (5) 清掃及び防疫
- (6) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- (7) 災害応急対策事務の補助
- (8) 建築物及び土砂災害危険箇所の応急危険度判定
- (9) 無線による情報収集及び伝達
- (10) 被災ペットの救護活動

第19章 危険物施設等の応急対策

第1節 危険物施設応急対策

担当	【関係機関】相馬地方広域消防本部・取扱事業者
----	------------------------

災害により危険物の漏洩又は火災が発生し、若しくは発生するおそれがある場合の対応は、第21章第1節危険物等災害対策を準用する。

第2節 火薬類施設応急対策

担当	【関係機関】相馬地方広域消防本部・取扱事業者
----	------------------------

第1 出動体制

製造業者、販売業者及び消費者（以下この節において「関係事業者」という。）は、水害等発生による土砂崩れや火災等により、製造所、火薬庫、火薬類取扱所、火工所及び庫外貯蔵所（以下「施設等」という。）が危険な状態となった場合又は爆発等の災害が発生した場合は、二次災害防止のための製造設備の停止、存置火薬類の安全措置等緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、出動体制を整えるものとする。

第2 人員の確保

緊急措置等の対策を実施する要員の確保については、あらかじめ社員等の動員基準を定めて対応するものとする。

第3 被害状況の把握（情報収集）

水害等の発生を覚知した場合には、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急の措置の必要の有無を検討する。

- 1 施設等の被害状況
- 2 施設等の周辺の火災状況
- 3 一般被害状況に関する情報（交通状況等）

第4 災害時における緊急措置

関係事業者は、消防署、警察等との連絡を密にして、速やかに次の措置を講じる。

- 1 製造、保管、貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張り人を配置し関係者以外の者が近づくことを禁止する。
- 2 通路が危険な状態である等火薬類を移す余裕がない場合は、貯水槽に沈める等安全な措置を講じる。
- 3 火薬庫内の火薬類を移す余裕がない場合は、入口窓等を目塗土で完全に密閉し、木部にあっては、適切な防火措置を講じる。
- 4 火薬類の爆発等のおそれがある場合は、付近の住民に避難するように警告し避難誘導を行う。
- 5 吸湿、変質等により原性質若しくは原形を失った火薬類等は、火薬類取締法に基づき廃棄を行う。
- 6 水害等により、火薬類が流出した場合には、直ちに県、消防署、警察に連絡するとともに付近住民に対して火薬類が埋没しているおそれのある地域には近づかないように広報活動を行う。
- 7 復旧が可能になったら、直ちに流出した火薬類の回収を行う。流出量が多く関係事業者のみで回収が困難な場合は、消防署、警察等に応援を要請する。

第3節 高圧ガス施設応急対策

担当	【関係機関】相馬地方広域消防本部・取扱事業者
----	------------------------

第1 出動体制

高圧ガス製造者（貯蔵所は含む）は、ガス漏洩又は火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた社員・職員が出動するとともに被害状況に応じ、二次災害防止のための製造中止等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、災害対策本部を設置する。

第2 人員の確保

- 1 対策要員の確保については、あらかじめ社員の動員基準を定めて対応するものとする。
なお、基準策定にあつては、出動が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ各要員に対し、出動する方法・場所を考慮して定める。
- 2 社員以外の緊急措置要員を必要とする事態が予測され、又は発生した場合は、「福島県医療ガス・工業ガス等災害時供給体制要綱」に基づき要員の応援を要請する。

第3 被害状況の把握（情報収集）

災害が発生した場合には、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急措置等の必要の有無を検討する。

- 1 製造設備、消費設備等の被害情報
- 2 一般被害状況に関する情報
 - （1）人身災害発生情報及びガス施設等を除く電気、水道、交通、通信、放送施設、道路、橋りょう、鉄道等の公共施設をはじめとする当該区域全般の被害状況
 - （2）対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関への対応状況）
 - （3）その他災害に関する情報（交通状況等）
- 3 気象に関する情報
 - （1）福島地方気象台からの気象情報
 - （2）事業所等、周辺の状況の把握

第4 災害時における緊急措置

災害が発生した場合において、緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう具体的な措置を次のとおり定める。

- 1 製造施設等が危険な状態になったときは、ただちに応急の措置を行うとともに製造等の作業を中止する。
- 2 製造等設備内のガスを安全な場所に移し、又は大気中等に安全に放出する。
- 3 災害の状況に応じ、付近の住民に避難するよう警告し、避難誘導を行う。

第4節 毒物劇物施設応急対策

担当	【関係機関】相馬地方広域消防本部・取扱事業者
----	------------------------

第1 出動体制

毒物劇物取扱事業者は、製造、販売、貯蔵等の取扱施設が災害による火災等により危険な状態となった場合は、毒物・劇物が取扱施設等から飛散し、漏れ、しみ出し若しくは流れ出し、又は地下にしみ込むことによる二次災害を防止するため、直ちに毒物・劇物の製造等の作業を中止し、緊急の措置が迅速かつ的確に実施できるように出動体制を整える。

第2 人員の確保

毒物劇物取扱事業者の危害防止規定等で定める組織体制に基づき、緊急措置の対策を実施する要員を確保する。

第3 被害状況の把握（情報収集）

毒物劇物取扱事業者は、災害発生を覚知した場合は、速やかに次に掲げる情報を把握し、被害状況により緊急措置等の必要性を検討する。

- 1 製造、販売、貯蔵等の取扱施設の被害情報及び事業所内での人身災害発生情報
- 2 一般被害状況に関する情報
 - (1) 事業所周辺区域における人身災害発生情報
 - (2) 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関への対応状況）
 - (3) その他災害に関する情報（電気、水道、交通、通信等）

第4 災害時における緊急措置

毒物劇物取扱事業者の毒物劇物取扱責任者等は、消防署、警察署、保健福祉事務所等との関係機関と連携を密にして、速やかに次の措置を講じる。

- 1 毒物・劇物の漏れ発生の場合
 - (1) 漏洩箇所を調査し、付近のバルブを閉止する等の措置を講じ、漏洩拡大防止措置を講じる。
 - (2) 設備内の毒物・劇物を安全な場所に移すか又は除害装置に引き込み、この作業に必要な作業員のほかは退避させる。
 - (3) 漏洩した毒物・劇物は土砂等への吸着、希釈、中和等により、速やかに処理する。
 - (4) 毒物劇物漏洩箇所が不明、あるいは漏洩停止が困難であると判断される場合は、バルブ操作等により漏洩を最小限にするとともに、施設外への飛散、流出等を防止する措置を講じる。
 - (5) 毒物劇物の施設敷地外への飛散、流出等又は毒性ガスの発生の場合は、周辺住民に広報し、周辺の道路交通を遮断する等の措置を講じる。
また、状況により周辺住民の避難誘導を行う。

- 2 火災発生の場合

- (1) 直ちに消火設備等を移動させ、初期消火を行う。
- (2) 直ちに自衛消防隊を編成し、活動に入る。
- (3) 設備内の毒物・劇物を安全な場所に移すとともに、この作業に必要な作業員のほかは退避させる。

なお、毒物劇物の移動が困難な場合は、作業員全員を退避させる。

- (4) 毒物劇物貯蔵設備への延焼を防止するため、周囲に散水する等冷却する措置を講じる。

なお、毒物・劇物への直接の散水については、金属ナトリウムや濃硫酸のように激しく発熱し爆発のおそれがあるもの、また、シアン化ナトリウムのように酸又は湿気により毒性ガスを発生させるおそれがあるもの等、危険な状態を引き起こす場合があるものについては、毒物・劇物の性質を考慮した適切な方法により消火活動を行う。

- (5) 構内の毒物劇物運搬車両への延焼防止に努め、可能であれば構外へ退避させる。
- (6) 毒物劇物貯蔵設備が危険な状態になった場合は、速やかに退避するとともに、周辺住民に危険状態であることを周知し、状況により周辺住民の避難誘導を行う。

3 その他必要な措置

毒物劇物取扱事業者の毒物劇物取扱責任者等は、災害状況について関係機関に報告するとともに、被災を免れた貯蔵設備等の応急点検を講じる。

第 20 章 災害救助法の適用

第 1 節 災害救助法の適用

担当	【市】復興企画部・関係各課
----	---------------

第 1 災害救助法による救助

1 災害救助法の目的

災害救助法は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図るために定められたものである。

2 実施体制

災害救助法による救助は、県知事が行い（法定受託事務）、市長がこれを補助する。
なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。

第 2 災害救助法の適用

1 適用基準

災害救助法施行令第 1 条に定める適用基準は、次のとおりである。ここでいう「人口」とは、最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。

指標となる被害項目	適用の基準	該当条項
市内の住家が滅失した世帯の数	80 以上	第 1 条第 1 項第 1 号
県内の住家が滅失した世帯の数	1,500 以上	第 1 条第 1 項第 2 号
そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	40 以上	
県内の住家が滅失した世帯の数	7,000 以上	第 1 条第 1 項第 3 号前段
そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	多数※ 1	
災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする場合で、多数の世帯の住家が滅失したものであること。※ 2	知事が内閣総理大臣と協議	第 1 条第 1 項第 3 号後段
多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合※ 3	知事が内閣総理大臣と協議	第 1 条第 1 項第 4 号

※1 「多数」については、市の救護活動に任せられない程度の被害であるか否かによって判断される。

※2 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

※3 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

2 住家滅失世帯の算定等

災害救助法適用基準における「住家滅失世帯数」の算定に当たっては、住家の滅失（全焼・全壊・全流失）した世帯を標準としており、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については2世帯をもって1世帯とし、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不可能となった世帯については3世帯をもって1世帯とみなす。

3 災害救助法の適用手続き

災害救助法による救助は、市町村の区域単位で実施されるものであり、市における被害が第2の1に掲げた適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときには、市長（危機管理課・関係各課）は、直ちにその旨を知事に情報提供しなければならない。

4 救助の実施状況の記録及び情報提供

市（危機管理課・関係各課）は、災害救助法に基づく救助の実施状況を救助実施記録日計票として日ごとに整理記録するとともに、その状況を日報に取りまとめて、県に報告する。

5 特別基準の申請

市（危機管理課・関係各課）は、災害救助法による救助について、「一般基準」では救助に万全を期することが困難な場合、県に要請し、内閣総理大臣の承認を得て、「特別基準」が設定される。

第2節 救助の種類等

担当	【市】復興企画部・関係各課
----	---------------

救助の種類は、次のとおりである。

なお、災害救助法第30条の規定により、市町村長が救助費用を繰替支弁したときの交付金の交付については、「災害救助費繰替支弁金交付要綱」に基づき行うものとする。

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊き出しその他による食品の給与
- (4) 飲料水の供給
- (5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (6) 医療
- (7) 助産
- (8) 被災者の救出
- (9) 被災した住宅の応急修理
- (10) 生業に必要な資金の給与又は貸与
- (11) 学用品の給与
- (12) 埋葬
- (13) 死体の捜索
- (14) 死体の処理
- (15) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- (16) 応急救助のための輸送
- (17) 応急救助のための賃金職員等

※災害発生のおそれ段階での救助として国費負担の対象となるのは、上記の内、(1) 避難所の設置、(16) 応急救助のための輸送、(17) 応急救助のための賃金職員等となる。

第21章 事故災害対策

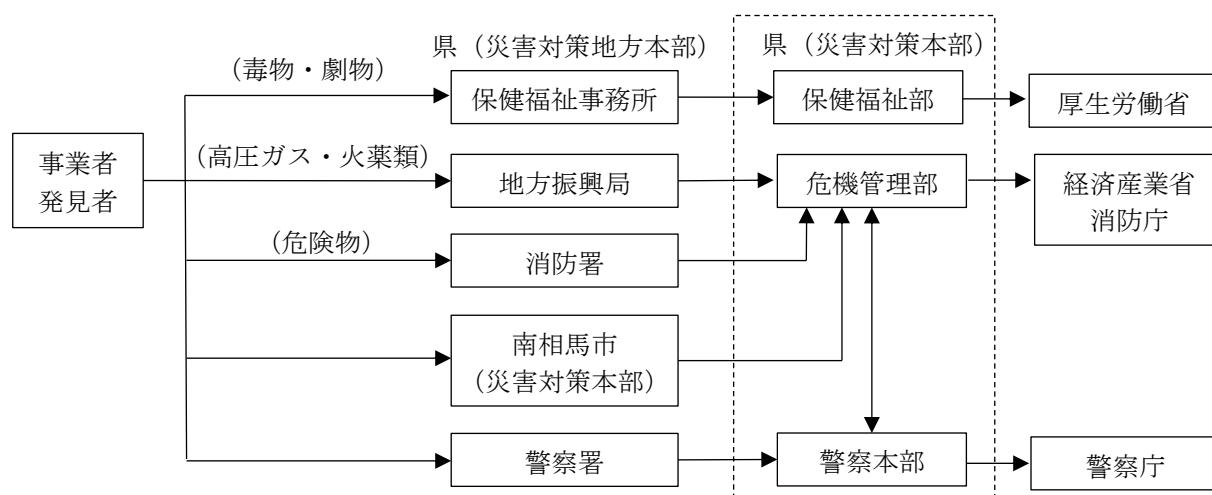
第1節 危険物等災害対策

担当	【市】総務部・復興企画部・健康福祉部・こども未来部・関係各課 【関係機関】相馬地方広域消防本部・南相馬市消防団・取扱事業者
----	--

第1 災害情報の収集伝達

1 事業者のとりべき措置

事業者は、危険物等災害が発生した場合、速やかに、「危険物等災害情報伝達系統」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努める。



危険物等災害情報伝達系統図

2 市のとりべき措置

市（危機管理課）は、危険物等災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、各機関に情報を伝達する。県への危険物等災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統－2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」及び「同集 報告系統－4 火薬類・高圧ガス事故」による。

第2 活動体制の確立

1 事業者の活動体制

事業者は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立等必要な体制をとり、自衛消防組織等による初期消火、延焼防止活動、流出防止活動等災害の拡大防止のために必要な措置を講ずる。

2 市の活動体制

市（危機管理課・関係各課）は、状況に応じて第1章第1節に基づいて、配備検討会議により必要な配備体制をとる。

対応については、第1章各節を準用する。

3 相互応援協力

事業者は、事業者団体相互の応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

市及び消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）のとりべき措置は、第3章各節を準用する。

第3 災害の拡大防止

1 事業者のとりべき措置

事業者は、危険物等災害時において消防機関、警察機関等の関係機関と連携を密にし、関係法により、的確な応急点検及び応急措置等を講ずる。

2 県、市、消防機関等のとりべき措置

県（危機管理総室、健康衛生総室）、市（危機管理課）、消防機関等は、関係法及び第19章第1節の定めにより、危険物等災害時の危険物等の流出・拡散防止及び除去、環境モニタリングをはじめ、住民避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずる。

第4 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1 搜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

市（危機管理課・健康政策課・健康づくり課）は、第5章各節及び第7章各節の定めにより、消防機関、警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

消防機関は、保有する資機材を活用し、市、警察本部、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行う。

警察本部は、第10章第1節に基づき、消防機関等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行う。

2 消火活動

消防機関、自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。活動については、第5章第1節を準用する。

第5 交通規制措置

第10章第2節を準用する。

第6 危険物等の大量流出に対する応急対策

1 事業者、消防機関、警察本部等のとりべき措置

事業者、消防機関及び警察本部等は、危険物等の流出が認められた場合には、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

2 県及び市のとるべき措置

県及び市（危機管理課・関係各課）は、危険物等が河川等に大量に流出した場合には、関係機関と協力し、直ちに環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。

第7 避難誘導

1 市等のとるべき措置

危険物等災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、第6章第1節の定めにより、地域住民等に対し避難の指示等の必要な措置を講ずる。

2 要配慮者対策

市（関係各課）は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難所における生活等について第17章定めにより必要な措置を講ずる。

第8 災害広報

県、市（秘書課・危機管理課）、防災関係機関及び事業者は、相互に協力して、危険物災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、第2章第3節の定めにより、必要な措置を講ずる。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。

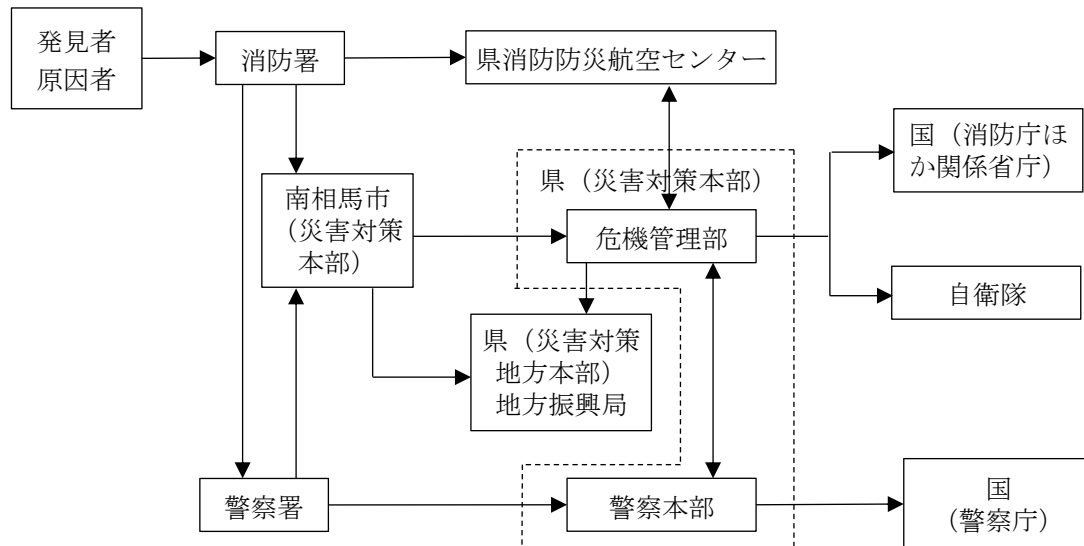
第2節 大規模な火事災害対策

担当	【市】総務部・復興企画部・健康福祉部・こども未来部・関係各課 【関係機関】相馬地方広域消防本部・南相馬市消防団
----	--

第1 災害情報の収集伝達

市（危機管理課）及び消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、大規模な火事災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「大規模火事災害情報伝達系統」に基づき関係機関に伝達する。

県への緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統－2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により行う。



第2 活動体制の確立

1 事業者の活動体制

第1節第2を準用する。

2 市の活動体制

第1節第2を準用する。

3 相互応援協力

第1節第2を準用する。

第3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1 搜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

第5章各節、第7章各節及び第10章第1節を準用する。

2 消火活動

消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
そのほかは、第5章第1節を準用する。

第4 交通規制措置

第10章第2節を準用する。

第5 避難誘導

第6章第1節及び第17章を準用する。

第6 災害広報

県、市（秘書課・危機管理課）、防災関係機関及び事業者は、相互に協力して、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフライン等の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、第2章第3節の定めにより、必要な措置を講ずる。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。

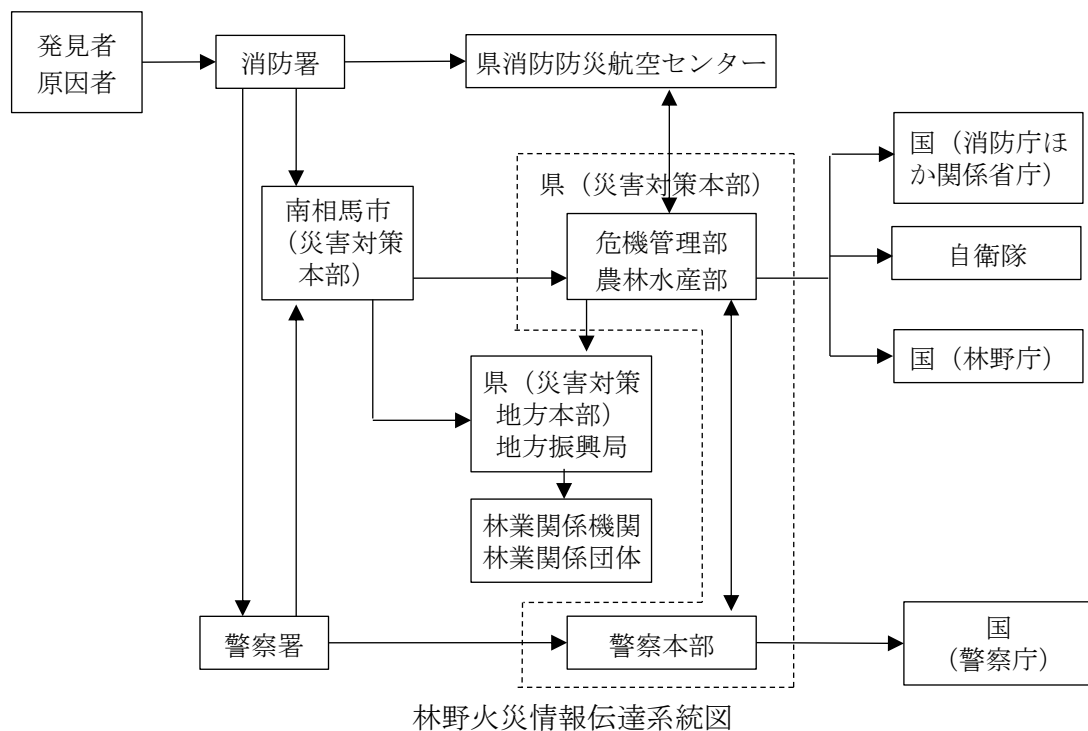
第3節 林野火災対策

担当	【市】総務部・復興企画部・健康福祉部・こども未来部・農林水産部・関係各課 【関係機関】相馬地方広域消防本部・南相馬市消防団
----	--

第1 災害情報の収集伝達

市（危機管理課・農林整備課）及び消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、林野火災の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「林野火災情報伝達系統」に基づき関係機関に伝達する。

県への緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統－1 林野火災」により行う。



第2 活動体制の確立

1 市の活動体制

第1節第2を準用する。

2 林野所有（管理）者及び林業関係事業者の活動体制

林野所有（管理）者及び林業関係事業者は、消防機関、警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努めるものとする。

3 相互応援協力

(1) 市

市（危機管理課）は、林野火災の規模が市の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、第3章第1節の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求める。

(2) 消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）

消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、林野火災の規模が現有の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、市との調整のうえ、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請するものとする。

4 自衛隊の災害派遣

県は、大規模な林野火災が発生し、必要があると認めるときは、自衛隊に災害派遣を要請するとともに、県が保有する林野火災用消防資機材を派遣部隊に貸与する。

第3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1 搜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

第5章各節及び第7章各節及び第10章第1節を準用する。

2 消火活動

(1) 市

市（危機管理課）は、林野火災がその発生場所、風向及び地形等現地の状況によっては常にその変化に応じた措置をとる必要があることを考慮し、消火活動に当たっては、消防機関等と連携のうえ、次の事項を検討して最善の方策を講ずる。

- ア 出動部隊の出動区域
- イ 出動順路と防ぎよ担当区域（地況精通者の確保）
- ウ 携行する消防機材及びその他の器具
- エ 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
- オ 応援部隊の集結場所及び誘導方法
- カ 応急防火線の設定
- キ 食料、飲料水、消防機材及び救急資材の確保と補給
- ク 交代要員の確保
- ケ 救急救護対策
- コ 住民等の避難
- サ 空中消火の要請
- シ 空中消火資機材の手配及び消火体制（空中消火資機材の手配については、「福島県林野火災用空中消火資機材等貸付要領」を参照すること。）

(2) 消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）

消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

第4 交通規制措置

第10章第2節を準用する。

第5 避難誘導

第6章第1節及び第17章を準用する。

なお、市（危機管理課・関係各課）、消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）等は、林野火災発生の通報を受けた場合には、直ちに広報車等により広報を行うとともに、登山者、森林内での作業者等の滞在者に速やかに退去するよう呼びかける。

第6 災害広報

県、市（秘書課・危機管理課）、防災関係機関及び事業者は、相互に協力して、林野火災の状況、安否情報、交通規制、二次災害の危険性に関する情報等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、第2章第3節の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。

第7 二次災害の防止

- 1 県、国及び市（危機管理課）は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに十分留意して、二次災害の防止に努める。
- 2 県及び市（危機管理課）は、必要に応じ国と連携し、降雨等による二次的な土砂災害防止のため、土砂災害等の危険箇所の点検を行うものとし、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、住民、関係者、関係機関等への周知を図り、応急対策を行う。
また、できるだけ速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。
- 3 市（危機管理課）は、土砂災害等の危険箇所の点検結果に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとる。

第4節 雪害対策

担当	【市】復興企画部・商工観光部・建設部 【関係機関】相双建設事務所・磐城国道事務所
----	---

第1 活動体制

市（危機管理課）は、気象状況に対応して、職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

第2 応急対応

1 道路除排雪

道路管理者は、道路除排雪を実施し、情報施設により道路情報を提供する。

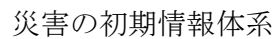
2 車両の立ち往生への対応

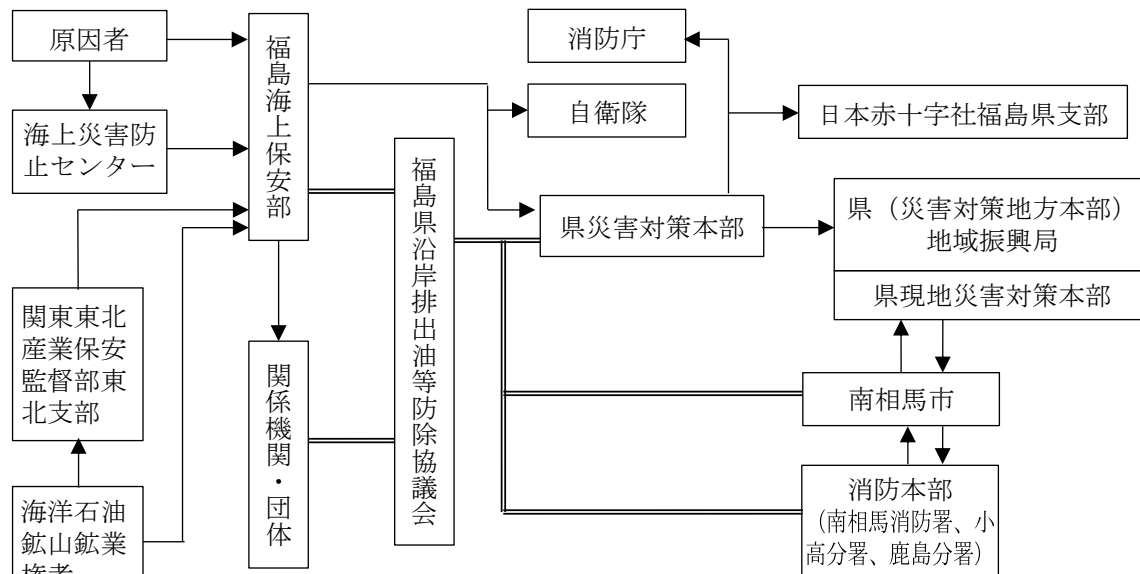
道路管理者、市（商工労政課・観光交流課・移住定住課・土木課）等は、車両等の立往生が発生した場合、道路情報の提供に努めるとともに、運転者等のための避難所を必要に応じて設置する。

また、道路状況により立ち往生車両に運転者等が残された場合には食料の提供等に努める。

第1 災害情報の収集伝達

県への緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統－２ 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により行う。





※二重線は、福島県沿岸排出油等防除協議会の構成機関・団体の伝達系統

災害対策本部設置後の情報体系

第2 活動体制の確立

1 関係事業者の活動体制

関係事業者は、発災後速やかに初期消火、延焼防止活動、流出防止等災害の拡大防止のために必要な措置を講ずるとともに、福島海上保安部、警察本部、消防機関等に対し、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について連絡し、緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 市の活動体制

市（危機管理課・農政課）は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施する。

3 相互応援協力

(1) 市(危機管理課)は、海上災害の規模が市の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、第3章第1節の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求める。

また、福島海上保安部、県等関係機関と連携を密にし、必要に応じ関係機関に支援を要請する。

(2) 消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、海上災害の規模が現有の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、市との調整のうえ、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請する。

4 自衛隊の災害派遣

県は、流出油等が陸上に漂着又は漂着のおそれがある場合に、人命救助及び被害の拡大を防止するために市から要請があり、かつ必要と認める場合には、自衛隊に災害派遣を要請する。

福島海上保安部は、海上事故の規模や収集した被害情報から判断し、自衛隊の派遣要請に必要ながあれば、直ちに要請手続きをする。

第3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1 搜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

市（危機管理課・健康政策課・健康づくり課）は、第5章各節、第7章各節及び第10章第1節の定めにより、消防機関、警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

また、福島海上保安部等関係機関と協力し、水難救護法に基づき、遭難船舶の救護を行う。

消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、保有する資機材を活用し、市、警察本部、福島海上保安部等と連携し、救助・救急活動を行う。

2 消火活動

- （1）消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）、関係事業者等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- （2）福島海上保安部又は消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、船舶の火災を知った場合、相互に直ちにその旨を通報する。
- （3）消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、船舶火災が発生した場合、「海上保安庁の機関と消防機関の業務協定の締結に関する覚書（昭和43年3月29日）」に基づき、福島海上保安部と密接に連携して消火活動を行う。
- （4）福島海上保安部は、船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇等によりその消火を行う。また、必要に応じて消防機関等関係機関に対し、応援を要請する。危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止に努めるとともに、航泊船舶を移動させる等の措置を行う。

第4 海上交通の確保

福島海上保安部は、海上交通の確保、危険物の保安措置、警戒区域の設定を行う。

第5 交通規制措置

第10章第2節を準用する。

第6 危険物等の大量流出に対する応急措置

1 県のとるべき措置

- （1）危機管理総室、地方振興局、水産事務所、水産海洋研究センター、水産資源研究所、港湾建設事務所

ア 県有船舶の出動及び備蓄資機材の活用

海上災害の拡大を防止するため、必要に応じて県有船舶を出動させ、防除活動に協力するとともに、備蓄資機材を関係機関に提供する。

イ 防除協議会への参画

防除協議会に総合調整本部が設置されたときは、職員を総合調整本部に派遣し、防除活動の調整に参画する。

ウ 沿岸地先海面の監視

流出油等の漂着及び漂着が予想される沿岸地先海面の巡回監視を行う。

エ 漂着した油等の除去

船舶の事故、海洋石油鉱山の事故等により海上から流出油等が海岸に漂着した場合、原因者その他の防除義務者に対し、漂着油等の防除のために必要な措置を講ずるよう要請するとともに、必要に応じ、港湾・漁港施設、河川等の漂着油の除去作業を行う。

また、海岸等から除去した油等の最終処分確認等を行う。

(2) 警察本部

ア 油等の大量流出等が発生したときは、航空機、船舶等により、沿岸における警ら活動を行い、漂着物の状況を把握するための沿岸調査及び警戒監視活動を行う。

イ 油等の大量流出等の海上災害が発生したときは、関係機関と連携を密にし、地域住民の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を行う。

2 市のとるべき措置

(1) 防除活動への協力等

海上災害の拡大を防止するため、必要に応じ防除活動に協力するとともに、備蓄資機材を関係機関に提供する。

(2) 沿岸地先海面の監視

流出油等の漂着及び流出油火災が沿岸に及ぶおそれのある地先海面の巡回監視を行う。

(3) 防除協議会への参画

防除協議会に総合調整本部が設置されたときは、職員を総合調整本部に派遣し、防除活動の調整に参画する。

(4) 漂着油等の応急処理

漂着油等により海岸が著しく汚染されるおそれがある場合は、必要に応じて漂着油の除去作業等応急の措置を行う。

3 消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）のとるべき措置

(1) 沿岸地先海面の警戒

流出油等の被害及び流出油火災が沿岸に及ぶおそれのある地先海面の警戒に当たる。

(2) 防除協議会への参画

防除協議会に総合調整本部が設置されたときは、職員を総合調整本部に派遣し、防除活動の調整に参画する。

(3) その他の応急措置

市長の指示又は要請に基づき応急措置を行う。

4 福島海上保安部のとるべき措置

海上に大量の排出油等が流出したときは、次の措置を講ずる。

なお、防除活動に当たっては、排出油等の拡散及び性状の変化の状況の的確な把握に努め、初動段階において、有効な防除勢力の先制集中を図り、迅速かつ効率的に排出油等の拡散防止、回収及び処理が行えるよう留意する。

(1) 巡視船艇及び航空機等により排出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、原因者に対し防除作業について必要な指導を行う。

(2) 緊急に防除措置を講ずる必要があると認められるときは、指定海上防災機関に防除措置を講ずべきことを指示し、又は巡視船艇等により応急の防除措置を行う。

(3) 前記(1)、(2)の措置を講じた上で、さらに排出油等が沿岸に漂着又はそのおそれがあるときは、自ら防除を行う等被害を最小限に食い止める措置を講ずるとともに、防災協

議会に総合調整本部を設置し、排出油等の状況把握及び災害状況の調査、情報収集を行い、原因者、指定海上防災機関等を含め対策について協議調整を行う。

5 原因者等のとるべき措置

排出油等の拡散防止、除去等の防除措置を速やかに講ずるとともに、回収された油等廃棄物の処理を速やかに行う。

また、緊急に防除措置を講ずる場合においては、必要に応じ指定海上防災機関に委託する。

6 海洋石油鉱山の鉱業権者のとるべき措置

速やかに事故拡大防止措置を行うとともに、原油、天然ガス等の流出、拡散防除活動を行うものとする。

また、関東東北産業保安監督部東北支部、福島海上保安部等関係機関と連携を密にし、必要に応じ、関係機関等に支援を要請するものとする。

7 関係団体等のとるべき措置

(1) 排出油等の防除

福島県漁業協同組合連合会等の防災協議会会員は、職員を総合調整本部に派遣し、防除活動の調整に参画する。

(2) 防除活動への協力

オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等の排出油防除用資機材及び化学消火薬剤等の消火機材を保有する関係事業者、関係団体は、原因者等から協力要請があった場合は、協力するよう努める。

(3) 指定海上防災機関

海上災害の発生及び拡大の防止のための措置を実施する指定海上防災機関は、福島海上保安部より指示を受けた場合又は原因者より委託を受けた場合、排出油の防除措置を速やかに実施する。

第7 ボランティアとの連携

第18章各節を準用する。

第8 災害広報

県、市（秘書課・危機管理課）、防災関係機関及び関係事業者は、相互に協力して、流出油等が漂流又は漂着するおそれのある沿岸住民に対し、流出油等海上災害の状況、安否情報、交通規制、火気使用の制限又は火気使用の禁止等危険防止措置等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者の家族等に対し適切に広報するとともに、第2章第3節の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

第6節 鉄道災害対策

担当	【市】総務部・復興企画部・健康福祉部・こども未来部 【関係機関】東日本旅客鉄道（株）
----	---

第1 災害情報の収集伝達

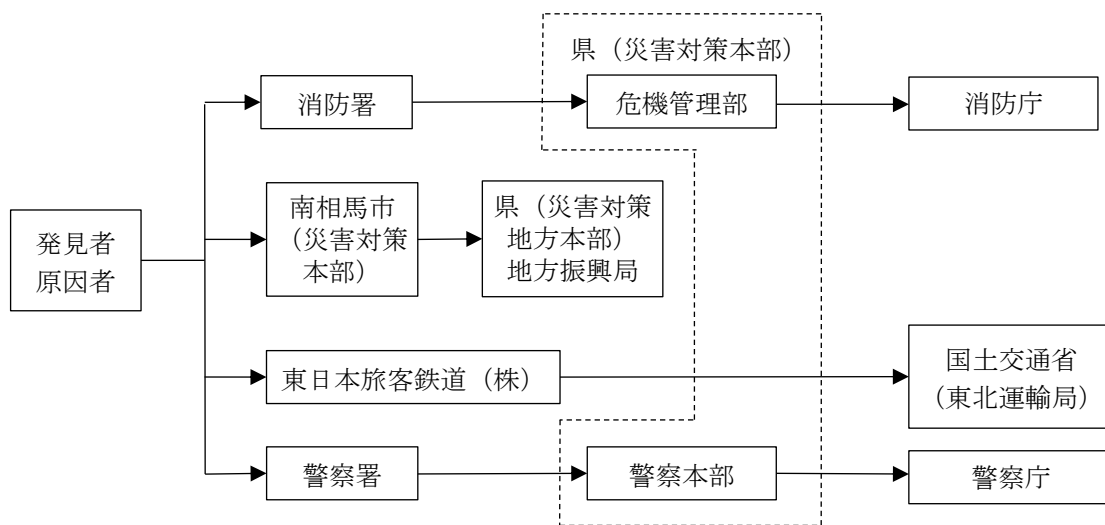
1 東日本旅客鉄道（株）のとりべき措置

東日本旅客鉄道（株）は、鉄道災害が発生した場合、速やかに、「鉄道災害情報伝達系統」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努める。

2 市及び消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）のとりべき措置

市（危機管理課）及び消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、鉄道災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「鉄道災害情報伝達系統」に基づき関係機関に伝達する。

県への緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統－2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により行う。



鉄道災害情報伝達系統図

第2 活動体制の確立

1 東日本旅客鉄道（株）の活動体制

東日本旅客鉄道（株）は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立等必要な体制をとるとともに、対策本部を設置し、災害の拡大防止のために必要な措置を講ずる。

2 市の活動体制

第1節第2を準用する。

3 相互応援協力

第1節第2を準用する。

4 自衛隊の災害派遣

県は、鉄道災害が発生し、必要があると認めるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

第3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1 搜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

（1）東日本旅客鉄道（株）

消防機関、警察本部等による迅速かつ的確な救助・救出が行われるよう協力するとともに、消防及び救助に関する措置、乗客の救援、救護を実施する。

（2）市、消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）

第5章各節及び第7章各節を準用する。

（3）警察

第10章第1節を準用する。

2 消火活動

（1）東日本旅客鉄道（株）は、消防機関等による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力するとともに、消防及び救助に関する措置を実施する。

（2）消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

第4 交通規制措置

第10章第2節を準用する。

第5 避難誘導

第6章第1節及び第17章を準用する。

第6 災害広報

県、市（秘書課・危機管理課）、防災関係機関及び東日本旅客鉄道（株）は、相互に協力して、鉄道災害の状況、安否情報、施設の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、第2章第3節の定めにより、必要な措置を講ずる。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。

第7節 道路災害対策

担当	【市】総務部・復興企画部・健康福祉部・建設部 【関係機関】相双建設事務所・磐城国道事務所
----	---

第1 災害情報の収集伝達

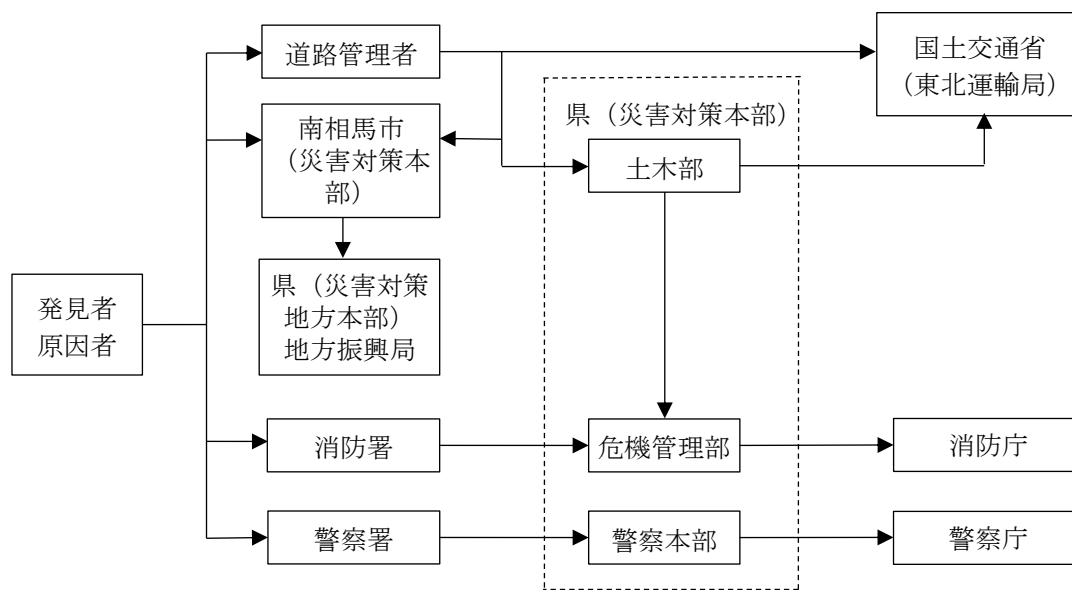
1 道路管理者のとりべき措置

道路管理者は、道路災害が発生した場合、速やかに、「道路災害情報伝達系統」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努める。

2 市及び消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）のとりべき措置

市（危機管理課）及び消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、道路災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「道路災害情報伝達系統」に基づき関係機関に伝達する。

県への緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統－2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により行う。



道路災害情報伝達系統図

第2 活動体制の確立

1 道路管理者の活動体制

(1) 道路管理者（土木課）は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立、対策本部設置等必要な体制をとるとともに、災害の拡大防止のために必要な措置を講ずる。

(2) 道路管理者（土木課）は、道路災害の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パ

トロール、道路モニター等による情報収集を行い、被害の拡大を防ぐため、迂回路の設定、道路利用者等への情報の提供等を行う。

2 市の活動体制

第1節第2を準用する。

3 相互応援協力

第1節第2を準用する。

4 自衛隊の災害派遣

県は、道路災害が発生し、必要があると認めるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

第3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1 搜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

道路管理者は、消防機関、警察本部等による迅速かつ的確な救助・救出が行われるよう協力する。その他は、第5章各節、第7章各節及び第10章第1節を準用する。

2 消火活動

道路管理者は、消防機関等による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力する。その他は、第5章第1節を準用する。

第4 交通規制措置

第10章第2節を準用する。

第5 危険物の流出に対する応急対策

道路災害により危険物が流出し又はそのおそれがある場合、消防機関、警察本部、道路管理者等は、相互に協力して、第19章の定めにより、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

第6 道路施設・交通安全施設の応急復旧

- 1 道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。
- 2 警察本部は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るとともに、被災現場周辺等の施設についても緊急点検を行うものとする。

第7 災害広報

県、市（秘書課・危機管理課）、防災関係機関及び道路管理者は、相互に協力して、道路災害の状況、安否情報、道路等の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに第2章第3節の定めにより、必要な措置を講ずる。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。

第8節 航空機災害対策

担当	【市】総務部・復興企画部・健康福祉部 【関係機関】相馬地方広域消防本部・南相馬市消防団・福島空港事務所
----	--

第1 災害情報の収集伝達

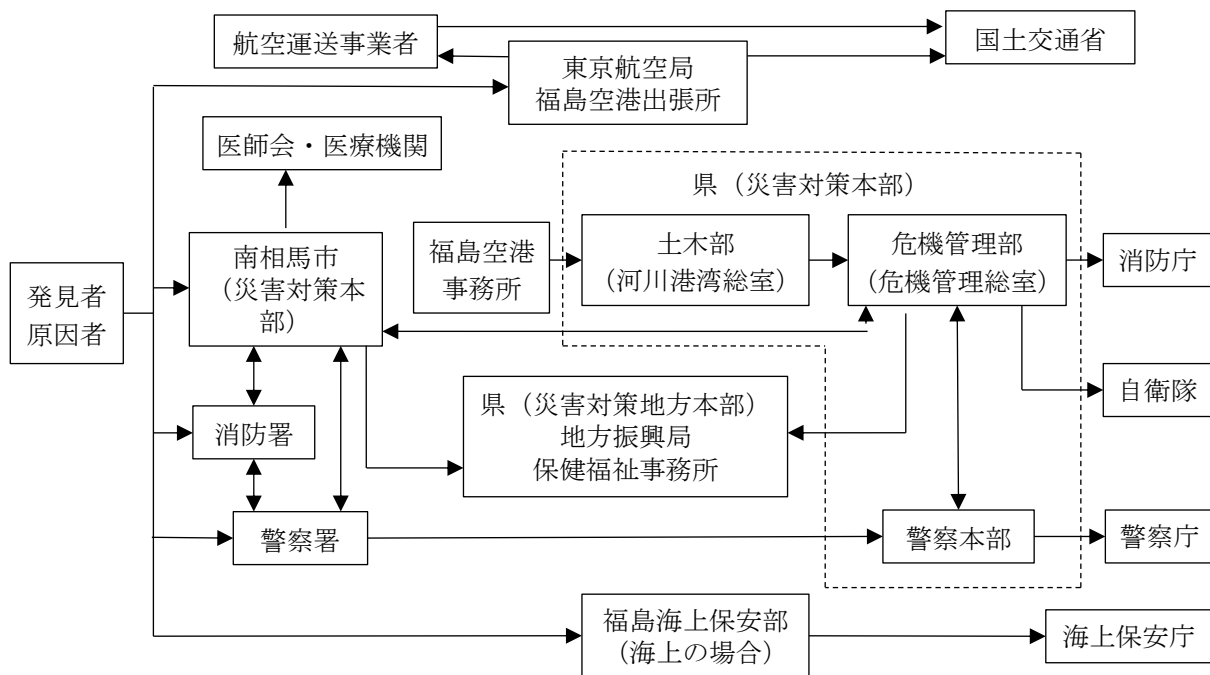
1 福島空港事務所（空港管理者）のとりべき措置

福島空港事務所は、福島空港等において航空災害が発生したときは、「福島空港緊急時計画5連絡通報体制」に定める、福島空港緊急時通報連絡表により通報・連絡する。

2 市及び消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）のとりべき措置

市（危機管理課）及び消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、航空機災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「航空災害情報伝達系統」に基づき関係機関に伝達する。

県への緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統－2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」及び「同集 報告系統－6 航空災害」により行う。



航空災害情報伝達系統図（福島空港等以外の地域における航空機事故）

第2 活動体制の確立

1 航空運送事業者の活動体制

航空運送事業者は、発災後速やかに、社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるとともに、東京航空局福島空港出張所、福島空港事務所（福島空港における航空災害の場合）、警察本部、消防機関等に対し、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について連絡し、緊密な連携の確保に努める。

2 市の活動体制

第1節第2を準用する。

3 相互応援協力

第1節第2を準用する。

4 自衛隊の災害派遣

県は、航空災害が発生し、必要があると認めるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

第3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1 搜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

市（危機管理課・健康政策課・健康づくり課）は、消防本部、警察署、医療機関等と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定等に基づく応援要請等を行い、救助・救出及び医療救護活動を実施する。

その他は、第5章各節、第7章各節及び第10章第1節を準用する。

2 消火活動

消防本部等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

その他は、第5章第1節を準用する。

第4 交通規制措置

第10章第2節を準用する。

第5 災害広報

県、市（秘書課・危機管理課）、防災関係機関及び航空運送事業者は、相互に協力して、航空災害の状況、安否情報、施設の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、第2章第3節の定めにより、必要な措置を講ずる。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。

第 2 部 災害復旧計画

第1章 施設の復旧対策

第1節 災害復旧事業計画の作成

担当	【市】施設管理課
----	----------

県及び市（施設管理課）は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

第1 復旧事業計画の基本方針

復旧事業計画の作成に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、関係機関が十分連絡調整を図り、再発防止及び事業期間の短縮に努めることを基本方針とする。

第2 災害復旧事業計画の種類

災害復旧事業計画の種類は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上、下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (11) その他の計画

第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

担当	【市】施設管理課
----	----------

県又は市（施設管理課）は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、その費用の全部又は一部を、国又は県が負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるため査定計画を策定し、国の災害査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち、特に公共土木施設の復旧については、被災の程度及び緊急性に応じ公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針を参照する。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下この節において「激甚法」という。）に基づき援助される事業は、次のとおりである。

第1 法律に基づき一部負担又は補助するもの

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法2 公立学校施設災害復旧費国庫負担法3 公営住宅法4 土地区画整理法5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律7 予防接種法8 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。9 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律10 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置 |
|--|

第2 激甚災害に係る財政援助

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、県及び市は、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。激甚災害の指定については、第3節に示すとおりである。

なお、激甚災害に係る公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象は、次のとおりである。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助<ol style="list-style-type: none">(1) 公共土木施設災害復旧事業(2) 公共土木施設災害関連事業(3) 公立学校施設災害復旧事業(4) 公営住宅災害復旧事業(5) 生活保護施設災害復旧事業 |
|--|

- (6) 児童福祉施設災害復旧事業
- (7) 老人福祉施設災害復旧事業
- (8) 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業
- (9) 障がい者支援施設等災害復旧事業
- (10) 婦人保護施設災害復旧事業
- (11) 感染症指定医療機関の災害復旧事業
- (12) 感染症予防事業
- (13) 堆積土砂排除事業
 - ア 公共施設の区域内の排除事業
 - イ 公共的施設区域外の排除事業
- (14) たん水排除事業
- 2 農林水産施設災害復旧事業等に関する特別の助成
 - (1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - (6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - (7) 共同利用小型漁船の建造費の補助
 - (8) 森林災害復旧事業に対する補助
 - (9) 治山施設災害復旧事業に対する補助
- 3 中小企業に関する特別の助成
 - (1) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還等の特例
 - (2) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- 4 その他の財政援助及び助成
 - (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - (3) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - (4) 母子、父子及び寡婦福祉資金貸付けの特例
 - (5) 水防資器材費の補助の特例
 - (6) 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
 - (7) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設、林地被害及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - (8) 雇用保険法による求職者給付に関する特例

第3節 激甚災害の指定

担当	【市】復興企画部・施設管理課
----	----------------

第1 激甚災害に関する調査

1 県の措置等

県は、市町村被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると認める事業について、激甚法に定める事項に関して速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう必要な措置を講じる。

2 市の協力等

市（施設管理課）は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

第2 激甚災害指定の促進

県は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、国の機関と密接な連絡の上、指定の促進を図る。

第4節 災害復旧事業の実施

担当	【市】施設管理課
----	----------

県、市（施設管理課）、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業を早期に実施し、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置を講ずる。

復旧事業の事業費が決定され次第速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるように努める。

第2章 被災地の生活安定

第1節 被災者の支援

担当	【市】総務部・復興企画部・健康福祉部・建設部・関係各課 【関係機関】福島県・日本郵便（株）・県社会福祉協議会・福島労働局・相双公共職業安定所
----	---

第1 義援金の配分

1 義援金の受入れ配分

市に寄託された義援金は、義援金配分委員会を組織して、協議の上被災者に配分する。

なお、県に寄託された義援金及び日本赤十字社福島県支部及び県共同募金会に寄託された義援金については、県、県市長会、県町村会、義援金募集团体代表（日本赤十字社福島県支部、県共同募金会、報道機関等）からなる義援金配分委員会を組織して、協議の上決定し、市町村に送金して、被災者に配分する。

（義援金の受入れ及び義援金配分委員会による配分案の決定については、被災者支援課・コミュニティ推進課が担当する。）

（義援金配分案に基づく被災者への支給（振込み）については、社会福祉課が担当する。）

2 配分計画

被災地区、被災人員数及び世帯数、被災状況等を勘案して、世帯及び人員等を単位として計画し、対象は住宅被害（全壊、流出世帯又はこれに準ずるもの）、人的被害等とする。

3 迅速、透明な配分

義援金の配分については、あらかじめ基本的な配分方法を定めるなど迅速な配分に努めるとともに、情報公開を徹底し十分に透明性を確保する。

第2 被災者の生活支援

1 公営住宅の一時使用

市（建築住宅課）は、公営住宅及び特定公共賃貸住宅の一時使用に関する計画立案と実施を行う。

一時使用対象者は、災害により被災し、自らの資力では住宅を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

- （1）住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。
- （2）居住する住宅がない者であること。
- （3）生活保護法の被保護者又は要保護者
- （4）特定の資産を持たない、失業者、未亡人、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者及び小企業者
- （5）これらに準ずる者であること。

2 職業あっせん計画

相双公共職業安定所長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、次の措置を行い、離職者の早期再就職へのあっせんを行う。

- (1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- (2) 公共職業安定所に出頭することが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施
- (3) 職業訓練受講指示・職業転換給付金制度の活用等
- (4) 災害救助法が適用され市町村長から労務需要があった場合の労働者のあっせん

3 雇用保険の失業給付に関する特例措置

相双公共職業安定所長は次の措置をとる。

- (1) 証明書による失業の認定
- (2) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

4 被災事業主に関する措置

福島労働局は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行う。

5 租税の徴収猶予等の措置

国、県及び市（税務課・関係各課）は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施するものとする。

6 郵便関係措置等

日本郵便（株）は、災害が発生した場合、その被害状況並びに被災地の実情に応じて郵便事業にかかわる災害特別事務取扱い等を実施する。

- (1) 郵便関係
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除

- (2) 災害寄附金の料金免除の取扱い

地方公共団体、共同募金会等からの申請により、被災者救援を目的とする寄附金を口座に送金する場合における通常払込みの料金の免除の取扱いを実施する。

7 被災者生活再建支援法に基づく支援

一定規模の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、「被災者生活再建支援法」に基づき支援金を支給する。支給の手続きは、次のとおりである。

- (1) 市（社会福祉課）は、被災世帯の世帯主に対し、支援制度の内容、支給申請手続き等について説明する。
- (2) 市（社会福祉課）は、支給申請書に添付する必要がある書類について、被災世帯の世帯主からの申請に基づき発行する。

- (3) 市（社会福祉課）は、被災世帯の世帯主から提出された支給申請書及び添付書類を確認し、速やかに県に送付する。県は、市から送付された申請書類等を確認し、速やかに被災者生活再建支援法人に送付する。
- (4) 被災者生活再建支援法人は、支援金の交付を決定したときは、速やかに申請者に対し支援金を支給する。

8 災害弔慰金等の支給

(1) 災害弔慰金

市長（社会福祉課）は、災害弔慰金の支給等に関する法律の第3条第1項に該当する場合に、市の条例に基づき、死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

(2) 市災害見舞金等

市長（社会福祉課）は、南相馬市災害見舞金等支給条例に基づき、災害を受けた住家に居住していた者に対し災害見舞金を支給する。

また、災害による死亡者の葬祭を行う者のうち（1）の対象者以外の者に対し災害弔慰金を支給する。

9 住宅再建

県は、天災により住宅に被害を受けた県民に対し、住宅金融支援機構から低利で融資を受けるための認定業務及びあっせんを行い、罹災者の住宅再建を支援する。

10 災害援護資金の貸付

(1) 生活福祉資金制度の災害援護資金の貸付

ア 緊急小口資金

県社会福祉協議会は、被災した低所得者が緊急かつ一時的に生活の維持が困難となった場合、小額の資金を融資する。

イ 災害援護資金

県社会福祉協議会は、被災した低所得者（災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護金の貸付対象となる世帯を除く。）に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な融資をする。

(2) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付

市（社会福祉課）は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して生活の立て直しに必要な資金を融資する。

第2節 事業者への支援

担当	【関係機関】福島県・県信用保証協会
----	-------------------

第1 農林漁業関係

県は、天災により農作物、経営施設等に被害を受けた農林漁業者の再生産等に必要な資金が低利で融資されるよう措置し、農林漁業経営の維持・安定を図る。

また、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と密接な連絡を取りつつ、農業協同組合及び漁業協同組合に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に運用する。

1 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便益を考慮した的確な措置を講ずる。

2 貯金の払戻し及び中途解約に関する措置

- (1) 貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した貯金者については、罹災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の貯金払戻しの利便を図る。
- (2) 事情やむを得ないと認められる災害被災者等に対して、定期貯金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出しに応ずる等の措置を講ずる。

3 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても配慮する。

第2 商工関係（中小企業への融資）

県は、天災により事業活動に支障を生じた中小企業等の経営安定に必要とする設備・運転資金を低利で融資するものとする。

また、県信用保証協会は、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置を講ずるものとする。

第3節 被災者台帳の作成

担当	【市】市民生活部・関係各課
----	---------------

第1 被災者台帳の作成

市長（市民課・関係各課）は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（被災者台帳）を作成するよう努める。

被災者台帳に記載する内容は、次のとおりである。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 氏名(2) 生年月日(3) 性別(4) 住所又は居所(5) 住家の被害その他市が定める種類の被害の状況(6) 援護の実施の状況(7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由(8) 電話番号その他の連絡先(9) 世帯の構成(10) 罹災証明書の交付の状況(11) 台帳情報を市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先(12) 台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時(13) 被災者台帳の作成に当たって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、被災者に係る個人番号（マイナンバー）(14) その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項 |
|--|

第2 被災者情報の提供

1 台帳情報の提供

市長（市民課・関係各課）は、以下のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。この場合において、被災者に係る個人番号（マイナンバー）は含まないものとする。

- (1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- (2) 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- (3) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

2 台帳情報の提供に関し必要な事項

台帳情報の提供を受けようとする者（申請者）は、以下の事項を記載した申請書を、台帳情報を保有する市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

- (2) 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
- (3) 提供を受けようとする台帳情報の範囲
- (4) 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係る者が含まれる場合にはその使用
目的
- (5) 台帳情報の提供に関し市長が必要と認める事項

第 3 部 水防計画

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下第3部水防計画において「法」という。）第4条の規定に基づき、福島県知事から指定された指定水防管理団体たる南相馬市が、同法第33条第1項の規定に基づき、市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、市の地域にかかる河川、湖沼又は海岸の洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

主な水防用語の定義は、資料編●ページのとおりである。

なお、消防団が水防事務を行うため、法第5条の規定による水防団は、設置していない。

第3節 水防の責任等

水防に関する各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は資料編●ページの
とおりである。

第4節 水防計画の作成及び変更

担当	【市】復興企画部
----	----------

(1) 水防計画の作成及び変更

市（危機管理課）は、県の水防計画に応じて水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、水防協議会に諮るとともに、県知事に届け出るものとする。

また、市（危機管理課）は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

(2) 水防協議会の設置

市（危機管理課）は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くものとする。

水防協議会に関し必要な事項は、法第34条に定めるもののほか、条例で定めるものとする。

(3) 大規模氾濫減災協議会

国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会及び知事が組織する都道府県大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画へ反映するなどして、取組を推進するものとする。

第5節 津波における留意事項

担当	【市】復興企画部・関係各課 【関係機関】南相馬市消防団
----	--------------------------------

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて遠地津波と近地津波に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び消防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、消防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも消防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

第6節 安全配慮

担当	【市】復興企画部・関係各課 【関係機関】南相馬市消防団
----	--------------------------------

洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、消防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、消防団員自身の安全は確保しなければならない。

【消防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項】

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動は原則として複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、消防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は消防団員の安全確保のため、あらかじめ活動可能な時間等を消防団員へ周知し、共有しなければならない。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・津波浸水想定区域内にある消防団の各部は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。
- ・洪水時の堤防決壊の事例等の資料の配付、安全確保のための研修を実施する。

第2章 水防組織

水防に係るある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、内水、津波又は高潮（以下「水害等」という。）のおそれがあると認められるときから水害等のおそれがなくなったと認められるときまで、市は市役所に災害対策本部又はこれに準じた組織（一般災害対策編第1部第1章応急活動体制を参照）を設置し、事務を処理する。

第3章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

県国管理河川における重要水防箇所の設定基準及び市内の設定箇所は、資料編●ページを参照のこと。

第4章 予報及び警報

第1節 気象庁が行う予報及び警報

担当	【関係機関】福島地方気象台
----	---------------

(1) 気象台が発表又は伝達する注意報及び警報

福島地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を知事等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用津波警報	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	津波特別警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき（なお、「大津波警報」の名称で発表する）

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

なお、その他の気象情報は、一般災害対策編 第1部第2章第1節、津波情報は、津波災害対策編 第1部第2章第1節のとおりである。

(2) 警報等の伝達経路及び手段

一般災害対策編 第1部第2章第1節第2のとおりである。

第2節 洪水予報河川における洪水予報

担当	【関係機関】相双建設事務所・福島地方気象台
----	-----------------------

(1) 種類及び発表基準

知事は、知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき

(2) 都道府県と気象庁が共同で行う洪水予報

【洪水予報を行う河川名、区域】

河川名	予報区間	基準地点	担当官署名
新田川	左岸 福島県南相馬市原町区大原字東下田（栢木橋）から海まで 右岸 福島県南相馬市原町区深野字塩塚（栢木橋）から海まで	原町	福島県相双建設事務所 福島地方気象台 (共同発表)

第3節 水位周知河川における水位到達情報

担当	【関係機関】相双建設事務所
----	---------------

(1) 種類及び発表基準

知事は、知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む。）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。

種 類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

(2) 都道府県が行う水位到達情報の通知

水位到達情報の通知を行う河川名、区域

河川名	観測所名	避難判断水位	発表区間
真野川	水防小島田堰 観測所	3.60m (T. P. 7. 220m)	左岸 南相馬市鹿島区御山字御山下地内（御山橋） から海まで 右岸 南相馬市鹿島区山下字田尻地内（御山橋） から海まで
小高川	小高水位観測所	2.80m (T. P. 6. 340m)	左岸 南相馬市小高区小屋木字新田地内（吉名橋） から海まで 右岸 南相馬市小高区吉名字新西迫地内（吉名橋） から海まで

第4節 水防警報

担当	【市】復興企画部・関係各課 【関係機関】相双建設事務所・南相馬市消防団
----	--

第1 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動に当たっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。なお、津波到達時間が短すぎて、水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発表しないという整理の仕方もある。

第2 洪水・高潮時の河川に関する水防警報

(1) 種類及び発令基準

知事は、知事が指定した河川について水防警報を発表したときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種類	内容	発令基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

(2) 都道府県が行う水防警報

水防警報を行う河川名、区域等は次のとおりである。

第3部 水防計画
第4章 予報及び警報

真野川

福島県報告示第489号 平成22年7月16日

発表者		受報者		備	受報担当部署		電 話		F A X	
相双建設事務所		南相馬市長		考	危機管理課		0244(24)5232		0244(23)2511	
河川名		区 間								
真野川		左岸 南相馬市鹿島区御山字御山下 (御山橋) から 海 まで 右岸 南相馬市鹿島区山下字田尻 (御山橋) から 海 まで								
水防警報の 対象となる 観測所		観測所名	地 先 名		種 別	水防団待機 水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水 位)	氾濫 危険水位 (危険水位)	計画高水量 (m³/s)
		水防小島田堰	南相馬市鹿島区鹿島字西町		テレメーター	2.50 m	3.20 m	3.60 m	4.30 m	1,100
水防警報の 範囲		観測所名	待 機	準 備	出 動	解 除	水 位		その他特に必要な事項	
		水防小島田堰	水位 2.50m に達し、氾 濫注意水位 以上に達す と思われる とき	水位 2.50m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位 3.20m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位が氾濫 注意水位を 下り水防作 業の必要が なくなった とき	水位は 1 時 間 毎 に 数 字 を以て行う		適宜、出水情報を以て状 況を通知する	

新田川

福島県報告示第307号 平成18年3月28日

発表者		受報者		備	受報担当部署		電 話		F A X	
相双建設事務所長		南相馬市長		考	危機管理課		0244(24)5232		0244(23)2511	
河川名	区 間									
新田川	左岸 南相馬市原町区大原字東下田		(栢木橋)		から 海		まで			
	右岸 南相馬市原町区深野字塩塚		(栢木橋)		から 海		まで			
水防警報の 対象となる 観測所	観測所名	地 先 名		種 別	水防団待機 水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水 位)	氾濫 危険水位 (危険水位)	計画高水量 (m3/s)	
	原町水位	南相馬市原町区北新田字本町 243-1		テレメーター	1. 30 m	2. 10 m	3. 50 m	4. 00 m	1, 350	
水防警報の 範囲	観測所名	待 機	準 備	出 動	解 除	水 位	その他特に必要な事項			
	原町水位	水位 1. 30m に達し、氾 濫注意水位 以上に達す るといわれ るとき	水位 1. 50m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位 2. 10m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位が氾濫 注意水位を 下り水防作 業の必要が なくなった とき	水位は 1 時 間 毎に 数 字 を以て行う	適宜、出水情報を以て状 況を通知する			

小高川

福島県報告示第 489 号 平成 22 年 7 月 16 日

発表者		受報者		備	受報担当部署		電 話		F A X	
相双建設事務所		南相馬市長		考	危機管理課		0244(24)5232		0244(23)2511	
河川名	区 間									
小高川	左岸 南相馬市小高区小屋木字新田				(吉名橋)		から		海 まで	
	右岸 南相馬市小高区吉名字新西迫				(吉名橋)		から		海 まで	
水防警報の 対象となる 観測所	観測所名	地 先 名		種 別	水防団待機 水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水 位)	氾濫 危険水位 (危険水位)	計画高水量 (m³/s)	
	小高水位	南相馬市小高区小高字八景前		テレメーター	1. 80 m	2. 50 m	4. 10 m	3. 00 m	600	
水防警報の 範囲	観測所名	待 機	準 備	出 動	解 除	水 位		その他特に必要な事項		
	小高水位	水位 1.80m に達し、氾 濫注意水位 以上に達す と思われる とき	水位 1.80m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位 2.50m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位が氾濫 注意水位を 下り水防作 業の必要が なくなった とき	水位は 1 時 間 毎 に 数 字 を以て行う		適宜、出水情報を以て状 況を通知する		

第3 高潮時の海岸に関する水防警報

(1) 種類及び発令基準

知事は、知事が指定した海岸について水防警報を発表したときは、関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知するものとする。

水防警報の種類、内容及び発令基準は、次のとおりである。

種類	内 容	発令基準
待機・準備	波浪の発達により越波が懸念される場合・高潮が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機及び出動の準備がある旨を警告し、水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保に努める。	気象・波浪・高潮状況等により待機及び準備の必要を認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。 ＜活動内容＞ ・海岸巡視・避難誘導 ・土のう積み ・排水ポンプ作業等	気象・波浪・高潮状況・CCTV等により越波・高潮が起こるおそれがあるとき。
距離確保準備	激しい越波・高潮が発生する危険が迫っていることを警告し、越波・高潮から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う準備を指示するもの。	気象・波浪・高潮状況・CCTV等により越波・高潮の発生が迫ってきたとき。
距離確保	激しい越波・高潮の発生を警告するとともに、越波・高潮から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う旨を指示するもの	気象・波浪・高潮状況・CCTV等により越波・高潮の発生或いは判断されるとき。
距離確保解除	激しい越波・高潮のおそれがなくなった旨の通知及び水防活動が必要な箇所及び状況を示し、その対応策を指示する。	気象・波浪・高潮状況・CCTV等により越波の発生或いはおそれがなくなり、距離確保の必要がなくなったとき。
解除	激しい越波・高潮の発生及びおそれがなくなったとともに、更に水防活動を必要とする状況が解消した旨及	気象・波浪・高潮状況・CCTV等により越波の発生或いはおそれが

	び一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	なくなり、災害に対する水防作業を必要とする状況が解消したと認められるとき。
--	------------------------	---------------------------------------

(2) 都道府県が行う水防警報

水防警報を行う指定海岸は、次のとおりである。

真野川漁港海岸 南右田地区海岸 烏崎地区海岸	北端 南相馬市鹿島区大字南右田字二ツ沼 から 南端 南相馬市鹿島区大字烏崎字戸屋(八竜神社) まで
小高海岸 浦尻地区海岸	北端 南相馬市小高区大字浦尻字町(浦尻農村公園) から 南端 南相馬市小高区大字浦尻字町(県道幾世橋小高線と市道浦尻線交差部) まで

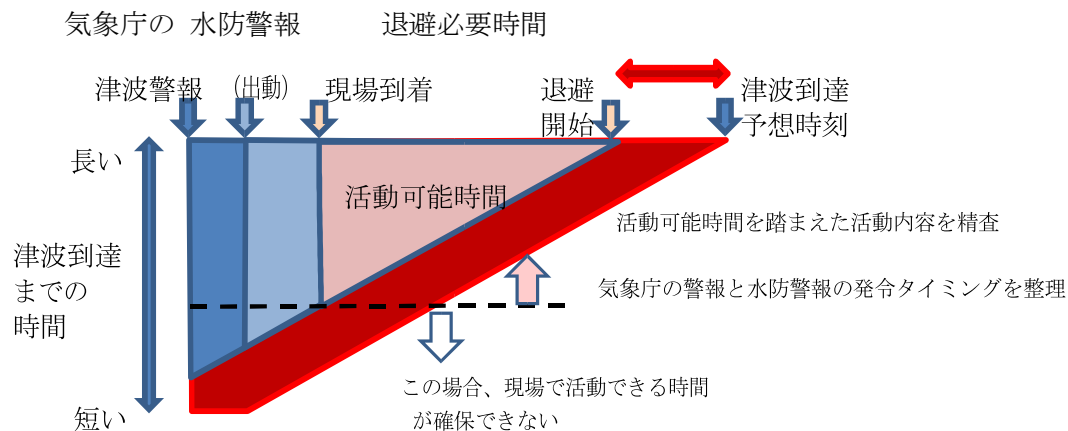
第4 津波に関する水防警報

(1) 種類及び発令基準

知事は、知事が指定した海岸・河川について水防警報を発表したときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする。

※日本近海における地震発生の場合、地域にとって該当する地震の震源域に関する情報をもとに、あらかじめ津波到達時間が推定できていることが大前提となる。

※各地域の実状や立地条件を踏まえて、「活動可能時間」の有無を検討し、状況に応じて水防警報の発表基準を定めるものとする。



※ 安全時間も考慮した退避必要時間の確保を最優先し、活動可能時間は他の必要な時間を差し引いた結果得られる時間

退避必要時間：退避時間（安全な高台等へ退避するために要する時間）＋安全時間（安全・確実に退避が完了するよう、余裕を見込んだ時間）

水防警報の種類、内容及び発令基準は、次のとおりである。ただし、次の①～③のように「活動可能時間」がとれる場合にのみ発表する。

- ① 日本近海における地震発生で、震源域の情報から「津波到達時間」が推定でき、十分でなくとも「活動可能時間」がとれる場合

- ② 日本近海における地震発生により、津波到来が予想されるが地理的状況等から津波到達まで「活動可能時間」が確保できる場合
- ③ 遠地津波のように、津波到来が予想されるが地理的状況等から当該地までの津波の到達予想時刻まで相当な時間があり、「活動可能時間」の確保が十分に確保できる場合

【海岸・河川】

種類	内容	発令基準
情報収集	水防活動に備えて津波発生の有無、津波到達予想時刻等を情報収集するもの	日本沿岸での大規模地震や遠地地震、海外での火山噴火など、津波到来のおそれが否定できないとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	津波警報等が発表され水防活動が必要と認められる場合で、かつ安全に作業が行える（時間的な猶予がある）状態のとき
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの	1) 津波警報等が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき

※気象庁から発表される津波警報等が現地で活動中の消防団員に必ず届くことを確認しておくこと。

※水防活動が必要となるのが、気象庁からどのような警報等が発表されたときとなるのか、あらかじめ整理しておくこと。

※避難訓練を実施し、「退避必要時間」内に退避できることを確認することが望ましい。

※以下の内容について、事前に定めておくこと。

- a. 安全時間も考慮した消防団員自身の退避に必要な時間と退避開始時刻（津波到達予想時刻の〇〇分前など）
- b. 消防団員の安否確認方法（連絡体制）
- c. 水防活動内容の精査・重点化
- d. 消防団員の避難手段や避難経路の確認

(2) 都道府県が行う水防警報

第3(2)のとおり

第5章 水位等の観測、通報及び公表

第1節 水位の観測、通報及び公表

担当	【市】復興企画部・農林水産部 【関係機関】相双建設事務所
----	---------------------------------

(1) 水位観測所

市内及び市が関係する水位観測所は、資料編●ページのとおりである。

(2) 潮位観測所

市内及び市が関係する潮位観測所は、資料編●ページのとおりである。

(3) 水位の通報

- ① 水防管理者又は量水標管理者（危機管理課・農林整備課）は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第4章第2節の洪水予報の通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。ただし、福島県河川流域総合情報システムの量水標は除く。
- ② 各建設事務所長は、管内観測所若しくは水防管理者又は量水標管理者からの水位の通報を受けたときは、直ちに県水防本部に通報するものとする。

(3) 水位の公表

水位観測所の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、次の方法で、直ちにその水位の状況を公表するものとする。

ア 公表の開始

水位が上昇して氾濫注意水位（警戒水位）に達したときから開始する。

イ 公表の終了水位が下降して氾濫注意水位（警戒水位）以下に下がったときに終了する。

ウ 公表の方法

県ホームページに「河川名・水位観測所名・所在地・水位状況・その他必要事項」を掲載する。

(4) 欠測時の措置

量水標管理者は、自らの管理に係る観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、その状況を関係機関等に速やかに周知すること。

第2節 雨量の観測及び通報

担当	【市】復興企画部・農林水産部 【関係機関】相双建設事務所
----	---------------------------------

(1) 雨量観測所

市内及び市が関係する雨量観測所は、資料編●ページのとおりである。

(2) 雨量の通報

各建設事務所長は、管内観測所からの雨量の情報を直ちに県水防本部に通報するものとする。テレメータシステムにより水防本部に観測データが送信されている観測所については、通報を省略することができる。ただし、システムに障害が発生した場合は、通報するものとする。

第6章 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、資料編●ページ記載のウェブサイト
でPC やスマートフォン、携帯電話から確認することができる。

第7章 ダム・水門等の操作

第1節 ダム・水門等

担当	【市】農林水産部・建設部
----	--------------

(1) 河川区間のダム・水門（洪水）

ダム及び水門等の管理者（農林整備課・土木課）は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

ダム及び水門等の管理者（農林整備課・土木課）は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作（治水協定に基づく事前放流を含む）を行うものとする。

(2) 河口部・海岸部の水門・閘門（津波、高潮）

河口部・海岸部の水門・閘門の管理者（農林整備課・土木課）は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

河口部・海岸部の水門・閘門の管理者（農林整備課・土木課）は、大津波警報、津波警報が発表された場合には安全確保のため直接操作をさせないなど、操作員の安全確認を最優先にしたうえで、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

第2節 操作の連絡

担当	【市】農林水産部・建設部
----	--------------

ダム及び水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに河川管理者、所管建設事務所、下流地域等の水防管理団体、鉄道関係機関等に迅速に連絡するものとする。

「異常洪水時防災操作」は、ダム操作の状態に関する表現として引き続き使用するが、緊急時に呼びかける際には、ワンフレーズでその意味が受け手に理解されるよう、関係機関への通知等において「緊急放流」を使用する。緊急時とは、異常洪水時防災操作に移行する可能性があるとき（実施するときを含む。）であり、関係機関への通知・情報提供をはじめ、関係自治体へのホットライン、報道発表・記者会見などの場面を想定する。

第3節 連絡系統

連絡系統図に従って連絡し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。

第8章 通信連絡

第1節 通信連絡系統

水防時に必要な連絡用の電話、無線電話の通信系統は、資料編●ページのとおりとする。

第2節 災害時優先通信の取扱い

担当	【市】復興企画部
----	----------

災害等により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時は約 90%以上の制限が行われることがある。）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は法第 27 条第 2 項及び電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 8 条第 1 項に基づき、災害時優先通信を利用することができる。

利用に当たっては、電気通信事業者へ事前の申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかをわかるようにしておく。

第3節 その他の通信施設の使用

その他一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話、無線等の通信施設を使用することができる。

- (1) 福島県警察本部通信施設
- (2) 東北地方整備局通信施設
- (3) 東日本旅客鉄道株式会社通信施設
- (4) 東北電力ネットワーク株式会社相双電力センター通信施設

第9章 水防施設及び輸送

第1節 水防倉庫及び水防資器材

担当	【市】復興企画部
----	----------

- (1) 市内の水防倉庫及び備蓄資器材は、資料編●ページのとおりである。
- (2) 水防管理者は、資材の確保のため重要水防区域近在の竹、立木、木材等を調査するとともに、資材確保のため別途定める業者とあらかじめ協議しておき、緊急時調達しうる数量を確認して、その補給に備えなければならない。また備蓄器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。
- (3) 水防管理者は、水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、県の備蓄資器材を使用する場合には、県相双建設事務所に電話にて承認を受けるものとする。

第2節 輸送の確保

担当	【市】復興企画部・建設部
----	--------------

非常の際、資器材、作業員その他の輸送を確保するため、市内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定して輸送経路図を作成しておくものとする。

- (1) 付近略図に道路幅員その他通路のわかる輸送網図
- (2) 万一に備えた多角的輸送路の選定図

第10章 水防活動

第1節 水防配備

担当	【市】復興企画部・関係各課 【関係機関】南相馬市消防団
----	--------------------------------

(1) 市の非常配備

市（危機管理課・関係各課）は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水、内水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。ただし、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。

配備体制は、一般災害対策編第1部第1章応急活動体制を参照のこと。

(2) 消防団の非常配備

① 消防団の管轄地域等

各消防団の管轄地域は、資料編●ページのとおりである。

② 消防団の非常配備

水防管理者（危機管理課・関係各課）は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、消防団を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準はおおむね次のとおりとする。

配備区分	配備基準	配備体制
待機	水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき	消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく
準備	1. 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき 2. 気象状況等により高潮及び津波の危険が予想されるとき	消防団長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当たり、ダム、水閘門、樋門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる
出動	1. 河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき 2. 潮位が満潮位に達し、なお上昇のおそれがあるとき	消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく
解除	水防管理者が解除の指令をしたとき	

第2節 巡視及び警戒

担当	【市】復興企画部・農林水産部・建設部 【関係機関】南相馬市消防団
----	-------------------------------------

(1) 平常時

水防管理者（危機管理課・関係各課）又は消防団長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第12章に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川、海岸等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。この際、消防団員等が立会又は共同で行うことが望ましい。

(2) 出水時

ア 洪水

水防管理者（危機管理課・関係各課）等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所（資料編●ページ参照）を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、建設事務所長及び河川等の管理者に連絡し、所轄建設事務所長は水防本部長に報告するものとする。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、第10章第7節に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- ① 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ② 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③ 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤ 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

イ 高潮

水防管理者（危機管理課・関係各課）等は、県から非常配備体制が指令されたときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、所轄建設事務所長及び海岸等の管理者に連絡し、所轄建設事務所長は水防本部長に報告するものとする。

- ① 堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇

- ② 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③ 海側又は川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤ 排水門・取水門・閘門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

第3節 水防作業

担当	【市】復興企画部・農林水産部・建設部 【関係機関】南相馬市消防団
----	-------------------------------------

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、資料編●ページのとおりである。

その際、消防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、消防団員が自身の安全確保ができないと判断したときには、自身の避難を優先する。

第4節 緊急通行

担当	【市】復興企画部 【関係機関】南相馬市消防団
----	---------------------------

(1) 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、消防団長、消防団員及び水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(2) 損失補償

市（危機管理課・関係各課）は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第5節 警戒区域の指定

担当	【関係機関】南相馬警察署・南相馬市消防団
----	----------------------

水防上緊急の必要がある場所においては、消防団長又は消防団員は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、消防団長又は消防団員がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防団長又は消防団員の職権を行うことができるものとする。

第6節 避難のための立退き

担当	【市】復興企画部
----	----------

- (1) 洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者（危機管理課・関係各課）は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、南相馬警察署長にその旨を通知するものとする。
- (2) 水防管理者（危機管理課・関係各課）は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を県相双建設事務所に速やかに報告するものとする。
- (3) 水防管理者（危機管理課・関係各課）は、南相馬警察署長と協議の上、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。

第7節 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

担当	【市】復興企画部・農林水産部・建設部・関係各課 【関係機関】南相馬市消防団
----	--

(1) 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者（危機管理課・関係各課）、消防団長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。

通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市長に避難情報の発令に資する事象として情報提供するものとする。

(2) 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者（危機管理課・関係各課）、消防団長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第8節 水防配備の解除

担当	【市】復興企画部 【関係機関】南相馬市消防団
----	---------------------------

（1）水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者（危機管理課・関係各課）は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

（2）消防団の非常配備の解除

消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第11章 水防信号、水防標識等

第1節 水防信号、水防標識

法第20条に規定された水防信号、法第18条に規定された水防のために出動する車両の標識は、資料編●ページを参照のこと。

第2節 身分証票

担当	【市】復興企画部
----	----------

消防団長又は消防団員が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、次のとおりとする。

(表)

第	号
身分証票	
住 所	
氏 名	
職 名	
上記の者は、水防法第49条第1項の規定により他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。	
年	月 日
南相馬市長	

(裏)

- | |
|----------------------------------|
| (1) 本証は水防法第49条第2項による立入証である。 |
| (2) 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。 |
| (3) 記名以外の者の使用を禁ずる。 |
| (4) 本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。 |

第12章 協力及び応援

第1節 河川管理者の協力及び援助

担当	【関係機関】相双建設事務所
----	---------------

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者が行う浸水被害軽減地区の指定等に係る援助を行う。

第2節 警察官の援助要求

担当	【市】復興企画部
----	----------

水防管理者（危機管理課・関係各課）は、水防のため必要があると認めるときは、南相馬警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとする。

その方法等については、あらかじめ南相馬警察署長と協議しておくものとする。

第3節 自衛隊の派遣要請

担当	【市】復興企画部
----	----------

水防管理者（危機管理課・関係各課）は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第68条の2に基づき、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- （1）災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- （2）派遣を希望する期間
- （3）派遣を希望する区域及び活動内容
- （4）派遣部隊が展開できる場所
- （5）派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

第4節 国県等との連携

担当	【市】復興企画部・建設部
----	--------------

(1) 水防連絡会

市（危機管理課・関係各課）は、国県等が開催する水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、水防警報、洪水、津波又は高潮予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、既往津波、高潮による越水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川・海岸情報について情報収集を行う。

(2) ホットライン

市（危機管理課・関係各課）は、河川の水位状況や気象状況について、県相双建設事務所や福島地方気象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

第5節 企業（地元建設業等）との連携

担当	【市】復興企画部・関係各課
----	---------------

市（危機管理課・関係各課）は、出水時の水防活動に際し、水防活動等の委任、資器材の提供等に関して企業等と協定を締結している。協定書は資料編●ページに添付のとおりである。

第6節 住民、自主防災組織等との連携

担当	【市】復興企画部 【関係機関】南相馬市消防団
----	---------------------------

市（危機管理課・関係各課）は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第13章 費用負担と公用負担

第1節 費用負担

担当	【市】復興企画部
----	----------

本市の水防に要する費用は、法第41条により本市が負担するものとする。

ただし、本市の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあつせんを申請するものとする。

- (1) 法第23条の規定による応援のための費用
- (2) 法第42条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

第2節 公用負担

担当	【市】復興企画部・農林水産部・建設部 【関係機関】南相馬市消防団
----	-------------------------------------

(1) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者（危機管理課・関係各課）又は消防団長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ①必要な土地の一時使用
- ②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③車両その他の運搬用機器の使用
- ④排水用機器の使用
- ⑤工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた民間事業者等は上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

(2) 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者又は消防団長にあつては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、以下の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公用負担権限委任証 〇〇消防団 〇〇部長 氏 名 上記のものに区域における水防法第28条第2項の権限を委任したことを証明する。 年 月 日 水防管理者 氏 名	
--	--

(3) 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

公用負担命令書 第 号 種 類 員 数 使 用 収 用 処 分 年 月 日 水防管理者 氏 名 事務取扱者 氏 名 様	
--	--

(4) 損失補償

市（危機管理課・関係各課）は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第14章 水防報告等

第1節 水防記録

担当	【市】復興企画部
----	----------

水防作業員が出動したときは、水防管理者（危機管理課・関係各課）は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- ① 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- ② 水防活動をした河川名、海岸名及びその箇所
- ③ 警戒出動及び解散命令の時刻
- ④ 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- ⑤ 水防作業の状況
- ⑥ 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ⑦ 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- ⑧ 法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- ⑨ 応援の状況
- ⑩ 居住者出勤の状況
- ⑪ 警察関係の援助の状況
- ⑫ 現場指導の官公署氏名
- ⑬ 立退きの状況及びそれを指示した理由
- ⑭ 水防関係者の死傷
- ⑮ 殊勲者及びその功績
- ⑯ 殊勲水防団とその功績
- ⑰ 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

第2節 水防報告

担当	【市】復興企画部
----	----------

水防管理者（危機管理課・関係各課）は、水防活動が終結したときは、その状況を資料編●ページに示す様式により、県相双建設事務所を経由するなどして水防本部長に報告する。

第15章 水防訓練

担当	【市】復興企画部 【関係機関】南相馬市消防団
----	---------------------------

市（危機管理課・関係各課）は、消防団及び水防協力団体その他の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

また、水防研修や水防技術講習会へ消防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

第16章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

第1節 洪水、内水、高潮対応

担当	【市】復興企画部
----	----------

第1 洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通大臣及び都道府県知事は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

第2 内水浸水想定区域の指定状況

県知事又は市町村長は、氾濫した場合に浸水が想定される区域を内水浸水想定区域（法第14条の2に規定される雨水出水浸水想定区域）として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、県知事については関係市町村長に通知するものとする。

第3 高潮浸水想定区域の指定状況

県知事は、氾濫した場合に浸水が想定される区域を法第14条の3に規定される高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村長に通知するものとする。

第4 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- （1）洪水予報、水位到達情報、その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、内水又は高潮に関する情報の伝達方法
- （2）避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- （3）災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、内水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- （4）浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。））でその利用者の洪水時、内水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者）が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
ウ 大規模な工場その他の施設（ア又はイに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場

第16章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

等)でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの(所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。)

(5) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

本市の地域防災計画で定められている地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等は、資料編●ページのとおりであり、洪水時にはこれらの資料を活用して住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

第5 洪水ハザードマップ

本市では、洪水浸水想定区域の洪水予報等の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、ハザードマップを作成し、印刷物を各世帯に配布している。

また、ハザードマップに記載した事項を、ホームページに掲載し、住民、滞在者その他の者が提供を受けることができる状態にしている。

このハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

第6 予想される水災の危険の周知等

本市では、洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握している。

把握した水害リスク情報は、浸水実績等を地図上に示した図面の配布、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの配布、町中の看板・電柱等への掲示等により公表し、住民等に周知している。

第7 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を市長に報告するものとする。

さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。市から要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法は資料編●ページのとおりである。

第2節 津波対応

担当	【市】復興企画部 【関係機関】福島県
----	-----------------------

第1 津波災害警戒区域の指定

「津波防災地域づくりに関する法律」に則り、都道府県は、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民、勤務する者、観光旅客その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定し、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公示するとともに、関係市町村長に、公示された事項を記載した図書を送付することとする。

第2 地域防災計画の拡充

市防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 市が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 津波災害警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- (5) そのほか、津波災害警戒区域における津波による人的被害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

第3 津波ハザードマップの作成・周知

市長（危機管理課・関係各課）は、本市地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他津波災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、勤務する者、観光旅客その他の者に周知させるため、これらの事項を記載したものを、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するとともに、図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこととする。なお、高潮についても必要な措置を講じることとする。

第4 避難促進施設に係る避難確保計画

津波防災地域づくりに関する法律第54条第1項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を

第16章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるもの（以下「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する避難確保計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。

津波の発生時における避難確保計画には、次の事項を記載するものとする。

- （１）津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項
- （２）津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項
- （３）津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- （４）そのほか、避難促進施設利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

第17章 水防協力団体

第1節 水防協力団体の指定

担当	【市】復興企画部
----	----------

水防管理団体は、下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

第2節 水防協力団体の業務

担当	【関係機関】水防協力団体
----	--------------

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

第3節 水防協力団体と消防団等の連携

担当	【関係機関】水防協力団体
----	--------------

水防協力団体は、消防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。
また、水防協力団体は、消防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

第4節 水防協力団体の申請・指定及び運用

担当	【市】復興企画部
----	----------

市（危機管理課・関係各課）は、水防協力団体の申請があった場合は、業務を適正かつ確実に行うことができると認められる団体を水防協力団体として指定することとする。また指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。

南相馬市地域防災計画

【地震災害対策編】

目 次

第1部 災害応急対策計画

防災行動計画	275
第1章 応急活動体制	279
第1節 動員配備	279
第2節 活動体制	280
第2章 情報の収集・伝達	281
第1節 災害情報の収集・伝達	281
第2節 通信の確保	283
第3節 広報・広聴活動	283
第3章 応援の要請	284
第1節 行政機関等への応援要請	284
第2節 自衛隊の災害派遣要請	284
第4章 消火及び救助・救急活動	285
第1節 消火活動	285
第2節 救助・救急活動	285
第5章 避難対策	286
第1節 避難活動	286
第2節 緊急避難場所・避難所の設置・運営	286
第3節 帰宅困難者対策	287
第6章 医療（助産）救護活動	288
第1節 医療救護体制の確保	288
第2節 医療救護活動	288
第7章 飲料水・食料・生活必需品等の供給	289
第1節 自助・共助による飲料水等の確保	289
第2節 飲料水の供給	289
第3節 食料の供給	289
第4節 生活必需品の供給	289
第5節 物資の受入れ	289
第8章 緊急輸送対策	290
第1節 緊急輸送路等の確保	290
第2節 緊急輸送活動	290
第9章 警備活動	291
第1節 災害警備活動	291
第2節 交通規制措置	291
第3節 海上警備活動等	291
第10章 障害物の除去及び災害廃棄物等の処理	292
第1節 障害物の除去	292
第2節 災害廃棄物の処理	292
第3節 し尿の処理	292
第11章 防疫及び保健衛生	293
第1節 防疫	293

第2節	保健活動	293
第12章	応急住宅対策	294
第1節	危険度判定	294
第2節	応急仮設住宅等の供与	295
第3節	住家の被害認定調査	295
第13章	遺体対策	296
第1節	遺体の捜索	296
第2節	遺体の収容及び遺体対策	296
第3節	遺体の火葬・埋葬	296
第14章	生活関連施設の応急対策	297
第1節	上水道施設の応急対策	297
第2節	下水道施設の応急対策	297
第3節	電力供給施設の応急対策	297
第4節	ガス供給施設の応急対策	297
第5節	通信施設の応急対策	297
第6節	鉄道施設の応急対策	297
第15章	文教対策	298
第1節	小中学校の応急対策	298
第2節	幼稚園・保育園の応急対策	298
第3節	文化財の応急対策	298
第16章	要配慮者対策	299
第1節	要配慮者対策	299
第2節	児童対策	299
第3節	外国人対策	299
第17章	ボランティアとの連携	300
第1節	ボランティアの受入れ	300
第2節	ボランティア活動	300
第18章	危険物施設等の応急対策	301
第1節	危険物施設応急対策	301
第2節	火薬類施設応急対策	301
第3節	高圧ガス施設応急対策	301
第4節	毒物劇物施設応急対策	301
第19章	災害救助法の適用	302
第1節	災害救助法の適用	302
第2節	救助の種類等	302
第2部	災害復旧計画	
第1章	施設の復旧対策	303
第1節	災害復旧事業計画の作成	303
第2節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	303
第3節	激甚災害の指定	303
第4節	災害復旧事業の実施	303
第2章	被災地の生活安定	304
第1節	被災者の支援	304

第2節	事業者への支援	304
第3節	被災者台帳の作成	304

第 1 部 災害応急対策計画

防災行動計画

章 (第1部)	対応業務	初動段階(発災当日)		応急段階		
		2時間以内	24 時間以内	3日以内	7日以内	14日以内
1	災害対策本部体制	☐ 災害対策本部等の運営 (庁舎点検、代替庁舎確保) ☐ 第1 回本部員会議開催	☐ 関係機関へ通知 ☐ 対策で使用する施設の応急 危険度判定、応急復旧 ☐ 第2 回本部員会議開催 (以降適時開催)			
1	職員の動員	☐ 通常業務の縮小 ☐ 職員登庁	☐ 職員安否確認 ☐ 交代要員の確保	☐ 災害対策要員への補給 ※災害対策要員が自ら確保できない場合		
2	災害情報の収集・伝達	☐ 被害情報の調査・収集 ☐ 県への被害情報報告(第1 報)	☐ 定期的な被害情報の収集・ 調査と報告	☐ 定期的な被害情報の収集・ 調査と報告	☐ 定期的な被害情報の収 集・調査と報告	
2	通信の確保	☐ 防災行政無線の確認 ☐ 電話回線の確保 ☐ インターネット回線の確保		☐ 停電時応急電源(移動電源車)の東北総合通信局への貸与要請		
2	災害広報	☐ 緊急速報メールや防災行政無線等による情報発信 ☐ 海岸付近での避難呼びかけ	☐ 広報車による情報発信 ☐ 被害速報マスコミ提供 ☐ 災害対応ホームページ掲載		☐ 災害広報紙の配布	
2	災害相談対策		☐ 被害規模に応じたワンストップ窓口の開設検討 ☐ 被災者支援制度関係課への動員要請	☐ 相談窓口の開設・周知 ☐ 相談窓口体制の検討	☐ 被災者支援制度の市民説明会開催日の周知 ☐ 相談窓口の受付開始 ☐ 市民説明会の開催 ☐ ワンストップ窓口の受付開始	
3	相互応援協力 自衛隊災害派遣		☐ 県への応援要請 ☐ 他区市町村への応援要請 ☐ 県経由で自衛隊派遣要請	☐ 広域応援の受入準備 ☐ 民間事業者への応援要請 ☐ 災害派遣部隊の受入準備		
4	消火活動 救急・救助	☐ 地域による活動 ☐ 消防団による活動 ☐ 消防本部による活動	☐ 消防の広域応援要請 ☐ ヘリコプターによる消火・救助活動の要請			

注:各項目の〇〇(時間・日)以内は、期限までにやればよいということではなく、できるだけ早い対応が求められることに留意すること。

章 (第1部)	対応業務	初動段階(発災当日)		応急段階		
		2時間以内	24 時間以内	3日以内	7日以内	14日以内
5	避難・避難所	☐ 緊急安全確保(津波避難)の発令 ☐ 住民への周知 ☐ 県への報告	☐ 福祉避難所への移送が必要な者の調査 ☐ 警戒区域の設定 ☐ 孤立者の救助・誘導	☐ 避難所の運営	☐ 広域一時滞在の要請 ☐ 安否情報の提供	☐ 災害規模に応じた避難所の集約及び閉鎖
6	医療救護		☐ 医療救護本部の設置 ☐ 医療救護班の編成・派遣 ☐ 医薬品等の確保 ☐ 救護所の設置	☐ 人工透析の供給確保	☐ 避難所救護所の設置 ☐ 巡回医療活動	
7	救援(給水・食料・生活物資)	☐ 避難所用防災倉庫から備蓄品(水・毛布等)の供給	☐ 応急給水活動の開始	☐ 協定事業者等からの食料・生活必需品料の確保 ☐ 地域内輸送拠点の選定	☐ 救援物資受入れ ☐ 民間物流事業者の活用	
8	緊急輸送		☐ 車両・燃料等の確保 ☐ 緊急輸送路等の確保 ☐ ヘリコプター臨時離着陸場の確保	☐ 緊急通行車両等確認申請書の提出		
8	道路応急対策	☐ 被害状況の調査	☐ 交通規制の周知 ☐ 被害状況の周知	☐ 緊急輸送路等の応急復旧作業		
9	警備活動・交通規制	☐ 避難誘導 ☐ 救助活動 ☐ 津波浸水区域への交通規制	☐ 交通規制の実施・周知	☐ 緊急通行車両証明書発行		
10	障害物の除去		☐ 道路啓開		☐ 住宅関係障害物の撤去 ☐ 河川における障害物の除去	
10	廃棄物処理		☐ 災害がれき等仮置き場確保 ☐ 災害がれき等処理体制の検討 ☐ 受付開始見込み日の検討 ☐ 受付開始日の伝達	☐ 受付開始 ☐ がれきの種類別の分別指導 ☐ し尿処理関連事業者への人員、資機材等の確保の要請 ☐ 生活ごみ・避難所ごみの処理 ☐ 仮設トイレの設置	☐ し尿処理が困難な場合の県への要請	

注:各項目の〇〇(時間・日)以内は、期限までにやればよいということではなく、できるだけ早い対応が求められることに留意すること。

章 (第1部)	対応業務	初動段階(発災当日)		応急段階		
		2時間以内	24 時間以内	3日以内	7日以内	14日以内
11	防疫・保健活動			☐ 給水、炊き出し等食品衛生指導 ☐ （断水時）入浴支援の検討 ☐ 被災地の消毒 ☐ 避難所の衛生指導 ☐ 入浴サービスの提供	☐ 精神保健活動 ☐ 栄養指導 ☐ 保健指導 ☐ 動物救護対策	
12	応急住宅対策		☐ 被災建築物の応急危険度判定の準備 ☐ 被災宅地の危険度判定の準備	☐ 被災建築物の応急危険度判定の実施 ☐ 被災宅地の危険度判定の実施 ☐ 応急住宅の供与検討	☐ 住家の被害認定調査準備 ☐ 罹災証明書等の交付準備 ☐ 応急修理の準備	☐ 住家の被害認定調査の実施 ☐ 罹災証明等の交付 ☐ 賃貸型応急住宅の供与
13	遺体対策		☐ 遺体、行方不明者の搜索 ☐ 遺体収容所の設置 ☐ 遺体の搬送	☐ 遺体の検案 ☐ 遺体の引き渡し ☐ 火葬場の調整	☐ 身元不明遺体の火葬	
14	上水道応急対策	☐ 被害状況の調査	☐ 被害情報の広報 ☐ 重要施設からの応急復旧作業			
14	下水道応急対策	☐ 被害状況の調査	☐ 被害情報の広報 ☐ 重要施設からの応急復旧作業			
15	児童生徒等の保護	☐ 児童・生徒等安全な避難 ☐ 被害状況調査	☐ 授業方針の検討・周知 ※避難所開設期間中含む		☐ 応急教育対策	
16	要配慮者対策	☐ 安否の確認対象者検討 ※避難行動要支援者名簿	☐ 福祉避難所の開設検討 ☐ 安否の確認開始	☐ 福祉避難所の開設 ☐ 社会福祉施設等への受入要請		
17	ボランティアの受入れ		☐ ボランティアセンターの開設検討	☐ ボランティアセンターの設置 ☐ 受付開始	☐ 活動状況報告	
18	危険物施設等の対策	☐ 被害状況の調査	☐ 二次災害防止のための措置			
19	災害救助法の適用		☐ 適用基準に該当した場合又は見込みである場合の県への情報提供	☐ 被災者の救出費用の確認	☐ 避難所(福祉避難所含む)供与費用の確認 ☐ 炊き出し等食品供与費用の確認 ☐ 飲料水の供給費用の確認	
第2部 2	救援(義援物資・義援金)		☐ 義援金の受入周知 ☐ 義援金受入口座の公表			

注:各項目の〇〇(時間・日)以内は、期限までにやればよいということではなく、できるだけ早い対応が求められることに留意すること。

第1章 応急活動体制

第1節 動員配備

第1 配備体制の確立

1 配備体制

市の配備体制は、次のとおりである。

配備体制 [本部]	配備基準	組織	配備要員
警戒配備体制	- 震度4の地震が発生したとき - 市長が必要と認めたとき	災害対策関係部課 ※災害対策本部組織に準じ各課連携して対応	災害対策関係部課で定める。
第一次非常配備体制 [災害対策本部設置]	- 震度5弱又は5強の地震が発生したとき - 市長が必要と認めたとき	災害対策本部の組織	各班で定める。 [目安] 概ね12時間交代で応急対策が実施できる体制とする。
第二次非常配備体制 [災害対策本部設置]	- 震度6弱以上の地震が発生したとき - 大規模な災害が発生したとき - 市長が必要と認めたとき	災害対策本部の組織	市の総力を挙げて対処する体制とする（全職員）。

2 配備の決定

震度による自動配備を基本とする。ただし、市長から別に支持がある場合はこの限りでない。

第2 動員

一般災害対策編第1部第1章第1節第2の1から4を準用する。(p-84)

第3 通常業務の縮小

一般災害対策編第1部第1章第1節第3を準用する。(p-85)

第2節 活動体制

第1 警戒配備体制

一般災害対策編第1部第1章第2節第2を準用する。(p-86)

第2 災害対策本部の設置・解散

1 災害対策本部の設置

市長は、大規模な災害の発生するおそれがあり、又は災害が発生し、その対策を要する場合は、災害対策本部を設置する。

なお、震度5弱以上の地震が発生した場合は、自動的に設置する。

2 本部の設置場所、災害対策本部設置の通知、災害対策本部の解散

第3 災害対策本部の運営

一般災害対策編第1部第1章第2節第4の1から4を準用する。(p-86)

第4 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、次のとおりである。

なお、災害応急対策の実施に当たって、職員不足等により十分な対応が困難な場合は、災害対策本部員会議等で調整の上、本部長の命により臨機な人員配置を行うものとする。

第2章 情報の収集・伝達

第1節 災害情報の収集・伝達

担当	【市】総務部・復興企画部・関係各課・施設管理課 【関係機関】相馬地方広域消防本部・福島県・南相馬警察署・福島地方気象台
----	--

第1 地震情報の収集・伝達

1 地震情報

気象庁から発表される地震情報は、次のとおりである。

なお、本市の震度の地域名称及び震央地名は、「福島県浜通り」である。

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報等を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度1以上 ・津波警報等発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地域がある場合は、その市町村名・地点を発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 （国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表

	表することがある)	
北海道・三陸沖後 発地震注意情報	・北海道の根室沖から東北 地方の三陸沖の巨大地震 の想定震源域及びその領 域に影響を与える外側の エリアで Mw (モーメント マグニチュード)7.0 以上 の地震が発生した場合 なお、想定震源域の外側 で Mw7.0 以上の地震が発 生した場合は、地震の Mw に基づき想定震源域へ影 響を与えるものであると 評価された場合に限る	後発地震への注意を促す情報を地震発生後2時間 程度で発表

2 緊急地震速報

気象庁は、最大震度が5弱以上又は最大長周期地震動階級が3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ・ラジオを通じて住民に提供する。

なお、震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

3 その他

福島地方気象台は、福島県に福島県内で震度4以上の揺れを観測したときなどに防災等に係る活動の利用に資するよう地震の概要を津波警報等の発表状況や地震解説資料として発表する。

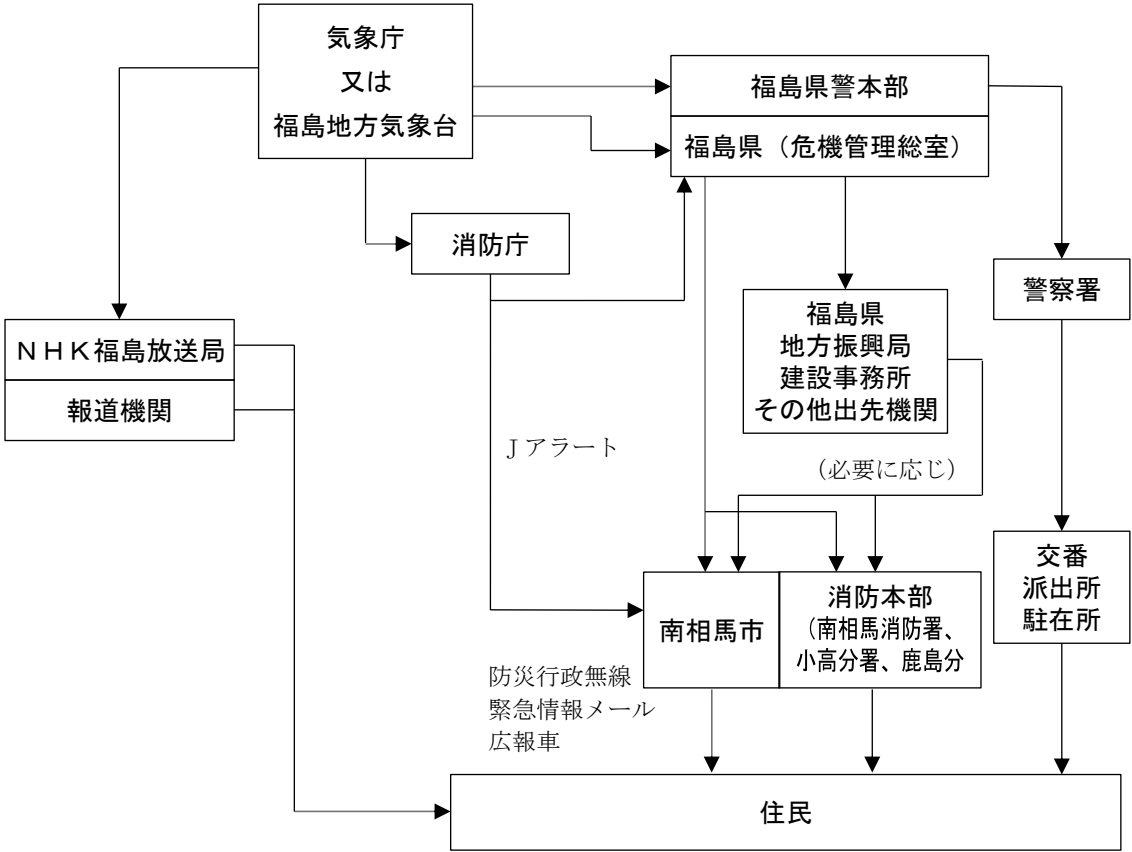
4 福島県震度情報ネットワークシステムの情報

県内の全市町村に設置した震度計による情報が、県総合情報通信ネットワークのファクシミリ蓄積システムにより市、消防本部、地方振興局等に送信される。

第2 地震情報の伝達

地震情報の伝達系統は、次のとおりである。

市（秘書課・危機管理課）は、住民に対し、防災行政無線、防災メール等で伝達する。



第 3 被害情報の収集・伝達

一般災害対策編 第 1 部第 2 章第 1 節を準用する。(p-89)

第 2 節 通信の確保

担当	【市】総務部・復興企画部
----	--------------

一般災害対策編 第 1 部第 2 章第 2 節を準用する。(p-95)

第 3 節 広報・広聴活動

担当	【市】総務部・復興企画部・市民生活部・関係各課
----	-------------------------

一般災害対策編 第 1 部第 2 章第 3 節を準用する。(p-97)

第3章 応援の要請

第1節 行政機関等への応援要請

担当	【市】総務部・復興企画部・商工観光部・関係各課 【関係機関】相馬地方広域消防本部・南相馬市消防団
----	---

一般災害対策編 第1部第3章第1節を準用する。(p-99)

第2節 自衛隊の災害派遣要請

担当	【市】復興企画部
----	----------

一般災害対策編 第1部第3章第2節を準用する。(p-102)

第4章 消火及び救助・救急活動

第1節 消火活動

担当	【市】復興企画部 【関係機関】相馬地方広域消防本部・南相馬市消防団
----	--------------------------------------

一般災害対策編 第1部第5章第1節を準用する。(p-108)

第2節 救助・救急活動

担当	【市】復興企画部 【関係機関】相馬地方広域消防本部・南相馬市消防団
----	--------------------------------------

一般災害対策編 第1部第5章第2節を準用する。(p-110)

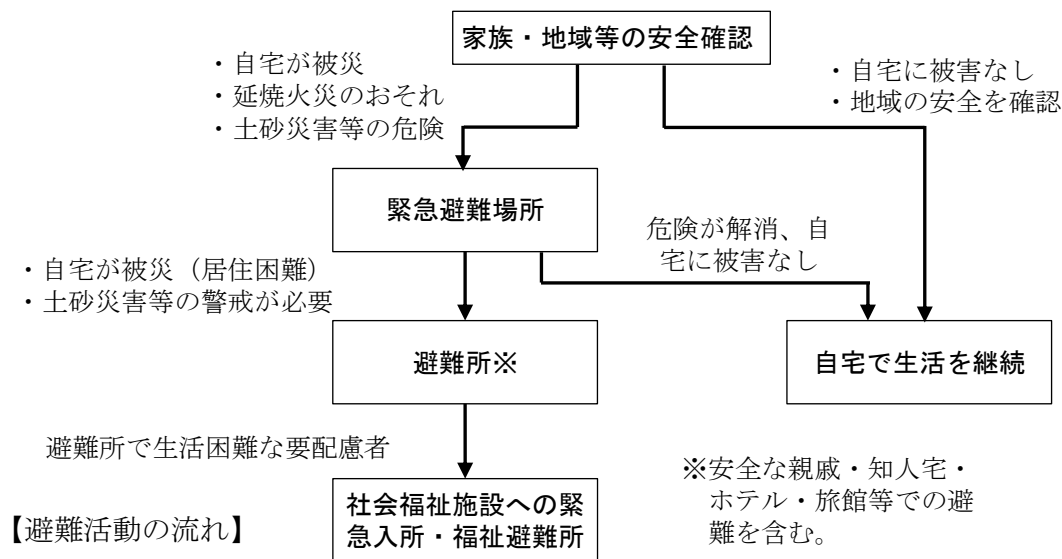
第5章 避難対策

第1節 避難活動

担当	【市】総務部・復興企画部・健康福祉部・こども未来部・教育委員会事務局
----	------------------------------------

地震発生時の避難活動は、次を基本とする。

- | |
|---|
| <p>(1) 地震発生直後に家族、住家、地域等の被害を確認する。(津波注意報・警報の発表の場合を除く)</p> <p>(2) 安全が確認された場合は、できるだけ自宅での生活を継続する。</p> <p>(3) 住家の被災、延焼火災の発生、土砂災害警戒区域等で異常発見等の場合は、緊急避難場所に避難する。</p> <p>(4) (3) の危険が解消した場合は、できるだけ自宅での生活を継続する。</p> <p>(5) 住家が被災した場合や、引き続き土砂災害等への警戒が必要な場合は、避難所を開設し収容する。</p> |
|---|



その他は、一般災害対策編 第1部第6章第1節を準用する。(p-112)

第2節 緊急避難場所・避難所の設置・運営

担当	【市】総務部・復興企画部・市民生活部・健康福祉部・こども未来部・商工観光部・関係各課・施設管理課
----	--

一般災害対策編 第1部第6章第2節を準用する。(p-117)

第3節 帰宅困難者対策

担当	【市】商工観光部
----	----------

一般災害対策編 第1部第6章第3節を準用する。(p-121)

第6章 医療（助産）救護活動

第1節 医療救護体制の確保

担当	【市】健康福祉部・総合病院
	【関係機関】相馬地方広域消防本部・相双保健福祉事務所・相馬郡医師会・相馬歯科医師会・南相馬市薬剤師会・福島県柔道整復師会

一般災害対策編 第1部第7章第1節を準用する。(p-122)

第2節 医療救護活動

担当	【市】健康福祉部・建設部・総合病院
	【関係機関】相馬地方広域消防本部・相双保健福祉事務所・相馬郡医師会・相馬歯科医師会・南相馬市薬剤師会・福島県柔道整復師会

一般災害対策編 第1部第7章第2節を準用する。(p-124)

第7章 飲料水・食料・生活必需品等の供給

第1節 自助・共助による飲料水等の確保

一般災害対策編 第1部第8章第1節を準用する。(p-126)

第2節 飲料水の供給

担当	【市】商工観光部・建設部 【関係機関】相馬地方広域水道企業団
----	-----------------------------------

一般災害対策編 第1部第8章第2節を準用する。(p-127)

第3節 食料の供給

担当	【市】商工観光部・農林水産部
----	----------------

一般災害対策編 第1部第8章第3節を準用する。(p-129)

第4節 生活必需品の供給

担当	【市】商工観光部
----	----------

一般災害対策編 第1部第8章第4節を準用する。(p-131)

第5節 物資の受入れ

担当	【市】総務部・商工観光部
----	--------------

一般災害対策編 第1部第8章第5節を準用する。(p-133)

第8章 緊急輸送対策

第1節 緊急輸送路等の確保

担当	【市】復興企画部・建設部・施設管理課 【関係機関】相双建設事務所・磐城国道事務所
----	---

一般災害対策編 第1部第9章第1節を準用する。(p-134)

第2節 緊急輸送活動

担当	【市】総務部・復興企画部・施設管理課
----	--------------------

一般災害対策編 第1部第9章第2節を準用する。(p-136)

第9章 警備活動

第1節 災害警備活動

担当	【関係機関】南相馬警察署
----	--------------

一般災害対策編 第1部第10章第1節を準用する。(p-138)

第2節 交通規制措置

担当	【関係機関】南相馬警察署
----	--------------

一般災害対策編 第1部第10章第2節を準用する。(p-140)

第3節 海上警備活動等

担当	【関係機関】福島海上保安部
----	---------------

一般災害対策編 第1部第10章第3節を準用する。(p-141)

第10章 障害物の除去及び災害廃棄物等の処理

第1節 障害物の除去

担当	【市】復興企画部・農林水産部・建設部 【関係機関】相双建設事務所・磐城国道事務所・福島海上保安部・相馬双葉漁業協同組合
----	--

一般災害対策編 第1部第11章第1節を準用する。(p-142)

第2節 災害廃棄物の処理

担当	【市】市民生活部
----	----------

一般災害対策編 第1部第11章第2節を準用する。(p-144)

第3節 し尿の処理

担当	【市】市民生活部
----	----------

一般災害対策編 第1部第11章第3節を準用する。(p-146)

第11章 防疫及び保健衛生

第1節 防疫

担当	市民生活部・健康福祉部
----	-------------

一般災害対策編 第1部第12章第1節を準用する。(p-147)

第2節 保健活動

担当	【市】市民生活部・健康福祉部・総合病院 【関係機関】相双保健福祉事務所・相馬郡医師会
----	---

一般災害対策編 第1部第12章第2節を準用する。(p-149)

第12章 応急住宅対策

第1節 危険度判定

担当	【市】建設部
----	--------

第1 被災建築物の応急危険度判定

市（建築住宅課）は、被災した建築物について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、被災建築物の応急危険度判定を実施する。

なお、実施に当たっては、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査等、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性、実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について周知する。

1 判定実施体制

市（建築住宅課）は、実施本部を設置し、判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定、判定実施計画の策定、判断士の確保、必要な資機材の準備を行う。

また、県及び相互応援協定等に基づいて応急危険度判定士の派遣、判定資機材の提供を要請する。

2 判定の実施

危険度判定は、病院、避難場所・避難所、市役所・区役所等の防災拠点施設を優先的に行い、次いで一般住宅の順で実施する。判定作業は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（財団法人日本建築防災協会）に基づき、目視点検により行う。

判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」に区分し、建物の入口にその結果を色紙で表示する。

第2 被災宅地の危険度判定

市（都市計画課）は、被災した宅地の二次災害を軽減、防止し、住民等の安全を図るために被災宅地や土砂災害危険箇所などの危険度判定を行う。

1 判定実施体制

市（都市計画課）は、県を通じて被災宅地危険度判定士の確保を要請する。

2 判定の実施

判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）等に基づき行い、判定結果を「危険宅地」「要危険宅地」「調査済宅地」に区分して表示する。

危険宅地と判定した場合は、住民に周知するとともに、避難指示、危険区域への立入制限措置を実施する。

第2節 応急仮設住宅等の供与

担当	【市】建設部
----	--------

一般災害対策編 第1部第13章第1節を準用する。(p-151)

第3節 住家の被害認定調査

担当	【市】総務部・市民生活部 【関係機関】相馬地方広域消防本部
----	----------------------------------

一般災害対策編 第1部第13章第2節を準用する。(p-154)

第13章 遺体対策

第1節 遺体の搜索

担当	【市】市民生活部 【関係機関】相馬地方広域消防本部・南相馬警察署・南相馬市消防団・福島海上保安部
----	---

一般災害対策編 第1部第14章第1節を準用する。(p-155)

第2節 遺体の収容及び遺体対策

担当	【市】市民生活部・総合病院・施設管理課 【関係機関】相馬地方広域消防本部・南相馬警察署・南相馬市消防団・相馬郡医師会・相馬歯科医師会
----	---

一般災害対策編 第1部第14章第2節を準用する。(p-156)

第3節 遺体の火葬・埋葬

担当	【市】市民生活部
----	----------

一般災害対策編 第1部第14章第3節を準用する。(p-157)

第14章 生活関連施設の応急対策

第1節 上水道施設の応急対策

担当	【市】総務部・建設部 【関係機関】相馬地方広域水道企業団
----	---------------------------------

一般災害対策編 第1部第15章第1節を準用する。(p-158)

第2節 下水道施設の応急対策

担当	【市】総務部・建設部
----	------------

一般災害対策編 第1部第15章第2節を準用する。(p-159)

第3節 電力供給施設の応急対策

担当	【市】総務部・復興企画部 【関係機関】東北電力(株)・東北電力ネットワーク(株)
----	---

一般災害対策編 第1部第15章第3節を準用する。(p-160)

第4節 ガス供給施設の応急対策

担当	【市】総務部・復興企画部 【関係機関】相馬ガス(株)
----	-------------------------------

一般災害対策編 第1部第15章第4節を準用する。(p-161)

第5節 通信施設の応急対策

担当	【市】復興企画部 【関係機関】東日本電信電話(株)
----	------------------------------

一般災害対策編 第1部第15章第5節を準用する。(p-162)

第6節 鉄道施設の応急対策

担当	【市】総務部・復興企画部・健康福祉部・関係各課 【関係機関】東日本旅客鉄道(株)
----	---

一般災害対策編 第1部第15章第6節を準用する。(p-163)

第15章 文教対策

第1節 小中学校の応急対策

担当	【市】教育委員会事務局
----	-------------

校長は、地震発生後に児童生徒の安全を確認するとともに、地震情報や市内の被害発生等の情報を収集し、情報を保護者等へ伝達する。

学区内に被害が発生し、下校の安全が確保できない場合は、学校において保護者等に引き渡す。

学校周辺での延焼火災等により学校が危険な場合は、安全な避難場所に誘導する。

放課後児童クラブの活動中の地震の場合は、児童クラブの責任者が同様の措置をとる。

その他については、一般災害対策編 第1部第16章第1節を準用する。(p-164)

第2節 幼稚園・保育園の応急対策

担当	【市】こども未来部
----	-----------

園長は、地震発生後に園児の安全を確認するとともに、地震情報や市内の被害発生等の情報を収集し、情報を保護者等へ伝達する。園児は基本的に園内で保護し、保護者等に引き渡す。

幼稚園周辺での延焼火災等により危険な場合は、安全な避難場所に誘導する。

その他については、一般災害対策編 第1部第16章第2節を準用する。(p-166)

第3節 文化財の応急対策

担当	【市】教育委員会事務局
----	-------------

一般災害対策編 第1部第16章第3節を準用する。(p-167)

第16章 要配慮者対策

第1節 要配慮者対策

担当	【市】健康福祉部・こども未来部 【関係機関】南相馬市社会福祉協議会
----	--------------------------------------

一般災害対策編 第1部第17章第1節を準用する。(p-168)

第2節 児童対策

担当	【市】こども未来部・教育委員会事務局
----	--------------------

一般災害対策編 第1部第17章第2節を準用する。(p-170)

第3節 外国人対策

担当	【市】商工観光部 【関係機関】南相馬市多文化共生センター
----	---------------------------------

一般災害対策編 第1部第17章第3節を準用する。(p-171)

第17章 ボランティアとの連携

第1節 ボランティアの受入れ

担当	【市】復興企画部・健康福祉部 【関係機関】南相馬市社会福祉協議会
----	-------------------------------------

一般災害対策編 第1部第18章第1節を準用する。(p-172)

第2節 ボランティア活動

担当	【市】健康福祉部・建設部 【関係機関】南相馬市社会福祉協議会
----	-----------------------------------

一般災害対策編 第1部第18章第2節を準用する。(p-173)

第18章 危険物施設等の応急対策

第1節 危険物施設応急対策

担当	【関係機関】相馬地方広域消防本部・取扱事業者
----	------------------------

一般災害対策編 第1部第19章第1節を準用する。(p-174)

第2節 火薬類施設応急対策

担当	【関係機関】相馬地方広域消防本部・取扱事業者
----	------------------------

一般災害対策編 第1部第19章第2節を準用する。(p-175)

第3節 高圧ガス施設応急対策

担当	【関係機関】相馬地方広域消防本部・取扱事業者
----	------------------------

一般災害対策編 第1部第19章第3節を準用する。(p-176)

第4節 毒物劇物施設応急対策

担当	【関係機関】相馬地方広域消防本部・取扱事業者
----	------------------------

一般災害対策編 第1部第19章第4節を準用する。(p-177)

第19章 災害救助法の適用

第1節 災害救助法の適用

担当	【市】復興企画部・関係各課
----	---------------

一般災害対策編 第1部第20章第1節を準用する。(p-179)

第2節 救助の種類等

担当	【市】復興企画部・関係各課
----	---------------

一般災害対策編 第1部第20章第2節を準用する。(p-181)

第 2 部 災害復旧計画

第1章 施設の復旧対策

第1節 災害復旧事業計画の作成

担当	【市】施設管理課
----	----------

一般災害対策編 第2部第1章第1節を準用する。(p-203)

第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

担当	【市】施設管理課
----	----------

一般災害対策編 第2部第1章第2節を準用する。(p-204)

第3節 激甚災害の指定

担当	【市】復興企画部・施設管理課
----	----------------

一般災害対策編 第2部第1章第3節を準用する。(p-206)

第4節 災害復旧事業の実施

担当	【市】施設管理課
----	----------

一般災害対策編 第2部第1章第4節を準用する。(p-207)

第2章 被災地の生活安定

第1節 被災者の支援

担当	【市】総務部・健康福祉部・建設部・関係各課 【関係機関】福島県・日本郵便（株）・県社会福祉協議会・福島労働局・相双公共職業安定所
----	---

一般災害対策編 第2部第2章第1節を準用する。(p-208)

第2節 事業者への支援

担当	【関係機関】福島県・県信用保証協会
----	-------------------

一般災害対策編 第2部第2章第2節を準用する。(p-211)

第3節 被災者台帳の作成

担当	【市】市民生活部
----	----------

一般災害対策編 第2部第2章第3節を準用する。(p-212)

南相馬市地域防災計画

【津波災害対策編】

【日本海溝・千島海溝周辺 海溝型地震防災対策推進計画】

目 次

第1部 津波災害対策編

第1章 応急活動体制	305
第1節 動員配備	305
第2節 活動体制	306
第2章 避難対策	307
第1節 災害情報の収集・伝達	307
第2節 避難活動	310

第2部 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1章 総則	313
第1節 推進計画の目的	313
第2節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	313
第2章 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項	314
第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	315
第1節 津波からの防護	315
第2節 津波に関する情報の伝達等	315
第3節 地域住民等の避難行動等	315
第4節 指定避難場所及び指定避難所の運営・安全確保	315
第5節 意識の普及・啓発	316
第6節 消防機関等の活動	316
第7節 上下水道、電気、ガス、通信	316
第8節 交通	316
第9節 管理等を行う施設等に関する対策	317
第10節 迅速な救助	317
第4章 関係者との連携協力の確保に関する事項	318
第1節 資機材、人員等の配備手配	318
第2節 物資の備蓄・調達	318
第5章 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項	319
第1節 後発地震への注意を促す情報の発表及び応急活動体制	319
第2節 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知	320
第3節 市の防災対応	321
第6章 防災訓練に関する事項	323
第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	324
第1節 市職員等に対する教育	324
第2節 住民等に対する教育・広報	325

第 1 部 津波災害対策編

第1章 応急活動体制

第1節 動員配備

第1 配備体制の確立

1 配備体制

市の配備体制は、次のとおりである。

配備体制 [本部]	配備基準	組織	配備要員
警戒配備体制	・津波予報区の「福島県」に津波注意報が発表されたとき ・北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき ・市長が必要と認めたとき	災害対策関係部課 ※災害対策本部組織に準じ各課連携して対応	災害対策関係部課で定める
第一次非常配備体制 [災害対策本部設置]	・津波予報区の「福島県」に津波警報が発表されたとき ・市長が必要と認めたとき	災害対策本部の組織	各班で定める。 [目安] 概ね12時間交代で応急対策が実施できる体制とする。
第二次非常配備体制 [災害対策本部設置]	・津波予報区の「福島県」に大津波警報が発表されたとき ・大規模な災害が発生した場合 ・市長が必要と認めたとき	災害対策本部の組織	市の総力を挙げて対処する体制とする（全職員）。

2 配備の決定

津波情報による自動配備を基本とする。ただし、市長から別に指示がある場合はこの限りでない。

第2 動員

一般災害対策編第1部第1章第1節第2の1から4を準用する。(p-84)

第2節 活動体制

第1 警戒配備体制

一般災害対策編第1部第1章第2節第2を準用する。(p-86)

第2 災害対策本部の設置・解散

1 災害対策本部の設置

市長は、大規模な災害の発生するおそれがあり、又は災害が発生し、その対策を要する場合は、災害対策本部を設置する。

津波警報・大津波警報が発表された場合は、自動的に設置する。

2 本部の設置場所、災害対策本部設置の通知、災害対策本部の解散

一般災害対策編第1部第1章第2節第3の2から4を準用する。(p-86)

第3 災害対策本部の運営

一般災害対策編第1部第1章第2節第4の1から4を準用する。(p-86)

第4 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、次のとおりである。

なお、災害応急対策の実施に当たって、職員不足等により十分な対応が困難な場合は、災害対策本部員会議等で調整の上、本部長の命により臨機な人員配置を行うものとする。

第2章 避難対策

※避難活動後の避難生活及び各種災害応急対策、災害復旧については、一般災害対策編に準ずるものとする。

第1節 災害情報の収集・伝達

担当	【市】総務部・復興企画部 【関係機関】相馬地方広域消防本部・福島地方気象台・南相馬警察署
----	---

第1 津波情報の収集・伝達

1 津波警報・注意報

気象庁から発表される大津波警報、津波警報又は津波注意報は、次のとおりである。本市が属する津波予報区は、「福島県」である。

なお、大津波警報は、特別警報に位置付けられている。

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 (高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、又、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

2 津波情報

気象庁は、大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報（注）	各津波予報区の津波の到達予想時刻（注2）や予想される津波の高さ（発表内容は前項「1 津波警報・注意報」の表に記載）を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（注3）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（注4）

（注1）気象庁ホームページでは、「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は「津波警報・注意報・予報」にまとめた形で発表する。

（注2）この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

（注3）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

（注4）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

3 津波予報

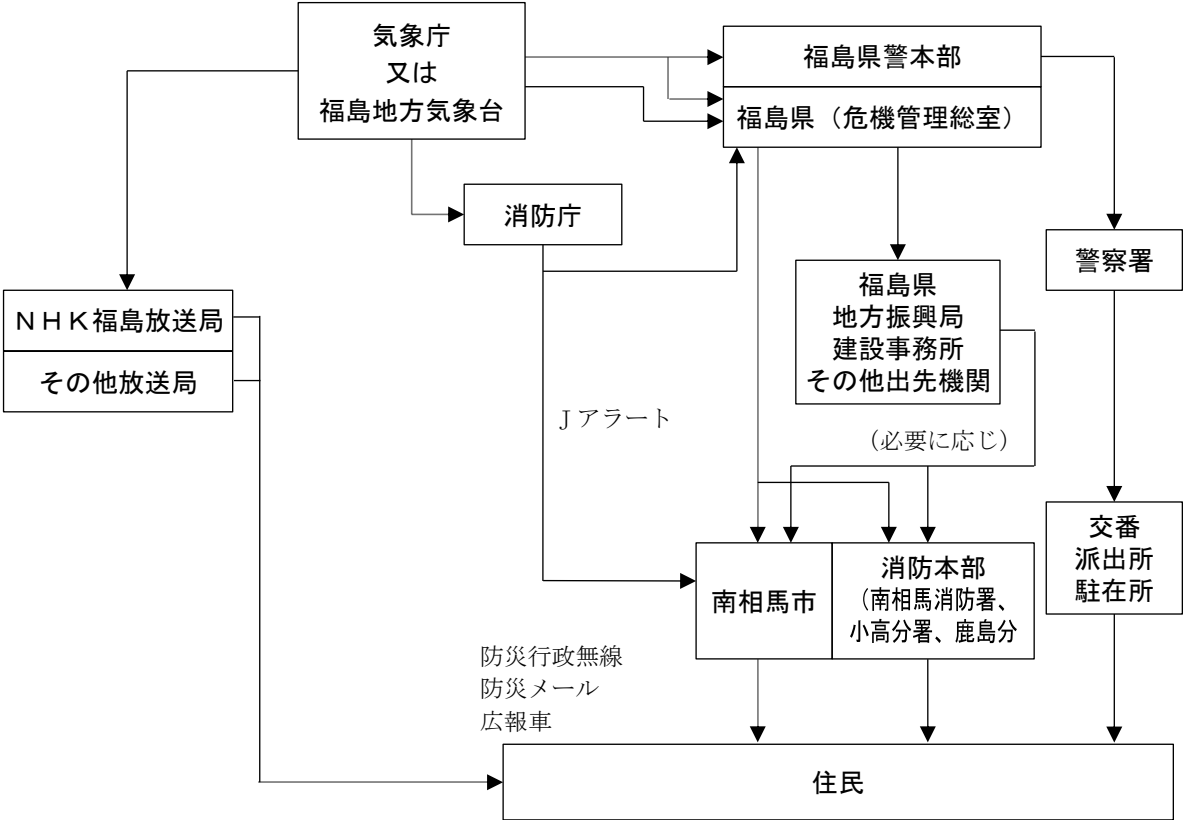
気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

発表される場合	内容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を、津波に関するその他の情報に含めて発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を、津波に関するその他の情報に含めて発表

第2 津波情報の伝達

津波情報の伝達系統は、次のとおりである。

市（秘書課・危機管理課）は、住民に対し、防災行政無線、防災メール等で伝達する。



第2節 避難活動

担当	【市】総務部・復興企画部・商工観光部・農林水産部・建設部・施設管理課 【関係機関】相馬地方広域消防本部・南相馬市消防団・相双建設事務所・南相馬警察署・磐城国道事務所・東日本旅客鉄道（株）
----	--

第1 津波の警戒

1 津波の警戒体制

消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）及び消防団は、津波注意報・警報が発表された場合、次の警戒体制をとる。

発表区分	警戒区域	区	警戒担当	通報及び連絡者	巡視者及び連絡者
注意報	津波危険区域一円	全区	消防署	消防署員	消防署員
警 報	村上海岸	小高区	小高区団第3分団	小高区団第3分団長	区団第3分団員
	角部内海岸				
	浦尻海岸				
	南右田海岸	鹿島区	鹿島区団第1・2分団	鹿島区団第1・2分団長	区団第1分団員
	烏崎地区海岸				区団第2分団員
	渋佐海岸	原町区	原町区団第1分団	原町区団第1分団長	区団第1分団員
	萱浜海岸		原町区団第3分団	原町区団第3分団長	区団第3分団員
	小沢海岸		原町区団第4分団	原町区団第4分団長	区団第3分団員
	北泉海岸				区団第4分団員

2 津波警戒の呼びかけ

消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）及び消防団は、担当区域において広報車や拡声器により、海岸付近にいる人やドライバーに津波の警戒及び避難を呼びかける。

市（危機管理課）は、防災行政無線や防災メールで、津波の警戒や危険区域からの避難を広報する。

3 海水浴客等の安全確保

市（観光交流課・都市計画課）は、海水浴場等沿岸施設の管理人等（常駐している者に限る。）に対し、津波注意報等が発表された際は、速やかに利用者へ津波への警戒や避難を呼びかけ、自らも命を守る避難行動をとるよう指導を徹底する。

4 沿岸部の水門操作従事者等の安全確保

市（農林整備課・土木課）は、水門操作等沿岸部での業務に従事する管理人等に対し、津波注意報等が発表された際は、速やかに命を守る避難行動をとるよう指導を徹底する。

5 津波の監視

消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）及び消防団は、津波浸水想定区域外の高台で津波を監視する。

第2 交通規制等

1 道路の交通規制

警察、道路管理者は、津波警報が発表された場合、浸水が想定される道路に規制点を設け、通行を規制し、迂回路を指示する。

2 公共交通機関

東日本旅客鉄道（株）、バス事業者は、津波警報が発表された場合、鉄道、バスの運行を停止する等の措置をとる。

第3 避難指示等の発令

1 避難指示等の発令

市長（秘書課・危機管理課）は、津波注意報・津波警報が発表された場合、避難区域等に対し、避難指示を発令する。

なお、遠地津波の場合は、避難指示に先立ち、高齢者等避難を発令し、避難行動要支援者の避難を促す。

2 避難指示等の伝達

市（秘書課・危機管理課）は、次の手段を用いて、避難指示を伝達する。

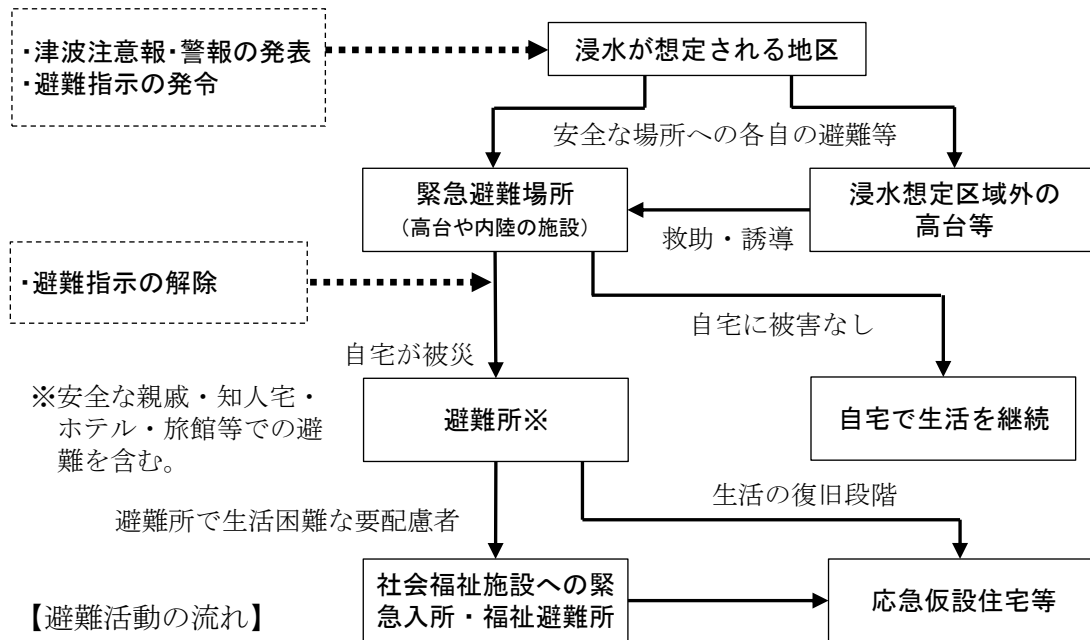
- | | | |
|-------------------|-----------|------------|
| (1) 防災行政無線及び戸別受信機 | (2) 防災メール | |
| (3) 緊急速報メール | (4) SNS | (5) ホームページ |
| (6) Lアラート | (7) 広報車 | |

第4 避難活動

1 津波避難の基本

津波避難の基本は、次のとおりである。

- | |
|---|
| (1) 地震の覚知、津波注意報・警報、避難指示を知った場合は、各自が安全な内陸部又は緊急避難場所を目指して避難する。 |
| (2) 避難先は津波一時避難場所（指定緊急避難場所）や指定避難所に限るものではない。普段から津波ハザードマップを確認し、安全な高台などの避難場所や避難経路を確認しておく。 |
| (3) 避難する場合は、できるだけ徒歩で避難する。身体の不自由な方を避難させる場合などやむを得ない場合のみ自動車を活用する。 |
| (4) 緊急避難場所など安全な場所に避難したら、避難指示が解除されるまで、決して戻らない。（その場に留まる。） |
| (5) 高台等に避難し孤立した場合は、ヘリコプターその他で救助又は誘導する。 |
| (6) 避難指示が解除され、津波浸水がない場合は、自宅での生活を継続する。 |
| (7) 住家が被災した場合は、避難所を開設し避難者を受け入れる。 |



2 避難誘導

津波からの緊急避難は、各自が行うことが原則である。

避難のため十分な時間がある場合は、市、消防職員、消防団員、警察官、自主防災組織・行政区等の住民が避難誘導を行うが、あくまで自身の安全確保を最優先とする行動を徹底しなければならない。

なお、避難行動要支援者の避難支援は、一般災害対策編を準用する。

3 高台からの救助

高台等に避難し孤立している場合は、ヘリコプターによる救助や消防団員等による誘導により、内陸の緊急避難場所に受け入れる。

緊急避難場所・避難所の設置・運営については、一般災害対策編 第1部第6章第2節を準用する。(p-117)

第2部 日本海溝・千島海溝周辺海溝型 地震防災対策推進計画

第1章 総則

第1節 推進計画の目的

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、地震防災対策の推進を図ることを目的とした計画である。

なお、地震・津波対策は全ての地震・津波に共通するものである。
そのため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に特有の「後発地震への注意を促す情報等」への対応以外は、各編を準用するものとする。

第2節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

地震防災に関し、防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱については、総則・災害予防対策編 第1部第2章第1節を準用する。（p-7）

第2章 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

担当	【市】総務部・復興企画部・市民生活部・健康福祉部・こども未来部・商工観光部・農林水産部・建設部・総合病院・農業委員会事務局・教育委員会事務局・関係各課・施設管理課
----	---

市（関係各課）は、地震・津波災害に強いまちづくりとして、都市防災機能の強化、建築物等の安全対策、津波避難施設、避難体制等の整備等を実施する。

整備の方針及び内容については、総則・予防対策編 第2部第1章及び第2章を準用する。（p-29）

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1節 津波からの防護

担当	【市】復興企画部・農林水産部・建設部 【関係機関】相馬地方広域消防本部・相双建設事務所・相双農林事務所・福島海上保安部
----	--

市（危機管理課・農林整備課・土木課）及び県は、津波の防御のため、防潮施設の整備及び施設の適正な管理、海岸防災林の整備等を行う。

整備の内容については、総則・予防対策編 第2部第1章第4節を準用する。（p-38）

第2節 津波に関する情報の伝達等

担当	【市】総務部・復興企画部 【関係機関】相馬地方広域消防本部・福島地方気象台・南相馬警察署
----	---

市（秘書課・危機管理課）は、気象庁から発表される津波に関する情報を住民等に伝達する。沖合の船舶、漁船等に対しては、第二管区海上保安本部及び福島海上保安部から、各関係機関を通じて、津波警報等が伝達される。

情報の伝達等の連絡体制については、津波災害対策編 第2章第1節を準用する。（p-307）

第3節 地域住民等の避難行動等

担当	【市】復興企画部・農林水産部・建設部・関係各課 【関係機関】相馬地方広域消防本部・相双建設事務所・相双農林事務所・福島海上保安部
----	---

市（危機管理課・関係各課）は、浸水想定区域の住民等の避難について、具体的かつ実践的な津波避難計画の作成等に努めるとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。

また、避難行動要支援者名簿を作成し、あらかじめ自主防災組織、消防団・民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の避難支援者に提供し避難体制を構築する。

以上の内容については、総則・災害予防対策編 第2部第1章第4節を準用する。（p-38）

第4節 指定避難場所及び指定避難所の運営・安全確保

担当	【市】総務部・復興企画部・市民生活部・健康福祉部・こども未来部・商工観光部・関係各課・施設管理課
----	--

市（危機管理課・関係各課）は、津波のおそれのある場合は、避難場所を開放し、また、被災者の一時的な生活の場として避難所を開設し、食料、生活必需品等の供給、その他の支援を行う。

避難場所及び避難所の開設、運営等については、一般災害対策編 第1部第6章第2節を準用する。（p-117）

第5節 意識の普及・啓発

担当	【市】復興企画部・教育委員会事務局
----	-------------------

市（危機管理課・関係各課）は、地域住民等が、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波発生時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、地震・津波等ハザードマップ、市民防災マニュアルを作成し配布するほか、市のホームページ、地域での防災訓練等により、意識の普及・啓発を図る。

以上の内容については、総則・災害予防対策編 第2部第3章第1節を準用する。（p-67）

第6節 消防機関等の活動

担当	【市】復興企画部 【関係機関】相馬地方広域消防本部・南相馬市消防団
----	--------------------------------------

市（危機管理課）は、津波避難計画の作成、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等に当たって、消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）、消防団等の多様な主体の参画により、それぞれ機関の役割を明確に示すこととする。

なお、消防本部における動員、配備及び活動計画は、消防計画に定めるところによる。

第7節 上下水道、電気、ガス、通信

担当	【市】総務部・復興企画部・建設部 【関係機関】相馬地方広域水道企業団・東北電力（株）・東北電力ネットワーク（株）・相馬ガス（株）・東日本電信電話（株）
----	--

ライフライン管理者は、ライフライン機能を維持するため、施設等の整備及び災害時の応急復旧を実施する。

これらライフラインの災害予防対策については、総則・災害予防対策編 第2部第2章第8節（p-63）、災害応急対策については、一般災害対策編 第1部第15章を準用する。（p-158）

第8節 交通

担当	【市】建設部 【関係機関】相双建設事務所・磐城国道事務所・南相馬警察署
----	--

警察は、地震・津波発生時に交通を規制する。県及び市等は、緊急輸送路を確保する。

交通規制については、一般災害対策編 第1部第10章第2節（p-140）、緊急輸送路の確保については、一般災害対策編 第1部第9章第1節を準用する。（p-134）

また、津波警報等の発表時の交通対策は、津波災害対策編 第2章第2節を準用する。（p-310）

第9節 管理等を行う施設等に関する対策

担当	【市】施設管理課
----	----------

市（施設管理課）は、地震・津波発生時に、管理する施設の利用者等を安全な避難場所等に誘導する。

社会福祉施設等においては、あらかじめ定められた避難確保計画等により、施設管理者が安全を確保する。

第10節 迅速な救助

担当	【市】復興企画部・商工観光部・農林水産部・建設部 【関係機関】相馬地方広域消防本部・南相馬市消防団
----	--

消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、消防団等と連携して被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動を実施する。

対策の内容については、次の各節を準用する。

救助・救助活動：一般災害対策編 第1部第5章第2節（p-110）

津波発生時における高台等の緊急避難場所の孤立者の救助：津波災害対策編 第2章第2節（p-310）

事前の準備：総則・災害予防対策編 第2部第2章第1節（p-52）

第4章 関係者との連携協力の確保に関する事項

第1節 資機材、人員等の配備手配

担当	【市】総務部・復興企画部・商工観光部・関係各課 【関係機関】相馬地方広域消防本部・南相馬市消防団
----	---

市（総務課・危機管理課・商工労政課・観光交流課・移住定住課・関係各課）は、発生時に必要な資機材、人員等について、法令及び相互応援協定等に基づき、国、県、市町村、関係団体等に要請し、確保する。

内容については、一般災害対策編 第1部第3章第1節を準用する。（p-99）

第2節 物資の備蓄・調達

担当	【市】総務部・復興企画部・建設部・施設管理課
----	------------------------

市（危機管理課）は、災害発生に備え、住民に対し、最低3日間、推奨1週間分の備蓄に努めるよう啓発を図る。公的備蓄については、想定東北太平洋沖地震の想定避難者数の3日分を目標として、公的備蓄を行う。

内容については、総則・災害予防対策編 第2部第2章第6節を準用する。（p-60）

なお、災害発生後の調達については、前節のとおりである。

第5章 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

第1節 後発地震への注意を促す情報の発表及び応急活動体制

第1 北海道・三陸沖後発地震注意情報

1 北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表

日本海溝・千島海溝沿いの領域で規模の大きな地震が発生すると、その地震の影響を受けて新たな大規模地震が発生する可能性が相対的に高まると考えられている。

このため、気象庁は、北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及び想定震源域に影響を与える外側のエリアで、Mw7.0以上の地震が発生した場合に、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を発表する。

当該情報の発表基準は、次のとおりとなっている。

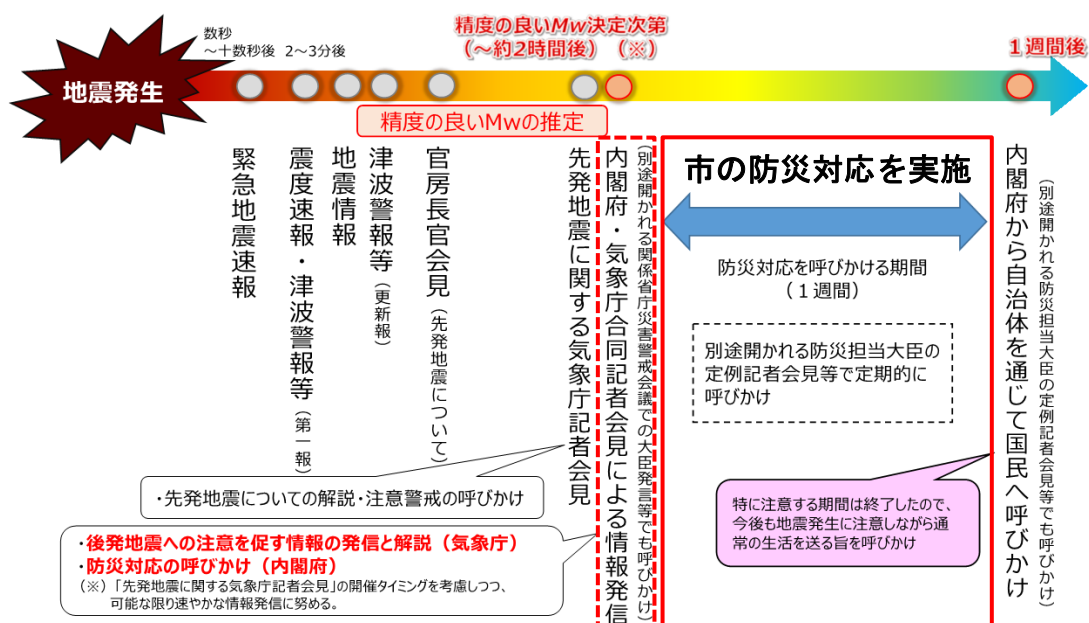
日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域及び想定震源域に影響を与える外側のエリアで Mw7.0 以上の地震が発生した場合。

なお、想定震源域に影響を与える外側のエリアで Mw7.0 以上の地震が発生した場合は、地震のモーメントマグニチュードに基づき想定震源域への影響を評価し、想定震源域に影響を与えると評価した場合に限る。

2 情報発表の流れ

気象庁において一定精度のモーメントマグニチュードを推定（地震発生後 15 分～2 時間程度）し、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発表基準を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれる。

合同記者会見では、気象庁から「北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表と解説」が行われ、その後に内閣府から「当該情報を受けてとるべき防災対応の呼びかけ」が行われる。



3 応急活動体制

市は、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合、警戒配備体制をしき、必要な職員を動員する。

また、事態の推移により、災害対策本部を設置する等、必要な体制をしく。

応急活動体制については、津波災害対策編 第1章第1節（p-305）、一般災害対策編 第1部第1章第1節及び第2節を準用する。（p-83）

第2節 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知

担当	【市】総務部・復興企画部・教育委員会事務局
----	-----------------------

市（秘書課・危機管理課・生涯学習課）は、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合、「当該情報を受けてとるべき防災対応の呼びかけ」等について、防災行政無線、防災メール、広報車等で住民に伝達する。

第3節 市の防災対応

担当	【市】復興企画部・教育委員会事務局・関係各課・施設管理課
----	------------------------------

第1 防災対応の基本

北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合、住民等は、次の防災対応をとることを基本とする。

- 1 後発地震に備え、地震への備えの再確認を行う。
- 2 通常的生活継続を基本とし、地震発生時に迅速な避難を行う。
- 3 自宅での生活継続が不安な場合は、各自が確保した親戚・知人宅等の避難先、又は、市が開放した避難場所に自主避難を行う。

第2 対応期間

防災対応の期間は、先発地震が発生し、後発地震への注意を促す情報が発信されてから1週間とする。

第3 市からの防災対応の呼び掛け

1 住民への呼び掛け

市（危機管理課・関係各課）は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合、住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認、避難をするための備え等の防災対応をとるよう呼び掛ける。

住民等に呼び掛ける内容は、次のとおりである。

- （1）家具、家電製品の固定、落下物の除去
- （2）備蓄の確認、不足分の確保
- （3）個々の病気・障がい等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備
- （4）非常持出品の常時携帯
- （5）避難場所・避難経路の確認
- （6）家族等との安否確認手段の取決め
- （7）地域の避難行動要支援者の避難体制の確認
- （8）自宅での生活が不安な場合は、市の開放した避難場所、親戚・知人宅等に避難すること 等

2 事業者への呼び掛け

市（危機管理課・施設管理課）は、事業者等に対し、日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の安全点検、避難誘導等の確認を呼び掛ける。

また、市の施設においても、施設・設備等の安全点検を実施する。

事業者に呼び掛ける内容は、次のとおりである。

- （1）機械、棚等の設備の転倒防止対策・点検等
- （2）情報収集・連絡体制の確認
- （3）施設利用者、従業員等への避難経路、避難場所等の周知 等

第4 自主避難の対応

市（危機管理課・教育総務課）は、災害応急対策をとるべき期間において、自宅での生活が不安な住民が避難できるよう、一部の避難場所を開放する。

なお、その場合の食料、生活物資等は、避難者が確保し持参するものとする。

第6章 防災訓練に関する事項

担当	【市】復興企画部・関係各課
----	---------------

市（危機管理課・関係各課）は、大規模な地震を想定した防災訓練を2年に1回以上実施するよう努める。

その際、津波警報等又は後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施する。

防災訓練の内容については、総則・災害予防対策編 第2部第3章第2節を準用する。（p-70）

第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

第1節 市職員等に対する教育

担当	【市】復興企画部
----	----------

市（危機管理課）は、職員等に対し、次の内容の防災教育を実施する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">（1）地震及び津波に関する一般的な知識（2）日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識（3）日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識（4）後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容（5）後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識（6）後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割（7）日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題 |
|---|

第2節 住民等に対する教育・広報

担当	【市】復興企画部
----	----------

市（危機管理課）は、東日本大震災の教訓、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により想定される被害等を踏まえ、防災意識の普及・啓発に努める。

また、津波からの避難を始めとして、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう、次の内容の教育・広報を実施する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 地震及び津波に関する一般的な知識(2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識(3) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容(4) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識(5) 正確な情報の入手方法(6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容(7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識(8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識(9) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容及び実施方法(10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施(11) 防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品 |
|--|

南相馬市地域防災計画

【原子力災害対策編】

目 次

第1章 総則	327
第1節 計画の目的及び位置付け	327
第2節 計画の運用	328
第3節 災害の想定	329
第4節 原子力災害対策重点区域の範囲	330
第5節 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施	332
第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	335
第7節 本県以外で発生した原子力災害への対応	340
第2章 原子力災害事前対策	341
第1節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議等	341
第2節 国、県等との連携	342
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	343
第4節 情報の収集・連絡体制等の整備	344
第5節 緊急事態応急体制の整備	347
第6節 避難活動体制の整備	351
第7節 飲食物の出荷制限、摂取制限等	354
第8節 緊急輸送活動体制の整備	355
第9節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備	356
第10節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	357
第11節 業務継続の取り組み	358
第12節 原子力防災等に関する知識の普及・啓発及び国際的な情報発信	359
第13節 防災業務関係者の人材育成	360
第14節 防災訓練等の実施	361
第15節 災害復旧への備え	363
第3章 緊急事態応急対策	364
第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	364
第2節 活動体制の確立	372
第3節 屋内退避、避難等の防護措置	377
第4節 治安の確保及び火災の予防	384
第5節 飲食物の出荷制限、摂取制限等	385
第6節 緊急輸送活動	386
第7節 救助・救急、消火及び医療活動	387
第8節 住民等への的確な情報伝達活動	388
第9節 自発的支援の受入れ等	390
第10節 行政機関の業務継続に係る措置	391
第4章 原子力災害中長期対策	392
第1節 緊急事態解除宣言後の対応	392
第2節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	393
第3節 放射性物質による環境汚染への対処	394
第4節 各種制限措置の解除	395
第5節 災害地域住民に係る記録等の作成	396

第6節	被災者等の生活再建等の支援	397
第7節	風評被害等の影響の軽減	398
第8節	被災中小企業等に対する支援	399
第9節	心身の健康相談体制の整備	400

第 1 章 総則

第 1 節 計画の目的及び位置付け

第 1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号、以下「原災法」という。）に基づき、廃止措置が決定された原子炉施設及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）に基づき原子力事業者が運搬に使用する容器から放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第 2 計画の位置付け

本計画は、本市の原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画、「原子力災害対策指針」（以下「対策指針」という。）及び福島県地域防災計画、防災関係機関が作成する防災業務計画との緊密に連携を有したものである。

第 2 節 計画の運用

第 1 計画の作成・修正に際し遵守すべき指針

本計画の作成又は修正に際しては、原災法第 6 条の 2 第 1 項の規定により、原子力規制委員会が定める「対策指針」を基本としつつ、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第 64 条の 2 に定める特定原子力施設に指定された福島第一原子力発電所の状況なども十分考慮して対応する。

第 2 計画の周知徹底

本計画は、市民、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては市民への周知を図る。

また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期す。

第 3 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は市の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更する。

第3節 災害の想定

第1 原子力施設

本計画の基礎となる災害の想定は、廃止措置が決定された福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所において重大な事故等が発生し、それに伴う放射性物質又は放射線の放出により生じる原子力災害とする。

【本計画で対象とする原子力施設】

原子力発電所	東京電力ホールディングス株式会社※ 福島第一原子力発電所
	東京電力ホールディングス株式会社※ 福島第二原子力発電所

※以下「東京電力HD(株)」という。

なお、特定原子力施設である福島第一原子力発電所については、対策指針において、「他の実用発電用原子炉施設とは異なり、新たな緊急事態の発生を合理的に想定することはできず、周辺住民が受ける放射線影響は、他の実用発電用原子炉施設と比べて十分小さい」とされている。

第2 複合災害への対応

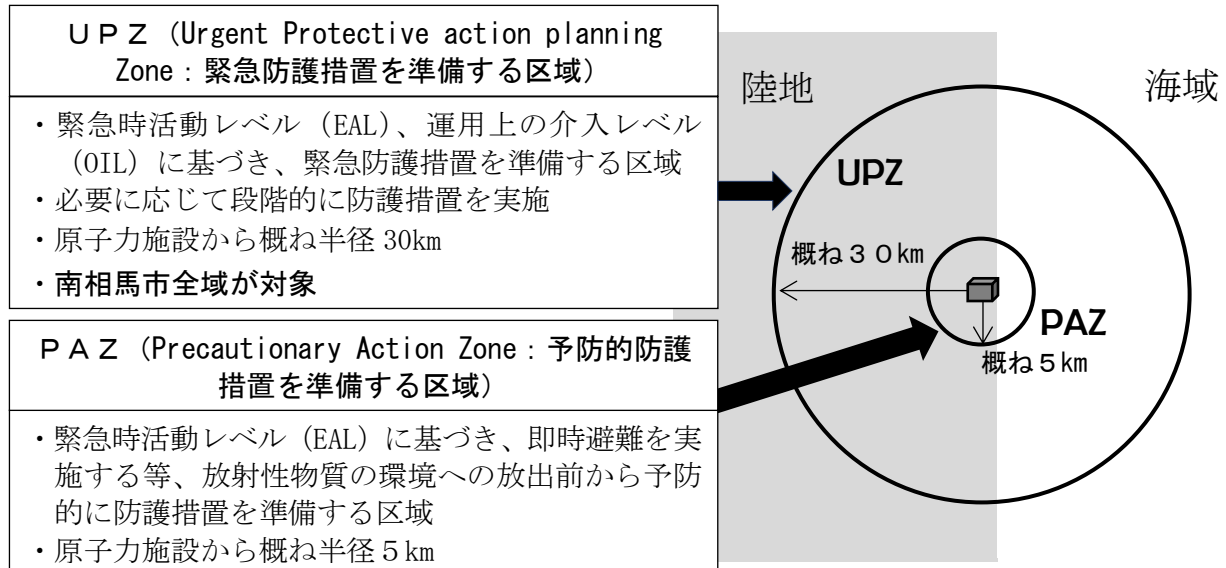
本計画は、原子力災害のみの単独災害のほか、地震や津波等との複合災害も対象とするが、原子力災害以外の災害による想定は、総則・災害予防対策編に拠るものとする。

第4節 原子力災害対策重点区域の範囲

第1 原子力災害対策重点区域

住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくことが必要となる。この対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点区域」という。

原子力災害対策重点区域として、PAZとUPZの2つが設定される。



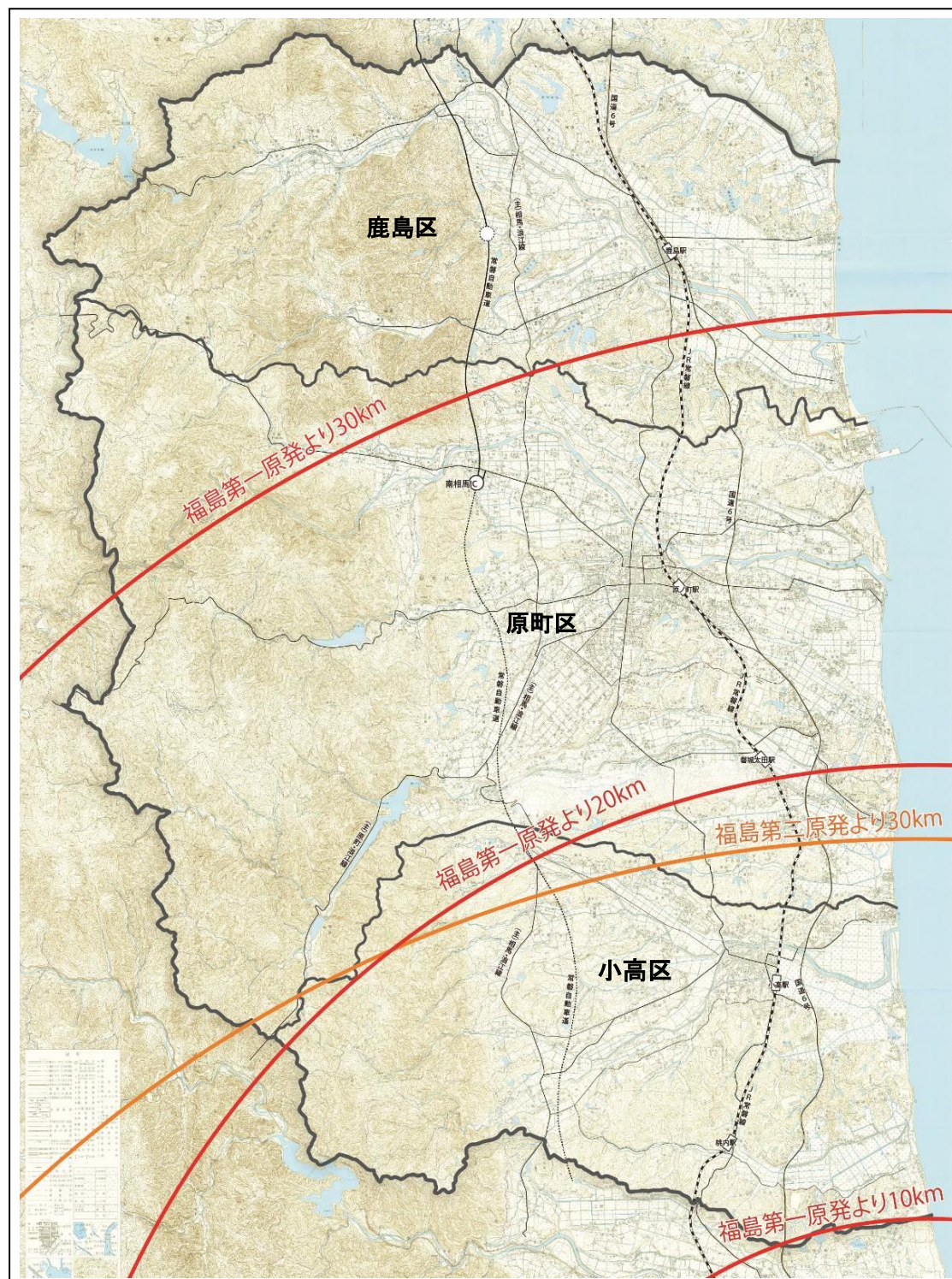
第2 本市の区域設定

本市域は、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所から、30km 圏内に含まれているため、市全域を「緊急防護措置を準備する区域（UPZ）」とする。

なお、特定原子力施設である福島第一原子力発電所に係る重点区域としては、対策指針によりPAZは設定されていない。

【原子力災害対策重点区域】

東京電力HD(株) 福島第一原子力発電所	【緊急防護措置を準備する区域（UPZ）】 南相馬市全域
東京電力HD(株) 福島第二原子力発電所	



第5節 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

第1 防護措置の基本

住民を放射線の影響から防護するための防護措置は、緊急事態区分、重点区域（PAZ・UPZ）、判断基準（EAL・OIL）等の組み合わせに応じて実施する。

1 放射性物質放出前

原子力災害が発生した初期対応段階においては、緊急事態の区分により予防的防護措置を実施する。

原子力災害の緊急事態の区分は、次の3段階に区分されている。

緊急事態の区分	緊急時活動レベル
警戒事態	公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある状態
施設敷地緊急事態	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた状態
全面緊急事態	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた状態

また、緊急事態区分のどの段階に該当するか判断を原子力事業者が判断するための基準として、深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル（EAL）を次のとおり設定している。

区分	福島第一原子力発電所・福島第二原子力発電所共通	福島第一原子力発電所（1、2、5、6号機）、福島第二原子力発電所（1～4号機）	福島第一原子力発電所（3、4号機）※1
警戒事態	○発電所所在町で震度6弱以上の地震が発生した場合 ○福島県において大津波警報が発表された場合	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できない、または当該貯水槽の水位を一定時間以上測定できない場合	—
施設敷地緊急事態	敷地境界付近において、 $5\mu\text{Sv/h}$ 以上（※2）の放射線量を検出した場合	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2mの水位まで低下した場合	—
全面緊急事態	敷地境界付近において、 $5\mu\text{Sv/h}$ 以上（※2）の放射線量を2地点以上又は10分間以上継続して検出した場合	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下した場合	—

※1 福島第一原子力発電所の3、4号機については、使用済燃料貯蔵槽から使用済燃料の取り出しが完了しているため、使用済燃料貯蔵槽の水位によるEALの適用が除外されている。

※2 福島第一原子力発電所の場合は、3カ月平均のバックグラウンド＋ $5\mu\text{Sv/h}$ 以上

※3 対策指針に記載されている基準を掲載しており、各事業所において個別のEALを設定している。

2 放射性物資放出後

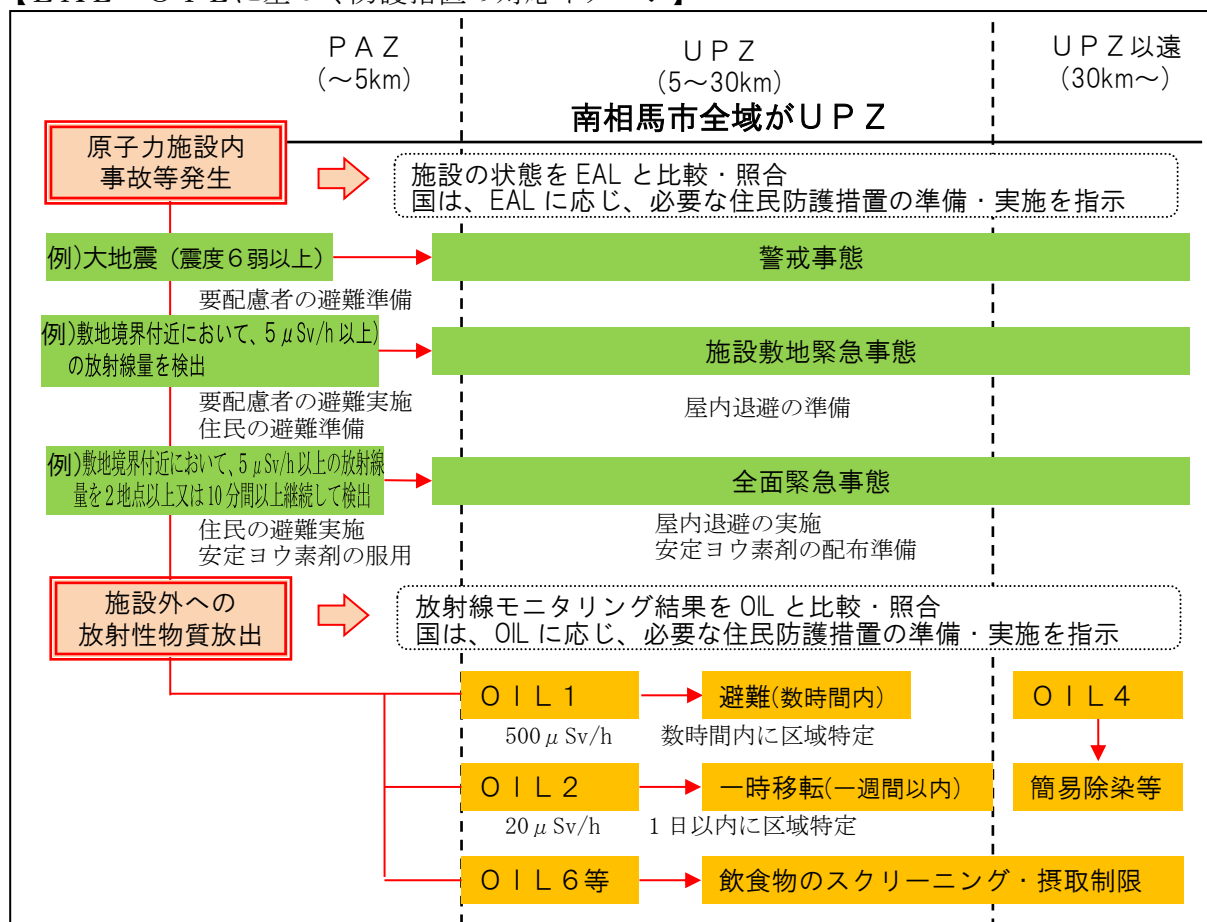
放射性物質放出後は、緊急時モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。

※運用上の介入レベル（OIL）は、第3章第3節第1を参照のこと。

第2 市での防護措置

各原子力施設の災害に際し、市が行う防護措置は、次の図表のとおりである。

【EAL・OILに基づく防護措置の対応イメージ】



【本市における防護措置等】

判断基準		南相馬市		
		福島第一原子力発電所での災害		避難指示区域でない区域
		避難指示区域でない区域	避難指示区域	
原子力施設の状況に応じた判断 (EAL)	警戒事態	—	・一時立入を中止 ・避難指示区域に一時立入している住民等の退去準備	—
	施設敷地緊急事態	屋内退避を準備	一時立入している住民等の退去開始	屋内退避を準備
	全面緊急事態	屋内退避を開始	—	・屋内退避を開始 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等) ・避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備

				(避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染場所の確保等)
空間放射線量率の実測値に応じた判断 (O I L)	500 μ Sv/h (O I L 1)	数時間以内を目処に区域を特定し、避難を実施	—	数時間以内を目処に区域を特定し、避難を実施
	20 μ Sv/h (O I L 2)	1 日以内を目処に区域を特定し、一週間程度内に一時移転を実施	—	1 日以内を目処に区域を特定し、一週間程度内に一時移転を実施

第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、市及び防災関係機関等が処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

第1 南相馬市

事務又は業務の大綱	
南相馬市	1 住民に対する原子力防災対策に関する広報及び原子力防災に携わる者の教育訓練に関すること。 2 通信連絡網の整備に関すること。 3 原子力防災対策の実施に必要な諸設備、資機材の整備に関すること。 4 原子力発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること。 5 事故状況の把握及び連絡に関すること。 6 県の緊急時モニタリング活動の協力に関すること。 7 住民の退避、避難及び立入制限に関すること。 8 県の原子力災害医療活動に対する協力に関すること。 9 飲食物の摂取制限等に関すること。 10 輸送車両の確保及び必需物資の調達に関すること。 11 各種制限措置等の解除に関すること。 12 損害賠償請求等に必要な資料の整備に関すること。
南相馬市 教育委員会	1 児童、生徒に対する放射線等に係る知識の普及に関すること。 2 児童、生徒の安全の確保に関すること。 3 退避、避難等に係る学校施設の提供に関すること。 4 小・中学校及び県立学校への災害情報の伝達、広報に関すること。
南相馬市立総合病院	原子力災害医療活動に対する協力に関すること。

※ 南相馬市では、南相馬市立総合病院が「原子力災害拠点病院」として位置付けられている。

第2 相馬地方広域消防本部

事務又は業務の大綱	
	1 広報車等による住民に対する広報に関すること。 2 住民避難等の誘導に関すること。 3 救急、救助活動の実施に関すること。 4 防護対策地区の防火活動に関すること。

第3 福島県

事務又は業務の大綱	
福島県	1 県民に対する原子力防災対策に関する広報及び原子力防災に携わる者の教育訓練に関すること。 2 緊急時通信連絡網の整備に関すること。 3 原子力防災対策の実施に必要な諸設備、資機材の整備に関すること。

	4 原子力発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること。 5 事故状況の把握及び連絡に関すること。 6 緊急時モニタリングに関すること。 7 緊急時モニタリング体制の整備・維持に関すること。 8 市町村が行う住民の退避、避難等に対する助言及び支援に関すること。 9 原子力災害医療活動に関すること（いわき市保健所が担う業務を除く）。 10 飲食物の摂取制限等に関すること。 11 輸送車両の確保及び必需物資の調達に関すること。 12 汚染物質の除去等に関すること。 13 各種制限措置等の解除決定の調整に関すること。 14 市町村の原子力防災対策に対する指導及び助言に関すること。 15 防災関係機関との連絡調整に関すること。
福島県教育庁	1 県内の小・中学校及び県立学校に対する放射線等に係る知識の普及に関すること。 2 児童、生徒の安全確保に関すること。 3 退避、避難等に係る学校施設の提供に関すること。 4 小・中学校及び県立学校への災害情報の伝達、広報に関すること。
福島県警察本部 南相馬警察署	1 情報の収集及び関係機関への連絡並びに住民等への伝達に関すること。 2 避難の誘導及び屋内退避等の呼びかけに関すること。 3 交通の規制及び緊急輸送の支援に関すること。 4 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持に関すること。

第4 指定地方行政機関

機関	事務又は業務の大綱
東北管区警察局	1 災害状況の把握と報告連絡に関すること。 2 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関すること。 3 関係職員の派遣に関すること。 4 関係機関との連絡調整に関すること。
東北財務局 福島財務事務所	1 民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関すること。 2 地方公共団体に対する災害融資に関すること。 3 災害発生時における国有財産の無償貸与等に関すること。
東北厚生局	災害状況の情報収集、通報、関係職員の派遣及び関係機関との連絡調整。
東北農政局	1 農作物、家畜等の汚染対策及び除染措置の指導に関すること。 2 農業関係被害状況の収集及び報告に関すること。 3 応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。
関東森林管理局	1 国有林野等の被害状況に関する情報の収集及び提供に関すること。 2 国有林野内の放射性物質の汚染対策に関すること。

東北経済産業局	1 工業用水道の応急・復旧対策に関すること。 2 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給に関すること。 3 産業被害状況の把握及び被災事業者への支援に関すること。
東北地方環境事務所	原子力発電所の災害に関する情報収集及び防災に係る協力に関すること。
関東東北産業保安監督部東北支部	電気の安全確保に関する指導監督に関すること。
東北運輸局福島運輸支局	1 交通施設等の被害、公共交通機関の運行（航）状況等に関する情報収集及び伝達に関すること。 2 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること。
東京航空局 福島空港出張所	1 航空機の安全航行に関すること。 2 原子力発電所上空の飛行規制に関すること。
福島地方気象台	1 気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
福島海上保安部	1 船舶に対する広報に関すること。 2 海上における治安の維持に関すること。 3 海上における緊急時モニタリングに対する協力に関すること。 4 海上における救助・救急に関すること。 5 緊急輸送を行うための支援に関すること。
東北総合通信局	電気通信の確保及び非常通信の運用監督に関すること。
東北地方整備局 磐城国道事務所	1 国道の通行確保に関すること。 2 道路情報表示による災害情報の提供に関すること。
福島労働局	1 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。 2 労働災害調査、労働者の労災補償に関すること。

第5 自衛隊

機関	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 東北方面総監部 海上自衛隊 航空自衛隊	1 災害応急救護に関すること。 2 空からの緊急時モニタリングに対する協力に関すること。 3 海上における緊急時モニタリングに対する協力に関すること。 4 原子力災害医療活動に対する協力に関すること。

第6 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関	事務又は業務の大綱
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発 機構	1 原子力災害医療活動に関すること。 2 専門機関との連携強化に関すること。 3 専門家の派遣に関すること。 4 緊急時モニタリング体制の整備に関すること。 5 避難の際の住民等に対する避難退域時検査支援に関すること。 6 住民相談窓口の設置等に関すること。 7 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）に関すること。
国立研究開発法人 日本原子力研究開発 機構	1 関係機関との連携強化に関すること。 2 専門家の派遣に関すること。 3 緊急時モニタリング体制の整備に関すること。 4 避難の際の住民等に対する避難退域時検査支援に関すること。 5 住民相談窓口の設置等に関すること。 6 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）に関すること。
東日本電信電話（株） 福島支店 NTTコミュニケーションズ（株） （株）NTTドコモ 東北支社 KDDI（株） ソフトバンク（株）	1 通信の確保に関すること。 2 災害時優先電話に関すること。 3 仮設回線の設置に関すること。
東日本旅客鉄道（株） 仙台支社福島支店	救援物質及び避難者の輸送の協力に関すること。
日本赤十字社福島県 支部	1 災害・被ばく医療調整チーム等への派遣に関すること。 2 義援金の募集に関すること。
日本放送協会福島放送 局 福島テレビ（株） （株）福島中央テレビ （株）福島放送 （株）テレビユー福島 （株）ラジオ福島 （株）エフエム福島 （株）福島民報社 福島民友新聞（株）	1 災害情報及び各種指示の伝達に関すること。 2 原子力防災に関する知識の普及に関すること。
日本通運（株） 福山通運（株） 佐川急便（株） ヤマト運輸（株） 西濃運輸（株） （公社）福島県バス協会 福島交通（株）	緊急輸送に対する協力に関すること。

新常磐交通（株） 会津乗合自動車（株） （公社）福島県トラック 協会（相双支部）	
東日本高速道路（株） いわき管理事務所	1 利用者に対する事故情報及び各種措置の伝達に関する事 2 緊急輸送に対する協力に関する事 3 高速道路の通行確保（緊急交通路指定時を含む）に関する事
（一社）福島県医師 会、（公社）福島県診療 放射線技師会	原子力災害医療活動に対する協力に関する事

第7 東京電力HD（株）

事務又は業務の大綱
1 原災法に基づく届出、通報連絡、業務計画の作成等に関する事 2 原子力施設の防災管理に関する事 3 従業員等に対する教育、訓練に関する事 4 関係機関に対する情報の提供に関する事 5 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関する事 6 緊急時モニタリング活動に対する協力に関する事 7 原子力災害医療活動に関する事 8 県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関する事

第8 その他の公共的団体

機関	事務又は業務の大綱
ふくしま未来農業協 同組合 相馬双葉漁業協同組合 （鹿島支所） 原町商工会議所 小高商工会 鹿島商工会	1 事故情報及び各種措置の伝達に関する事 2 農畜水産物の出荷制限に関する事 3 燃料の備蓄及び緊急車両、重要施設への燃料の優先的な供給に 関する事
（一社）相馬郡医師 会、相馬歯科医師会、 相馬薬剤師会	原子力災害医療活動に対する協力に関する事
相馬ガス（株） 原町地区エルピーガス 保安協議会	1 災害時における防災広報、施設の点検等予防処置に関する 事 2 ガス消費設備の安全指導の徹底に関する事 3 応急燃料の確保に関する事 4 被災地におけるガス供給の確保に関する事 5 被災ガス供給施設の被害調査及び復旧に関する事

第7節 本県以外で発生した原子力災害への対応

市は、県外で原子力災害が発生した場合、原子力規制委員会の判断を踏まえ、住民の安全を確保するため、本計画に定める対策等に準拠して事務又は業務を行う。

第2章 原子力災害事前対策

第1節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議等

担当	【市】復興企画部
----	----------

第1 原子力事業者防災業務計画との整合

市（危機管理課）は、原子力事業者が作成又は修正する原子力事業者防災業務計画について、県から意見聴取を受けた時は、市地域防災計画と整合性を考慮し、速やかに意見を文書で回答する。

第2 原子力事業者の県への届出内容の受領

市（危機管理課）は、原子力事業者が県に届け出た、原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について、県から写しが送付されてきた場合には受領する。

第2節 国、県等との連携

担当	【市】復興企画部
----	----------

第1 地域原子力防災協議会との連携

福島地域においては、関係府省庁、県、市町村等を構成員等とする「福島地域原子力防災協議会」が設置され、要配慮者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事業者の協力内容についての検討及び具体化を検討している。

市（危機管理課）は、この検討内容を踏まえ、市地域防災計画、避難計画の具体化・充実化に努める。

第2 原子力防災専門官との連携

市（危機管理課）は、本計画の作成、原子力事業者の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）の防災拠点としての活用、周辺住民に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む。）、広域連携などを含めた緊急時の対応等について、原子力防災専門官と密接な連携を図り実施する。

【原子力防災専門官】

原災法第30条に基づき内閣府に設置され、オフサイトセンターに常駐して、平常時は原子力事業者防災業務計画作成に係る指導・助言等を行い、緊急事態が発生した際は、初動時において現地事故対策連絡会議の議長として、事故等情報の集約や地方公共団体の応急措置に係る助言、防災関係機関との調整などの業務に当たる。

第3 上席放射線防災専門官との連携

市（危機管理課）は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、県や関係市町村等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等について、県と連携し、必要に応じて地区の担当として指定された上席放射線防災専門官と連携を図り実施する。

【上席放射線防災専門官】

平常時は、オフサイトにおける環境放射線モニタリングに係る業務及び原子力事業者の放射線測定設備の検査等の業務を行っている。

緊急事態が発生した際は、関係自治体の協力を得ながら、緊急時モニタリングセンターの立ち上げと県の監視センター等と協力して緊急時モニタリング活動の統率・企画調整を実施する。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

担当	【市】総務部・復興企画部
----	--------------

第1 関係機関、企業等との協定締結

市（危機管理課）は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進める。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送、廃棄物の処理及び医薬品の供給等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

第2 関係機関や民間事業者との連携

市（公有財産管理課・企画課）は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

第3 市有財産、国有・県有財産の有効活用

市（公有財産管理課・企画課）は、避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進にあたり、市有財産等の有効活用を図るとともに、市内にある国有・県有財産についても有効活用できるよう、国及び県に協力を要請する。

第4節 情報の収集・連絡体制等の整備

担当	【市】総務部・復興企画部
----	--------------

市は、国、県、原子力事業者及びその他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

第1 情報の収集・連絡体制の整備

1 市と関係機関相互の連携体制の確保

市（企画課）は、国、県、原子力事業者及びその他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保する。

また、市と東京電力HD（株）との間で「原子力発電所に関する通報連絡要綱」に基づき、国、県、原子力事業者その他関係機関等に周知できるよう、連携体制を確保する。

- （1）東京電力HD（株）からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）
- （2）防護対策に関係する社会的状況把握のための情報収集先（電気、ガス、輸送、通信及び医療その他の公益的事業を営む法人等）
- （3）防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段及び通常的意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
- （4）関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

2 機動的な情報収集体制

市（被災者支援課・コミュニティ推進課）は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

3 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

市（危機管理課）は、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど職員の派遣体制を整備する。

4 東北地方非常通信協議会との連携

市（危機管理課）は、東北地方非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有線・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

5 移動通信系の活用体制

市（危機管理課）は、関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線及びアマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。

6 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

市（企画課）は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

第2 情報の分析整理

1 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市（危機管理課）は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努め、かつ、必要に応じ専門家の意見を活用する体制の整備に努める。

2 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市（危機管理課）は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。

また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び県と連携して、情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化の推進に努める。

3 防災対策上必要とされる資料

市（危機管理課）は、国、県、原子力事業者その他関係機関と連携して応急対策の的確な実施に資するため、以下の資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、オフサイトセンターに適切に備え付け管理する。

また、市は社会環境に関する資料等を災害対策本部を設置する本庁舎及び市長が指定する代替施設に適切に備え付ける。

【整備を行うべき資料】

（1）原子力施設（事業所）に関する資料

- ① 原子力事業者防災業務計画※
- ② 原子力事業所の施設の配置図

※の資料については、国がオフサイトセンターに備え付ける資料から、必要なものの写しを災害対策本部に備え付ける。

（2）社会環境に関する資料

- ① 種々の縮尺の周辺地図
- ② 周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別、要配慮者の概要及び統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）
- ③ 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート及び空港等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表及び滑走路の長さ等の情報を含む。）
- ④ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、受入能力及び移動手段等の情報を含む。）
- ⑤ 周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園・保育所、学校、診療所、病院、老人福祉施設及び障がい者施設）に関する資料（原子力事業所との距離、方位等についての情報を含む。）
- ⑥ 原子力災害医療施設（原子力災害拠点病院、原子力災害医療協力機関）に関する資料（位置、受入能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）
- ⑦ オフサイトセンター周辺地域の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法

（3）放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料

- ① 周辺地域の気象資料（過去の周辺測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等）
- ② モニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定 of 候補地点図及び環境試料採取の候補地点図
- ③ 線量推定計算に関する資料
- ④ 平常時環境放射線モニタリングに関する資料
- ⑤ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
- ⑥ 農林水産物の生産及び出荷状況

（4）防護資機材等に関する資料

- ① 防護資機材の備蓄・配備状況
- ② 避難用車両の緊急時における運用体制

- ③ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況
- (5) 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料
 - ① 原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統及び関係者名リストを含む）
 - ② 原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先及び連絡手段など）
 - ③ 状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制表
- (6) 避難に関する資料
 - 避難計画（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）

第3 通信手段の確保

通信手段・経路の多様化等については、総則・災害予防計画編第2部第2章第2節を準用する。
(p-53)

第5節 緊急事態応急体制の整備

担当	【市】総務部・復興企画部・市民生活部・関係各課 【関係機関】相馬地方広域消防本部
----	---

第1 緊急事態に対応した体制の整備

対策指針では、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」の3つに区分し、各区分における、原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割が定められている。

市（危機管理課）は、緊急事態の各段階における対応について、具体的な体制やとるべき措置について検討する。

第2 原子力発電所に係る通報連絡に関する協定による通報

市と県及び東京電力HD(株)は、「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺市町村の安全確保に関する協定」（以下「福島第一周辺協定」という。）を締結しており、別に定められた「原子力発電所に関する通報連絡要綱」に基づき、次の連絡がなされる。

市（危機管理課）は、この通報を受領した場合の対応について検討する。

【東京電力HD(株)からの通報連絡事項】

定期的に連絡する事項	(1) 発電所の廃止措置等の進捗状況 (2) 発電所の定期検査の実施計画及びその実施結果 (3) 発電所の停止状況 (4) 発電所の工事計画の概要 (5) 放射性廃棄物の放出及び保管状況並びに放射線業務従事者の被ばく状況 (6) 核燃料の保管状況 (7) 放射性物質で汚染された廃棄物等の保管状況 (8) 品質保証活動の実施状況
事前に連絡する事項	(1) 核燃料を輸送するとき。 (2) 放射性固体廃棄物を敷地外に搬出するとき。 (3) 福島第一立地協定第3条並びに福島第二立地協定第2条の規定による事前了解及び福島第一周辺協定第3条の規定による事前説明の対象となるものを除き、原子炉等規制法に基づく（福島第一原発においては実施計画の変更に伴う）施設の変更（一部施設の廃止を含む。）をしようとするとき。 (4) 前号の規定による通報の対象となるものを除き、中長期ロードマップに基づく取組として、敷地利用の変更、設備等の設置を行うとき。 (5) その他必要と認められる事項
発生後直ちに連絡する事項	(1) 発電所の防災業務計画に定める「警戒事態」に該当する事象が発生したとき、原災法第10条第1項及び第15条第1項に規定する事象が発生したとき、並びに第25条第1項に規定する措置を講じたとき。 (2) 核燃料（溶融燃料を含む。）の冷却機能（原子炉注水を含む。）が停止したとき。 (3) 原子炉格納容器内への窒素封入設備が停止したとき。 (4) モニタリングポストにおいて、放射線量の有意な上昇を検出したとき。 (5) 放射性物質（放射性廃棄物を含む。）の輸送中に事故があったとき。 (6) 放射性物質（放射性廃棄物を含む。）の盗取又は所在不明が生じたとき。

	(7) 原子炉施設に故障があったとき。 (8) 非常用炉心冷却装置が作動したとき。(起動信号が発信したときを含む。) また、この場合、配管破断の有無を確認したとき。 (9) 原子炉内で異物を発見したとき。 (10) 放射性廃棄物の排出濃度が法令に定める濃度限度等を超えたとき。 (11) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域外で漏えいしたとき。 (12) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域内で漏えいした場合において人の立入制限等の措置を講じたとき。 (13) 放射線業務従事者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。ただし、線量当量限度以下の被ばくであっても、被ばく者に対して特別の措置を必要とするときも同様とする。 (14) 敷地内において火災が発生したとき。 (15) 原子炉施設に関し人の障害（放射線以外の障害であって軽微なものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 (16) 前各号のほか発電所敷地内で起きた事故であって周辺住民に不安を与えるおそれがあるとき。 (17) その他必要と認められる事項
--	--

第3 災害対策本部体制等の整備

1 準備体制

市（関係各課）は、国又は県より情報収集事態の連絡があった場合等において、速やかに職員を招集し対応できるように、必要な要員の配置等を定める。

2 警戒体制・災害対策本部体制

市（危機管理課）は、本部を迅速・的確に設置・運営できるよう、本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制及び本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定める。現地災害対策本部についても同様の準備を行う。

また、防護対策の実施に備え、防護対策の指示を行うための体制や、意思決定者への情報の連絡方法と、不在時の代理者をあらかじめ定める。

第4 オフサイトセンターにおける体制

1 オフサイトセンターにおける立ち上げ準備体制

市（危機管理課）は、国及び県と協力して、オフサイトセンターにおける立ち上げ準備を迅速に行えるよう、職員の派遣体制、必要な資機材等の整備等を行う。

(1) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

国が「現地事故対策連絡会議」をオフサイトセンターにおいて開催する際、市の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員の指定、オフサイトセンターへの派遣手段等を定める。

(2) 原子力災害合同対策協議会への職員の派遣体制

市（危機管理課）は、オフサイトセンターの原子力災害合同対策協議会のもとに設置される「機能班」に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定める。

【原子力災害合同対策協議会】

同協議会は、国の現地災害対策本部、県及び市町村のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、量子科学技術研究開発機構及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席する。

また、この会議のもとに、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う「機能班」を設け、国、県、関係周辺都道府県、市町村、関係機関及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置する。

2 オフサイトセンターの活用

市（危機管理課）は、原災法第12条の規定により、オフサイトセンターの指定又は変更について、内閣総理大臣から意見を求められた場合は、意見を提出する。

また、国及び県とともにオフサイトセンターを地域における原子力防災の拠点として、訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用する。

第5 長期化に備えた動員体制の整備

市（総務課）は、国、県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備する。

第6 防災関係機関相互の連携体制

市（危機管理課）は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、原子力事業者及び原子力防災関係機関等と原子力防災体制について相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。

また、屋内退避や避難時に必要な助言や応援を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法、連絡先の共有など、必要な準備を整える。

第7 庁内の連絡体制の強化

市（イノベ政策課）は、災害対策本部に情報の集約を図るため、情報の一元化、共有化の体制を整える。

また、本庁と各区役所や出先機関との連絡がスムーズに行えるよう、日頃から通報訓練を行う。

第8 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

相馬地方広域消防本部は、消防の応援について他市町村との協定の締結を行うなど、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努める。

また、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口及び連絡の方法の整備に努める。

第9 広域的な応援協力体制の拡充・強化

市（企画課）は、国及び県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング等の場所等に関する広域的な応援体制について、県の協力のもと、市町村間の応援協定締結の促進を図り、次の必要な準備を整える。

- (1) 応援先・受援先の指定
- (2) 応援・受援に関する連絡・要請の手順
- (3) 災害対策本部との役割分担・連絡調整体制
- (4) 応援機関の活動拠点
- (5) 応援要員の集合・配置体制
- (6) 資機材等の集積・輸送体制及び後方支援等

第10 緊急時モニタリング体制等

市（環境政策課）は、緊急時モニタリングにおける、県等の関係機関との協力のあり方について整理するとともに、連絡体制を構築する。

【緊急時モニタリングセンター】

緊急時モニタリングのために、原子力規制委員会の統括により、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは、原子力規制委員会、関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等の要員により編成され、これらの要員が連携して緊急時モニタリングを実施する。

第11 専門家の派遣要請手続き

市（企画課）は、原子力事業者から施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合に備え、事態の把握のため、原災法10条第2項に基づき、必要に応じて国に対し専門的知識を有する職員の派遣要請に係る手続きを定める。

第12 放射性物質による環境汚染への対処のための整備

市（企画課・危機管理課）は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備を行う。

第13 複合災害に備えた体制の整備

市（危機管理課）は、国及び県と連携し、複合災害（同時又は連続して2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えの充実を図る。

第14 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

市（総務課・公有財産管理課）は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、県及び原子力事業者と相互の連携を図る。

第6節 避難活動体制の整備

担当	【市】総務部・復興企画部・健康福祉部・こども未来部・総合病院・教育委員会事務局・関係各課・施設管理課
----	--

第1 避難計画の作成

市（危機管理課）は、国、県及び原子力事業所の協力のもと、国の指示又は市独自の判断に基づき、住民の安全かつ迅速な屋内退避及び避難誘導を行うため避難計画を改定する。

なお、計画の改定にあたり、次の内容等を考慮する。

- (1) 避難計画の改定に当たっては、県が改定した広域避難計画に基づき見直す。
- (2) 対策指針に基づき原子力施設状況に応じた段階的な避難や緊急時モニタリングによる空間放射線率等の値により避難を実施するまでの間は、屋内退避を行うことを基本とする。
- (3) 更なる避難を避けるため、避難先は重点区域外とする。
- (4) 市境を越えた広域の避難計画の策定においては、国及び県が中心となって市と受入先市町村との間の調整を図る。
- (5) 地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう努める。

第2 一時集合場所等の整備等

1 一時集合場所等の整備

市（危機管理課・施設管理課）は、学校及び体育館等の公共施設等を対象に、一時集合場所をあらかじめ指定する。指定に当たっては、施設の放射線に対する遮蔽効果や駐車場の整備状況、地震や津波等との複合災害時の安全性等をできる限り考慮するものとし、住民への周知徹底を図る。

2 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保

市（公有財産管理課）は、県と協力し、広域避難も想定して、住民等の避難誘導・移送に必要な拡声器や車椅子などの避難誘導用移送用資機材及び広報車両等の確保に努める。

3 コンクリート屋内退避施設の整備

市（危機管理課・関係各課）は、県と連携し、コンクリート屋内退避施設について予め調査し、具体的なコンクリート屋内退避施設の整備に努める。

4 広域一時滞在に係る応援協定の締結

市（危機管理課）は、県と連携し、原子力災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定める。

第3 避難行動要支援者に関する措置

総則・災害予防対策編第2部第3章第4節を準用する。（p-74）

第4 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備

1 避難誘導・移送体制の整備

市（社会福祉課・長寿福祉課・関係各課）は、県の協力のもと、必要に応じて避難誘導や搬送・受入れ体制の整備を図る。

また、市（社会福祉課・長寿福祉課・関係各課）は、県の助言のもと、要配慮者避難支援計画の整備に努める。

なお、避難誘導に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意する。

2 要配慮者利用施設の体制の整備

（1）医療機関

病院等医療機関の管理者は、県及び市と連携し、避難所（転院先）、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保及び避難時における医療の維持方法等について定めた避難計画を作成する。

（2）社会福祉施設

介護保健施設、障がい者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県及び市と連携し、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保及び関係機関との連携方策等について定めた避難計画を作成する。特に、入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図る。

第5 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、市及び県と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒（以下「生徒等」）の安全を確保するため、避難所、避難経路、誘導責任者及び誘導方法等について定めた避難計画を作成する。

また、市（教育総務課・学校教育課）は、保護者との間で生徒等の保護者への引渡しに関するルールを定めるよう促す。

第6 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成

集客施設、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県、市と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。

第7 住民等の避難状況の確認体制の整備

市（被災者支援課・コミュニティ推進課）は、屋内退避又は避難のための立退きの指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制を整備する。

また、住民の避難状況を把握するために、平常時から行政区長や自主防災組織リーダー等との連絡方法を定める。

なお、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市災害対策本部に避難先及び連絡先を報告するよう住民等に周知するなど、避難状況の確実な把握に努める。

第8 居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組

みの整備

市（被災者支援課）は、県の支援の下、市外に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、国が整備する被災者の所在地等の情報を市と避難先の市町村が共有する仕組みを整備する。

第9 警戒区域を設定する場合の計画の策定

市（危機管理課）は、国及び県と連携して警戒区域を設定する場合に備え、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定し、必要な資機材や人員等を確保する。

第10 一時集合場所等・避難方法等の周知

市（秘書課・危機管理課）は、避難、避難退域時検査、安定ヨウ素剤の配布等の場所、避難誘導方法、屋内での退避等の安全確保措置の方法等について、日ごろから住民への周知徹底に努める。

また、避難の迅速な実施のため、事態の経過に応じて住民等に提供すべき情報についてあらかじめ整理する。さらに、市民防災マニュアル（防災手帳）等を通じて、避難計画の周知を行う。

第7節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

担当	【市】商工観光部・農林水産部・建設部
----	--------------------

市（商工労政課・観光交流課・移住定住課・農政課・水道課）は、国、県及び関係機関と協議し、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制をあらかじめ定める。

さらに、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の、住民への飲食物の供給体制も定める。

第8節 緊急輸送活動体制の整備

担当	【市】総務部・建設部
----	------------

第1 専門家の移送体制の整備

市（総務課）は、量子科学技術研究開発機構、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）について、県があらかじめ定める場合には、これに協力する。

第2 緊急輸送路の確保体制等の整備

市（土木課）は、市の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努める。

また、市（土木課）は、県及び県警察と協力し、緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図る。

第9節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

担当	【市】総務部・復興企画部・健康福祉部・建設部・総合病院・関係各課・施設管理課
----	--

第1 救助・救急活動用資機材の整備

市（危機管理課）は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努める。

第2 救助・救急機能の強化

市（総合病院）は、県及び原子力事業者と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

第3 原子力災害医療活動体制等の整備

市（健康政策課・健康づくり課・総合病院）は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、避難退域時検査及び簡易除染等原子力災害医療についての協力体制の整備を図る。

第4 安定ヨウ素剤の服用体制の整備

市（危機管理課・健康政策課・健康づくり課・関係各課）は、対策指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の配布服用に備え、学校や公民館等の適切な場所への備蓄や、緊急時の配布の手順や体制を整備する。

第5 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

市（公有財産管理課・企画課）は、国及び県と協力し、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための資機材を整備する。整備に当たっては、国、県及び原子力事業者と相互に情報交換を行う。

第6 物資の調達、供給活動体制の整備

市（危機管理課・施設管理課）は、国、県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合を想定し、必要とされる食料その他の物資について、備蓄・調達・輸送体制を整備し、供給計画を定める。

なお、備蓄については、総則・災害予防対策編第2部第2章第6節を準用する。（p-60）

第10節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

担当	【市】総務部・復興企画部
----	--------------

住民等への情報伝達体制の整備については、総則・災害予防対策編第2部第2章第2節を準用する。(p-53)

なお、原子力災害の特殊性に鑑み、市（秘書課・危機管理課）は、福島第一原子力発電所の事故に伴う他市町村からの避難者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、避難元市町村との役割分担について明確にする。

第11節 業務継続の取り組み

担当	【市】総務部・復興企画部
----	--------------

市（公有財産管理課・危機管理課）は、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれた場合に備えて、県の協力又は市独自の協定締結による代替施設の確保に努める。

なお、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえ、業務継続計画の改定を行う。

第12節 原子力防災等に関する知識の普及・啓発及び国際的な情報発信

担当	【市】総務部・復興企画部・教育委員会事務局
----	-----------------------

第1 普及・啓発の内容

市（秘書課・危機管理課・デジタル推進課）は、国、県及び原子力事業者と協力して、次に掲げる事項について広報活動を実施し、原子力防災に関するわかりやすい知識の普及と啓発に努める。

- （1）放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- （2）原子力施設の概要に関すること。
- （3）原子力災害とその特性に関すること。
- （4）放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- （5）原子力災害時に、市、国及び県等が講じる対策の内容に関すること。
- （6）安定ヨウ素剤の服用に関すること。
- （7）原子力災害時における情報、指示等の伝達方法に関すること。
- （8）避難に関すること（コンクリート造り屋内退避施設、指定避難所、避難経路、避難退域時検査及び簡易除染、甲状腺被ばく線量モニタリング、避難手段等）。
- （9）要配慮者への支援に関すること。
- （10）原子力災害時にとるべき行動及び留意事項に関すること。
- （11）親戚・知人宅等の市が指定した避難所以外に避難した場合にとるべき行動に関すること（市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡）。
- （12）避難所での運営管理、行動等に関すること。
- （13）その他必要と認める事項

なお、その際には、要配慮者へ十分に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点にも配慮するよう努める。

また、県、国と連携して、過去に起こった大規模災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

第2 防災教育

市（危機管理課・学校教育課）は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施する。

第3 国際的な情報発信

市（秘書課）は、国及び県と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努める。

第13節 防災業務関係者の人材育成

担当	【市】復興企画部
----	----------

市（危機管理課）は、国及び県と連携し、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進するなど、人材育成に努める。

また、国及び防災関係機関と連携して、次に掲げる事項等に関する研修を、必要に応じ実施するとともに、訓練等において、研修成果を具体的に確認するなど、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図る。

- （１）原子力防災体制及び組織に関すること。
- （２）原子力施設の概要に関すること。
- （３）原子力災害とその特性に関すること。
- （４）放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- （５）モニタリング実施方法、機器、モニタリングにおける気象情報の活用に関すること。
- （６）原子力防災対策上の諸設備に関すること。
- （７）緊急時に市、県及び国等が講じる対策の内容
- （８）緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- （９）原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること。
- （10）その他緊急時対応に関すること。

第14節 防災訓練等の実施

担当	【市】復興企画部・関係各課
----	---------------

第1 訓練計画の策定

1 訓練計画の策定

市（危機管理課・関係各課）は、国、県及び原子力事業者等関係機関の支援のもと、次の防災活動について訓練の実施計画の企画立案を県と共同又は市独自に行う。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> （1）原子力災害対策本部等の設置運営訓練 （2）オフサイトセンターへの参集、立ち上げ、運営訓練 （3）緊急時通信連絡訓練 （4）緊急時モニタリング訓練 （5）原子力災害医療訓練 （6）周辺住民に対する情報伝達訓練 （7）周辺住民避難訓練 （8）消防活動訓練・人命救助活動訓練 |
|--|

2 国の訓練への参画

原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練に市が含まれる場合、市（危機管理課・関係各課）は、市が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画する。

第2 訓練の実施

1 訓練等の実施

市（危機管理課・関係各課）は、実施計画に基づき、国、県及び原子力事業者等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的に実施する。

2 総合的な防災訓練の実施

市（危機管理課・関係各課）は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の実施計画に基づき、必要に応じ住民の協力を得て、国、県及び原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施する。

第3 実践的な訓練の工夫と事後評価

市（危機管理課・関係各課）は、訓練を実施するにあたり、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫する。

- （1）参加者に事前にシナリオを知らせない訓練
- （2）訓練開始時間を知らせない訓練
- （3）机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練
- （4）図上演習の方法論の活用 等

また、訓練の実施に当たっては、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行う。

訓練終了後には、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組む。

また、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しも行う。

第15節 災害復旧への備え

担当	【市】市民生活部
----	----------

市（環境政策課）は、災害復旧に資するため、国及び県と協力して放射性物質の除染等に関する資料の収集・整備等を図る。

第3章 緊急事態応急対策

本章は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示す。

なお、これら以外の場合であっても、市が設置している環境放射線モニタリングポストの値などにより、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

担当	【市】総務部・復興企画部・市民生活部・関係各課
----	-------------------------

第1 情報収集事態が発生した場合

原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室及び県は、情報収集事態（立地町における震度5弱又は震度5強の地震、原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれのある核物質防護情報等の通知）が発生した場合、次により連絡を行う。

※参照 通報連絡系統図（情報収集事態・警戒事象及び特定事象が発生した場合）

1 国が行う連絡

原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県及び関係市町村に対して情報提供を行う。

原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室は、県及び関係市町村に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡する。

2 県が行う連絡

県は、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係市町村及び関係する指定地方公共機関に連絡する。

3 市の対応

市（企画課・危機管理課）は、原子力規制委員会又は県から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合又は警戒事象に先行する事象の発生について原子力事業者から通報・連絡を受けた場合、その他市長が必要と認めた場合、直ちに警戒配備体制を立ち上げ、国、県及び関係機関と緊密な情報交換を行うとともに、通報連絡を受けた事項について、必要に応じて本計画に定める防災関係機関等に連絡する。

第2 警戒事態が発生した場合

原子力発電所において、原災法第10条に基づく特定事象には至っていないものの、その可能性がある事故・故障又はそれに準じる事故・故障等が発生した場合には、警戒事態として、防災関係機関相互において、次により通報連絡を行う。

※参照 通報連絡系統図（情報収集事態・警戒事象及び特定事象が発生した場合）

1 原子力事業者からの通報連絡

原子力事業者の原子力防災管理者は、警戒事態が発生した場合、県をはじめ官邸（内閣官房）、

原子力規制委員会、関係市町村、関係機関等へ連絡する。

2 国が行う連絡

原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害（立地町における震度6弱以上の地震、立地町沿岸を含む津波予報区における大津波警報）を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び県に対し情報提供を行う。

また、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、県及び関係市町村に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう、次の要請を行う。その際、併せて気象情報を提供する。

状況	国からの要請先・要請事項
警戒事態に該当する自然災害が発生した場合	① 関係地方公共団体 ・連絡体制の確立等の必要な体制をとること
警戒事態に該当する原子力施設の重要な故障等が発生した場合	① 県 ・緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備協力 ・緊急時モニタリングセンターの準備 ② P A Zを含む町 ・施設敷地緊急事態要避難者※の避難準備（避難先、輸送手段の確保等） ・施設敷地緊急事態要避難者※の安定ヨウ素剤の配布準備 ③ 避難指示区域を含む市町村（南相馬市） ・一時立入の中止及び一時立入している住民等の退去準備 ④ U P Z外の市町村 ・施設敷地緊急事態要避難者※の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力

※施設敷地緊急事態要避難者・・・避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者、妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者をいう。

3 県が行う連絡

県は、原子力規制委員会若しくは原子力事業者から通報・連絡を受けた場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、関係市町村及び関係する指定地方公共機関に連絡する。

4 市の対応

市（企画課・危機管理課）は、原子力事業者、国、県から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合、その他市長が必要と認めた場合には、直ちに災害対策本部を設置する。

また、警戒事態の発生を認知したことについて、本計画に定める指定地方公共機関等に連絡する。

第3 施設敷地緊急事態が発生した場合

原子力発電所において、原災法第10条に基づく特定事象を発見した場合には、施設敷地緊急事態として、防災関係機関相互において、次により通報連絡を行う。

※参照 通報連絡系統図（情報収集事態・警戒事象及び特定事象が発生した場合）

1 原子力事業者からの通報連絡

原子力事業者の原子力防災管理者は、原災法第10条に定める特定事象発見又は発見の通報を受けた場合、直ちに、原災法に定める様式により、国、県、関係市町村、警察本部等、海上保安部及び消防本部等、自衛隊、原子力防災専門官等にFAXを送付し、電話確認を行う。

なお、電話等による連絡が困難な場合、連絡員を県及び関係市町村に派遣する。

さらに、第2報以降についても、定期又は随時、通報するよう努める。

2 国が行う連絡

原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言の判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について官邸、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部及び住民等に連絡する。

また、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、次の要請を行う。

要請先	要請内容
P A Zを含む町	- 施設敷地緊急事態要避難者の避難実施。 - 施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）
避難指示区域を含む関係市町村（南相馬市）	一時立入している住民等の退去開始
U P Zを含む関係市町村（南相馬市）	住民等の屋内退避の準備
U P Z外の市町村	- 避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ - 施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力

3 原子力防災専門官等が行う連絡

原子力保安検査官は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、また、原子力防災専門官は、収集した情報等を整理し、県、関係市町村に連絡する。

また、原子力防災専門官は、現地における情報の収集を行うとともに、国、県、関係市町村、事業者、関係機関等で構成される現地事故対策連絡会議において連絡・調整等を行う。

4 県が行う連絡

県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、次の連絡を行う。

（１）県は、発電所からの特定事象発生等の通報、国〔原子力規制委員会、原子力防災専門官〕からの連絡、その他必要と思われる事項について、関係市町村及び防災関係機関等に直ちに連絡する。

（２）県は、発電所からの通報がない状態において、県が設置しているモニタリングポスト等により特定事象発生の通報を行うべき数値（５マイクロシーベルト／時）の検出を発見した場合は、直ちに原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官に連絡する。

また、避難指示区域については、バックグラウンドの毎時放射線量を考慮し、毎時放射線量（３ヶ月平均）＋５マイクロシーベルト／時検出時とされている。

なお、県から連絡を受けた原子力防災専門官は、施設の状況を確認し、その結果を県、関係市町村に連絡する。

(3) 県は、国〔原子力規制委員会、原子力防災専門官〕、関係市町村、防災関係機関との間において、発電所から通報を受けた事項、各々が行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にする。

5 関係市町村・警察本部・消防本部が行う連絡

関係市町村、警察本部、消防本部は、発電所からの特定事象発生等の通報又は国〔原子力規制委員会〕及び県からの連絡等を受けた場合、直ちに関係する所属機関等に対し連絡を行う。

6 市の対応

市（企画課・危機管理課）は、特定事象の発生について通報連絡を受けた場合、その他市長が必要と認めた場合、直ちに災害対策本部を設置し、原子力施設、国及び県から通報連絡を受けた事項について、本計画に定める指定地方公共機関等のほか、関係する所属機関等に対しても連絡する。

第4 全面緊急事態が発生した場合

発電所において、発生した特定事象が原災法第15条の規定に該当した場合には、防災関係機関相互において、次により通報連絡を行う。

※参照 通報連絡系統図（情報収集事態・警戒事象及び特定事象が発生した場合）

1 原子力事業者からの通報連絡

発電所において、発生した特定事象が原災法第15条の規定に該当した場合、直ちに、国、県、関係市町村、警察本部等、海上保安部及び関係市町村を管轄する消防本部等に対し、通報文書を、FAXを送付し、電話確認を行う。

さらに、その後の事故の状況についても、定期又随時、関係機関に報告する。

また、県災害対策本部及びオフサイトセンターの原子力現地災害対策本部にも連絡する。

なお、電話等による連絡が困難な場合、連絡員を県及び関係市町村に派遣する。

2 国が行う連絡

内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出するとともに、緊急事態応急対策を実施すべき市町村長及び知事に対し、避難又は屋内退避等の緊急事態応急対策に関する事項の指示等を文書で連絡する。

なお、国〔現地対策本部又は災害対策本部〕は、事態の変化により、対象の市町村及び緊急事態応急対策の内容を変更したときは、当該市町村長及び知事に対し、その指示等を文書で連絡する。

また、原子力災害対策本部は、次の指示等を行う。

要請先	要請内容
P A Zを含む町	・住民等の避難実施
U P Zを含む関係市町村（南相馬市）	・住民等の屋内退避の開始 ・O I Lに基づく住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）
U P Z外の市町村	・避難した住民の受入れ ・必要に応じて、屋内退避

3 県が行う連絡

県は、発電所から特定事象が原災法第15条に該当した場合の報告、国〔原子力災害対策本部〕からの緊急事態応急対策に関する事項の指示及び緊急時モニタリング情報や、その他必要と思われる事項等について、関係市町村及び関係機関に直ちに連絡する。

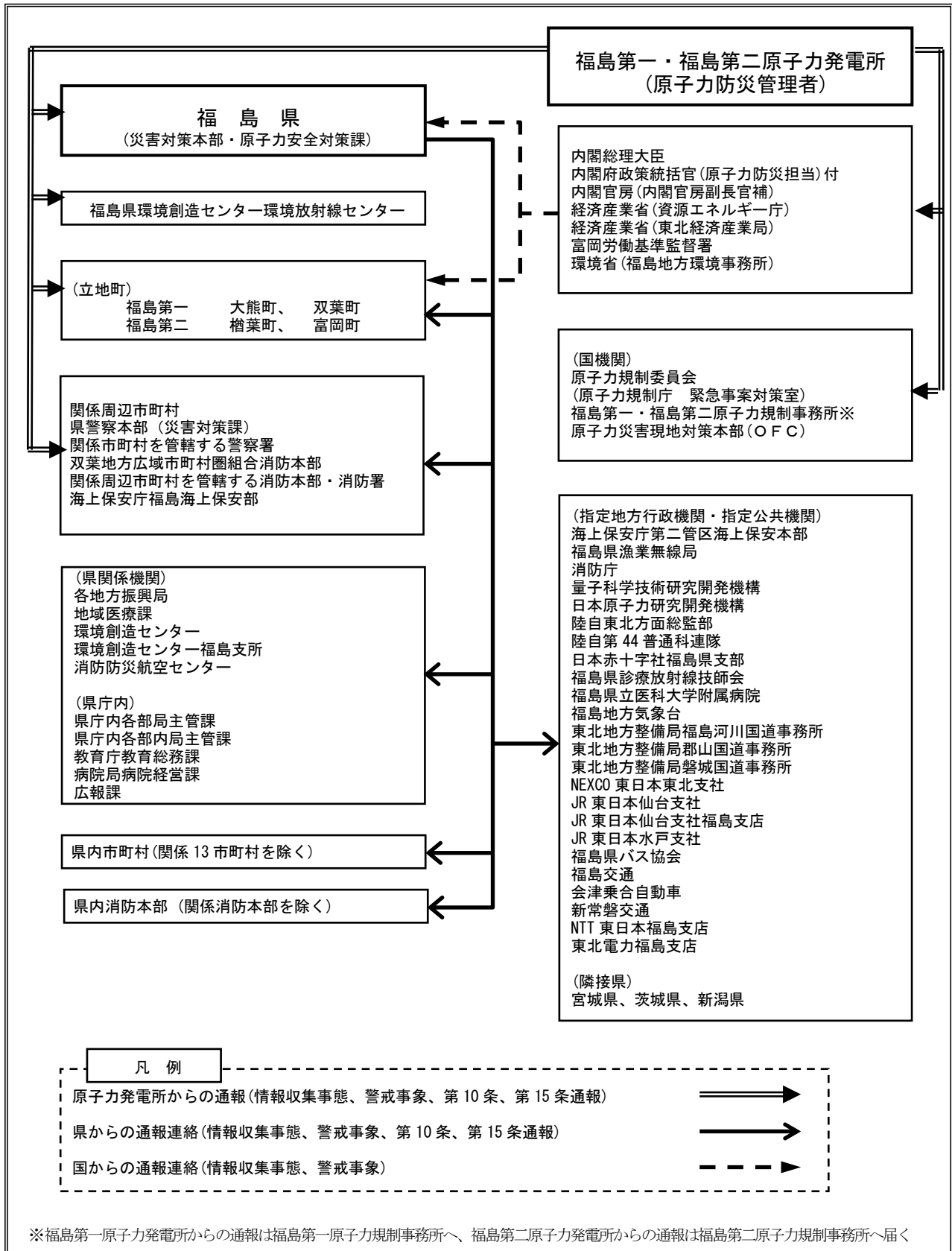
4 関係市町村・警察本部・消防本部の連絡

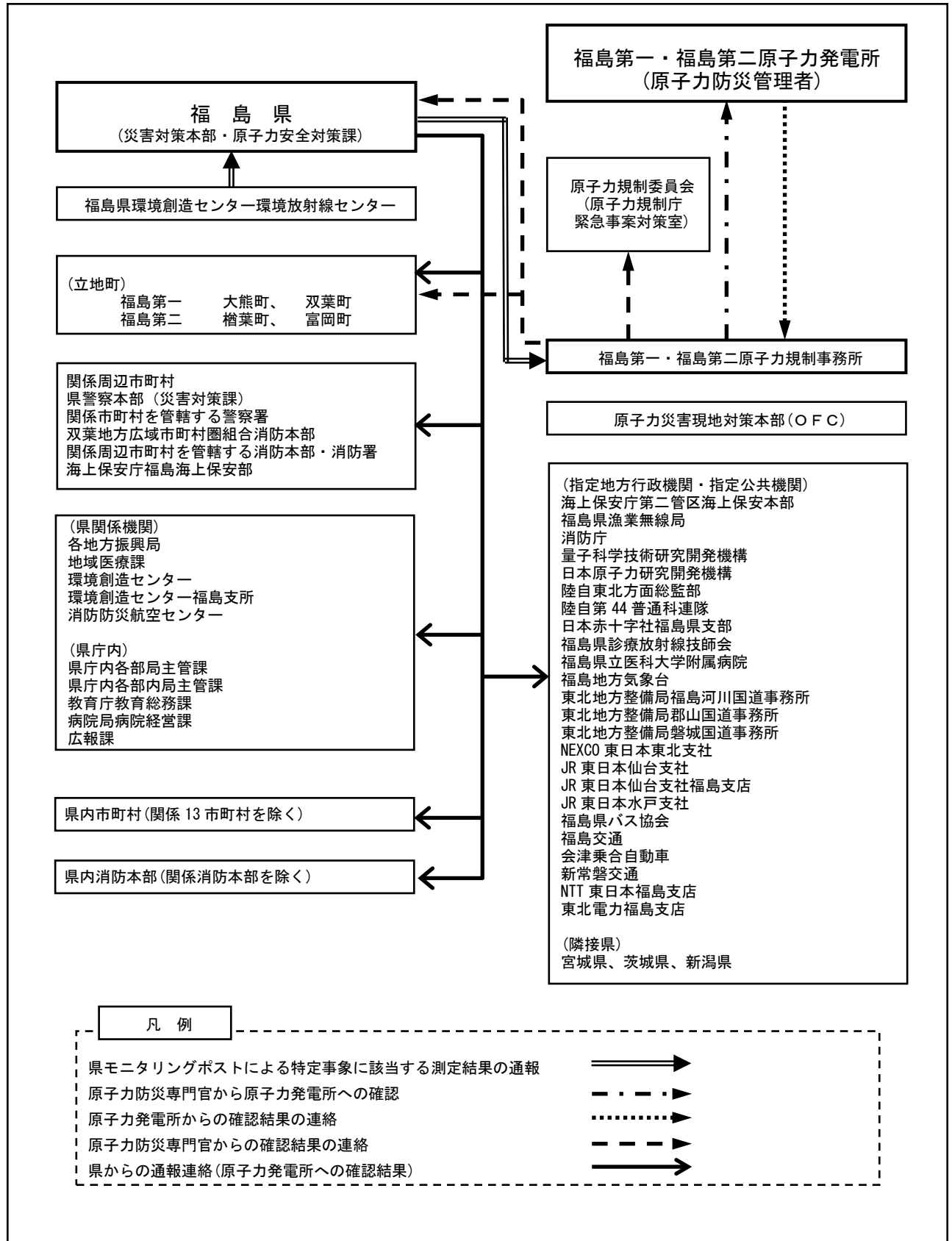
関係市町村・警察本部・消防本部は、発電所からの特定事象が原災法第15条に該当した場合の報告、国〔原子力災害対策本部〕からの緊急事態応急対策に関する事項の指示等及び県〔危機管理総室〕からの連絡を受けた場合、直ちに関係する所属機関等に対し連絡する。

5 市の対応

市（企画課・危機管理課）は、発生した特定事象が原災法第15条に該当した場合、その他市長が必要と認めた場合、直ちに災害対策本部を設置し、原子力施設、国及び県から通報連絡を受けた事項について、本計画に定める指定地方公共機関等のほか、関係する所属機関等に対しても連絡する。

通報連絡系統図 (情報収集事態・警戒事象及び特定事象が発生した場合)



通報連絡系統図 (県モニタリングポストにより5 μ Sv/h を観測した場合)

第5 一般回線が使用できない場合の対処

地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備している衛星通信回線並びに県総合情報通信ネットワーク等を活用し、情報収集・連絡を行う。

第6 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

市（環境政策課）は、県が実施する緊急時モニタリングに関し、職員を派遣するなど協力を行う。

また、県やオフサイトセンターに派遣した職員を通じて屋内退避、避難及び飲食物摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報等の迅速な把握に努める。

第7 複合災害時の情報収集及び対応

市（秘書課・危機管理課・イノベ政策課・関係各課）は、国、県及び防災関係機関等と連携し、複合災害時においても、専用回線、衛星回線等、あらゆる手段を活用して、道路、ライフラインの被災情報等の必要な情報の収集を実施し、必要に応じ、住民への広報を行う。

第2節 活動体制の確立

担当	【市】総務部・復興企画部・市民生活部・健康福祉部
----	--------------------------

第1 市の活動体制の区分

災害対策本部等は、次の基準により設置する。

緊急事態の区分	基準	配備体制	組織
—	(危機管理課長が必要と認めた場合) 警戒事態には相当しないが、福島第一 周辺協定に基づく異常時の連絡等があり、 なお事象の悪化が予想される場合	警戒配備体制	災害対策関係部課 ※災害対策本部組織に準じ各課 連携して対応 ※配備要員は、災害対策関係 部課で定める。
情報収集 事態	原子力施設立地町において震度5弱又 は震度5強の地震を観測した場合		
警戒事態	1 警戒事態発生 of 通報があった場合 2 市長が必要と認めた場合	第一次非常配 備体制[災害 対策本部設 置]	災害対策本部の組織 配備要員は、各班で定める。 [目安] 概ね12時間交代で応急対策が実 施できる体制とする。
施設敷地 緊急事態	1 施設敷地緊急事態 of 通報があった 場合 2 発電所の事故により原災法第10条 に定める特定事象発生 of 通報があ った場合 3 市長が必要と認めた場合		
全面緊急 事態	1 全面緊急事態 of 通報があった場合 2 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣 言を発出した場合 3 市長が必要と認めた場合	第二次非常配 備体制[災害 対策本部設 置]	災害対策本部の組織 市の総力を挙げて対処する体制 とする(全職員)。

第2 警戒配備体制

危機管理課長は、情報収集事態の発生を認知した場合等警戒配備体制の設置基準に該当したときは、直ちに関係職員を収集し、警戒配備体制の設置を指示する。

1 所掌事務

準備体制における所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 原子力施設の事故等に関する情報の収集及び関係部局、防災関係機関への情報提供
- (2) 国、県及び関係機関との緊密な情報交換
- (3) 災害対策本部の立ち上げ準備
- (4) その他必要な事務

2 警戒配備体制の解除

警戒配備体制の解除は、概ね次の基準による。

- (1) 危機管理課長が、発電所の事故等が終結し、対策の必要がなくなつたと認めたとき。
- (2) 災害対策本部が設置されたとき。

第3 災害対策本部体制

1 災害対策本部の設置

市（危機管理課）は、国、県及び原子力事業者から原災法第10条及び第15条に基づく特定事象発生 of 通報を受けた場合、その他市長が必要と認めた場合は、市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

さらに、必要に応じて、副市長を長とする現地災害対策本部等をオフサイトセンターに設置する。

2 災害対策本部の設置場所

本部の設置場所は、市役所（本庁舎2階正庁）とする。正庁が使用できない場合は、本庁舎3階第一会議室に設置する。その他、代替場所等は一般災害対策編を準用する。（p-86）

3 災害対策本部の活動

本部長（市長）（危機管理課）は、県の災害対策本部と相互に連携しながら、内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出する以前において、住民避難等の応急対策の準備等を行う。

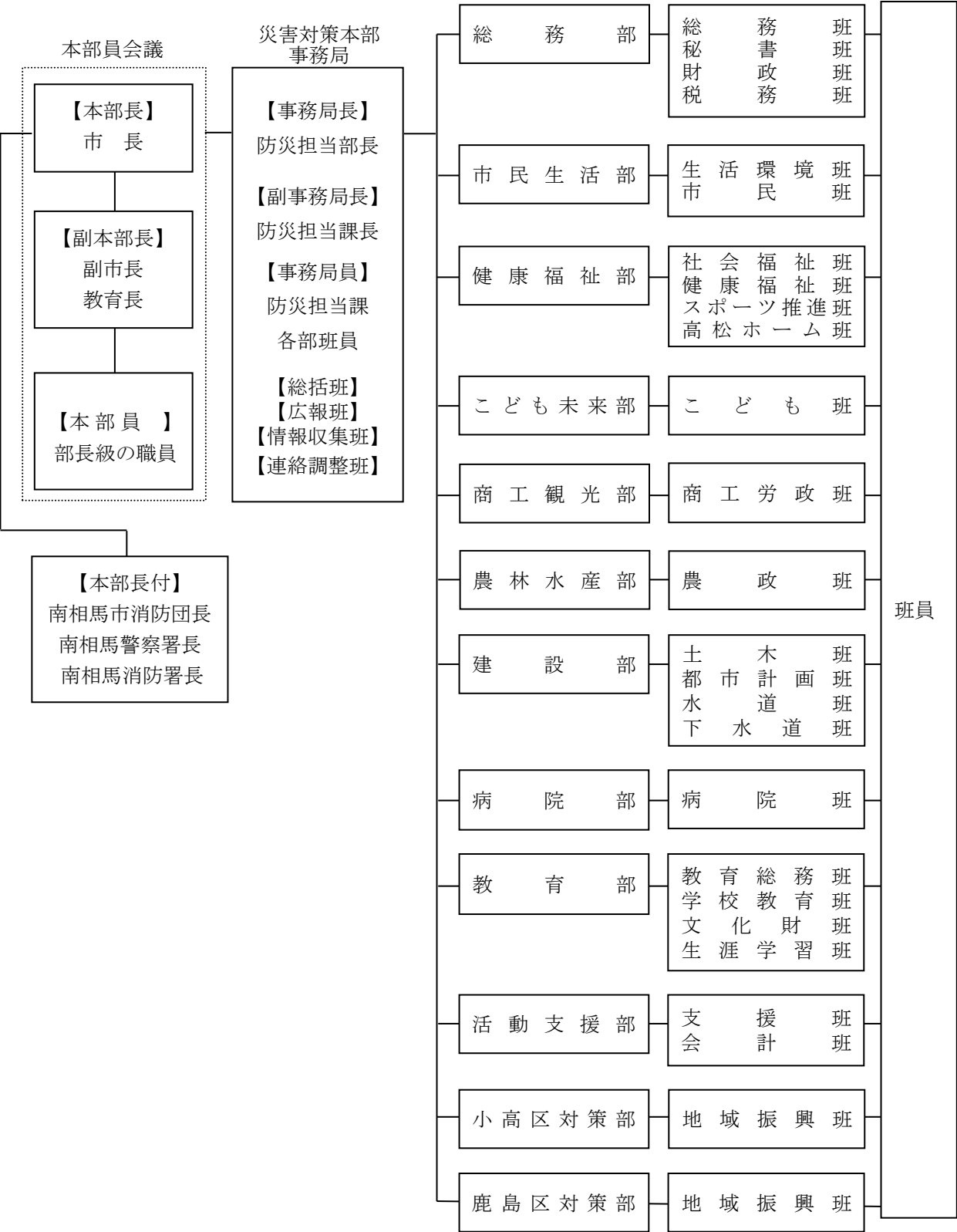
本部長（市長）（危機管理課）は、全面緊急事態の通報があった場合、又は内閣総理大臣により緊急事態宣言が発出された場合、又は市の状況を踏まえた市独自の判断に基づき、迅速な屋内退避等の防護措置を実施する。

4 災害対策本部の廃止

災害対策本部の廃止は、概ね以下の基準による。

- （1）原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。
- （2）本部長（市長）が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなつたと認めたとき。

●災害対策本部組織



第4 オフサイトセンターとの連携

1 警戒事態又は特定事象通報受信後の対応

(1) 情報の収集

市（危機管理課）は、情報収集事態又は警戒事態発生の通報を受けた場合、原子力防災専門官、原子力事業者等から情報等を得るなど国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努める。

(2) オフサイトセンターの設営準備への協力

市（危機管理課）は、警戒事態発生の通報を受けた場合、直ちにオフサイトセンターの立ち上げ準備への協力を行う。

(3) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにて開催し、これに市の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣する。

(4) 国等との情報の共有等

市（危機管理課）は、派遣された職員に対し、市が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行う。

2 原子力緊急事態宣言発出後の対応

原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、市（危機管理課）は、あらかじめ定められた職員を出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行う。

また、市（危機管理課）は、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させる。

第5 専門家の派遣要請

市（総務課）は、特定事象発生の通報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、国に対して専門家の派遣を要請する。

第6 応援要請及び職員の派遣要請等

応援要請等については、一般災害対策編第1部第3章第1節を準用する。(p-99)

なお、市長（総務課）は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めた場合は、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求める。

第7 自衛隊の派遣要請等

自衛隊の派遣要請の要求については、一般災害対策編第1部第3章第2節を準用する。(p-102)

第8 防災業務関係者の安全確保

市（危機管理課）は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図る。

1 防災業務関係者の安全確保方針

市（危機管理課）は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮する。

2 防護対策

- （1）現地災害対策本部長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク及び線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備、また、後日にホールボディカウンターによる内部被ばく測定を行うこと等必要な措置を図るよう指示する。
- （2）市（危機管理課）は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請する。

3 防災業務関係者の放射線防護

- （1）防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行う。
- （2）市（危機管理課）は、県と連携又は市独自に職員の被ばく管理を行う。
- （3）市の放射線防護を担う班は、オフサイトセンター等において、必要に応じ県など関係機関に対し除染等の医療措置を要請する。
- （4）市（危機管理課）は、応急対策活動を行う市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保する。
- （5）市（危機管理課）は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、オフサイトセンター等において、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

第9 原子力被災者生活支援チームとの連携

市（環境政策課・健康づくり課）は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進する。

【原子力被災者生活支援チーム】

原子力災害対策本部長は、原子力災害対策本部設置後、直ちに、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、原子力被災者生活支援チームを設置する。

第3節 屋内退避、避難等の防護措置

担当	【市】総務部・復興企画部・市民生活部・健康福祉部・こども未来部・商工観光部・建設部・総合病院・教育委員会事務局・施設管理課
----	---

市は、対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、屋内退避、避難等の防護措置を実施する。また、病院、介護施設等に在所している等により早期の避難が困難である住民等への防護措置についても実施する。

第1 屋内退避、避難等の防護措置の実施

1 住民避難のための準備

市（総務課・公有財産管理課・税務課）は、施設敷地緊急事態発生時には、直ちに住民の屋内退避又は避難のための準備として、国及び県と連携を密に図りながら、モニタリング情報や気象情報を勘案し、避難の範囲、避難道路、避難先及び受入れの調整の検討を開始する。

また、一時集合場所の開設準備、住民輸送のための車両の確保及び広報車等の準備等を行う。

2 全面緊急事態発生時の屋内退避及び避難の決定

全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」を発出し、屋内退避、避難の指示を受けたときは、当該指示に従い、住民等に対し速やかに屋内退避又は避難を指示する。

また、市（危機管理課）は、内閣総理大臣から指示がない段階で、屋内退避や緊急避難が必要と判断した場合は、住民に対し屋内退避又は避難を指示する。

3 放射性物質放出後の対応

国は、放射性物質が放出された場合は、市に対し、緊急事態の状況により、OILに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて、市が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行う。

市長（危機管理課）は、国が指示を行うにあたり、国から事前に伝達された指示案に対して、速やかに意見を述べる。

4 住民への情報提供

市（秘書課・危機管理課・デジタル推進課）は、住民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニングの場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果、市が行っている環境放射線モニタリング結果や参考となる気象情報その他の避難に資する情報の提供に努める。

また、市（秘書課・危機管理課・デジタル推進課）は、避難や避難退域時検査の場所の所在、災害の概要等の情報について、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報を提供する。

5 住民への避難のための立退きの指示等

市（危機管理課）は、避難のための立退きの指示等を行った場合は、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認する。

また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報を提供する。

6 避難所の調整

市の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、国の協力のもと、県が受入先の市町村に対し、受入施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示する。

この場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し避難所となる施設を示す。

7 家庭動物との同行避難

市（環境政策課）は、災害の実態に応じて、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかける。

■運用上の介入レベル（O I L : Operational Intervention Level）と防護措置

対策指針では、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性があることから、国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果に基づき、必要な防護措置を実施することが必要となる。そのため、次表のとおり、これらの防護措置の実施を判断する基準として、運用上の介入レベル（O I L : Operational Intervention Level）を定めている。

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施
飲食物摂取制限 ^{※9}	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000 Bq/kg ^{※8}	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるO I L 6を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第2 屋内退避又は避難の方法

1 屋内退避

屋内退避は原則として住民等が自宅等にとどまるものである。

市（危機管理課）は、住民等に屋外に出ないよう市防災行政無線及び広報車の巡回等により、指示する。屋外にいる住民等に対しては、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示する。

県は、屋内退避中の住民等に対し、テレビ・ラジオ及びインターネット等により屋内退避の留意事項及び必要な情報を提供する。

2 避難

（1）一時集合場所への集合

市（危機管理課）は、あらかじめ定める避難計画により、避難先、及びバスによる集団避難のための一時集合場所を指定し、住民等に対して避難の指示を行うとともに、消防署員・団員、警察官の誘導のもとに住民等を集合させる。

（2）避難所への輸送

市（企画課・危機管理課）は、あらかじめ定める避難計画により、防災関係機関の車両等の応援、又は、必要に応じ、一般車両所有者等の協力を得て、一時集合場所に集合した住民等を避難先へ輸送する。

また、人員、輸送車両等に不足を生じた場合は、自衛隊の支援や県に支援を要請する。

（3）一時集合場所に自力で集合することが不可能な者に対する措置

一時集合場所に自力で集合することが不可能な者については、市職員、消防署員・団員及び警察官による救援活動を実施する。

（4）避難路の通行確保

警察官又は消防署員等避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難路の通行確保に努める。

（5）避難状況の把握

市（被災者支援課・コミュニティ推進課）は、避難の指示等を行った場合は、戸別訪問、避難所における住民登録等、あらかじめ定められた方法により住民の避難状況を確認し、避難漏れ等のないよう配慮する。

第3 避難所等

1 避難所の開設及び周知

市（秘書課・危機管理課・教育総務課）は、県と連携し、緊急時に必要に応じ指定避難所及び避難退域時検査等の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

また、必要に応じて、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設する。

2 避難者の情報把握

市（被災者支援課・コミュニティ推進課）は、県と連携し、それぞれの避難所の避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行う。

また、行政区長、民生委員・児童委員、介護保険事業者及び障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び市に提供する。

3 良好な生活環境づくり

市（教育総務課）は、県の協力のもと、避難所における生活環境が、常に良好となるよう、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

避難の長期化に際しては、プライバシーの確保、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握、家庭動物のためのスペースの確保などの措置を講じるよう努める。

4 心のケア対策

市（健康政策課・健康づくり課・関係各課）は、県と連携し、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

また、市（健康政策課・健康づくり課・関係各課）は、県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

5 女性や子育て家庭に配慮した運営

市（生涯学習課）は、県の協力のもと、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

6 避難所の早期解消

市（建築住宅課）は、県の協力のもと、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

7 応急仮設住宅

市（建築住宅課）は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、国及び県と協議の上、建設する。建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。

なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国及び県に資機材の調達に関して要請する。

第4 広域一時滞在

- 1 市（被災者支援課）は、管轄する区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合、原則として、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道

府県との協議を求める。

- 2 市（企画課）は、県に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請する。
- 3 県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。
また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要請を待ついとまがないときは、市の要請を待たないで、広域一時滞在のための協議要請を当該市に代わって行う。
- 4 国は、市及び県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を当該市に代わって行う。

第5 安定ヨウ素剤の服用

市（健康政策課・健康づくり課）は、県と連携し、国の原子力災害対策本部の指示に基づき、又は市独自の判断により、住民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示する。

ただし、時間的制約等により、医師を立ち合わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布・服用指示を行う。

第6 避難行動要支援者への配慮

市（社会福祉課・長寿福祉課・関係各課）は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

第7 要配慮者への配慮

1 避難所等での配慮

市（社会福祉課・長寿福祉課・建築住宅課・関係各課）は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者及び障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。

また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

2 病院等医療機関

病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者及び見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させる。

3 社会福祉施設

社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させる。

第8 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等が

あった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。

また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、市に対し速やかにその旨を連絡する。

第9 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設の利用者等を避難させる。

第10 警戒区域の設定、避難の指示の実効を上げるための措置

市（危機管理課）は、現地対策本部、関係機関等と連携し、警戒区域又は避難を指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるために必要な措置をとる。

第11 飲食物、生活必需品等の供給

市（商工労政課・観光交流課・移住定住課）は、県及び防災関係機関等と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。

なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過や季節、要配慮者のニーズや男女のニーズの違い等に配慮する。

市（商工労政課・観光交流課・移住定住課）及び県は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）又は原子力災害対策本部等に物資の調達を要請する。

第4節 治安の確保及び火災の予防

担当	【市】復興企画部・市民生活部
----	----------------

市（危機管理課・生活環境課）は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保、火災の予防等について治安当局等関係機関と協議する。

特に、避難のための立退きの指示等を行った区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、速やかな治安の確保、火災の予防等に努める。

第5節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

担当	【市】商工観光部・農林水産部・建設部
----	--------------------

- 1 国は、放射性物質が放出された後、O I Lに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の出荷制限・摂取制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示する。市（農政課・農林整備課・農地集積課）は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施する。
- 2 国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果に応じて、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、県における検査計画・検査実施、飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するとともに、状況に応じて、摂取制限も措置する。
- 3 市（水道課）は、対策指針に基づいたスクリーニング基準を踏まえ、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は市独自の判断により、飲料水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。
また、市（農政課・農林整備課・農地集積課・水道課）は、国及び県の指導・助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施する。

第6節 緊急輸送活動

担当	【市】総務部・復興企画部・商工観光部
----	--------------------

第1 緊急輸送活動

1 緊急輸送の順位

市（総務課・公有財産管理課・税務課・商工労政課・観光交流課・移住定住課）は、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行う。

順位	輸送内容
第1順位	人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数グループのメンバー
第2順位	避難者の輸送（緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
第3順位	緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
第4順位	住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
第5順位	その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

2 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は、次のとおりである。

(1) 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材 (2) 負傷者、避難者等 (3) 対応方針を定める少人数のグループのメンバー（国及び県の現地対策本部長、市町村の対策本部長等）、緊急事態応急対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材 (4) 避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材 (5) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資 (6) その他緊急に輸送を必要とするもの
--

3 緊急輸送体制の確立

- (1) 市（企画課）は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。
- (2) 市（企画課）は、人員、車両等の調達に関して、関係機関のほか、県を通じ輸送関係省庁に支援を要請する。また、必要に応じ県や周辺市町村に支援を要請する。
- (3) 市（企画課）は、(2)によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼する。

第2 緊急輸送のための交通確保

市（危機管理課）は、原子力災害合同対策協議会において、交通規制に当たる県警察と相互に密接な連絡を図り、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとる。

第7節 救助・救急、消火及び医療活動

担当	【市】復興企画部・総合病院
----	---------------

第1 救助・救急及び消火活動

市（危機管理課）は、必要に応じ県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保する。

また、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県及び原子力事業者等に対し、応援を要請する。さらに、市の現有の消防力では対処できない場合は、県に対し広域消防応援、緊急消防援助隊の出動等を要請する。

なお、要請時には次の事項に留意する。

- | |
|--|
| (1) 救急・救助及び火災の状況及び応援要請の理由、応援の必要期間
(2) 応援要請を行う消防機関の種別と人員
(3) 市への進入経路及び集結（待機）場所 など |
|--|

第2 医療措置

市（総合病院）は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、避難退域時検査及び簡易除染等原子力災害医療について協力する。

第8節 住民等への的確な情報伝達活動

担当	【市】総務部・復興企画部・市民生活部
----	--------------------

第1 住民等への情報伝達活動

1 情報伝達

市（秘書課・危機管理課・デジタル推進課）は、原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできる限り低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行う。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> （１）情報の発信元を明確にし、予めわかりやすい例文を準備する。 （２）利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報する。 （３）情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。 |
|---|

2 情報の一元化等

市（秘書課・危機管理課・デジタル推進課）は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて、十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行う。

その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、県、関係市町村、原子力事業者等と相互に連絡をとり、情報の一元化に留意する。

3 提供する情報の種類

市（秘書課・危機管理課・デジタル推進課）は、周辺住民のニーズを十分把握し、次の情報を提供する。

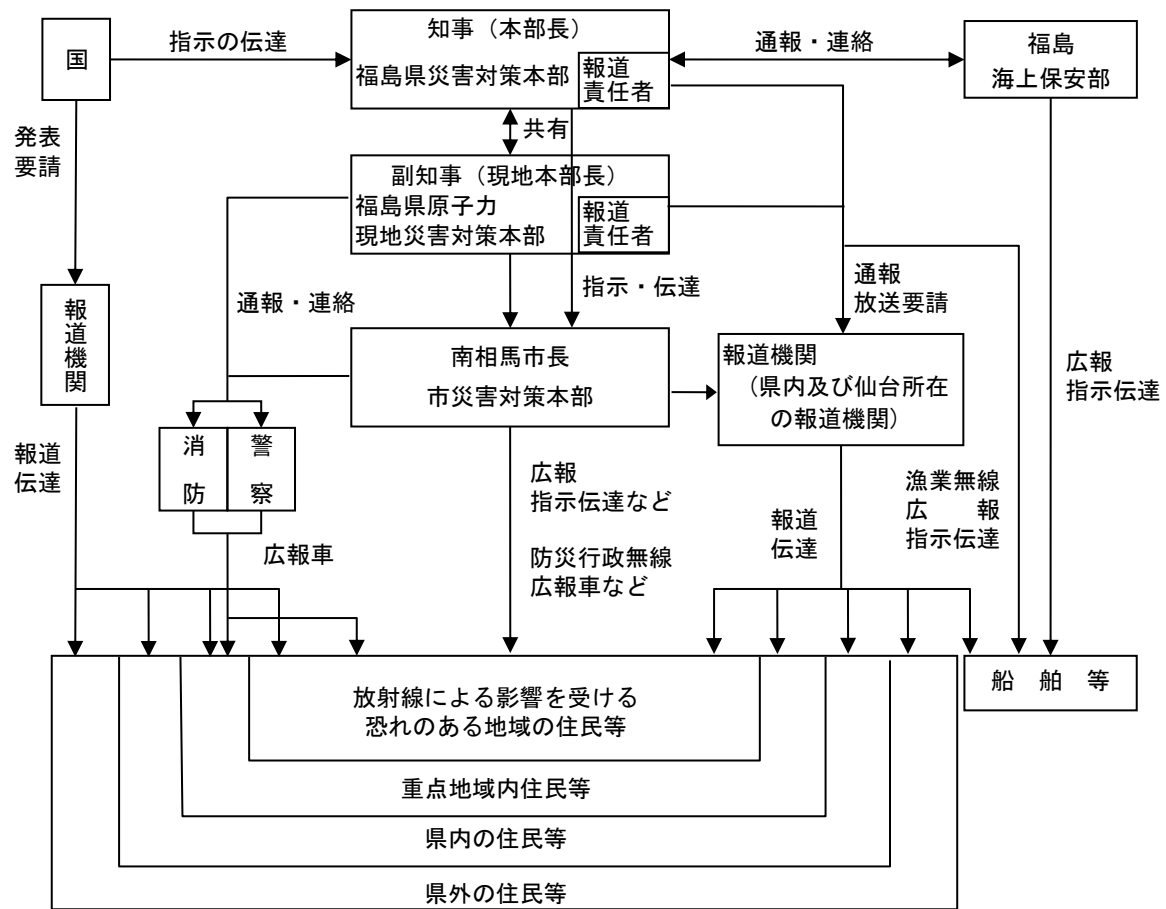
- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> （１）原子力災害の状況 <ul style="list-style-type: none"> ア 原子力事業所等の事故の状況 イ モニタリングの結果 ウ 気象情報 等 （２）農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況 （３）市が講じている施策に関する情報 （４）交通規制 （５）避難経路や避難所等周辺住民に役立つ情報 |
|--|

4 情報提供手段

市（秘書課・危機管理課・デジタル推進課）は、情報伝達に当たって、同報系防災無線、掲示板、広報紙、市ホームページ及び広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て、情報を提供する。

なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行う。

【市の広報体制】



参考：福島県地域防災計画 住民等に対する広報及び指示伝達系統

第2 住民等からの問い合わせに対する対応

市（市民課）は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた相談窓口の設置、人員の配置等を行う。

安否情報の提供については、一般災害対策編第1部第6章第1節を準用する。（p-116）

第9節 自発的支援の受入れ等

担当	【市】復興企画部・健康福祉部・商工観光部
----	----------------------

市は、国内・国外からの支援申し入れに対し、適切に対応する。

第1 ボランティアの受入れ

市（社会福祉課）は、社会福祉協議会と連携して、ボランティアに対する住民等のニーズを把握し、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保する。

ボランティアの受入れについては、一般災害対策編第1部第18章第1節を準用する。（p-172）

第2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

1 義援物資の受入れ

市（商工労政課・観光交流課・移住定住課）は、県及び関係機関等の協力を得ながら、義援物資について、リスト及び送り先を国の原子力災害対策本部等及び報道機関を通じて公表する。

なお、原則として、市への個人からの義援物資は受け入れないものとする。

義援物資の受入れについては、一般災害対策編第1部第8章第4節を準用する。（p-131）

2 義援金の受入れ

市（被災者支援課・コミュニティ推進課）は、県と十分協議の上、義援金について定める。

詳細については、一般災害対策編第2部第2章第1節を準用する。（p-208）

第10節 行政機関の業務継続に係る措置

担当	【市】復興企画部
----	----------

市（危機管理課）は、庁舎避難のための立退きの指示の地域に含まれる場合、住民等が避難完了後に、あらかじめ定めた退避先へ退避する。

退避した後は、業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務を継続して実施する。

第4章 原子力災害中長期対策

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものである。これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第1節 緊急事態解除宣言後の対応

担当	【市】関係各課
----	---------

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される原子力災害現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

第2節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

担当	【市】復興企画部
----	----------

市（危機管理課）は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて、原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定を見直す。

第3節 放射性物質による環境汚染への対処

担当	【市】市民生活部
----	----------

市（環境政策課）は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

第4節 各種制限措置の解除

担当	【市】復興企画部・農林水産部・建設部
----	--------------------

市（危機管理課・農政課・水道課）は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立ち入り制限、飲食物の出荷制限及び摂取制限等各種制限措置の解除を行う。

また、解除実施状況を確認する。

第5節 災害地域住民に係る記録等の作成

担当	【市】復興企画部・教育委員会事務局・関係各課
----	------------------------

第1 災害地域住民の記録

市（危機管理課・教育総務課・関係各課）は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。

第2 災害対策措置状況の記録

市（危機管理課）は、市域の汚染状況図、緊急事態応急対策措置及び原子力災害中長期対策措置を記録する。

第6節 被災者等の生活再建等の支援

担当	【市】関係各課
----	---------

- 1 市は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。
その際には、被災者の自立に対する援助、助成措置について、被災者への広報や総合的な相談窓口等を設置する。
- 2 市の区域を越えて避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。
- 3 市は、県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等を進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第7節 風評被害等の影響の軽減

担当	【市】復興企画部・関係各課
----	---------------

市（企画課・危機管理課・関係各課）は、国及び県と連携し、農産物や海産物などの風評被害への対策として、科学的根拠に基づき、農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行う。

農業の再構築に当たっては、放射性物質・放射線測定器等をより効果的に活用し、客観的なデータをわかりやすく適時適切に示すことにより、消費者の信頼回復を図る。

第8節 被災中小企業等に対する支援

担当	【市】商工観光部
----	----------

市（商工労政課）は、国及び県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

第9節 心身の健康相談体制の整備

担当	【市】健康福祉部
----	----------

市（健康づくり課）は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、対策指針に基づき、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する。

南相馬市
原子力災害避難計画

目 次

第1章 避難計画の基本的事項	401
第1節 計画の目的	401
第2節 計画の基本的な考え方	402
第3節 原子力災害対策重点区域	403
第4節 原子力施設の緊急事態区分	405
第2章 情報の収集・伝達体制	406
第1節 原子力事業者の通報事象	406
第2節 緊急時の情報収集・連絡	407
第3節 活動体制の確立	411
第4節 住民等に対する指示の伝達と広報	412
第3章 屋内退避・避難の実施	415
第1節 屋内退避及び避難の考え方	415
第2節 屋内退避の実施	417
第3節 安定ヨウ素剤の服用	418
第4節 避難の実施	419
第4章 要配慮者に対する避難支援	425
第1節 体制等の整備	425
第2節 避難行動要支援者の避難計画の作成	426
第3節 その他の要配慮者の避難	428
第5章 今後の取組	429

第1章 避難計画の基本的事項

第1節 計画の目的

本計画は、国からの指示又は市の独自の判断に基づき、屋内退避、避難等の措置を定めることにより、住民の避難を迅速かつ円滑に実施し、原子力災害から住民の生命及び身体の安全を保護することを目的とする。

第2節 計画の基本的な考え方

本計画は、国による「防災基本計画（原子力災害対策編）」、「原子力災害対策指針」（以下「対策指針」という。）や「福島県地域防災計画（原子力災害対策編）」（以下「県防災計画」という。）、「福島県原子力災害広域避難計画」（以下「県広域避難計画」という。）、さらには「南相馬市地域防災計画（原子力災害対策編）」に基づいたものであり、これらの計画において修正が行われた場合は、その修正内容に準じて、適宜、見直しを行う。

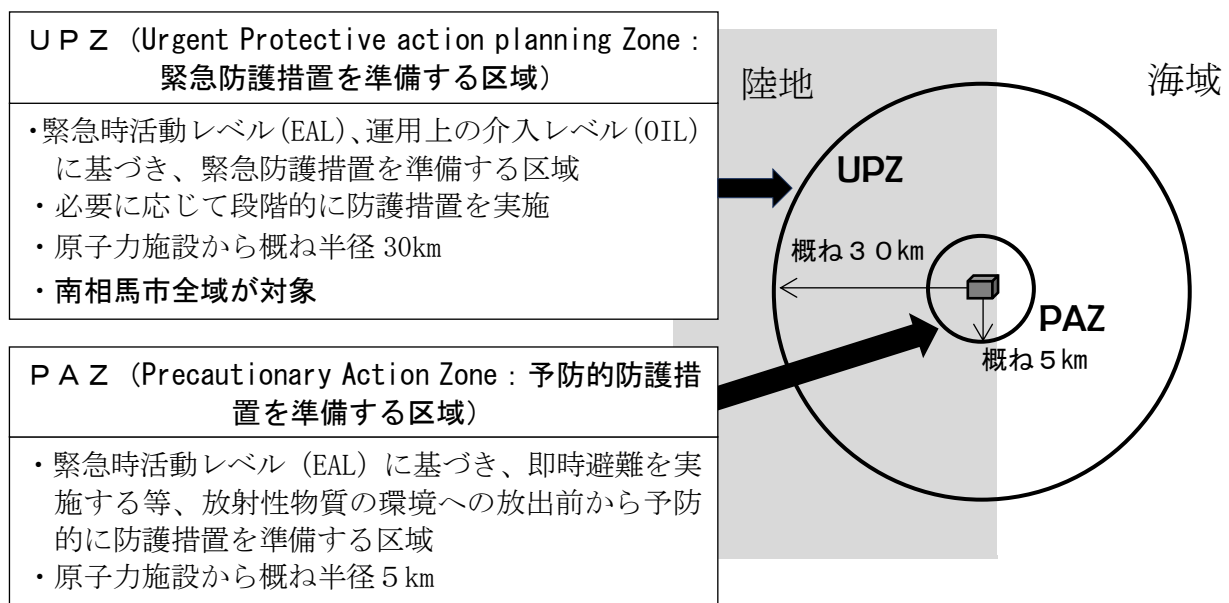
第3節 原子力災害対策重点区域

1 「原子力災害対策重点区域」とは

住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくことが必要となる。この対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点区域」という。

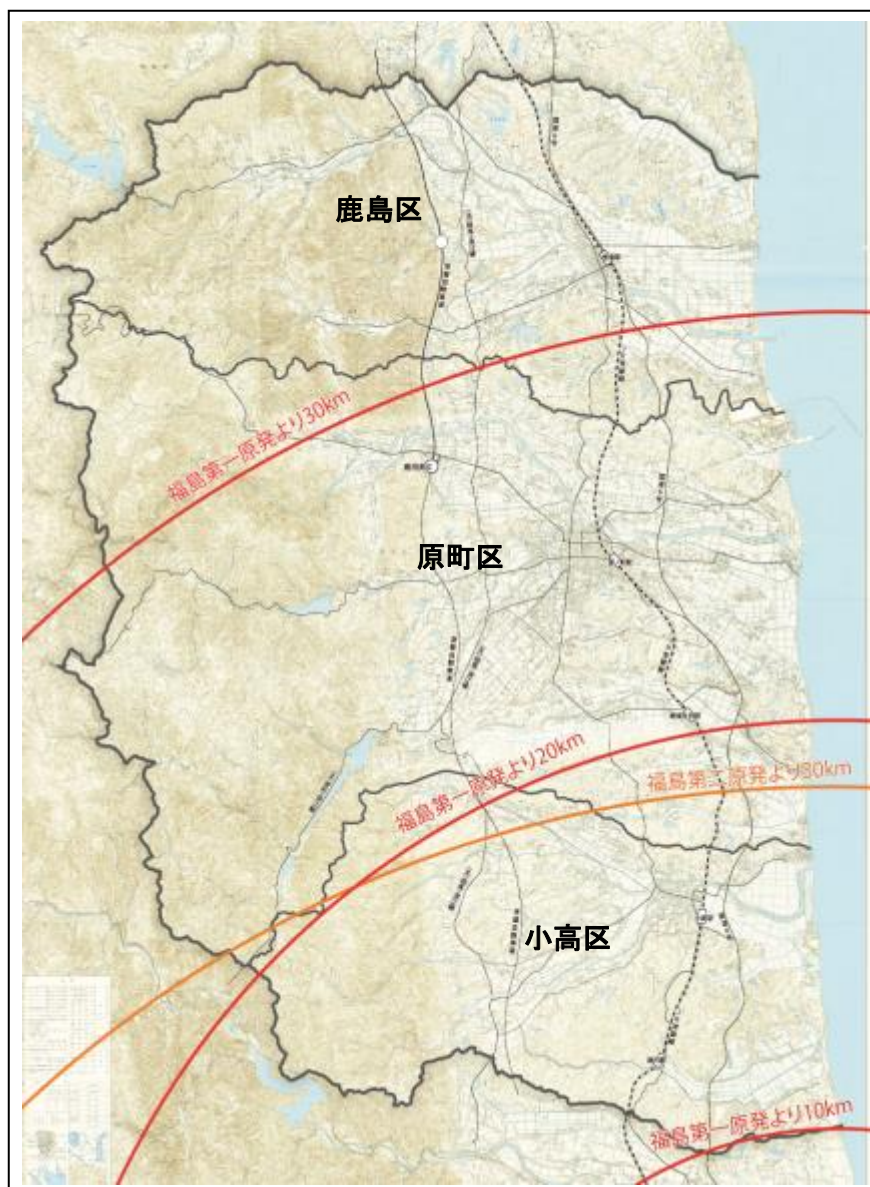
2 「原子力災害対策重点区域」の範囲

原子力災害対策重点区域の設定に当たっては、原子力施設の種類に応じた当該施設からの距離をその目安とし、国際基準や東京電力(株)福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえて、以下のとおり定められている。



なお、特定原子力施設である福島第一原子力発電所に係る重点区域としては、対策指針によりPAZは設定されていない。

○福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所からの距離



3 本計画における避難対象区域の範囲

本市域は、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所から、30km 圏内に含まれているため、市全域が「緊急防護措置を準備する区域（UPZ）」と定められている。

【原子力災害対策重点区域】

東京電力HD(株) 福島第一原子力発電所	【緊急防護措置を準備する区域（UPZ）】 南相馬市全域
東京電力HD(株) 福島第二原子力発電所	

第4節 原子力施設の緊急事態区分

原子力施設の緊急事態の初期段階において、防護措置の準備やその実施等を適切に行うため、原子力施設の状況に応じた緊急事態区分として、以下の3つの区分（警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態）が設定されている。

また、この緊急事態区分のどの段階に該当するかを原子力事業者が判断するための基準として、「緊急時活動レベル（EAL）」が定められている。

緊急事態区分	緊急事態区分の概要	緊急時活動レベル（EAL）：判断基準
警戒事態	国及び地方公共団体は、PAZ 内において、実施に比較的時間を要する防護措置の準備に着手しなければならない段階	・使用済核燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ・当該原子力事業所所在町において、震度6弱以上の地震が発生 ・当該原子力事業所所在町沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表 等
施設敷地緊急事態	国、地方公共団体及び原子力事業者は、情報収集の強化を行うとともに、主に PAZ 内において、基本的にすべての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備し、また、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難を実施する段階	・使用済核燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ・原子力事業所の区域境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合 等
全面緊急事態	国及び地方公共団体は、PAZ 内において、基本的にすべての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じ、事態の規模、時間的な推移に応じて、UPZ 内においても PAZ 内と同様の避難等の予防的防護措置を講じる段階	・使用済核燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ・原子力事業所の区域境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合 等

第2章 情報の収集・伝達体制

第1節 原子力事業者の通報事象

原子力事業者は、原子力施設において、下表に示す事象が発生した場合に、その事象に応じた通報を国、県及び市に行う。

○緊急事態区分に応じた原子力事業者の通報事象

緊急事態区分	原子力事業者の通報事象	
危機管理課長が必要と認めた場合	警戒事象に先行する事象発生	・ 通報連絡協定等に基づいた、警戒事象に先行する事象
情報収集事態	情報収集事態の発生	・ 原子力事業所所在町において震度5弱又は震度5強の地震、原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある核物質防護情報等の通報
警戒事態	警戒事象の発生	・ 特定事象には該当しないが、これに至る可能性のある事象
施設敷地緊急事態	特定事象の発生	・ 原災法第10条通報事象
全面緊急事態	原子力緊急事態宣言	・ 原災法第15条事象

第2節 緊急時の情報収集・連絡

1 情報収集と連絡体制

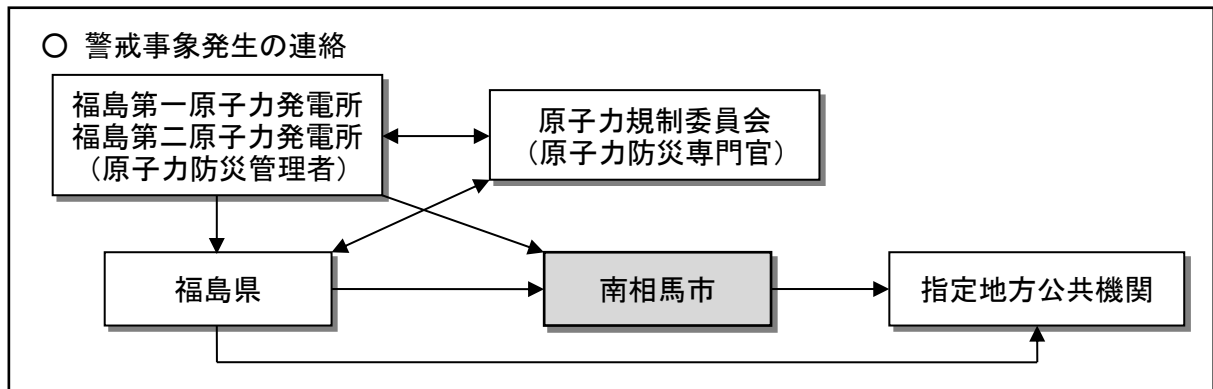
(1) 警戒事象に先行する事象発生、情報収集事態の発生を認知した場合の通報・連絡

【原子力事業者】： 警戒事象に先行する事象が発生した場合、国、県及び関係市町村に通報連絡を行う。

【原子力規制委員会】： 県から連絡を受けた事項について、直ちに原子力保安検査官と連携して、原子力施設の原子力防災管理者に施設の状況確認を行うよう指示し、その結果を県及び所在町に連絡する。

【福島県】： 原子力施設からの通報がない状態において、県が設置しているモニタリングポスト等により特定事象発生の通報を行うべき数値（ $5\mu\text{Sv/h}$ ）の検出を発見した場合は、直ちに原子力防災専門官に連絡する。

【南相馬市】： 原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡する。



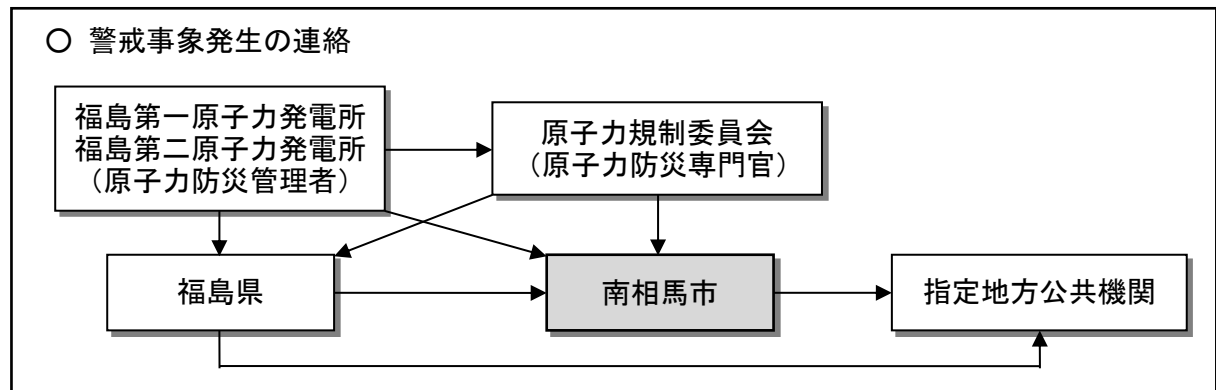
(2) 原子力事業者からの警戒事象発生時の連絡

【原子力事業者】：原災法10条に基づく通報事象には至っていないものの、その可能性がある事故・故障あるいはそれに準じる事故・故障が発生した場合は、原子力規制委員会、市及び県等に同時にFAXで送付する。

【原子力規制委員会】：警戒事象が発生した場合は、県及び関係市町村等に情報提供を行う。

【福島県】：原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係市町村及び指定地方公共機関に連絡する。

【南相馬市】：原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡する。



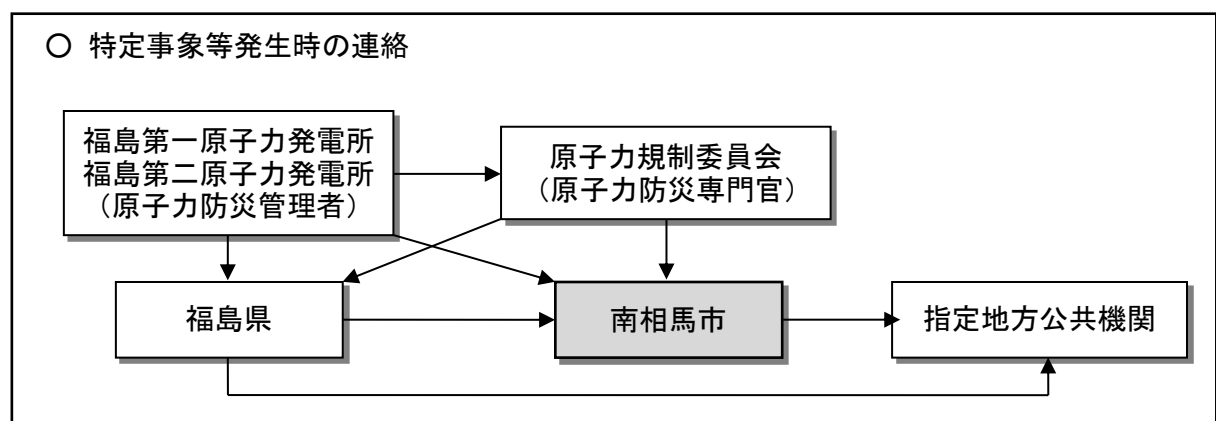
(3) 原子力事業者からの特定事象発生時の連絡

【原子力事業者】：特定事象発生後又は発生の通報を受けた場合、原子力規制委員会、市及び県等に同時にFAXで送付する。

【原子力規制委員会】：事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について、県及び関係市町村等に情報提供を行う。

【福島県】：発電所からの特定事象発生等の通報、国からの連絡及び環境放射線モニタリングにおける気象情報等について、関係市町村及び関係機関に連絡する。

【南相馬市】：原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡する。



(4) 原子力事業者からの特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

【原子力事業者】：原子力規制委員会、市及び県等に施設の状況、応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡する。

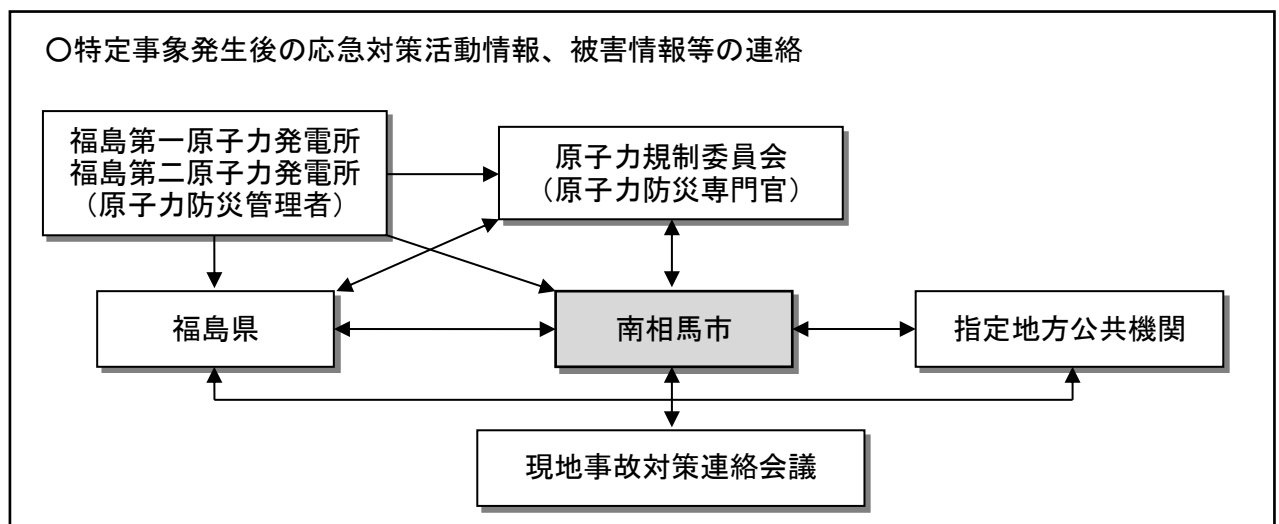
【原子力規制委員会】：事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について、県及び関係市町村等に情報提供を行う。

【福島県】：発電所からの特定事象発生等の通報、国からの連絡及び環境放射線モニタリングにおける気象情報や大気中拡散計算結果等について、関係市町村及び関係機関に連絡する。

【南相馬市】：原子力規制委員会から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にする。

指定地方公共機関との間において、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にする。

県とは、各々が行う応急対策活動情報について、相互の連絡を密にする。
国の現地事故対策連絡会議との連携を密にする。



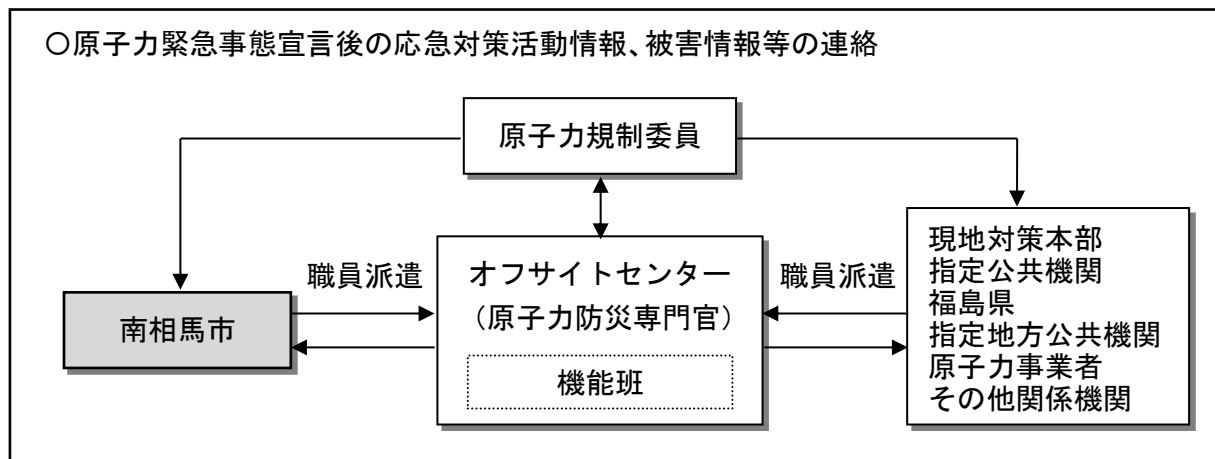
(5) 原子力事業者からの原子力緊急事態発生時の連絡

【原子力規制委員会】：原子力緊急事態が発生したと判断した場合は、関係地方公共団体に連絡を行う。

【南相馬市】：国の現地対策本部、指定公共機関、県、指定地方公共機関及び原子力事業者等とともに、オフサイトセンターにおいて施設の状況の把握、住民避難・屋内退避状況等の把握を担う機能班に職員を配置し必要情報を得るとともに、各々が行う緊急事態応急対策について調整を行う。

オフサイトセンターに派遣した職員に対し、市が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害状況等に関する情報を随時連絡する。

【原子力防災専門官】：オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、市及び県をはじめ原子力事業者、関係機関等との間の連絡・調整等を行う。



2 通信手段の確保

市は、国及び県と連携し、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、市防災行政無線をはじめとした緊急時の通信連絡に必要な諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。

また、通信事業者への移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整を行う。

第3節 活動体制の確立

1 市の活動体制

原子力災害対策本部等は、次の基準により設置する。

緊急事態の区分	基準	市の体制	配備体制
—	(危機管理課長が必要と認めた場合) 警戒事態には相当しないが、福島第一 周辺協定に基づく異常時の連絡等が あり、なお事象の悪化が予想される場合	準備体制	本部事務局員 総務部長、復興企画部長、 健康福祉部長、子育て支援・健康づく り担当理事
情報収集 事態	原子力施設立地町において震度5弱又 は震度5強の地震を観測した場合		
警戒事態	1 警戒事態発生のお知らせがあった場合 2 市長が必要と認めた場合	原子力災害 警戒本部 体制	○本部長：市長 ○本部員：各部長 ○本部付：消防署長、消防団長、 警察署長 ○本部事務局：総括班、広報班、 情報収集班、連絡調整班 ○配備要員：各班で定める。
施設敷地 緊急事態	1 施設敷地緊急事態のお知らせがあった 場合 2 発電所の事故により原災法第10条 に定める特定事象発生のお知らせがあ った場合 3 市長が必要と認めた場合	原子力災害 対策本部 体制	○本部長：市長 ○本部員：各部長 ○本部付：消防署長、消防団長、 警察署長 ○本部事務局：総括班、広報班、 情報収集班、連絡調整班 ○配備要員：各班で定める。
全面緊急 事態	1 全面緊急事態のお知らせがあった場合 2 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣 言を発出した場合 3 市長が必要と認めた場合		

2 活動体制

(1) 準備体制

市は、通報連絡協定に基づき、県又は原子力事業者から警戒事態に先行する事象発生のお知らせを受けた場合、又は、情報収集事態の発生を認知した場合等、危機管理課長が必要と認める場合に、速やかに職員を招集し、先行して準備体制を整えとともに情報の収集・連絡に努める。

(2) 原子力災害警戒本部体制

市は、国、県及び原子力事業者から警戒事態発生のお知らせを受けた場合、市長を本部長とする原子力災害警戒本部を迅速・的確に設置・運営する。

(3) 原子力災害対策本部体制

市は、国、県及び原子力事業者から警戒事象、特定事象又は原子力緊急事態発生のお知らせを受けた場合、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営する。

3 本部の設置場所

本部の設置場所は、市役所（本庁舎2階政庁）及び区役所とする。

第4節 住民等に対する指示の伝達と広報

市は、国及び県と連携し、住民、一般事業所等に対して、以下の手段により指示の伝達と広報を行う。

1 伝達・広報の手段

(1) 情報媒体を活用した伝達・広報

市防災行政無線、広報車、インターネット、みなみそうまチャンネル、携帯電話への緊急情報等メールサービス、テレビ・ラジオ等を活用する。

(2) 巡回による伝達・広報

広報車、消防団員等の巡回により、住民の安全確保に努め、必要な指示を伝達する。

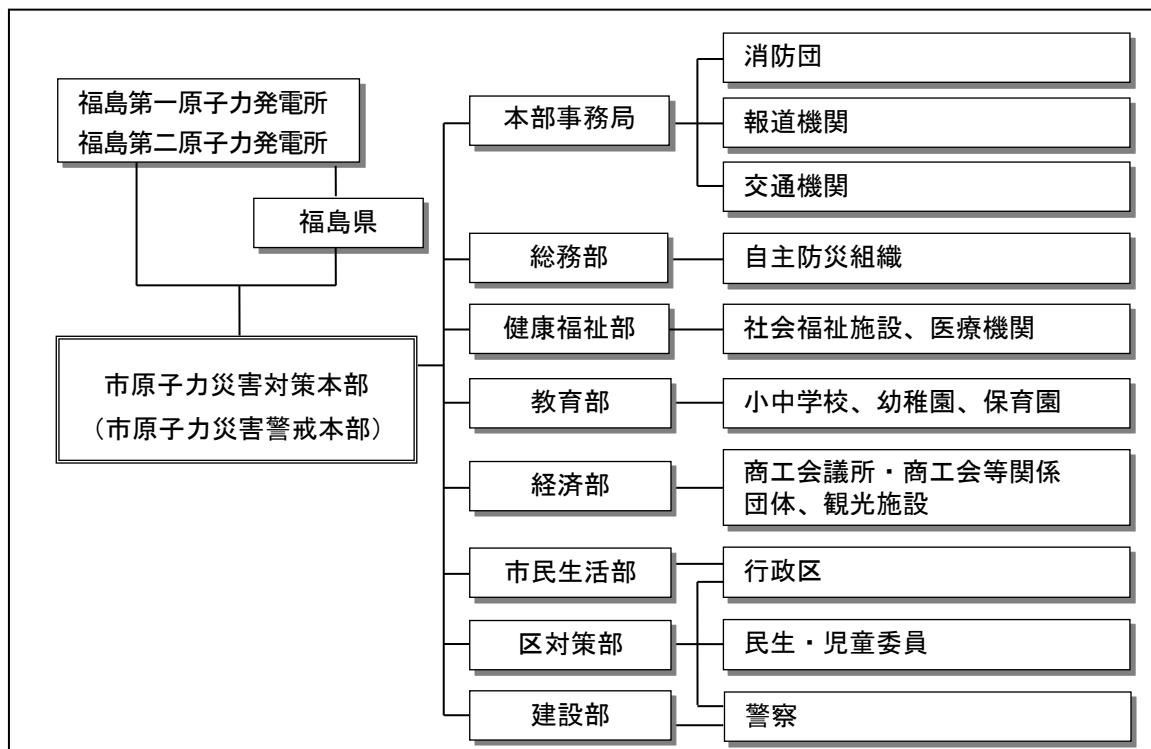
(3) 複合的な伝達・広報

広報に当たっては、要配慮者、一般事業所及び観光客等一時滞在者への伝達に十分配慮し、伝達ルート of 事前確認を行うとともに、市防災行政無線、FAX、電光掲示板等の複合的な伝達手段の活用にも努める。

2 伝達・広報の経路

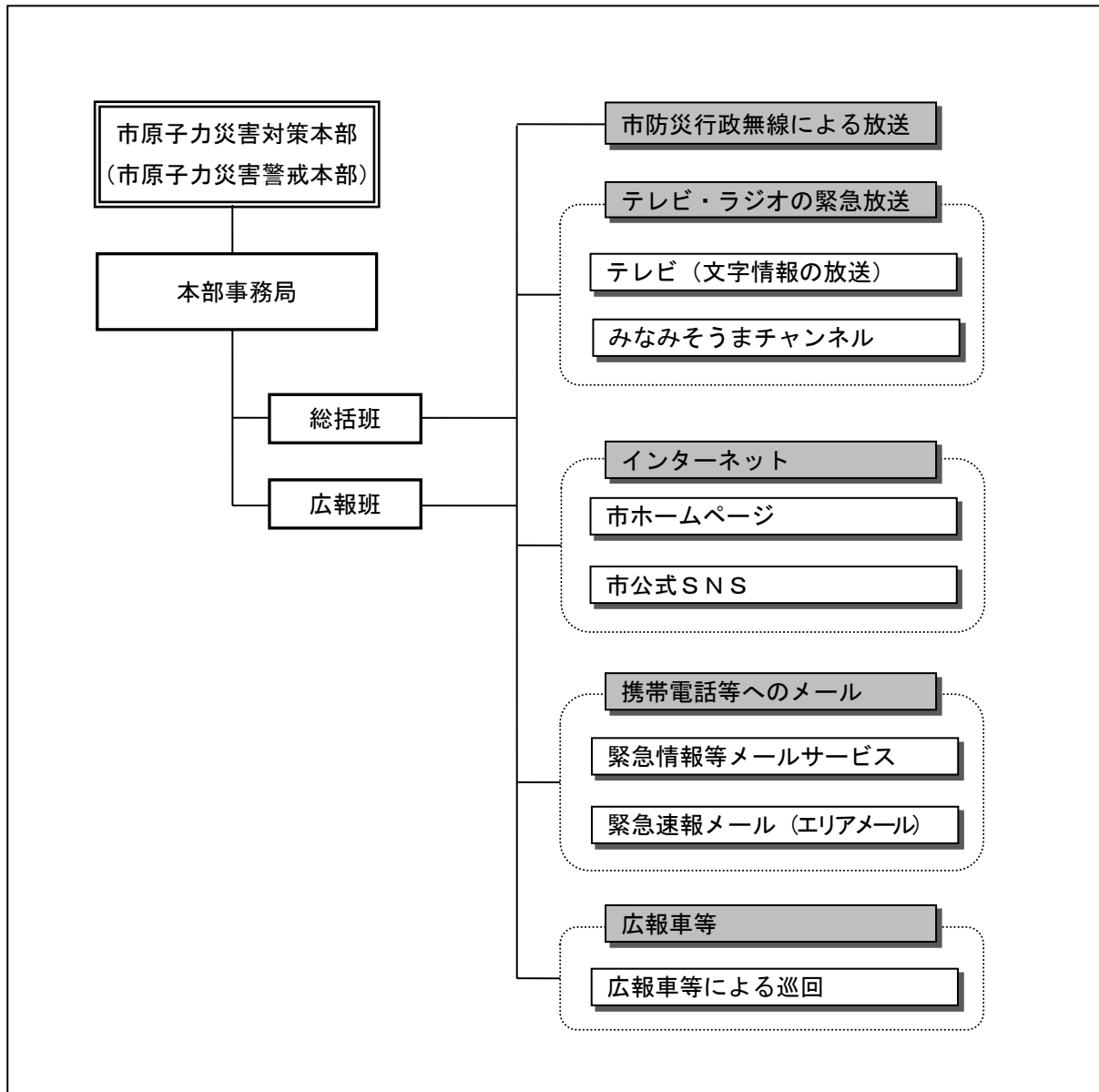
(1) 避難誘導に係る連絡系統図

原子力事業者及び県から通報を受けた事項については、市原子力災害対策本部から各部を通じて、各機関に連絡を行う。



(2) 情報配信連絡系統図

住民等への情報配信については、次の手段を用いて、本部事務局総括班及び広報班が行うものとする。



3 広報のタイミング等の整理

住民広報については、災害時には広報活動の混乱が予測されることから、あらかじめ広報のタイミング、内容等を整理する。

○住民広報のタイミング

- ・緊急事態等に至った場合（警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態等）
- ・特別の体制（災害対策本部設置等）をとった場合
- ・事故や災害の状況等に大きな変更があった場合
- ・住民避難、屋内退避、避難準備等を連絡する場合
- ・放射性物質が放出された場合
- ・緊急時モニタリング結果がまとまった場合
- ・その他情報提供が必要な場合（広報の間隔があいた場合等）

○住民への広報、指示伝達に当たっての留意すべき基本的事項

- ・住民の混乱を避けるため、市内においては同一事象に対する広報内容は同一とし、区域ごとに異なる内容の広報は行わない。
- ・情報の信憑性を確保するため、行政からの情報であることを明らかにする。
- ・住民に混乱を生じさせないため、住民に対して具体的に取ってほしい行動を明らかにする。
- ・状況によっては、広報内容が聞き取りにくい場合が想定されるため、できる限り短い文章でわかりやすい表現を用いる。（専門用語の使用は避ける。）
- ・確実に情報を伝えるため、重要な情報は繰り返し広報する。
- ・放射線は五感で感じるできないため、住民へ情報を伝える際には、緊急時モニタリング結果（実測値の変動傾向等）、事故の規模などを分かりやすく伝える。
- ・情報の途絶は、住民の不安感を助長することになるため、状況に変化がない場合であっても、一定間隔での定期的な広報を実施する。
- ・福島第一原子力発電所での事故経験を踏まえ、住民の混乱を避けるためにも、事故の状況や影響に加え、その対策や見通しなどを正しく伝えることで住民に冷静な判断・行動を促す。

4 伝達・広報の内容

警戒広報、屋内退避及び避難指示の伝達・広報内容は例文（巻末）のとおりとする。
なお、広報車による巡回広報についても、この例文に準じて行う。

第3章 屋内退避・避難の実施

第1節 屋内退避及び避難の考え方

1 屋内退避及び避難の実施

市長は、内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」を発出し、内閣総理大臣から屋内退避、避難の指示を受けたときは、当該指示に従い、住民等に対し速やかに屋内退避又は避難の指示を行う。

また、市長は、内閣総理大臣から指示がない段階で、状況に応じて、緊急に屋内退避、避難が必要と自らが判断したときには、速やかに住民等に対し屋内退避又は避難の指示を行う。

2 屋内退避及び避難の方法

(1) 屋内退避

① 屋内退避は原則として住民等が自宅等にとどまるものである。市は、住民等に屋外に出ないよう指示するものとする。

また、屋外にいる住民等に対しては、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示するものとする。

② 県は、屋内退避中の住民等に対し、テレビ・ラジオ及びインターネット等により屋内退避の留意事項及び必要な情報を提供することとしており、市は、市防災行政無線及び広報車の巡回等により、災害情報を広報して住民の安全確保に努める。

(2) 避難

① 一時集合場所への集合

市は、避難先及びバスによる避難のための一時集合場所を指定し、住民等に対して避難の指示を行うとともに、市職員、消防署員・団員及び警察官の誘導のもとに住民等を集合させる。

② 避難退域時検査場所等への輸送

市は、防災関係機関の車両等の応援、又は、必要に応じ、一般車両所有者等の協力を得て、一時集合場所に集合した住民等を放射性物質の付着検査を行う場所（避難退域時検査場所）等へ輸送する。

また、人員、輸送車両等に不足を生じた場合は、自衛隊の支援を要請するとともに、必要により県に支援を要請するものとする。

③ 一時集合場所に自力で集合することが不可能な者に対する措置

一時集合場所に自力で集合することが不可能な者については、市職員、消防署員・団員及び警察官による救援活動を実施する。

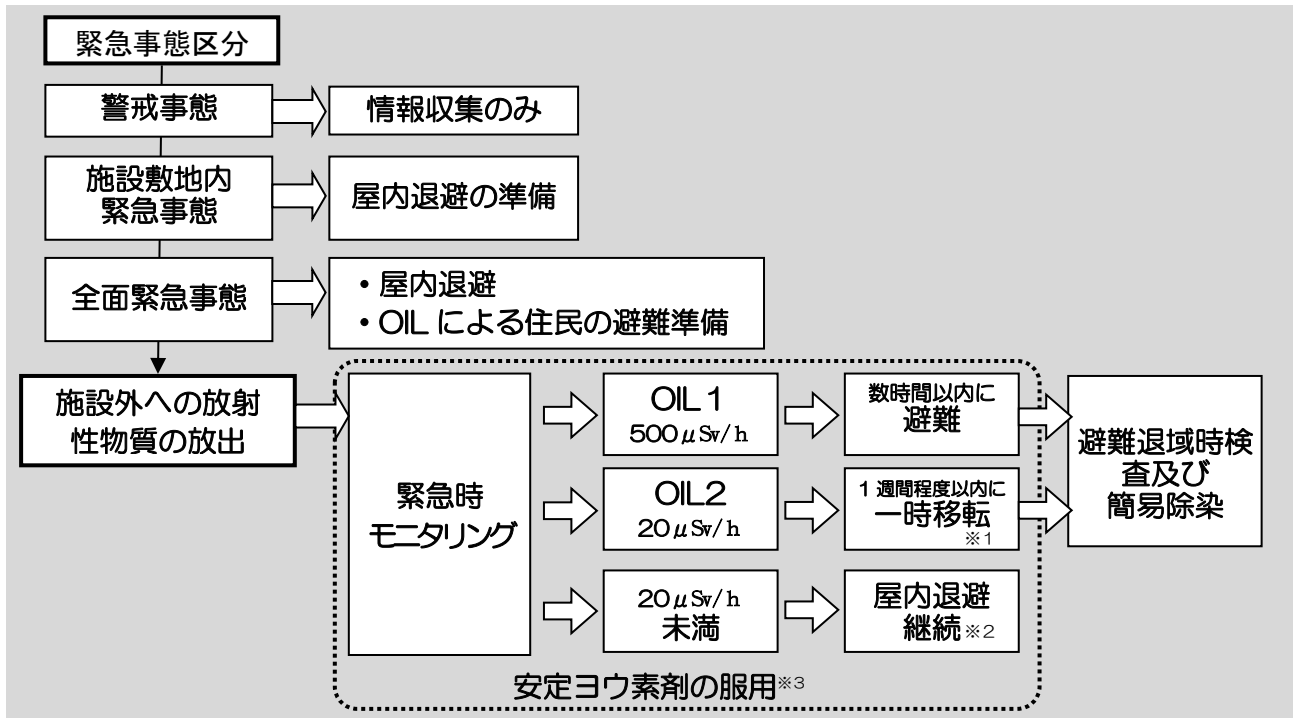
④ 避難路の通行確保

警察官又は消防署員等避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう、自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難路の通行確保に努める。

⑤ 避難状況の把握

市は、避難の指示等を行った場合は、戸別訪問、避難場所における住民登録等、あらかじめ定められた方法により住民の避難状況を確認するものとし、避難漏れ等のないよう配慮する。

○防護措置実施の流れ※4



- ※1 緊急の避難が必要な場合と比較して、空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する防護措置
- ※2 移動が困難な者の一時屋内退避を含む
- ※3 原子力規制委員会の判断を基に、原子力災害対本部又は市が指示した場合
- ※4 事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の防護措置を講じるよう指示された場合は、この限りではない

放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性があることから、県は国及び原子力事業者と連携して緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果に基づき、必要な防護措置を実施することが必要となる。

これらの防護措置の実施を判断する基準として、運用上の介入レベル（O I L）を定めている。

○避難に係る運用上の介入レベル（O I L）と防護措置の概要

基準の種類	基準値※	防護措置	モニタリング
O I L 1	500 μ Sv/h	・数時間内に避難	・緊急時モニタリング
O I L 2	20 μ Sv/h	・1週間程度以内に一時移転	・緊急時モニタリング

※本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

第2節 屋内退避の実施

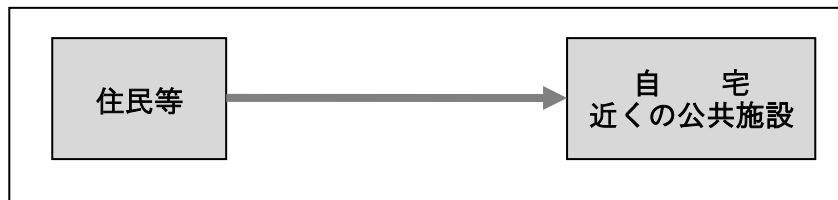
1 屋内退避の有効性

屋内退避は、住民等が比較的容易にとることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。

屋内退避は、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び市の指示により行うものである。

特に、病院や介護施設においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

なお、全域がUPZである本市においては、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでは、原則屋内退避を実施するものとする。



2 屋内退避の指示

住民に対する屋内退避の指示の伝達は、以下の方法とする。

- (1) 市防災行政無線による広報
- (2) 広報車等による広報
- (3) 携帯電話への緊急情報等メールサービスによる広報
- (4) テレビ・ラジオによる広報
- (5) 市ホームページ等による広報
- (6) エリア放送（みなみそうまチャンネル） 等

3 屋内退避の実施

市長は、国の指示又は自らの判断により、屋内退避を決定したときは、住民等に対して、屋外に出ずに自宅に待機するよう、また、屋外にいる住民に対しては、速やかに自宅に戻るよう、一時滞在者に対しては、近くの公共施設等に退避するよう、以下の事項とともに正確かつ簡潔に指示を行う。

	伝 達 内 容
指示	・ 指示者 ・ 屋内退避の理由 ・ 屋内退避時の注意事項等

第3節 安定ヨウ素剤の服用

市は、対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の備蓄体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の服用が行えるよう準備する。

1 安定ヨウ素剤の配布体制の整備

市は、県と連携し、緊急時に住民等が避難や屋内退避等を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き、配布及び服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ学校や生涯学習センター等の適切な場所に備蓄する。

2 安定ヨウ素剤の服用に当たって

市は、県と連携し、避難や屋内退避等を行う住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、服用の効果、服用対象者、禁忌等についての説明書等を準備する。

3 住民への配布・服用指示

市は、県と連携し、国の原子力災害対策本部の指示に基づき、又は市独自の判断により、住民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示する。

ただし、時間的制約等により、医師を立ち会わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布・服用指示を行う。

第4節 避難の実施

1 広域避難における基本的な枠組みについて

県広域避難計画は、関係市町村毎に、避難先市町村及び避難施設を定め、基本的な避難ルートを選定している。

また、避難ルート沿いに車両や避難住民の放射性物質の付着検査等（避難退域時検査）及び簡易除染の実施場所、並びに避難途中の情報を提供する避難中継所を必要に応じて設ける。

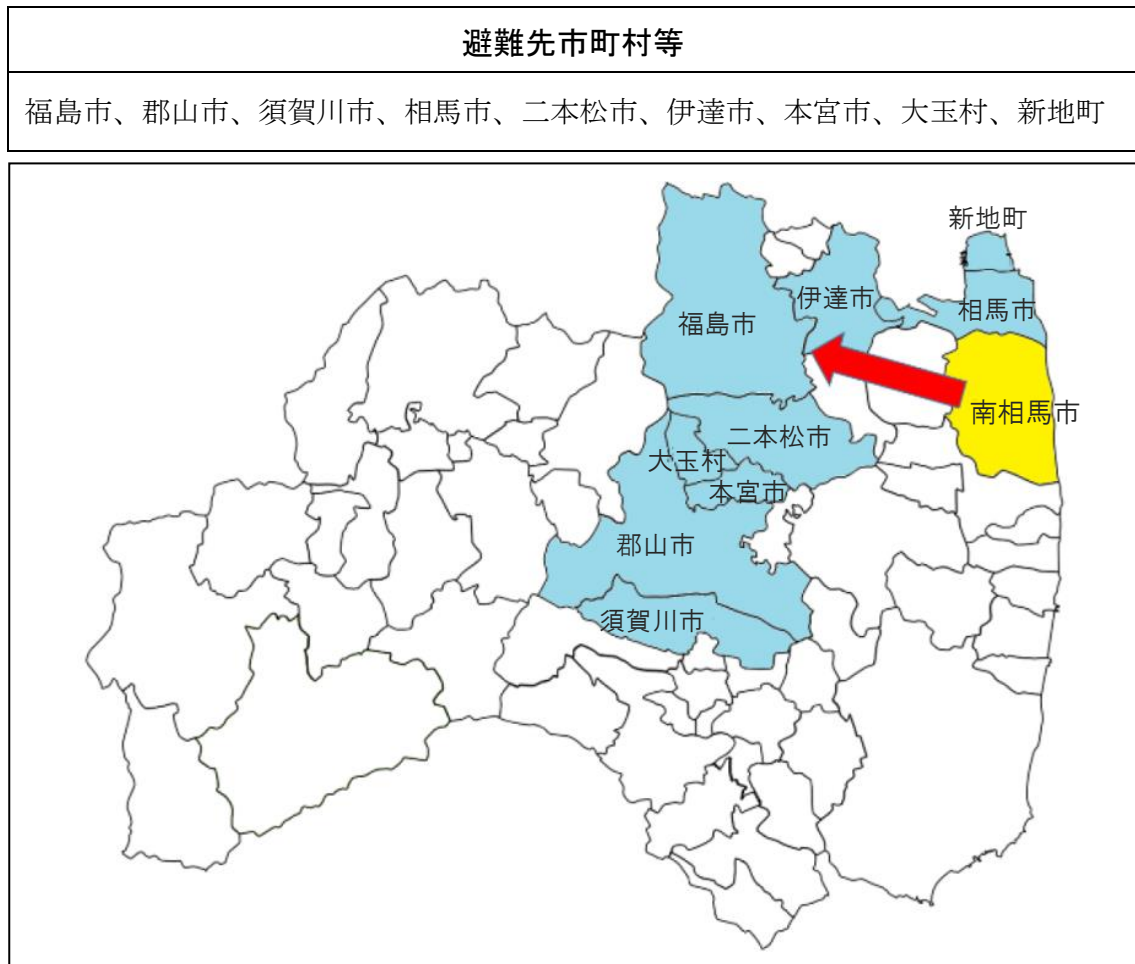
2 避難の実施時期

市長は、国の指示又は自らの判断により、避難を決定したときは、住民等に対して、避難の指示を行うものとする。

3 避難所

避難所は、県が作成する広域避難計画を基に、県及び避難受入先市町村と事前協議を行い、避難受入市町村の公共施設等を避難所として指定するものとする。

○南相馬市の避難先市町村（平成28年12月現在）



4 避難の流れ

(1) 自家用車による避難

① 対象者

自家用車を利用できる住民等

② 避難順序の統制

市及び県等は、自家用車で避難を行う住民に対して、居住する地区が避難を開始する時期、避難に使用する経路、避難退域時検査場所・避難中継所・避難所（以降「避難所等」という。）について十分に広報を行う等により、避難指示に従った避難の遵守を求めて、交通渋滞の発生を防止する。

(2) バスによる避難

市があらかじめ定めた一時集合場所に、原則、徒歩で集結した後、県等が手配するバスにより、指定された避難経路を経由して避難所へ避難する。

① 対象者

自家用車の利用ができない住民等

② 一時集合場所への集結

市は、あらかじめ定めた一時集合場所を順次開設し、職員等により運営するとともに、住民に対して必要な広報を行う。

なお、コミュニティ維持の観点から行政区ごとでまとまって集結する。

市は、一時集合場所において、避難する住民名簿（カード）を作成するとともに、県と協力し、避難所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報を提供する。

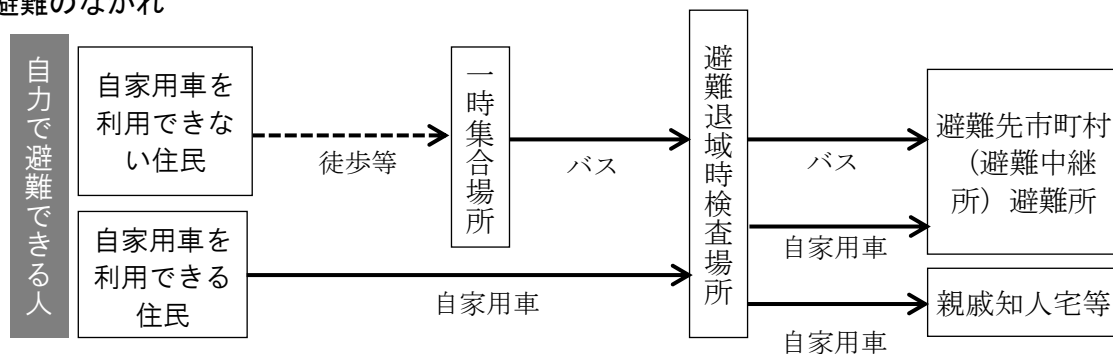
③ 一時集合場所から避難所等までの輸送

県等により手配されたバスで避難所等への避難を行う。

なお、避難住民輸送に必要なバス等の確保が困難な場合は、自衛隊の車両等による輸送支援を求める。

市は、県と連携し、警察、消防署及び指定地方公共機関等の協力を得て、一時集合場所から、避難退域時検査場所を経由して、あらかじめ定めた避難中継所・避難所へ避難住民の輸送を実施する。

○避難のながれ



○一時集合場所

- ◆ 一時集合場所は、資料編を参照

○避難先及び避難経路

避難の経路に当たっては、車両の集中による渋滞が想定されるため、道路状況を勘案し、あらかじめ地区単位で避難経路と避難先を設定する。実際の避難経路は、交通の円滑化、道路啓開^{※1}、避難支援地点の設定等、輸送を重点的に確保する。

- ◆ 避難先の詳細は、資料編を参照
- ◆ 避難先への避難経路は、資料編を参照

○避難中継所とは

避難中継所とは、避難時の混乱を避け、円滑な住民支援を目的として、避難者が避難所へ行く前に、原則避難先市町村内において一時的に集合する場所のことを言う。

なお、避難中継所の設定は必須ではなく、住民避難の運用方法の一つとして県広域避難計画で例示されているものである。

5 住民輸送

避難に当たっては、災害の状況に応じ、住民の自家用車をはじめ、バス、鉄道等の公共交通機関、県防災計画に定める防災関係機関が保有する車両、船舶、ヘリコプター等のあらゆる手段を活用する。

（１）自家用車避難の原則

自力で避難可能な住民については、原則、段階的避難指示に従って自家用車により避難する。この場合、渋滞を極力避けるため家族又は近所の住民との乗り合わせにより避難する。

（２）バス等による集団避難

自家用車による避難が困難な住民は、バスによる集団避難を行う。

なお、関係市町村は自市町村内にあらかじめ一時集合場所等を設定し、住民に周知しておく。

（３）県によるバス等の手配

バスによる避難については、関係市町村が所有するバスだけでは不足する場合、県が（公社）福島県バス協会と締結している協定に基づき、集合場所、学校等必要な箇所へ確実に手配できるよう、あらかじめ体制を整えておく

また、他県のバス協会にも協力を求め、必要な体制を整えておくものとする。

なお、バスによる避難に当たっては、原則として県又は市の職員等が同乗する。

（４）緊急車両などの派遣要請

バス等による避難が困難な場合や確保台数等が不足する場合は、陸上自衛隊や海上保安庁等へ車両、船舶、ヘリコプター等の派遣要請を行うものとする。

（５）鉄道による避難

鉄道による避難が可能な場合は、東日本旅客鉄道（株）の協力を得て積極的に活用するものとする。

※1 緊急車両等の通行のため、1車線でも通れるように早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正により救援ルートを開けること

6 避難退域時検査の実施体制

県が避難経路沿い等に設置した避難退域時検査場所において、避難住民の避難退域時検査を実施し、簡易除染や防護指導とともに必要な場合には処置を施すものとする。

7 避難所の管理運営

(1) 避難所の設置

避難所の設置は、市、県及び受入市町村が協力して行うものとする。

(2) 管理運営体制

市は、避難所に常駐職員を派遣し、施設の管理運営にあたる。

運営においては、自治組織、自主防災組織及びボランティア等と連携して行うものとし、避難所運営のための組織を設けて、自主的な活動によって避難所を運営することを基本とする。

学校等施設が避難所となった場合は、避難所開設時点から教職員等施設職員と明確な役割分担を行い、教職員等の支援を受ける。

○災害発生後7日程度までの期間の管理運営

項 目	管 理 運 営 内 容
避難所の確保	机、いす等の整理による空間の確保
避難者の把握	避難者名簿の作成 要配慮者の把握と対応
食料、飲料水、生活必需品等の調達・配布	必要数量の把握 必要数量の手配 必要数量の調達及び運搬 避難者等への配布
避難所の改善・充実	仮設トイレ、風呂の対策、暑さ・寒さの対策、防疫対策、仮設電話等
医療対策	負傷者、急病者等への医療手配
避難者の相談等	安否確認への対応 各種相談
運営体制の確立	市民団体、ボランティアとの連絡調整
被災情報の提供	被害（人的・物的）の概要

○長期にわたる場合の管理運営

項 目	管 理 運 営 内 容
自主運営組織の確立	避難市民による自主運営の確立 ・食料、飲料水、生活必需品等の調達・配布 ・避難生活のルールづくり ・避難所の清掃、警備等 ・避難者の要望の集約
避難所の改善・充実	プライバシー保護のための設備（間仕切り等） 炊事施設、洗濯施設、洗面所等の充実 空調設備等の設置
行政相談等 仮設住宅の募集(生活支援情報の提供)	仮設住宅の募集 各種被災者支援施策の広報・伝達及び相談
医療対策等	巡回医療の実施 メンタルケアの実施

自宅での被災者対策	行政相談等 医療対策等
-----------	----------------

(3) 避難所の管理運営上の留意事項

① 避難所開設、運営の手順

避難所開設・運営に当たっては、以下の事項・手順に留意して行う。

- ・施設の解錠と施設内に避難者を誘導
- ・無線、FAX、電話等により避難所を開設したことを市災害対策本部に報告
- ・避難所内に事務所を開設
- ・施設内の整理と避難者の受入れスペースを指定、誘導
- ・避難者名簿（カード）を配布・回収
- ・必要に応じて退避スペースの割り振り設定
- ・避難所運営状況、食料・生活必需品等確保状況を市災害対策本部に報告（定時、その他適宜）
- ・避難所日誌を作成

② 避難者名簿（カード）の作成

避難所を開設し、市民を受入れた際には、避難者名簿（カード）を配布し、各世帯単位に記入するよう指示する。回収した避難者名簿（カード）を基に日誌を作成し、事務所に保管するとともに、市災害対策本部に報告する。

③ 情報掲示板の設置

避難者への必要情報を伝達するため、避難所内に情報掲示板を設置する。

④ 避難所運営状況の報告と記録

避難所の運営状況について、毎日定時に市災害対策本部に報告する。

ただし、傷病者の発生等特別の事情があるときは、その都度必要に応じて市災害対策本部に報告する。

⑤ 食料、生活必需品の請求及び配布

避難所全体で集約された食料、生活必需品、その他物資の必要数を取りまとめた後、必要数量を市災害対策本部に報告する。

⑥ 要配慮者への配慮

自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聴き取り調査を行う。市は、県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

調査の結果に基づき、これらの者が必要とする食料、生活必需品等の調達を要請する。

要配慮者の退避空間についてはプライバシーの保護、トイレ等の利用のしやすさ、騒音の少ない場所等、特別の配慮を行うとともに、施設の改善等が必要な場合は、施設の改善を要請する。

外国人に対しては、あらかじめ外国語による避難所生活の留意事項等を示したパンフレットを作成し配布するとともに、必要に応じて、通訳等のボランティアの確保・派遣を要請する。

避難所での情報提供については、掲示板、放送等を活用するなど要配慮者に配慮した対策を実施する。

⑦ プライバシー保護

避難所生活の長期化に対応して、退避者のプライバシー保護に留意する。

⑧ 避難所における火災予防対策の徹底

避難所における出火防止を図り、避難者の安全を確保する。

(4) 避難所の集約・閉鎖

施設の本来の機能を回復するため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難所の集約及び解消を図る。避難所を閉鎖した場合は、県に報告する。

第4章 要配慮者に対する避難支援

第1節 体制等の整備

1 原子力災害の特殊性への留意

市は、県の協力のもと、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦など要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、原子力災害の特殊性に留意し、情報伝達・避難誘導體制等を整備する。

2 情報の共有化

市は、災害時に的確な安否確認を行うため、平常時より周辺住民、自主防災組織及びボランティア等に情報を提供し、避難行動要支援者に関する情報の共有を図る。

また、有事の際には、自主防災組織等に名簿情報を提供し、協力を得る。

なお、名簿情報の共有に当たっては、名簿情報の提供に同意を得られた方々を基本とするが、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から守るために市長が特に必要であると認めるときは、名簿情報を提供することについての本人の同意を得ることは要しないものとする。

第2節 避難行動要支援者の避難計画の作成

1 市

市は、県の協力のもと、要配慮者及び一時滞在者の避難誘導を行う。

また、平常時より、周辺住民、自主防災組織及びボランティア等の情報を提供し、避難行動要支援者に関する情報の共有を図るとともに、必要に応じて避難誘導や搬送・受入れ体制の整備を図る。

また、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮する。

なお、市は、県の助言のもと、これらの検討を踏まえ、避難行動要支援者避難支援計画等を作成する。

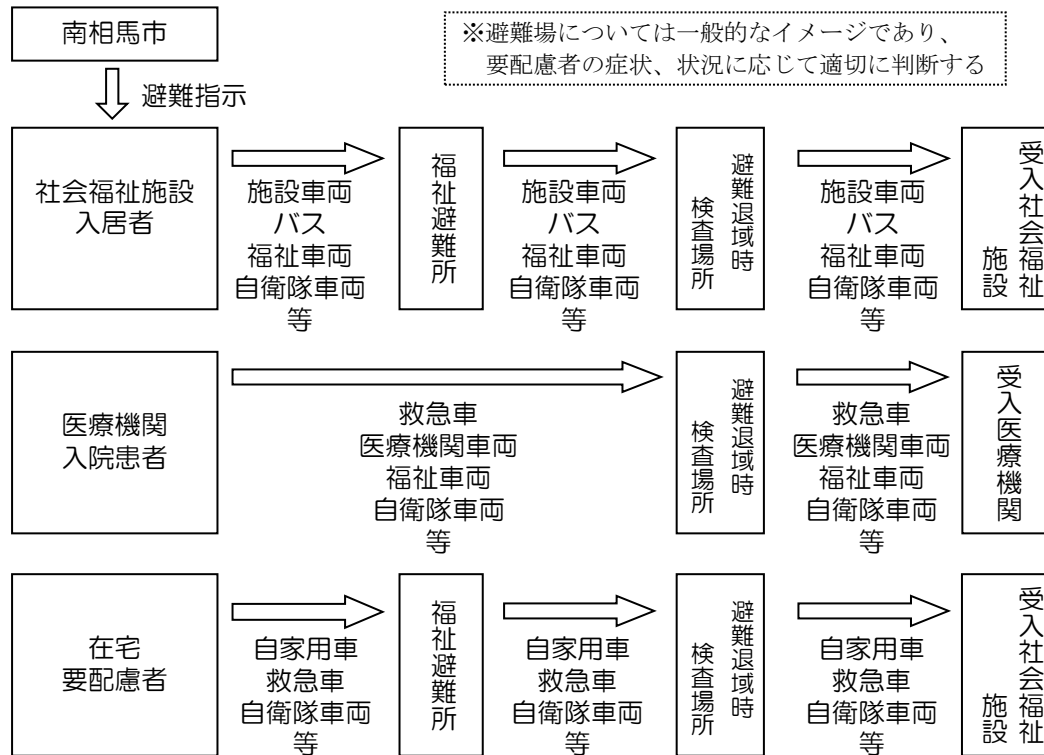
2 社会福祉施設管理者

社会福祉施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保及び関係機関との連携方策等についての避難計画を作成する。

3 医療機関管理者

病院等医療機関の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保及び避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成する。

○要配慮者の避難の流れ



第3節 その他の要配慮者の避難

1 生徒等の避難

学校等施設の管理者は、市及び県と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者及び誘導方法等についての避難計画を作成する。

また、市は、各施設が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。

2 観光客等の避難

市は県等と協力して、市防災行政無線や道路情報板により速やかに観光客等へ事故状況等を伝達するとともに、あわせて避難経路等を情報提供し、速やかな帰宅を呼びかける。

第5章 今後の取組

1 避難中継所の設置と運営

避難中継所の設置は、県広域避難計画において、避難元市町村と避難先市町村が協議することとされている。

市は、避難中継所を設置するために、事前に次の事項について、県を通じて避難先市町村と協議を進める。

協議事項	内 容
① 避難中継所の役割	避難中継所の役割のうち、何を行うかを決めておく。
② 集約する避難施設の優先度	避難先施設を集約する場合、どの施設に優先的に集約するかを決めておく。
③ 避難先集約の基準	どのような状態になったら、避難先施設を集約するかを決めておく。

2 福祉避難所の設置

市は、福祉避難所の早期開設を図るため、福祉避難所の指定を行っていない避難先市町村に、県を通じ、早期指定を求める。

3 行政機能の移転

市は、庁舎が避難対象区域に含まれる他、施設が被災するなど、庁舎としての機能維持が困難となり、住民の避難先となった避難先市町村に庁舎が移転する事態となった場合においても、住民に対する行政サービスの継続性が確保できるよう、あらかじめ代替施設を選定のうえ、機能移転に必要な情報や移転する備品等を事前にリストアップするなど、移転体制の準備を進めておく。

4 広域避難計画を踏まえた訓練の実施

市は、円滑かつ確実な広域避難が可能となるよう本計画等に基づく原子力防災訓練を継続的に実施する。

なお、訓練の成果については、市、県及び避難先市町村、防災関係機関等で共有のうえ、本計画の改訂等、原子力防災体制の強化に反映する。

5 避難計画の啓発

市は、住民に対して、本計画に基づく広域避難を円滑かつ確実に実施してもらうために、説明会や住民を交えた訓練などを行い、原子力防災に関する知識の普及と啓発に努める。

